

平成 25 年 6 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月18日】

1 新 秀隆（公明党） 21～28ページ

議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について

- 1 条例制定の背景及び目的について
- 2 亀山市人権施策審議委員会の選定基準について

議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について

- 1 条例制定の背景について
- 2 子ども・子育て支援事業計画について
- 3 子ども・子育て会議の議論の内容について

議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、市営住宅管理費について
 - (1) がけ地近接危険住宅移転事業補助金78万円について
 - (2) 過去の助成実績について
 - (3) がけ地近接危険住宅移転事業補助金の啓発活動について

2 宮崎勝郎（緑風会） 28～39ページ

議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について

- 1 第3条の市の責務の中で、人権施策とはどのような施策であるのか
- 2 第5条で基本方針を定めるとなっているが、どのような方針か尋ねる
- 3 第6条の人権尊重に関する教育とはどのような教育か
- 4 第7条で審議会は委員12名以内で、男女同数となっているが、年齢は考慮するのか。また補欠委員の任期は残任期間とするとなっているのはなぜか

議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について

- 1 子ども・子育て支援法によって、置かなければならないのか
- 2 第2条で子ども・子育て支援施策を調査するとなっているが、どのようなものなのか
- 3 組織は15人以内で各部門から任命するとなっているが、どのような人なのか。また補欠委員の任期は残任期間とするとなっているのはなぜか

3 大井捷夫（新和会） 39～49ページ

議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について

- 1 人権尊重都市宣言をして、なぜ今、条例を制定するのか伺う
- 2 まちづくり基本条例との整合について
- 3 条例の趣旨、特徴、名称について

- 4 市民意識調査の結果をどのように条例に反映したのか伺う
- 5 施策推進委員会での検討結果及び人権擁護委員からの意見について
- 6 市民への周知、啓発と人権教育の取り組みについて
- 7 亀山市人権施策審議会（7条関係）の設置について
- 8 県下他市の制定状況について

議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について

- 1 条例制定の趣旨と背景について伺う
- 2 子ども・子育て会議の目的と具体的な役割について
- 3 亀山市独自の特色ある会議とする考え方について
- 4 条例制定に伴う関係部局との連携について

議案第50号 財産の取得について

- 1 亀山市消防団の「消防ポンプ自動車」を更新する目的とその性能について
- 2 配備基準、更新計画について
- 3 入札結果について

4 鈴木達夫（ぽぶら） 49～58ページ

議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 債務負担行為補正について
 - (1) 各施設における指定管理料の内容について
 - ア 行財政改革の視点から、管理、運営の変更点について
 - イ 指定管理者業務仕様書について
 - ウ 文化会館指定管理料について

5 服部孝規（日本共産党） 58～67ページ

議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について

- 1 そもそもなぜ条例が必要なのか、これまでに条例がないために支障があったのか
- 2 人権という重要な問題なのに、わずか8ヶ月間に6回だけの委員会の審議で十分と言えるのか
- 3 人権をどうとらえているのか
- 4 人権のうちの一つである「平等権」のみの条例となったのはなぜか
- 5 人権であれば、「公権力と国民の関係」が重要だが、条例にはそういう規定がないのはなぜか
- 6 人権を学ぶのは、市民の権利であって義務ではないのに、なぜ「市民の責務」とされるのか

6 福沢美由紀（日本共産党） 67～75ページ

議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について

- 1 会議の設置期間、回数について
- 2 どのような諮問をするのか
- 3 調査審議する内容について
- 4 調査審議する方法について
- 5 委員の内訳と人数について

7 伊藤彦太郎 75～82ページ

議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について

- 1 この条例の制定により、亀山市の「子ども・子育て」にどのような効果が期待されるのか

議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 債務負担行為補正・公募を行う施設の指定管理料について
 - (1) 当該施設の管理手法について、「指定管理」を継続する理由は
 - (2) 当該施設の指定管理者を「公募」する理由は
 - (3) 指定管理者の選定については、どのような手法を取るのか

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月19日】

1 服部孝規（日本共産党） 88～101ページ

櫻井市長の政治姿勢について

- 1 憲法9条は改正すべきではないと考えるが、市長の見解を問う
- 2 TPP（環太平洋連携協定）交渉に参加すべきではないと考えるが、市長の見解を問う

市総合環境研究センターについて（行財政改革の視点から）

- 1 「亀山市民大学キラリ」報告書が2,000冊も配布されたが、必要な配布数だったのか
- 2 総合環境研究センター設置要綱には、所掌事務として「環境施策」しか書かれていないのに文化や健康などに勝手に取り組めるのか
- 3 亀山市民大学キラリと中央公民館などの生涯学習とが「二重行政」になっているのはいか
- 4 要綱では「時代を先取る有効な環境政策の立案」がセンター設置の目的だが、これまでにどんな実績があるのか

2 新 秀隆（公明党） 101～112ページ

安心な医療支援施策について

- 1 風しんの流行について
 - (1) 亀山市内での感染状況について
 - (2) 市民への予防啓発について
 - (3) 県は公費助成を決定したが、市として助成の考えについて

市民の安心・安全対策について

- 1 集中豪雨への対応について
 - (1) 過去の集中豪雨の対応結果について
 - (2) 集中豪雨における現状の対策について
 - (3) ハザードマップの進捗状況について

空き家・空き地と除草問題について

- 1 空き家・空き地の現状について
 - (1) 空き家倒壊・空き地の危険性について
 - (2) 空き家・空き地の景観状況について
 - (3) 市としての条例策定の考えについて
- 2 市内道路の安全対応について
 - (1) 市道の除草状況について
 - (2) 今後の除草事業の考えについて

3 豊田恵理（緑風会） 113～122ページ

亀山市の広報について

- 1 SNSの活用について
- 2 ホームページについて
- 3 ふるさと納税の活用について

鹿島橋周辺整備について

- 1 防災について
- 2 環境について
- 3 交通安全対策について

4 中村嘉孝（新和会） 122～134ページ

福祉行政（各種計画）について

- 1 亀山市地域福祉計画について
 - (1) 計画の趣旨、考え方について
 - (2) 県内の策定状況について
 - (3) 進捗状況と課題について
- 2 亀山市高齢者保健福祉計画（高齢者がやき・安心プラン）について
 - (1) 進捗状況と課題について
 - (2) 成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の現状について
 - (3) 平成27年度以降の計画策定について
- 3 亀山市子育て応援プラン後期計画（亀山市次世代育成支援行動計画）について
 - (1) 進捗状況と課題について
 - (2) 平成27年度以降の計画策定について
 - (3) 子ども・子育て支援法（関連3法等）について
- 4 亀山市障がい者福祉計画及び障がい福祉計画（第3期）について
 - (1) 平成27年度以降の計画策定について

5 片岡武男（市民クラブ） 134～145ページ

トレーニングルームについて

- 1 市営のトレーニングルームについて
 - (1) 市営の施設は何箇所あるのか
 - (2) 各施設の料金体系について
 - (3) 設置器具の施設間格差について

消防団車庫について

- 1 各分団の消防車庫の現状について
 - (1) 緊急出動時の対応要件について

(2) 消防団員の駐車場について

パブリックコメントの集約結果について

- 1 過去2年間の提出件数と反映結果について
- 2 「亀山市子どもの読書活動推進計画（案）」について
- 3 「亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）」について
- 4 「亀山市地域公共交通計画（案）」について
- 5 今後は、意見提出者に直接書面で回答してはどうか

工場立地法における緑地について

- 1 工場立地法における緑地面積率等について

6 西川憲行（ぽぶら） 146～159ページ

亀山市の将来像について

- 1 住みよい亀山市について
 - (1) 生活道路の改善について
 - ア 亀山市生活道路整備指針に基づく整備状況について
 - (2) 危機管理について
 - ア 住宅密集地における消防水利、防火水槽の整備について
 - (3) 住宅リフォーム助成事業について
 - ア 経済効果と税収について
- 2 教育行政の現況について
 - (1) 過密学級の定義とふるさと先生の必要性について
 - (2) 若年講師指導員及び教職員指導員について
 - (3) ニートや引きこもり等の自立支援について
- 3 行財政改革について
 - (1) 行財政改革の考え方について
 - (2) 審議会のあり方について
 - (3) 新規に立ち上げた事業について
 - ア 「幸せリーグ」への参加について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月20日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 162～175ページ

地域まちづくり協議会について

- 1 協議会の範囲について
- 2 コミュニティとまちづくり協議会の関係
- 3 地域予算制度について
- 4 協議会組織が地域の代表であるという正当性をどう確保するのか
- 5 市はどのような支援をするのか

保育所行政について

- 1 特別保育について
- 2 待機児童について

2 森 美和子（公明党） 175～188ページ

保幼小中における食物アレルギー対策について

- 1 食物アレルギーの現状について
 - (1) 保幼小中における給食のあり方について
 - (2) 食物アレルギーを持つ子供たちの状況について
 - (3) 給食における除去食等の現状について
 - (4) 除去食等のチェック体制について
- 2 緊急時の対応の在り方について（食物アレルギーに伴う急性症状アナフィラキシーショック）
 - (1) 緊急事案の有無について
 - (2) アドレナリン自己注射薬エピペンの使用実績について
 - (3) エピペン使用の周知と講習会について

男女共同参画の推進について

- 1 女性相談について
 - (1) 相談内容の傾向性について
 - (2) DV相談の現状について
 - (3) デートDVの啓発状況について
 - (4) 相談員の現状について
- 2 ワークライフバランスの取り組みについて
 - (1) 男性職員の育児休業取得者の推移について
 - (2) 企業への働きかけについて
- 3 各種審議会等や各種団体への女性の参加について

- (1) 女性登用の実態について
 - ア 各種審議会等について
 - イ 各自治会及び自治会連合会について
 - ウ 消防団について
- (2) 女性の参加を促すための人材育成について
- 4 男女共同参画の推進に対する市長の思いを伺う

3 高島 真（緑風会） 188～202ページ

高速道路環境について

- 1 渋滞対策について
- 2 高速道路に架かる高架橋について
- 3 辺法寺周辺の環境について

通学路の整備について

- 1 市道亀田小川線について

生活保護について

- 1 生活保護受給者の状況について
- 2 県外で受給者が餓死した事案があったが、当市の状況及び相談内容について
- 3 このような事案に対する対策について

住宅リフォーム助成事業について

- 1 申込者への対応について
- 2 今後の取り組みについて

4 中崎孝彦（新和会） 203～210ページ

学校現場の現状について

- 1 就学援助について
 - (1) 就学援助の基準はどうなっているのか。また、他市と比較してその水準はどうか
 - (2) 小中学校児童・生徒の内、どれくらいの人がこの制度を利用しているのか
 - (3) 生活保護基準の8月からの引き下げに伴い、援助の対象から外れる児童・生徒を防ぐため、現行の援助基準を見直す必要があると思うがどのように考えているのか
- 2 学校給食における食物アレルギー対策について
 - (1) 新入生に対する食物アレルギーの有無はどのように把握しているのか。また、対応が必要な食物アレルギーの児童生徒は何人いるのか
 - (2) 給食に関するマニュアルは作成されているのか。また、どのような対応をしているのか
- 3 教員の健康問題（うつ病等の精神疾患）について
 - (1) 休職教員の状況について
 - (2) 悩みを持つ教員に対する相談体制は整備されているのか。また、どのような予防策を講じているのか

バイ・カメヤマについて

- 1 地場産製品の認識について
- 2 工業製品を地場産製品ととらえる考え方について
- 3 亀山生産の工業製品への認識について
 - (1) 積極的なPRは行ってきたのかについて
 - (2) バイ・カメヤマについて

子ども総合センターについて

- 1 子ども総合センターの管理体制について
 - (1) センター長の配置と管理体制について
 - (2) 専門監の業務について
- 2 子ども総合センターの事業について
 - (1) 事業の現況について
 - (2) 子ども支援と子育て支援について
 - (3) 今後どこに軸足をおいて事業を進めていくのかについて
 - (4) 最終的な組織の形について
 - (5) 相談支援体制に向けての人材育成について

亀山市の介護事業について

- 1 鈴鹿亀山地区広域連合による介護事業の現状について
 - (1) 要支援、要介護者数の推移について
 - (2) 亀山市の介護施設について
- 2 地域主権改革に伴う法定権限移譲について
 - (1) どのような事務事業が移譲されたかについて
 - (2) 予算措置について
- 3 特別養護老人ホームの入居状況について
 - (1) 県の入所申込者調べについて
 - (2) 待機されている方への対応は十分かについて
- 4 介護事業の今後の課題について
 - (1) 介護従事者の処遇改善について
 - (2) 栄養サポートチームとの連携について
 - (3) 医療センターとの連携について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月21日】

1 尾崎邦洋（緑風会） 240～252ページ

コンプライアンスについて

- 1 交通事故について
 - (1) 業務上、業務外の事故件数及び内容について
 - (2) 罰則及び教育について
- 2 「亀山市職員コンプライアンスハンドブック」について
 - (1) セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントについて
 - ア 発生件数とその内容について
 - イ 規程について
 - (2) 「公共の利益」について

医療センターについて

- 1 医師、看護師不足について
 - (1) 現状について
 - (2) 対策について
- 2 透析診療について
 - (1) 現状について
 - (2) 対策について

2 前田耕一（市民クラブ） 252～264ページ

全国中学校体育大会ソフトボール競技の開催について

- 1 本大会の概要について
- 2 競技会開催に係る運営体制の確立について
- 3 競技会運営に係る準備体制の現況について

職員の交通安全対策について

- 1 公務中の交通事故等の現状について
- 2 交通安全対策の取り組み状況について
- 3 職員行動規範の策定について

亀山市文化大使の設置について

- 1 亀山市文化大使制度設置の目的について
- 2 所管する担当部局について
- 3 大使の委嘱に係る現況について

3 宮崎勝郎（緑風会） 264～275ページ

道路行政について

- 1 和賀白川線の工事の進捗状況について
- 2 和賀白川線の供用開始に伴う周辺道路の整備計画について
- 3 野村布気線及び県道亀山関線の進捗状況と今後の見通しについて
- 4 既存の市道の整備計画はあるのか

T P Pについて

- 1 政府が進めているT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）について、政治家として市長の考え方を問う
- 2 T P P交渉が進んでいくなか、亀山市としてはどの程度受け止めているのか
- 3 特に農業分野や国民皆保険制度などの聖域の確保等について、どの様な対応をしていくのか

4 伊藤彦太郎 275～284ページ

学校週6日制について

- 1 亀山市としての今後の対応について
- 2 市役所における休日の在り方への影響について

関宿における大型観光バスへの対応について

- 1 観光駐車場へのアクセスルートが狭隘で、すれ違いが困難であるため、交通に支障が出ているが、対応は

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月26日】

1 森 美和子（公明党） 288～292ページ

議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

- 1 経緯について
 - (1) なぜ今給与を減額しないといけないのか
 - (2) ラスパイレス指数とは何か
- 2 亀山市への影響について

2 小坂直親（緑風会） 292～301ページ

議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び
議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について並びに
議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

- 1 追加議案の経緯について
- 2 国の削減要請の意義と権能について
- 3 特別職と一般職の考え方について
- 4 減額措置の基本的な根拠について

3 中村嘉孝（新和会） 301～307ページ

議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

- 1 地方公務員の給与削減目的のため、地方交付税を削減することは分権自治の理念に逆行するのでは
- 2 総務省の「地方財政審議会」の意見について
- 3 国の給与削減要請の受け入れについて
- 4 給与削減が地域経済に与える影響について
- 5 ラスパイレス指数について
- 6 職員組合との労使交渉について

4 竹井道男（市民クラブ） 307～316ページ

議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び
議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について並びに
議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

- 1 条例制定の背景について
 - (1) 国の要請を受けて条例を制定するのかについて

- (2) 条例を制定しなければ国からのペナルティがあるのかについて
- 2 予算措置について
- 3 市長の姿勢について
- (1) 今回条例提案することへの市長の見解について
- (2) 職員のモチベーションへの影響について

5 西川憲行 (ぽぶら) 317～324ページ

議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び
議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

- 1 議案提出までの経過について
- 2 条例制定の主旨について

議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

- 1 市職員組合との協議について
- 2 条例制定の主旨について
- 3 今後の対応について

6 服部孝規 (日本共産党) 324～330ページ

議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

- 1 今回の給与の削減は人事院勧告によるものなのか
- 2 地方自治体の固有の財源である地方交付税を国家公務員の給与削減を理由に減額することが許されるのか
- 3 国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すといわれるラスパイレス指数は実態を正しく反映した物差しといえるのか
- 4 なぜ、政府の無法で何の根拠もない「要請」に従ったのか
- 5 来年3月までの臨時特例となっているが、政府がさらに期間の延長を「要請」してきても、きっぱりと断れるのか

7 伊藤彦太郎 330～335ページ

議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

- 1 何故時限措置であるのか
- 2 他の手段で財源の確保は出来ないのか
- 3 市民サービスへの影響は出ないのか

平成 2 5 年 6 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成25年6月7日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について
- 第 6 議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 7 議案第47号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 8 議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 9 議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第50号 財産の取得について
- 第11 報告第 5号 平成24年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について
- 第12 報告第 6号 平成24年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第13 報告第 7号 平成24年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第14 報告第 8号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第15 報告第 9号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第16 報告第10号 平成24年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 第17 報告第11号 専決処分した事件の承認について
- 第18 報告第12号 専決処分した事件の承認について
- 第19 報告第13号 専決処分の報告について
- 第20 報告第14号 専決処分の報告について
- 第21 報告第15号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川 憲行 君	2番	高島 真 君
3番	新 秀隆 君	4番	尾崎 邦洋 君
5番	中崎 孝彦 君	6番	豊田 恵理 君
7番	福沢 美由紀 君	8番	森 美和子 君
9番	鈴木 達夫 君	10番	岡本 公秀 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕一 君
13番	中村 嘉孝 君	14番	宮崎 勝郎 君
15番	片岡 武男 君	16番	宮村 和典 君

17番	前田 稔 君	18番	服部 孝規 君
19番	小坂 直親 君	20番	竹井 道男 君
21番	大井 捷夫 君	22番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	安田 正 君
企画総務部長	広森 繁 君	財務部長	上田 寿男 君
財務部参事	神山 光弘 君	市民文化部長	梅本 公宏 君
健康福祉部長	伊藤 誠一 君	環境産業部長	稲垣 勝也 君
建設部長	三谷 久夫 君	医療センター 事務局長	松井 元郎 君
危機管理局長	西口 昌利 君	文化振興局長	広森 洋子 君
関支所長	坂口 一郎 君	子ども総合 センター長	若林 喜美代 君
上下水道局長	高士 和也 君	会計管理者 (兼)出納室長	西口 美由紀 君
消防長	渥美 正行 君	消防次長	服部 和也 君
教育委員会委員長	肥田 岩男 君	教育長	伊藤 ふじ子 君
教育次長	石井 敏行 君	監査委員	渡部 満 君
監査委員事務局長	栗田 恵吾 君	選挙管理委員会 事務局長	井上 友市 君

●事務局職員

事務局長	浦野 光雄	書記	渡邊 靖文
書記	山川 美香		

●会議の次第

(午前10時03分 開会)

○議長（櫻井清蔵君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年6月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録の署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

3番 新 秀 隆 議員

14番 宮 崎 勝 郎 議員

のご両名を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月28日までの22日間と決定いたしました。

次に日程第3、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書6件が、また、亀山市土地開発公社、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、財団法人亀山市地域社会振興会及び公益社団法人亀山市シルバー人材センターから平成24年度事業報告書並びに収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ご報告いたします。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成25年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて今日、我が国の経済状況の先行きは、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、次第に景気回復へ向かうことが期待されております。しかしながら、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていることから、雇用・所得環境の先行き等にも注意が必要な状況であります。

また、先月には、共通番号制度関連法が成立し、年金などの社会保障と納税を一つの個人番号で管理する制度が2016年1月から始まることとなりました。この制度が、より公平な社会保障制度・税制の基盤となり、行政の効率化に資するものと期待されております。

こうした動向につきましては、市政運営にも影響がございますので、引き続き情報収集を行うなど、その動向に注視してまいります。

こうした中、本市におきましては、新たに設置いたしました行財政改革推進本部において、全市的な視野、全庁的な視点による行財政改革の考え方の意識を共有したところであります。今後は、この考えに沿って、さらなる行財政改革を徹底することで、後期基本計画の推進を支え、持続可能な自治体経営につなげてまいります。

一方で、全国の自治体において、住民の幸福を基点とした行政運営に取り組む動きが広がる中、住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合、通称「幸せリーグ」が結成される運びとなりました。本市といたしましても、自治体経営を行う上で重視する市民力や地域力の向上につながるきずなの視点、都市を将来世代へ継承する持続可能性の視点、誰もが愛着と誇りを持って暮らせるクオリティライフの視点、これらと「幸せリーグ」の趣旨とは、目指す方向性が近いものと考え、参加することといたしました。今後は、関係自治体間の相互の連携・協力、職員の学びの場の提供などにより、自治体間が互いに切磋琢磨し、行政運営の一層のレベルアップを図ってまいります。

さて、「いせのくに亀山・文化創造都市」の実現を目標として進めております「かめやま文化年プロジェクト」につきましては、3年ごとにさまざまな文化に関する取り組みを集中して開催し、文化による創造と交流のまちを目指すものとし、このほど、全期間を平成32年度までとする「かめやま文化年プロジェクト基本構想案」の取りまとめを行いました。今後は、かめやま文化年プロジェクト推進委員会の審議を経て基本構想を策定し、本プロジェクトのテーマ、「みつめる・つながる・かがやく」に沿って、第1回目となります「かめやま文化年2014」に向けて取り組んでまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、快適な都市空間の創造についてでございますが、農林業の振興につきましては、昭和40年代まで市内で大量に生産されていた「べにほまれ紅茶」の復活に向け、茶業関係者グループ亀山kisekiの会、中日本高速道路株式会社及び本市の3者により、農山村活性化の取り組みに関する協定を締結いたしました。この協定に基づき、先月25日に布気町地内のべにほまれ茶園において、多くの参加者のもと、手摘み作業などを行いました。市といたしましても、本市の特産品としてべにほまれ紅茶の生産を支援してまいります。

次いで、上下水道の整備のうち、流域関連公共下水道につきましては、本年3月末に布気町、亀田町、羽若町、関町会下及び関町新所の一部区域の供用開始を行いました。これにより、平成24年度末現在の公共下水道処理人口普及率は2.0ポイント増の45.8%となっており、今後も引き続き計画的な整備を進めるとともに、供用済み区域での接続率の向上に努めてまいります。

次いで、道路網の整備についてでございますが、通学路の安全性の向上を図るため、能褒野工業団地内の市道能褒野7号線における歩道整備につきましては、用地を無償貸与していただく東洋電装株式会社亀山工場、歩道整備後に里親として環境美化活動を実施していただく能褒野町自治会、工事を施行する本市との間において、初の試みとなる協定を去る4月11日に締結いたしました。今後は、協定に基づく3者の連携を図りつつ、歩道整備を進めてまいります。

一方、市道和賀白川線につきましては、鈴鹿川をまたぐ延長135メートルの橋梁も順調に延伸しており、平成25年度末の供用開始を目指し工事を進めてまいります。この供用開始に向け、現在建設中の橋梁の名称を公募いたしており、7月下旬の選定委員会において決定いたしてまいります。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地域コミュニティの仕組みづくり支援事業につきましては、昨年度モデル地区に選定いたしました川崎地区及び昼生地区において、多様な主体の参加に

よる新たな地域組織の仕組みについて協議がなされ、本年4月に両地区にまちづくり協議会が設立されたところであります。また、城北地区、野村地区においても、まちづくり協議会設立準備委員会が設置され、地域での主体的な取り組みが進められております。

一方、こうした地域の活動への支援を進めるため、先月、地域担当職員を構成員とする地域まちづくり推進チームを設置したところでございます。今後は、推進チームを中心に、各地域への支援を行ってまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造につきましては、市民参画・協働の推進を図るため、先月12日に協働事業提案制度として平成24年度に実施した2事業の成果報告会及び講演会を開催し、改めて協働事業の効果や意義について、市民に呼びかけを行ったところであります。また、本年度の協働事業につきましては、地域材需要拡大を目的とした事業など3事業について事業展開を図っており、市民との協働による取り組みの効果が期待されるところであります。また、市民活動応援事業につきましては、昨年度末の市民活動応援制度検討委員会の最終報告を踏まえ、その実施制度となる亀山市市民活動応援交付金交付要綱を先月施行いたしました。今後は、本年10月からの応援券の交付に向け、登録いただく市民活動団体の募集や紹介冊子の作成を進めるとともに、各地区コミュニティへの制度説明など、市民への周知を進めてまいります。

次に、人権の尊重につきましては、平成24年度に亀山市人権施策推進委員会での検討を踏まえ策定いたしました、一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例（案）に対するパブリックコメントを終えましたので、いただいたご意見を踏まえ、本議会に条例の制定並びに関係経費の予算補正を提案させていただいております。

次いで、情報の提供と共有につきましては、新たな情報発信ツールとなる亀山市公式フェイスブックページ“かめやま”の試験運用を今月3日に開始いたしました。これは、広報紙やホームページに比べ、情報の双方向性や即時性に特徴のあるものとなります。今後は、こうした特性を生かした積極的な情報発信や広聴機能の充実に努めてまいります。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造について、ご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、昨年度、川崎地区におきまして、地域の健康づくり活動のキーパーソンを養成する健康づくり応援隊養成講座をモデル的に開催してまいりました。今年度は、川崎地区の活動を支援し、地域に根づいた健康づくり活動の輪を広げていくとともに、昼生地区におきましても、健康づくり応援隊養成講座を開催する計画を進めているところでございます。また、今回の取り組みを通じて得たノウハウを生かし、ウォーキングを初めとした健康づくり活動の地域での定着に向け、働きかけてまいります。

次に、地域医療の充実につきましては、本年度、亀山市地域医療再構築プランが最終年度となりますことから、亀山市地域医療推進会議において、その成果等の検証を進めるとともに、先月設置いたしました地域医療再生プロジェクトチームにおいて、次期計画の策定を進めてまいります。

また、三重大学亀山地域医療学講座につきましては、最適な地域医療体制の確立に向けた市の医療・保健体制に関する研究の一環といたしまして、三重大学と連携し、亀山茶を利用した緑茶が健康に与える効果の研究や、医療や保健・福祉サービスの利用状況に関する調査を行ってまいりました。これらの研究成果につきましては、今後、市民の皆様に広報紙等を通じてお知らせしていくとともに、市の施策への活用について研究を進めてまいります。

一方、医療センターにつきましては、三重大学との連携協力により常勤医師の診療体制を充実させるとともに、総合診療科等による外来診療のほか、当直支援の拡充をいただいているところであります。なお、昨年度から2カ年で実施しております建物改修工事につきましては、空調設備や外壁タイル、病室などの改修を実施し、医療機能の維持充実を図ってまいります。

次に、自然との共生につきましては、平成18年5月に開園いたしました亀山里山公園みちくさが本年4月29日に来園者数10万人を達成し、先月12日実施の里山公園春のイベントにおいて達成記念セレモニーを開催いたしました。今後も、市民の憩いの場、環境教育の場としてご利用いただけるよう、さまざまな取り組みを進めてまいります。

続いて、防災力の強化につきましては、各防災関係機関との間で、台風や地震等の災害が発生したときの対応や被害拡大の防止策についての共通認識を持つとともに、連携強化を図るため、7月11日に危険箇所点検を実施いたします。

一方、大雨により道路が冠水しやすい県道津関線JR高架下の通行規制の措置につきましては、三重県とあらかじめ申し合わせを行い、県の依頼のもと、市で初期対応が行えるよう進めており、今後も災害対策に万全を期してまいります。

次に、消防力の充実・強化のうち、北東分署の建設につきましては、平成25年2月に策定した亀山市消防力充実強化プランとの整合を図るとともに、大規模災害において重要な役割を果たす施設とするため、北東分署建設基本計画の見直しを行ったところであります。今後は、平成26年度の建設に向け、建築設計業務等を進めてまいります。

また、防火対策の推進といたしまして、先月6日に発生したアルミニウム再生工場の爆発火災を受け、関係する事業所に対し、類似火災を防止するため特別査察を実施するなど、防火管理体制の強化に努めているところであります。

一方、救急体制の強化につきましては、救急隊員の知識・技術の向上を図るとともに、より質の高い救急サービスの提供を目指し、医療センターとの連携による救急ワークステーションの試行運用を開始したところであります。

また、災害対応力の強化といたしまして、最近の登山ブームに伴い、去る4月10日、所要の救助体制を整備するため、山岳知識や救助技術を有している消防職員9名を選抜し、山岳救助隊を発足させたところであり、今後もさまざまな要請に応えるため、必要なスキルアップを図ってまいります。

さて、過日、亀山市内で開催された県下消防職員による意見発表会では、みずからの使命感と防災教育のあり方について発表した当市の消防士が高い評価を受けたところであり、今後もこのような機会を通じ、人材の育成に努めてまいります。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上につきましては、地域福祉の推進にご尽力いただいております民生委員・児童委員は、本年11月30日で3年間の任期満了を迎えますことから、自治会を通じて地域の実情に精通した候補者の推薦を依頼させていただいております。今回の改選では、人口増の地区や、児童の相談件数がふえたことにより、委員の増員や、一部において担当区域の見直しなどの調整も行っております。

次に、高齢者の多様な生活スタイルの支援のうち、地域包括ケアの推進につきましては、市内医

師会、歯科医師会、薬剤師会及び介護事業者とともに在宅医療連携チームを3月に発足させました。今後は、チームにおいて高齢者が地域で安心して暮らせるよう保健・福祉・医療の切れ目ないサービスを提供できる体制について検討を進めてまいります。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援のうち、待機児童の解消につきましては、民間保育所整備事業により支援してまいりました、なのはな保育園が去る4月1日に開所されましたことにより、大きく前進したところでございます。今後は、延長保育や休日保育など、さらなる保育サービスの拡充にも期待するところでございます。

また、市の子ども・子育て支援施策に子育て当事者等の意見を反映できるよう、子ども・子育て支援法に基づく亀山市子ども・子育て会議を新しく設置するため、本議会に条例の制定と関連する予算補正を提案させていただいております。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、来る7月20日、21日の両日に、かめやま文化年2014イベントとして、B級グルメ推進団体である亀山みそ焼きうどん本舗との協働事業により、実行委員会主催で、全国焼きうどんサミット in 亀山が開催されます。20日に全国の焼きうどん4団体を集めてのサミット、翌21日には、当市と江戸時代からゆかりのある岡山県真庭市のひるぜん焼きそばのほか、県内B級グルメ団体も加わってのグルメフェスタが開催されます。全国のご当地グルメによるまちおこしを実践中の市民団体との交流を通じて、亀山市の魅力を全国に発信し、地域の活性化を図ってまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進のうち、広域連携政策につきましては、長年培ってきた鈴鹿市との連携を機軸として捉えつつ、新たに隣接する伊賀市及び滋賀県甲賀市との連携強化を図るため、「い・こ・か連携プロジェクト」に取り組むことといたしました。今後は、これまでの交流を礎に交通政策や観光政策など県境を越えた広域的な政策形成の可能性について探ってまいります。

次いで、国民宿舎関ロッジ及び道の駅関宿地域振興施設につきましては、市直営の運営から民間活力を生かした指定管理による運営への移行を進めており、道の駅関宿地域振興施設につきましては、改装工事後の先月1日から、指定管理者である株式会社安全による新たな運営が開始されたところでございます。また、国民宿舎関ロッジにつきましては、現在耐震補強及び施設改修工事を進めており、7月1日からは指定管理者である株式会社エムアンドエムサービスによる新たな運営に移行し、7月12日にはリニューアル後、最初のお客様をお迎えする予定となっております。

これに伴い、国民宿舎事業につきましては企業会計を廃止いたしますことから、その清算金を一般会計補正予算へ計上いたしております。両施設とも、指定管理者の持つノウハウが生かされ、地域振興につながる運営が実現されるよう、指定管理者との連携を深めてまいります。

一方、文化会館及び運動施設等の指定管理者につきましては、本年度末でその期限を迎えますことから、新たな指定管理者の選定に当たり、本議会に債務負担行為の追加について予算補正を提案させていただいております。今後、公募を行い、指定管理者選定委員会での選定を経て、12月議会に指定議案を提案できるよう進めてまいります。

また、国から要請を受けております給与削減措置につきましては、現在、市職員に対しましてその趣旨を説明するとともに、市職員組合と協議を重ねているところでございます。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年2月16日から5月20日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成25年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。教育基本法に基づき、中央教育審議会で検討されておりました第2期教育振興基本計画が、去る4月25日、答申として取りまとめられたところであります。

この答申は、今年度から5年間の計画とされていますが、「自立・協働・創造に向けた生涯学習社会の実現」という社会の方向性を示した上で、その実現に向けた教育の方向性として、「社会を生き抜く力の養成」など4つの基本的方向性や、成果目標が打ち出されています。

一方、具体的な教育課題については、教育再生実行会議の提言を受け、いじめ問題への対応や体罰禁止の徹底、道徳教育の充実等の取り組みが進められており、教育委員会のあり方等につきまして、今後、中央教育審議会で議論されようとしているところであります。

次に、県の情勢であります。2年目となる「みえの学力向上県民運動」の取り組みや、子供たちが安心して学べる環境づくり、地域に開かれた学校づくり等に重点が置かれているところであります。

こうした国・県の動向や施策を見きわめながら、教育委員会といたしましては、第1次総合計画後期基本計画の施策を着実に推進してまいるとともに、就学前教育を中心に、横断的な視点を一層大切にした取り組みに努めてまいります。また、教育委員会会議のさらなる活性化や運営上の工夫を図るとともに、必要な情報の収集と発信、緊急事態における迅速な対応等に努めてまいります。

それでは、まず学校教育についてご説明申し上げます。

東日本大震災から2年余りが過ぎましたが、南海トラフを震源とする大規模地震の発生に対する危惧が日に日に増しています。そこで、今年度から各学校の教職員の中から学校防災リーダーを定め、学校における防災対策及び児童・生徒に対する防災教育を一層充実してまいります。

また、体罰禁止を初め、教職員一人一人が高い危機管理意識を持ちながら服務規律を遵守して、市民から信頼される教職員、学校に向けて邁進してまいります。

次に、少人数教育推進事業につきましては、本年度も小・中学校に10名のふるさと先生を配置

し、過密学級の解消と、少人数によるきめ細かな教育を推進してまいります。また、本年度から、経験豊富で実績を積み重ねた退職教員を若年講師指導員として任用し、ふるさと先生を初めとする若年講師の指導力向上に向けて、巡回指導をしております。

次に、学校給食につきましてご説明申し上げます。

自校方式やセンター方式の学校給食につきましては、地元の食材を生かした「かめやまっ子給食」を引き続き実施してまいります。また、地産地消の推進とより栄養価の高い給食を提供するため、本年度から県内産の低温殺菌牛乳を導入しております。

一方、デリバリー給食につきましては、「地物が一番みえの日」を充実させていくとともに、定番メニューの開発にも努めてまいります。

今後につきましても、食材生産地の情報を積極的に公表し、安全・安心な食の提供に努めてまいります。

また、市内幼稚園・学校におきましては、本年度も、園長・校長のリーダーシップのもと、特色ある園・学校づくりを意識した教育目標を掲げ、学校自己評価や関係者評価を取り入れながら、経営の改善に努めてまいります。

次に、教育研究につきましてご説明申し上げます。

まず、学力向上につきましては、学力向上の3本柱である「学習規律の徹底・授業改善・学習習慣の確立」について、引き続き取り組みを進めてまいります。校内研修リーダーを中心とした研修会を開催し、児童・生徒の学力向上に向けた取り組みを推進してまいります。また、各校の課題解決に向け、外部講師の派遣等の支援に取り組んでまいります。

一方、体力向上につきましては、体力向上に係る授業改善のための外部講師を保育所へも派遣し、幼児教育の充実を図る取り組みを支援してまいります。なお、来る8月17日から全国中学校体育大会が東海ブロックで開催され、本市はソフトボール男子の会場となります。これを機に、みずから進んで運動に親しむ心を育ててまいります。

次に、道徳教育につきましては、新学習指導要領で示されている新しい項目を重点的に、「心のノート」等の副読本を活用した発達段階に応じた授業づくりについて研究を進めます。さらに、家庭や地域との連携を深めながら、尊敬と感謝、郷土愛など人や社会との望ましいかかわり等について、子供たちの規範意識を醸成するとともに、実践的な態度の習得に努めてまいります。また、人権教育につきましては、中学校区において地域と連携した学習を一層推進してまいります。

次に、幼児教育につきましては、保幼小中等連携協議会において、保育所・幼稚園と小学校のスムーズな接続を進めるカリキュラムの作成と、その実践研究に取り組めます。そして、就学前から小学校・中学校、さらには高等学校を見通した教育の実現を目指してまいります。

また、幼児教育に関する経験豊富な退職教員を教職員指導員として任用し、保育所を含む幼児教育指導者の指導力向上に努めます。

続きまして、コミュニティスクールの推進につきましては、市の指定を受けている加太小学校と文部科学省の研究指定を受けている川崎小学校に加え、本年度から昼生小学校が文部科学省の研究指定を受けており、それぞれの学校を中心に、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった活力ある学校づくりを推進してまいります。

続きまして、学校施設等の整備関係につきましてご説明申し上げます。

まず、亀山東小学校整備事業につきましては、本年度、少人数学級の推進に向けて、教室不足を解消するため、校舎の増築を予定しており、その設計業務が完了いたしましたので、現在関係機関と協議を行い、工事発注の準備を進めております。

次に、川崎小学校改築事業につきましては、本年度、地域の皆様のご意見を拝聴し、川崎小学校校舎改築基本計画策定委員会との連携によりまして、改築基本計画を策定してまいります。

また、国の登録有形文化財であります白川小学校の耐震改修事業につきましては、安心・安全に学習できる環境づくりのため、その改修工事の設計業務が完了いたしましたので、工事発注に向けて取り組んでいるところであります。

続きまして、生涯学習関係につきましてご説明申し上げます。

まず、家庭教育関係につきましては、昨年度実施いたしました子育て生活に関するアンケートの結果を受け、リーフレットを作成し、子育てのヒントとしてご活用いただけるよう全戸配付いたしました。また、食をテーマに、幼児がいる家庭向けリーフレットの作成を進めております。一方、保育園・幼稚園を対象に、家庭教育出前講座を実施し、家庭の教育力支援を図ってまいります。

次に、公民館講座につきましては、幅広い年齢層に、学びのきっかけを提供できるように、新たな短期講座の開設、夜間講座の拡充等を図っております。さらに、子育ての宝箱講座については、家庭教育支援事業と関連させて、内容をリニューアルいたしました。市民の皆様から多くの応募をいただき、各講座がスタートしたところであります。

次に、青少年健全育成関係につきましてご説明申し上げます。

まず、青少年総合支援センターのパトロール業務につきましては、子供の下校時間帯に重点を置いて、学校や関係機関と連携を密にしながら安心して安全な環境づくりに努めてまいります。

また、ニートや引きこもり等自立支援に向けた相談業務につきましては、細やかな個別対応を継続いたしますとともに、本人や保護者が気軽に利用できる施設として周知に努めてまいります。

次に、亀山っ子市民宣言の取り組みの1つとして、本年度も亀山市青少年育成市民会議とともに、自然体験や生活体験を通して異年齢の交流や青少年リーダーの養成を目的に、来る8月20日から3泊4日のサマーキャンプを鈴鹿峠自然の家で開催いたします。

また、放課後や休日における子供の居場所づくりにつきましては、本年度、亀山東小学校区での放課後子ども教室開催に向けて、準備会が立ち上がっているところであります。

続きまして、図書館につきましては、本年度も図書館司書を市内3中学校に派遣し、学校との連携を図ってまいります。

また、昨年度導入いたしました図書館システムは、市内の小・中学校とのネットワーク化に向け、準備を進めております。

一方、図書館施設につきましては、利用者の読書環境を整えるため、本年度秋ごろから学習室等の改修を予定しております。改修期間等詳細につきましては、広報等で適宜お伝えしてまいります。が、工事期間中、市民の皆様にはご不便をおかけいたしますこと、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

説明の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第45号から日程第21、報告第15号までの17件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第45号一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定についてでございますが、市は、平成18年3月に人権尊重都市宣言を行い、また亀山市まちづくり基本条例において、市民の権利を明らかにするとともに、市民の責務として、市民はみずからがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、相互に尊重し、協力し合って積極的にまちづくりを推進するよう努めなければならないと定めました。

一方、平成23年度に実施した市民意識調査によって、市における人権尊重に関するより積極的な取り組みの必要性が確認されたところでございます。

これらのことから、亀山市における人権尊重に関する市及び市民、それぞれの責務を明確にし、施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する取り組みを総合的に推進するため本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず条例の目的と、条例における用語の意義について定めます。

次に、市は人権施策を積極的に推進するものとし、市民は相互に人権を尊重するものとするなど、それぞれの責務について定めます。

次に、市長は人権施策を総合的に推進するため、人権が尊重される社会の実現に関する基本的な事項などについて、基本方針を定めるものといたします。

続きまして、市は市民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する問題を調査し、人権尊重に関する教育及び啓発活動の充実に努めるものといたします。

次に、人権施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、亀山市人権施策審議会を置くこととします。

なお、施行日は公布の日とし、附則において亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、亀山市人権施策審議会委員の報酬等を規定いたします。

続きまして、議案第46号亀山市子ども・子育て会議条例の制定についてでございますが、児童福祉法その他の子供に関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付、その他の子供及び子供を養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、子ども・子育て支援法が制定されました。

市が、子ども・子育て支援事業計画に子育て当事者等の意見を反映させるとともに、子ども・子育て支援施策に関し必要な事項を調査・審議する機関を設置するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、亀山市子ども・子育て会議を置くこととし、同会議は、同項各号に掲げる事務を処理するとともに、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援に関する施策について調査・審議することといたします。

次に、亀山市子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、委員は市長が委嘱し、または任命します。

次に、その他亀山市子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めます。

なお、施行日は公布の日とし、附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、亀山市子ども・子育て会議委員の報酬等を規定いたします。

次に、議案第47号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、平成25年から復興特別所得税2.1%が課税されることに伴い、ふるさと納税を行った場合、寄附金控除の適用を所得税で受けたときには、その復興特別所得税に係る額も控除されることになりました。このことを踏まえ、ふるさと納税をしたときの個人住民税の控除額について、減額調整を行います。

次に、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に係る固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の規定について、平成24年度をもって同研究所の事業が終了したことに伴い、条文から当該事業の規定を削除します。

次に、国税において延滞税等の見直しが行われたことにあわせて、当分の間の措置として、市税の延滞金等の利率を国税の延滞税等にあわせて引き下げます。なお、この措置は、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金等について適用します。

次に、消費税率引き上げに伴う特例措置として、所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限が平成29年12月31日まで4年延長されるなど、制度が拡充されたことに伴い、個人住民税においても控除限度額の引き上げ等を行うための関係条文の整備を行います。

続きまして、市町村が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置が、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に対して導入されたことに伴い、この施設に係る固定資産税の課税標準の軽減率を3分の2と定めます。

次に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する長期譲渡所得の課税の特例規定について、当該敷地の相続人についてもこの特例措置の適用を受けることができるように改正されたことなどの改正に伴い、条文の整備を行います。

次に、地方税法における条項ずれ等に伴う引用条項の整理を行います。

なお、施行日は、独立行政法人森林総合研究所の事業及び地域決定型地方税制特例措置に係る改正規定につきましては公布の日といたしますが、後者につきましては、平成25年4月1日以後に締結される管理協定に係る施設に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用いたします。

また、ふるさと納税に係る個人住民税の控除額、市税への延滞金等の利率、東日本大震災被災居

住用財産敷地の長期譲渡所得及び引用条項の整理に係る改正規定につきましては平成26年1月1日とし、住宅借入金等特別税額控除に係る改正規定につきましては平成27年1月1日といたします。

次に、議案第48号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、固定資産税と同様に、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫について、地域決定型地方税制特例措置が導入されたことに伴い、この施設に係る都市計画税の課税標準の軽減率を3分の2と定めます。

なお、施行日は公布の日とし、平成25年4月1日以後に締結された管理協定に係る施設に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用いたします。

続きまして、議案第49号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1億224万6,000円を追加し、補正後の予算総額を210億4,734万6,000円といたしております。

最初に、債務負担行為補正につきましては、平成26年4月からの指定管理者の選定に当たり、公募を行う施設の指定管理料について、債務負担行為をすることができる期間及び限度額を定めております。

続いて、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費では、財団法人自治総合センターの助成対象事業として、田村自治会による集会施設整備が採択されたことから、コミュニティ助成事業補助金として計上いたしております。

次に、民生費では、小規模多機能型居宅介護事業所が行うスプリンクラー整備に係る補助金や、子ども・子育て会議に係る経費を計上するほか、国の生活保護基準の見直しに伴い必要となるシステム修正経費を計上いたしております。

次に、商工費では、6月末をもって国民宿舎事業会計が廃止されることから、一般会計で引き継いで支出することとなる工事請負費など6,250万円を計上いたしました。なお、財源として、歳入で国民宿舎事業会計清算金を計上いたしております。

次に、土木費では、市道関駅前線について用地購入費を計上するほか、橋梁長寿命化修繕計画を、事業の早期完成を目指し、単年度で策定するための経費を増額いたしております。

次に、消防費では、高規格救急車の修繕料を計上いたし、財源として、歳入で自動車損害共済災害共済金を計上いたしております。

次に、教育費では、人権施策審議会の開催経費を計上するとともに、諸支出金では、歳入の国民宿舎事業会計清算金のうち、関ロッジ管理費の特定財源として充当した残額を財政調整基金への積立金として計上いたしました。

一方、歳入につきましては、国庫支出金として、生活保護適正実施支援事業費補助金や社会資本整備総合交付金を計上いたし、県支出金では、介護基盤緊急整備事業費補助金などを計上いたしております。

また、諸収入として、コミュニティ助成事業助成金や国民宿舎事業会計清算金などを計上いたし、補正財源として前年度繰越金を計上いたしております。

以上が、今回提案をいたしました一般会計の補正予算の主な内容でございます。

詳細につきましては、副市長をして説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第50号財産の取得についてでございますが、亀山市消防団に配備している消防ポンプ自動車を更新し、消防力の充実・強化を図るため、消防ポンプ自動車CD-I型の取得について、平成25年5月7日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は、指名競争入札で、取得価格は2,851万9,092円、契約の相手方は、四日市市朝日町1番4号、サン・インターナショナル株式会社、代表取締役 山手幹郎でございます。

続きまして、報告第5号平成24年度亀山市一般会計継続費繰越計算書についてでございますが、ごみ溶融処理施設長寿命化整備事業に係る継続費につきまして繰越額が確定し、平成25年度へ通次繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号平成24年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成24年度に繰越明許費の承認をいただいております災害対策事業など14事業につきまして繰越額が確定し、平成25年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号平成24年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書についてでございますが、野村布気線整備事業につきまして、地権者による物件撤去工事が完了しなかったため、やむを得ず用地購入費及び補償費を平成25年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第8号平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、施設整備事業につきまして繰越額が確定し、平成25年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第9号平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、施設整備事業など2事業につきまして繰越額が確定し、平成25年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第10号平成24年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、関第二水源地遮断機取替工事の建設改良費につきまして繰越額が確定し、平成25年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第11号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、平成25年4月1日から施行が必要であった規定につきまして、関連する亀山市都市計画税条例の改正を平成25年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

改正内容は、地方税法において、都市計画税の課税標準の特例措置につきまして、廃止等の措置が講じられたことに伴い、本条例において関連する条項の整理を行いました。

続きまして、報告第12号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、平成25年4月1日から施行が必要であった規定につきまして、関連

する亀山市国民健康保険税条例の改正を平成25年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、まず国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても、世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を講ずることといたしました。

次に、国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間に限り、当該移行した者を含めて算定することとしている措置を恒久化することといたしました。

次いで、報告第13号専決処分の報告についてでございますが、亀山市布気町442番地において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成25年3月29日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は23万8,035円でございます。

次に、報告第14号専決処分の報告についてでございますが、亀山市野村四丁目1番23号において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成25年3月29日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は11万9,700円でございます。

最後に、報告第15号専決処分の報告についてでございますが、亀山市関町金場地内において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成25年5月13日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は7,500円でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成25年度一般会計補正予算についての補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

今議会に提出をいたしました一般会計補正予算（第1号）の主な項目について補足説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正の追加でございますが、平成26年度からの指定管理者の選定に当たりまして、石水溪キャンプ場施設指定管理料など4事項について、平成26年度から平成30年度までの期間における債務負担行為の限度額をそれぞれ定めるものでございます。

次に、予算に関する説明書の歳出から説明欄をごらんいただきながら、順次ご説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

総務費の自治会支援事業につきましては、財団法人自治総合センターの助成対象事業といたしまして、本年度、田村自治会で行われる集会施設整備が採択されましたので、コミュニティ助成事業補助金として1,500万円を計上するとともに、市単独制度の集会施設建築等助成金として計上をいたしておりました525万円を減額いたしました。なお、財源といたしまして、歳入予算の諸収入において同額を計上いたしております。

民生費の介護基盤緊急整備事業につきましては、市内の小規模多機能型居宅介護事業所で行われるスプリンクラー整備が県補助事業として採択をされましたので、補助金として128万7,000円を計上いたしました。なお、財源といたしまして、歳入予算の県支出金におきまして同額を計上いたしております。

下段の子ども・子育て会議費につきましては、条例に基づく子ども・子育て会議の委員報酬等57万8,000円を計上いたしましたもので、一般事業の報償費60万4,000円の減額により予算の組み替えを行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

一般管理費、システム修正委託料275万円につきましては、本年8月の国の生活保護基準の見直しに伴い、必要となります電算システムの改修経費を計上いたしました。なお、財源といたしまして、歳入予算に国庫支出金を計上いたしております。

次に、住宅手当緊急特別措置事業120万3,000円の減額及び住宅支援給付事業の120万3,000円の計上につきましては、国の要領が改正されたことによりまして、事業名を変更するものでございます。

下段の商工費、国民宿舎関ロッジ管理費につきましては、6月末の国民宿舎事業会計の廃止時点において支払いが完了していない工事請負費などを引き継いで支出するため6,250万円を計上いたしました。なお、財源といたしまして、歳入予算の諸収入において、国民宿舎事業会計清算金を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

土木費の一般管理費622万5,000円は、道の駅関宿の施設用地につきまして、現状に沿って国及び市の用地を整理するため、市道関駅前線について用地購入費を計上いたしました。

次に、橋梁長寿命化修繕計画策定事業につきましては、平成25年度、26年度の2カ年で実施を計画しておりましたが、事業の早期完成を目指し、健全度評価及び修繕計画策定を単年度で実施すべく、業務委託料を310万円増額するものであります。

次の一般管理費78万円につきましては、安坂山町地内の住宅が国のがけ地近接危険住宅移転事業に採択されましたので、補助金を計上いたしました。なお、財源といたしまして、歳入予算において、国庫支出金及び県支出金を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。

消防費の車両管理費210万円につきましては、交通事故により破損した高規格救急車のサイドパネル等の修繕に係る経費を計上いたしました。なお、財源といたしまして、歳入予算の諸収入において、自動車損害共済災害共済金を同額計上いたしております。

下段の教育費、人権施策審議会費28万円につきましては、条例制定後、人権施策の基本方針の策定検討に当たるため、委員報酬等審議会開催に係る経費を計上いたしました。

次に、21ページをお願いいたします。

諸支出金の財政調整基金積立金1,350万円につきましては、歳入予算の国民宿舎事業会計清算金7,600万円のうち、歳出予算の国民宿舎関係管理費に充当する6,250万円を差し引いた残額を、財政調整基金へ積み立てを行うものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明をさせていただきます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

国庫支出金の生活保護適正実施支援事業費補助金315万円につきましては、生活保護基準の見直しに伴い、必要となる電算システム改修に対する国庫補助金を計上いたしました。

次の、社会資本整備総合交付金170万5,000円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画策定事業の事業費増額により計上をいたし、同じく社会資本整備総合交付金39万円は、がけ地近接危険住宅移転事業に対する国庫補助金を計上いたしました。

中段の県支出金の介護基盤緊急整備事業費補助金128万7,000円につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所が行うスプリンクラー整備に対する県補助金を計上いたし、次の危険住宅対策事業費補助金19万5,000円は、がけ地近接危険住宅移転事業に対する県補助金を計上いたしましたものでございます。

下段の繰越金でございますが、今回の補正財源といたしまして、前年度繰越金241万9,000を計上いたしました。

11ページでございます。

諸収入の自動車損害共済災害共済金210万円は、高規格救急車の修繕に係る共済金等を計上いたし、コミュニティ助成事業助成金1,500万円は、田村自治会の集会所施設整備に対する財団法人自治総合センターの宝くじ助成金を計上いたしました。

次の、国民宿舎事業会計清算金7,600万円は、6月末での国民宿舎事業会計廃止時点による清算金を計上いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

次にお諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

明8日から17日までの10日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明8日から17日までの10日間は、休会することに決しました。

次の会議は18日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午前11時28分 散会）

平成25年6月18日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成25年6月18日（火）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について

議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について

議案第47号 亀山市税条例の一部改正について

議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第50号 財産の取得について

報告第 5号 平成24年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 6号 平成24年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 7号 平成24年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 8号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 9号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第10号 平成24年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第11号 専決処分した事件の承認について

報告第12号 専決処分した事件の承認について

報告第13号 専決処分の報告について

報告第14号 専決処分の報告について

報告第15号 専決処分の報告について

第 2 議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

第 3 議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

第 4 議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

第 5 請願の委員会付託

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川 憲行 君	2番	高島 真 君
3番	新 秀隆 君	4番	尾崎 邦洋 君
5番	中崎 孝彦 君	6番	豊田 恵理 君
7番	福沢 美由紀 君	8番	森 美和子 君
9番	鈴木 達夫 君	10番	岡本 公秀 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕一 君
13番	中村 嘉孝 君	14番	宮崎 勝郎 君

15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画総務部長	広森繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター 事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合 センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会 事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邊靖文
書記	山川美香		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

議案質疑の通告者にお願いいたします。質疑に当たっては、議題となっております事件についてその内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて質疑することのないようにご注意をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

おはようございます。3番、公明党、新 秀隆でございます。

本日は第1番目という発言の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。つきましては、早速、通告に従い質疑に入らせていただきます。

まず初めに、議案第45号一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定についてでございますが、まず第1番目に、条例制定の背景及び目的についてというところでございますが、過去をたどってみますと、平成17年1月に旧亀山と旧関町の合併、その時点ではまだ人権条例、また人権尊重都市宣言等、そのようなものはございませんでしたが、今回、各資料からも出ておりますが、平成18年3月に亀山市として人権尊重都市宣言を行われました。また、今回のいろいろな資料の中から、さまざまな啓発運動、また広報活動、そして人権教育に取り組まれてきた背景があると思いますが、この中でまず第1番目に、今回の条例制定は、人権尊重都市宣言では不十分な点が何かあったのかということについてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

3番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁をお願いします。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

皆様、おはようございます。初めの登壇で、しかもトップバッターということで大変緊張しております。どうかよろしくをお願いいたします。

市では、平成18年3月に亀山市人権尊重都市宣言を行い、人権意識の高揚のための施策としてこれまで、12月の人権週間にあわせて実施してまいりました街頭啓発活動や広報活動、人権ポスター等の募集とともに、人権擁護委員による人権相談など、人権擁護のための施策などを実施してまいりました。

しかしながら、従来から続く変わらぬ人権問題に加え、近年の社会情勢の変化に伴って、インターネットによる人権侵害であったり、子供のいじめや虐待、体罰の問題、また高齢化の進展に伴う高齢者虐待などの新たな人権課題も発生している状況でございます。また、子供、女性、障がい者、高齢者などの諸施策はございますが、それらの施策について、人間としての尊厳、一人一人の個人の尊重という観点からの捉えが弱い面があったというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

わかりました。いろいろな啓発活動をやっこれ、また各部局とのいろいろ打ち合わせ、すり合わせ等により今回に至ったということでございますが、1つここでお伺いいたしますのは、いろんな背景があったとは思いますが、3月の教民委員会の資料でも先んじて報告がございました

が、今回、人権条例の制定が必要になったわけについてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

平成18年3月の人権尊重都市宣言以降、平成20年6月には男女が生き生き輝く条例の制定、さらに平成22年4月には、人権、国際化、男女共同参画の視点を重視して共生社会推進室を設置し、人権啓発の強化など人権意識の高揚を図るための取り組みを進めてまいりましたが、いまださまざまな課題を抱えております。これらの経過を踏まえて、平成23年度には、今後の取り組みの基礎資料とするため、人権に関する市民意識調査を実施いたしました。また、この間、後期基本計画策定にかかわって、条例制定に向けた取り組みを進めることとしました。平成24年7月には亀山市人権施策推進委員会を設置し、条例制定に向けた協議を開始するとともに、市民意識調査では収集できなかった生の声を聞くために人権関係団体等との意見交換などを行いながら、これらの過程の中で見えてきた課題を整理し、今回の条例制定となったわけでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

そのような背景があって今回に至ったということでございますが、1条からずうっとあるわけでございますが、ここでちょっと確認なんですけど、昨年、平成24年3月定例会で櫻井清蔵現議長が質問に立たれた質疑の中で、その答弁といたしまして、「人権に関する条例の整備につきましては、長期的な視野に立った施策を決定するよりどころとなります」と。また、「だれもが安心して暮らせるまちづくりにつながるものというふうに、私自身もその必要性について十分認識をさせていただいております。このことから、今回議会にお示しさせていただいております後期基本計画の人権の尊重の施策の方向の中で、人権尊重都市宣言の理念を踏まえ、条例整備に向けた取り組みを進めますと明記をさせていただきました」とあり、その次にここで「この取り組みの具現化を進めてまいりたいと考えております」、またこの内容の中に「亀山市まちづくり基本条例の中で課題となっておりました子供の権利にかかわる部分を補完できるよう、あわせて考えてまいりたいと思っております」というふうな答弁がございましたわけなんですけど、ここで、今回の条例の中に「子供」という具体的な表現はないんですけど、子供の権利にかかわる部分についてもう少し、やっぱり今の学生のいじめとか、そういう問題もございまして、単なる直接的なこともありますけど、ネットとか使って間接的なことも出てきておりますので、子供についての権利にかかわる部分、この部分についてもう少し具体的な方向性をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まちづくり基本条例制定の過程で課題となっておりました子供の権利にかかわる部分につきましては、推進委員会の中でも協議した結果、別途条例を設けずに、本条例に含めることとしました。本条例の策定過程における市民意識調査や人権施策推進委員会におきましても、特に子供の人権侵害について多くの課題が提起されました。いじめや虐待、ネグレクトの問題など、人間の尊厳を奪

うものとなり得ることから、幼児期から命の大切さや互いの人権を尊重する心を育み、人権についての知識、理解、感覚の醸成及び行動力につながる力を育成する必要があると考えております。具体的な施策につきましては、今後、人権施策を総合的に推進するため基本方針を定めることとしており、子供の課題を初めとして、その他の個別の課題につきましても基本方針に具体的な事項として定めていくこととしております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

今後またその詳細については詰めていくということで、理解させていただきました。

そういう中で、大きく2番のところなんですけど、亀山市人権施策審議委員会の選定基準についてということでお伺いいたします。

今回出されております条例案のところで、第7条の4項にございます、審議会は、委員12名以内の組織で、その数は原則として男女同数とあります。この男女同数というのは、男女共同参画の観点からは評価させていただきたいと思う点でもございます。

また、第7条の5項に、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するとありますが、亀山市には多くの審議会等々ございますが、こちらに在籍している中で多くの審議会委員の方が兼任されているともお伺いいたします。先ほど局長もおっしゃられたように、今後詰めていく中で、やはりこの委員会の委員の方の役どころというのは重要になってくると思われますが、そこで、亀山市として審議委員会の兼任について把握されているのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

各部局の審議会委員の兼任についての現状でございますが、地方自治法第202条の3で対象としております16審議会ということでお答えさせていただきますと、平成25年4月現在では、10審議会委員がただいま選任されておりますが、そのうち10人の方が兼任となっております。うち9人の方は2審議会を兼任し、お1人の方は3審議会を兼任しているという現状となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

実際はもう少し多いんじゃないかと思いますが、その辺は今報告いただいた件で把握させていただきます。

その件につきまして、亀山市としてこの兼任について支障はないのかという私はちょっと懸念をさせていただいておるわけなんですけど、市としての兼任についての考え、またその辺についての委員の方への啓発とか、その点についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

兼任についての考え方ということで、亀山市人権施策審議会につきましては、第7条第4項におきまして、委員12人以内で組織し、その数は原則として男女同数としておりますことから、男女比率も含んだ上で、人権施策の円滑かつ効果的な推進を図るために、委員の選出項目の中からバランス等を考慮し、慎重に選任をしてみたいというふうには考えております。ただ、選任を諮る中におきまして、他の審議会委員との兼任について、やむを得ない事情等が生じる点につきましてはご理解を賜りたいというふう存じております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

とにかくその辺はきめ細かい配慮もしていただきまして、人選に十分検討していただきたいと思っております。人権の件、条例の制定につきましては以上でございます。

次に、議案第46号亀山市子ども・子育て会議条例の制定についてに移らせていただきます。

今回の亀山市の子ども・子育て会議の条例制定の背景と趣旨につきましてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、条例制定の背景についてでございますが、今回の条例は、昨年8月に成立をいたしました子ども・子育て関連3法のうち子ども・子育て支援法を根拠とするものでございます。子ども・子育て関連法案が当初国会に提出された際には、市町村は子ども・子育て会議を設置することができるという「できる規定」でございましたが、衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議の中で、自民党、公明党、民主党の3党の合意により、最終的には「置くよう努めるものとする」という努力規定に修正をされました。この経緯から、市町村に対し、会議の設置を国が強く期待しているものと認識しております。

これらの背景の中、私どもといたしましても、市が実施する子ども・子育て支援施策を、子育て当事者等の意見を伺うとともに、本市の地域の実情を踏まえて行うための仕組みができることは非常に重要なものであるという考えから、この会議の設置を大変意義深いものと捉えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

昨年の8月から進んできて現在の状況に至っておるというふうな背景でございますが、こちらの内閣府発行のものを事前に配っていただきました、子ども・子育て関連3法につきまして、そちらの4項にも出ておりますが、子ども・子育て会議の設置をするということでここにいろいろと詳細が示されておりますが、やはり今回、3法につきまして、子育て予算が1兆円を超えるような増額ということで、いろいろ予算のこととかその辺についても審議されたことではございます。

やはり自治体に求められる対応ということで、新たな支援策を実施するに当たり、自治体は子ども・子育て支援事業計画をつくる必然性があり、そのためには地域の子供や子育てに関するニー

ズ・要望をきちんと把握することが何よりも大切というところで、また、現場の声をしっかりと計画に反映させることも重要なことであるということでございます。的を外した計画があつては予算を効果的に活用することもできませんし、計画立案に幼稚園や保育園の事業、そして利用者、児童委員などの現場の意見を反映させる必要もでございます。そのために、仕組みとして関連法案で地方版子ども・子育て会議の設置を定めていくという背景だったと思うんですけど、そこで、亀山市の現在の子育ち応援プラン後期計画というのが平成22年3月に出されてきておるわけでございますが、こちらにつきまして、今回の子ども・子育て会議条例の制定と、そして後期基本計画の子育ち応援プランとの整合性といえますか、その辺につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今回の市町子ども・子育て地域事業計画とこれまでの子育ち応援プランとの整合性はどうかというご質問でございますが、まず、今回上げさせていただいております子ども・子育て会議によります子ども・子育て支援事業計画のほうは、国の基本指針で定める基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在的ニーズを含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、市内における保育等の需要見込み量、提供体制の確保内容やその実施時期等を盛り込んだ5年を1期とする計画を策定するものでございます。また、従来の子育ち応援プランのほうでございますが、これは次世代育成支援対策推進法が根拠法となりまして、これは平成26年度までの時限法となっております。したがって、次世代育成支援対策推進法に基づく現在の子育ち応援プランは、新制度の関係規定が整備された段階で、子ども・子育て支援法に基づく新しくできます子ども・子育て支援事業計画にその役割が移るものと見られております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。今説明ありましたように、子育ち応援プラン後期基本計画は、いずれ子ども・子育て支援事業計画に移行されていくというふうに把握させていただきます。それはスケジュール的には、今後、国の方向性にも沿って5年1期という形でということで、そのように把握させていただきます。

あと、ここの部分につきましてお伺いいたしますが、子育ち応援プランの整合性を伺いましたが、これにつきまして優先度としては、移行されていくというところでプライオリティーで言うと、やっぱり今後は子ども・子育て支援事業計画というのが中心になってくるというふうなことでございます。そのようにお伺いいたしました。

最後の3番目、大きく3番の子ども・子育て会議の議論の内容というところでございますが、先ほどもお話しさせていただいたように、やはり現場の声をしっかりと吸い上げていくということが大切なことだと思いますんですけど、今後、この亀山市子ども・子育て会議の審議に承認されていないと物事が進んでいかないというか、運用が進まないのか。その辺の重要度についてお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子供関係のことは全部この会議を通らないと決まらないのかといったご質問かと思いますが、子ども・子育て会議の所掌事務につきましては、子ども・子育て支援法の第77条第1項各号に掲げられております事項、例えば市が保育所や幼稚園、認定こども園等、さまざまな施設の利用定員を定める際や、市町村の子ども・子育て支援事業計画を策定したり変更したりする際には、この会議の意見を聞くことというふうになっております。またそのほか、市長からの諮問に応じて、子ども・子育て支援関係の施策について調査審議することと限定列举しておりますので、子ども・子育て支援関係の全てのことをこの会議で審議するものではございません。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。全てがここで決まっていくものではないということで把握させていただきました。

そういったことで、委員会の考え方もお伺いいたしまして、では最後の議案第49号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、この中の第8款土木費、第5目住宅費、第1目住宅管理費、市営住宅管理費が17ページのところに記載されているわけですけど、これはどういったものか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

おはようございます。

第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、市営住宅管理費の中の78万円の補正予算でございますが、これにつきましては、がけ地近接等危険住宅移転等の補助金でございます。この事業の内容をちょっとご説明させていただきます。

がけ地近接等危険住宅移転事業とは、崖地の崩壊、土石流、地すべりなど、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている住宅を安全な場所へ移転することを促進するため、国と地方公共団体が移転者に対し、危険住宅の除却や移転、新たに建築する住宅等に要する経費につきまして補助金を交付する制度でございます。補助金額につきましては、危険住宅の撤去費及び移転等に要する費用として、1戸当たり78万円を補助限度額とし、危険住宅にかわる住宅の新築購入のため金融機関などから融資を受ける場合は、借入金相当額として、建物につきましては1戸当たり310万円、土地につきましては1戸当たり96万円を補助限度額といたしております。これらの補助金に関する国と地方公共団体の負担割合でございますが、国が補助金額の2分の1、三重県が4分の1、事業主体である亀山市が残り4分の1を負担することとなっております。

本事業につきましては、安坂山町におきましてこの制度を利用して危険住宅を除却したいとの申し出があり、撤去費及び移転等に要する費用として、1戸当たりの補助限度額である78万円を補正予算として計上いたしましたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

今回は、がけ地近接等危険住宅移転事業のための補助費ということで、わかりました。私はまた、今まで私が提言しておりました耐震の住宅助成と、それに加えて土地についても危機管理の観点からそういうことかなと思ったんですけど、今回、ご説明いただいたように、崖地の近接の危険住宅移転事業ということで把握させていただきます。

いろいろ補助の内容、国が50%、県が25%、市が25%の補助ということでございますが、過去の実績、余り今までの予算、また補正予算でお見受けしたことがないように思うんですけど、過去の実績とかその辺の、今回の補助にのった状況、背景をちょっとお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

がけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、対象となる家屋が昭和46年12月以前に建築された住宅に限られるという条件があることでございますので、古い住宅の建てかえとともに年々減少しておるといふふうに推察をされます。当市において過去15年間の申請実績を見ますと、平成9年度に1件、12年度に1件の合計2件ということでございます。今回の申請に当たりましては、先ほども申し上げたとおり、安坂山町でこの制度を利用して住宅を除却したいという申し出がございましたもので、補正のほうへ計上させていただいたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

わかりました。

今のお話では、平成9年以降余りなかったということでございますが、こちらにつきましても今回は市民の方がご自身で要請が上がってきたということでございますが、なかなか知れ渡ってないところもあるんですけど、この事業につきまして、過去からを含めて今後の啓発活動、また市民にどのような形で伝えて皆さんに認知していただけるか、その啓発活動について最後にお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

がけ地近接等危険住宅移転事業の啓発につきましては、現在、三重県のホームページの「e-すまい三重」というところで掲載をいたしております。市としましても、今後につきましては、三重県の災害危険区域の指定がございまして、それとあわせて、市の広報とかホームページで市民の方に周知をしまして、啓発を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

県のホームページということで、それで最後に部長のおっしゃられる、亀山市としても啓発活動

の中で広報、インターネットのホームページ等で皆さんに周知していくということで把握させていただきます。

やはり南海トラフとか、この辺は津波という心配はございませんが、地震ということにつきまして、危険地域につきましてはその辺の注意、また事前の防災・減災の対応が必要と思いますので、今後またその啓発活動を注意して確認させていただいて、また私たちが市民のほうに啓発活動をさせていただきたいなと思って、私からの質疑を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

3番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

次に、14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

おはようございます。緑風会の宮崎勝郎でございます。

議案質疑の機会を得ましたので、今から質疑をさせていただきます。

私は、議案第45号と第46号について質疑をさせていただきます。

第45号につきましては、そこに座ってみえる議長が、非常に今までから熱い思いで人権に対しての提案もされ、意見も述べ、やられてきたものと私は確信しております。

その中で、まず背景とか、提案の中では、いろいろなまちづくり基本条例とか人権都市宣言、今、新議員が申されましたように、18年には人権都市宣言等が行われておる中で、いろんな執行部も議論をされ、調査され、ここに至ったものと思っております。まず、それについて考えがあればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

先ほど新議員の質疑に対する答弁でも申し上げてまいりましたけれども、人権尊重都市宣言以降、さまざまな施策をしていく中で、まだまだいろんな課題がある。その中で、アンケート意識調査であったりとか団体への聞き取り、また推進委員会の会議の中で本当に改めてさまざまな課題を認識したところでございます。そんな中で、今回、そういった課題を整理した上で、人権条例の制定ということで今回上げさせていただいたところです。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

考えだけ聞かせていただきました。ありがとうございました。私はここで、今の答弁の中では、市長なり副市長が考えを述べるべきではないのかなというふうに思ったわけでございます。

それでは今から、3条、5条、6条、7条、4項目に分けて質疑をさせていただきます。

まず第3条の、市の責務の中で人権施策とうたわれておりますが、どのような施策が考えられておるのか、事細かに説明をいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

市がこれまで行ってまいりました人権施策につきましては、先ほど新議員の質疑に対し答弁をさせていただきますましたが、人権意識の高揚のための施策として広報や街頭、またはポスター、作文等での啓発活動、人権擁護のための施策として人権擁護委員による相談、また人材育成として職員研修などがございます。また、毎年12月の人権週間に開催しておりますヒューマンフェスタ in 亀山では、多彩な講師による講演会や、さまざまな団体によるブース出展と交流を行っております。今後、基本方針策定の中でより具体的な取り組みを検討してまいります。市が一人一人の人権が尊重される亀山市の実現を図る上で、子供のいじめ問題、男女共同参画社会の実現などの施策だけではなく、市行政のあらゆる分野における施策等についても常に人権尊重の視点に立って取り組み、積極的に進めていくこととしております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

施策について今伺いました。

今言われました人権意識の向上、さらにはポスター、人材育成とか、ヒューマンフェスタ in 亀山というような事業を紹介されましたが、これはこの条例までに行われておる施策だと私は思っております。この条例制定の中で今後の新しい施策はないのかどうか、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず具体的な施策につきましては、今後、基本方針の中で、人権施策を総合的に推進するために、考え方や、そういった市のあらゆる分野において、人権尊重の視点や具体的な人権施策などを示すこととしております。基本方針の中ではそこに示させていただくこととなりますが、施策としては、先ほど申し上げました人権意識の高揚のための施策であったりとか、人権擁護のための施策であったり人材育成、それと、さまざまな人権課題のための施策ということで、個別の、子供であったり、女性であったり、障がい者であったり、高齢者であったりとかいった、さまざまな個別の課題に基づく施策のほうを考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

制定に伴っての新たな施策というのは、なかなか非常に難しいだろうと私は思います。それは、過去の施策を、今までの櫻井議長の弁をかりれば、やっておる中での、やはり条例を制定してでももっと強く取り組むという私は意向と判断しております。そういう中で、これから、やはり施策自体が今までのものであっても、もっと充実した、看板上の施策ではなくして、内容も伴った施策を取り組んでいただきたいなというふうには私は思う次第でございます。特に、この条例が制定されることによって、人権に対する物事の考え方がまた強くなってきたんやというような考えがあるんじゃないかと私は思いますが、確認したいと思います。これは局長じゃなくして、部長らの考えを聞

かせてください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

部長でということ、先ほども局長のほうからさまざまな今後の取り組む施策をご答弁申しあげましたんですけれども、それに向かって十分庁内でも協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私は、これは一般質問になっていくとあかんですが、やはり市民文化部が総出でつくってきた条例という認識でおりますので、部長の考えもお聞かせ願ったわけでございます。当然、市全体ですよ、これは。しかし、局長ができたんで局長に任すんじゃないに、やはり市を挙げてという考えを持っていただきたいなという思いで、ここで、ちょっと一般質問的になったかもわかりませんが、お許し願って質疑をさせていただいたわけなんです。

続いて、第5条で、基本方針を定めるとなっております。どのような方針か。先ほどの答弁の中でも一部、基本方針的な部分が入っておったかなというふうに受けとめておるんですが、改めて確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

宮崎議員には、しっかりやれということで応援いただいたというふうに受けとめております。どうもありがとうございます。

今後、基本方針の中で、人権施策を総合的に推進するために、人権尊重の基本的な考え方など、市のあらゆる分野における人権尊重の視点や具体的な人権施策などを示すこととしております。今後、人権施策審議会での協議になりますが、今回、まず人権が尊重されるまちづくりをやっているという形の中での条例でございまして、そういったまちづくりのための施策としましては、誰もが参加しやすい環境づくりであったり、また人権意識の高揚を図るための施策としましては、啓発活動のさらなる充実や学習機会の提供であったり、人権擁護のための施策としましては、相談体制のより充実やネットワークの強化、人材育成としてリーダー等の要請、職員研修の充実、子供、女性、障がいのある方など、さまざまな個別課題のための施策などを基本方針として定めるものと想定しております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今る、まちづくりの中での環境づくりとか、いろいろ申されておりました。これは施策の中で私はいんじゃないかなというふうに思っております。当然、そういう事業等を起こしながら、基本方針を定めて、それに基づいてやっていくというふうな受けとめさせてもらってよろしゅうござ

いますでしょうか。確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

基本方針策定の中でより具体的な取り組みを進めてまいりますけれども、今まで行ってきたこれらの施策をより積極的に推進するため、充実・強化を図っていくものと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それじゃあ3項目めに入ります。

第6条の人権尊重に関する教育についてお尋ねしたいと思います。

人権教育については、私も過去には、PTAの役員をさせていただいたときに、県のPTA連絡協議会の中で同和対策教育の部門におったときがございます。そういう中で、1969年に同和対策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法等ができました。2002年には地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行により、終わりとなったものと私は理解しております。かわって、その年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行に伴い、現在の教育が進められているものと思います。特に人権教育については、私どももいろいろ文献等で見せていただいたこともございますが、もう一度確認したいと思います。

ここで、この条例で言う人権尊重に関する教育とはどのような教育か、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

この条例でうたっております教育ですが、市民とともに人権尊重のまちづくりに取り組んでいくという趣旨からも、学校教育に限らず、社会教育や生涯学習など広い意味での教育としております。このため、企業や団体等にもご協力を求めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今局長の答弁によりますと、あらゆる機会を通じての教育という考えと私は受けとめたわけですが、特に私は今、過去の法律の流れを説明させていただいて、この制定との絡みを質問したわけですが、ここは私は事務局じゃなくして、教育関係者の答弁をいただきとうございます。その思いは、私は特に教育長、また教育委員長等の答弁をお聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

人権尊重に関する教育についてでございますが、平成12年に施行されました人権教育及び人権

啓発の推進に関する法律で、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動と定義づけられております。すなわち人権教育とは、知識の共有、技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために行うものでございます。

具体的な内容といたしまして、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を深めること。人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、共感的に受けとめようとするような人権感覚を育成すること。知的理解と人権感覚を基盤として、他者と自分の人権擁護、そしてそれを実践しようとする意識や態度を向上させ、実践力や行動力を育成すること。こういったことを基盤に、私たちはこれまで学校教育現場で取り組んでまいりました。まだまだ十分とは言えない状態ではございますが、お互いがお互いを尊重し合い、責めず、裁かず、怒し合える心を持って、一人一人の人権が真に尊重される亀山市を築いていくため、今後も学校現場におきましてさらに一層人権教育を推進してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

当然、この6条に関してもそうですが、教育委員会の意見も取り入れて制定したものと私は理解いたしておりますが、当然、教育研究室の西室長らが加わっておったかなというふうに今まで感じておったので、その部分については十分できたものとは私は思っております。今、教育長の教育に対する思いも聞かせていただきましたので、これについてはこころで終えたいと思います。何しろ学校教育の中でもやはり人権をきちんと教育しておれば、子供のいじめ、自殺、体罰、いろいろな分野は解消できるものと私は思っておりますので、よろしく今後お願いしたいと思います。

それじゃあ4番目でございます。

第7条で、審議会は委員12名以内で男女同数となっております。これについては先ほど新議員も触れられたと思います。私はここで、特に年齢は考慮するのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

この審議会の構成でございますけれども、女性だけではなくて、子供、高齢者等の人権課題に係る問題解決など、社会状況や生活様式の変化により、多岐にわたる人権課題についても考えていかなければならないということから、幅広い層、また年齢なども考慮してまいりたいというふう存じます。範囲につきましては、年齢だけではなくて、その構成している事業者であったり、団体であったりとかいうところのことです。メンバーとしてはそういう形になりますけれども、問題が子供とか高齢者とか幅広い分野にわたっておりますという、年齢的なこともございますけれども、女性というふうな観点であったりとか、いろんな観点があると思いますので、なるべく幅広い層に求めていきたいというふう思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

る答弁もらいましたが、何にもわかりませんわ。はっきり言います。

それから、今の答弁の中に「女性だけでなく」から入りましたが、男性はどのような位置に置かれるんですかな。ちょっと確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

こちらのほう、男女同数ということでさせていただいております。これは、亀山市男女が生き生き輝く条例という形の中で、男女同数という形で考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私は、ここに書いてあるように男女同数はわかっています。これはわかっています。いや、答弁の中に「女性だけ」から入ってもらっちゃ困りますよと、男性の位置づけもつくっておいてくださいよとお願いしておるわけです。やはりそらの認識をしていただかないと、この条例の制定によって、これから亀山市の人権を守っていくんやという機運が高まってくるものと私は理解いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、これに対する補欠の要綱が出たんですけど、補欠委員の任期は残任期間とするとなっているのはなぜなのか、お尋ねしたいと思います。というのは、この7条で審議会は委員12名以内、「以内」という言葉がついておる中で、欠けたときは補欠で残任期間で補うんやと。これは条文的に矛盾しておるように思うんですが、条文の指導をしている部は企画総務部ですか、そらの考えがあればお聞かせ願ひたい。どなたでも結構でございますので、私が理解するようにお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

補欠委員の期間を残任期間としましたことにつきましては、各種団体の代表者、事業者からの推薦者などを委員として委嘱することから、各団体等における任期の事情等を考慮し、前任者の残任期間としております。また、委嘱の際には委員の構成バランスも考えて委嘱を行いますので、欠員等により、その分野での議論の深まりがなくなってしまうおそれがございますことから、補充をさせていただくということで考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

やはり審議会の委員は、これから規定の中でもそういう組織のメンバーをつくっていくのだらうと思いますが、私は広く市民から公募するのも一つの手かなと思っております。各種団体から聞くとなるところこういうことが出てくるかなと答弁を理解しておるんですけども、必ずしも出していただくのに各種団体にお願ひしなければならないのかどうか、確認だけしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

今回、人権条例ということで、幅広い分野からの参画を求めるということでございまして、事業所であったりとか団体とか、そういったところにつきましても構成メンバーとして加えることによって多岐にわたる議論のほうができるものであるというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例については最後にしたいと思いますが、この条例をつくるに当たって、最終的に、副市長が多分音頭をとり、この行政の中での頭だったと思うんですが、このできた、制定するという中での思いだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

議案質疑ですので余りそぐわないと思いますけど、条例の内容につきましては、まちづくりという考え方がかなり色濃く入ったような条例になったということで、私自身は、さきにつくったまちづくり基本条例とあわさった条例というふうな形で、人権分野についても、まちづくりという考え方とか手法を入れてやっていけるような根拠の条例になったということで考えております。議案質疑ですので一般質問のような答弁はできませんのですが、感じとしてはそういうふうに受け取っております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私は、それは一般質問の答弁やないと理解しております。というのは、この制定する思いを最後に聞かせていただかないと、私が手を挙げる挙げないは自分らで判断する予定でございましたので、お聞かせ願ったわけでございます。あえて一般質問の答弁やと思わないでください。自信を持って答弁してください。この条例が制定された暁には、亀山の人権についての教育を含めて、いろいろな施策も講じられるというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、議案第46号亀山市子ども・子育て会議条例の制定についてお伺ひいたします。

これは子ども・子育て支援法によって、置くようにという努力規定だというふうに、先ほどの新議員の答弁でも聞かせていただきました。私もそう理解しておりますが、その努力規定は亀山市で新たに制定する条例でありますので、その強い思いをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今回の子ども・子育て会議の強い思いをというご質問でございしますが、今回のこの関連法案が出てまいりまして、私どもといたしましても、子供のこと、それから子育てのことを国がリーダーシップをとって充実していくという施策について、私どももそれにあやかって進めてまいりたいと考えております。

今回のこの条例設置でございますが、法律の趣旨等を踏まえて、新たに合議制の附属機関を設置する中、この方法について検討も行いましたが、努めるものであるということでございますが、私どもとしましては、子ども・子育て施策を、皆さんの意見を伺いながら、地域の実情も踏まえて、仕組みをつくっていくということについて大変重要なものと考えておりますので、国のリーダーシップのもと進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

国の支援とかやなしに、私は、法律では努力規定、置くよう努めるという条文の中で、亀山市が子育てに対して、また子供の育成に対しての強い思いがもっと伝わらなければならないと思うんです。まだ今のセンター長の私に対する答弁では伝わってきません。これはいかがですか、市長。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今回の子ども・子育て会議条例の設置、これは確かに子育て関連3法の成立に基づいてさまざまな動きが国のほうで動いてきたというのが1つの大きな背景で、歓迎をしたいというふうに思っております。同時に、亀山市につきましては、ご案内のように、後期基本計画の戦略プロジェクトの1つとして、子ども輝きプロジェクトということを位置づけさせていただいて、子供たちの笑顔を広げる各種施策を本市としてはしっかりその中身について頑張っていこうという思いを示させていただいております。また、亀山独自の特徴とか風土、実態もございまして、今回の会議を設置させていただく中で、今後とも本市としましては、子供関連施策につきまして各種の力を結集して一層前進させていくという思いの中で、今回、会議の設置を私どもは県内では先行して判断をさせていただいたところでございまして、今後の子ども・子育て支援の充実に向けて、しっかりとこれを契機に一層前に進めていきたいという決意をいたしておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

この努力規定には、亀山市は、市長の答弁でいくと、強い思いでやっていくという受けとめでよろしいですね。

それじゃあ次に、第2条、子ども・子育て支援施策を調査するとなっているが、どのようなものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て会議で処理する事務につきましては、まずは子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げられております事項、例えば市が保育所、幼稚園のほか認定こども園等の施設や利用定員等を定める際、それから市町子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際などには、この

会議の意見を聞くこととなっております。加えて、保育料の改定など、子ども・子育て支援に関する個別の重要な事案について検討が必要となった場合にも、市長が会議に諮問して、調査審議することができるものというふうにしております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ここの所掌事務、第2条でも、今答弁にございましたように、子ども・子育ての支援に関する施策について調査となっております。その施策を、私が今お尋ねしたのは、この思いの中でどのような施策、具体的に今考えられておるのがあればお聞かせ願いたいなど、かように思って質疑させていただいたわけでございます。その思いというのか、考えだけお聞かせ願いたい。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

幼児期の学校教育・保育、例えば幼稚園、保育所、それから認定こども園等、それから地域子ども・子育て支援事業、一時預かりであるとか、病児・病後児保育等々のことなどにつきまして一体的に話し合っていたとといった内容というふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

幼児期の教育・保育、いわゆる教育も保育も何もかも含めた子ども・子育て会議というふうに考えたいと思いますが、この施策を今後この会議で審査はされるんですが、この会議がなぜなければいけないかと思うんですけれども、先ほど市長の答弁の中で強い思いがあったんで、私はいいかなというふうに思います。当然、子ども・子育ての計画についてはる我々にも示されておりますが、この会議を設置してまでやらなければならないという必要があるのかどうかというのも我々は疑問を持ったところでございます。先ほどの市長の熱い思いを聞かせていただいて、ああ、なるほどなというふうに思っておりますので、今後よろしくお願ひしたい。

それから次に、先ほど人権条例の中でお尋ねしたのと余り変わりございません。ここにも条文の中に、組織は15人以内で各部門から任命するとなっているが、どのような人なのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

組織についてでございますが、子ども・子育て会議は委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうち市長が委嘱し、または任命しますということで上げさせていただいております。まずは幼児を育てている保護者、当事者でございます。また、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、民間保育所等の事業に従事する者、公立もちろんそうでございます。それから幼児期の学校教育・保育にかかわって学識経験を有する方、それから市の職員というふうな位置づけになっております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今聞かせていただいたのは、第3条の2項に1号から5号までうたわれておる方々ですね。特にここで私がお尋ねしたいのは、（5）その他市長が必要と認める者と書いてございます。この方はどなたぐらいが当たるんですか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在、この（5）に当たる方はどのような方かというようなところまで具体的に決めておりません。今後、はっきりと出てくるかと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

決めておらないと。条例を提案してくる側としていかがかなあ。市長、市長が認める人やで、市長はどなたを考えていますか。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この条例の制定後、メンバーにつきましてはいろんなバランスを考えて、識見やキャリアや、さまざまな要素から判断をさせていただきたいと思えますし、今現時点で決定をしておるものではございませんけれども、本当に的確な人格・識見を持たれた方にぜひ加わっていただきたいという思いを現時点で持たせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私はそんな答弁は聞いてませんよ。私の質問は、条文に上げてくるのであれば、例えば、どなたでも結構です、私は。例を挙げてもらっておるのかどうか。ここへ出すからには、やはりそれぐらいの考えがあつていいと思えますが、いかがですか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の趣旨の中におきましては、新たなシステムの中で、とりわけ小学校就学前の子供の保育・教育を一体的に取り扱うということも組み込まれておるところでございます。その所管事項は、幼児期の学校教育・保育から地域の子ども・子育て支援まで、非常に広範囲に及びます。そういう意味から、とりわけ児童福祉や幼児教育の関係者並びに専門的な識見を持たれた方に参画をいただくということが望ましいのではないかというふうな思いを現時点では持たせていただいております。

あります。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

まあ、これからよろしく願いいたしますわ。

私の質疑はそういうことで終わりますが、ただ、先ほどの人権条例の中と同じく、補欠委員の任期は残任期間とするというのが出ております。これについて再度確認したいと思います。これは今言われた、部門、部門から出されるということで、私も解釈は先ほどの45号と同じく考えを持っていいのかなというふうに思うんですが、再度確認して終わりたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

委員には、子供の保護者はもちろん、学識経験者や子育て事業にかかわる方々などに入ってくださいと予定でございます。その人選に当たりましては、先ほども申し上げましたが、児童福祉、保育と教育、双方の観点を持った方の参画を得て、地域の子供や子育て家庭の実情を十分踏まえることができる構成になるよう配慮してまいりたいとの考えから、委員お一人一人にはそれぞれ重要な役割を果たしていただくものと存じます。そのため、委員が任期の途中でやむを得ない事情により辞退をされた場合には、基本的にはその方の補充をお願いしたいと考えるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

もう終えようかなと思ったら、やはり答弁が私の考えとちょっと食い違っておる部分がありますので、先ほどの人権条例の中では、その部門、部門、団体、団体から推薦される方で、人がかわってきたら、それを残任期間ということで充てるという考えは聞かせてもらった。ここでは委員さんにこの部門、この部門、この部門と持っていただくという考えだと私は理解したんですが、それであれば非常にこれは委員さんを任命するのは難しいだろうと私は思うんですが、再度、部長、考えはありますか。よろしく。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほどセンター長から答弁させていただきましたが、委員としてお願いする段階におきましては、この人数以内でそれぞれの目的に応じてお願いいたしますが、その中では、総合的なご意見をいただくということで任命させていただきます、万が一欠けるようなことになった場合には、その方に引き続いて残任期間をお願いしたいと、そのような考えでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

る申しましたんですが、これは条例の制定でございますので、事細かにお聞かせ願ったわけで

ございます。まだ時間は残っておりますが、この辺で閉じたいと思います。どうもありがとうございますございました。

○議長（櫻井清蔵君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時18分 休憩）

（午前11時28分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番 大井捷夫議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

本日3番バッターとして、新和会の大井でございます。

発言の機会をいただき、感謝を申し上げ、質問させていただきます。朝から同僚議員の質問で一部重複する点がありますが、できるだけ重複を避けて、角度を変えて質問させていただきます。

今回、大きく3点質問をいたします。議案第45号、人権条例、46号、子ども・子育て会議条例、50号の財産取得についてでございます。

まず、大きく1点目でございます。

議案第45号一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定についてであります。

人権問題といいますのは、今回、条例ということで提案をされております。冒頭に私の私見を述べさせていただきますと思います。

今議会での提案である人権といいますと、難しい、かた苦しいとか、自分には関係ないなどと捉えてしまう、ふだんの生活からかけ離れた非日常的なことと受けとめられている感がございます。しかし、人権ということを知りやすく言えば、人が人として穏やかに生きる権利であると言うことができます。つまり、人権の問題は、私たちの日常の生活の場である家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場面に存在していると考えられます。そういう意味で、人権を知りやすく市民の皆さんに伝えていくことが大切であると私は考えています。

近年の日本経済の低迷に伴って、貧困の拡大と固定化がますます進んでおります。人々は将来への希望、見通しが持てずに、生きることに対する目的、意欲の高まりが見られない状況へとつながっております。このことは、子供たちや保護者の生活にもいろいろな意味で影響を及ぼしていると考えられます。

21世紀は人権の時代と言われておりますが、一例を挙げますと、昨年発生した大津におけるいじめ問題等、子供たちが閉塞感を感じて自分らしく生きられない状況があると考えられます。また、虐待の問題などの発生件数も年々ふえる傾向にあります。このように、一人一人の人権が守られない状況は学校現場に顕著にあらわれていますが、このことは大人社会の縮図と考えられます。一人一人の人権が大切にされるまちづくりに取り組む必要があると私は考えております。

まず冒頭に、市長にお尋ねをしたいと思っております。市長の人権問題に対する思い、どのような視点で取り組まれようとしてみえるのか、お聞かせをください。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

大井議員のご質問にお答えをいたします。

市長の人権についての思い、どんな視点で取り組んだのかというご趣旨でございます。

人権につきましては、ご案内のように、日本国憲法第11条、12条、13条、97条において基本的人権の共有について規定をされまして、人権保障の基本原則を定めていることはご案内のとおりでございます。また、生命、自由、幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大に尊重されるべきものというふうに理解をいたしておるものであります。また、憲法だけではなくて、国際的に共有される世界人権宣言の理念、本市における平成18年3月定例議会にて採択をいただきました亀山市人権尊重都市宣言並びに平成22年4月のまちづくり基本条例の施行などを踏まえ、現在まで種々の人権施策を進めてまいったところであります。

一方、先ほど少しお触れもいただきましたが、現代社会におきます人権にかかわる諸課題、私自身もささやかな50年間の人生の中での実体験とか、あるいはその過程で感じた思いなどを踏まえまして、本市として、例えば性別、国籍などはもとより、価値観や立場などの違いを乗り越えて、人として、市民として互いに理解し、尊重されるまちづくりを目指してまいらねばならないというふうに強く考えておるものでございます。

その観点から、議員ご所見のように、人権をわかりやすく身近なものとするは大変重要でございます。市といたしましては、人権に関する基本姿勢などを今回この条例によって定めることで、現在並びに将来にわたる人権尊重のまちづくりにつながるという思いを持たせていただいております。そのような視点で本条例の検討を重ねてまいりまして、今般提案をさせていただいております。そのような基本的な思いを持って、今までもそうでございますが、今後もより一層臨んでいかななくてはならないと、このような認識を持たせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。市長の熱い思いを聞かせていただきました。

そこで1点目でございますけれども、先ほどお話のありました、平成18年3月に人権尊重都市宣言をして7年を経過いたします。その中で市民の方との対話、啓発活動を進められてきたと思いますが、なぜ今、条例制定を提案されるのか。余りにも時間がかかり過ぎている、遅きに失しているのではないのかというふうに私は感じております。ご所見をお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

亀山市は、平成18年3月に人権尊重都市宣言以降、さまざまな施策を行ってまいりましたが、さまざまな課題があり、また新たな課題も生まれているのが現状でございます。こういった課題を把握するために、市民意識調査を行うとともに、課題の整理を行い、人権施策推進委員会での協議

も重ね、今回、条例制定となったものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

次に2点目ですけれども、平成22年4月に施行いたしました亀山市まちづくり基本条例は、市民の権利とともに市民の責務が定められました。これとの整合性についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

亀山市人権施策推進委員会による検討の結果、どのようなまちをつくっていくのかという視点で条例をつくるほうがよいのではないかとということで、本条例は人権尊重のまちづくりをベースに考えた条例でございます。したがって、まちづくり基本条例で定める第4条、市民の権利としてのまちづくりに参加する権利とともに、第5条、市民の責務として、協働してまちづくりに取り組む責務などの規定と整合を図りながら策定したものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

理念から実践に向けた取り組みだというふうに受けとめさせていただきます。

3点目に入ります。

この条例の趣旨、特徴、名称について、市民と協働して人権尊重のまちづくりに取り組むものであると理解をしておりますが、亀山市としての独自性のあるものになっているのか。また、条例名をこのようなものにした思い、考えをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず趣旨と特徴、独自性ということでございますが、この条例は前文でその制定の趣旨を述べておりますが、一人一人の違いを認め、あらゆる人が個性ある一人の人として尊重される社会であるとともに、みずからの人権と同様にほかの人の人権も認め、互いに支え合う社会の実現を図るというものでございます。また、特徴、独自性という点では、さまざまな人権課題に対してともに支え合いながら取り組んでいくという考えに立ち、市と市民が協働して人権尊重のまちづくりを進めることによって、あらゆる差別のない一人一人の人権が尊重される亀山市をつくっていくという人権尊重のまちづくりをベースに考えた条例であり、本条例案の特徴であると考えております。

次いで題名でございますが、平成23年度に実施しました市民意識調査、平成24年度に設置しました人権施策推進委員会、また関係機関との意見交換の中でも、人権は難しい、かた苦しいなどの意見がございまして、また、条例名をもってその趣旨がわかるというような題名ということで、「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」と決めました。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

次に4点目に入ります。

平成23年度に実施をされました市民意識調査の結果、今一部答弁がございましたけど、また、パブリックコメントを実施されました。これをどのように本条例に反映されたのか、お聞かせをください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

平成23年度に実施しました市民意識調査では、人権問題に約6割の方が関心を持たれており、人権問題は差別を受ける人の問題であって自分には関係ないという考え方については、そうは思わないという人の割合が7割を超えていました。このほか、約8割の方が、差別は人間として最も恥ずべき行為である、差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある、あらゆる差別をなくすために行政は努力すべきだという回答をされています。また、市民意識調査では収集できなかった生の声を聞くために、人権関係団体との意見交換なども行ってまいりました。これらを踏まえ、亀山市人権施策推進委員会による検討の結果、他市のように、いわゆる同和問題等の個別課題の解決に特化した条例ではなく、どのようなまちをつくっていくのかという視点で条例をつくるという方向で検討を行い、条例を制定したものでございます。

パブリックコメントにつきましては、8名の方から35項目のご意見を頂戴したところでございますが、亀山市人権施策推進委員会においてご審議をいただいたところ、条例内容及び条文を変更するには至らないとのご判断をいただきました。今後、パブリックコメントでいただいたご意見につきましては、条例制定後、基本方針を策定するに当たり、参考にさせていただくということで考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

基本方針はこれから作成されるということでございます。いろいろなご意見をお聞きいただいて、作成に努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

5点目でございますけれども、さきの意識調査の結果等をもって施策推進委員会で検討されたというふうなことでございますが、これをどのように反映されたのか。また、人権擁護委員会委員さんからはどんな意見をお聞きされているのか、その状況をお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

人権施策推進委員会及び各分科会、各人権関係団体からの意見聴取を人権課題に関する整理としてまとめていく過程におきまして、従来から続く変わらぬ人権問題に加え、近年の社会情勢の変化に伴って、さまざまな事案が発生していることがわかりました。これらの点を踏まえ、今こそ人権

問題に取り組む姿勢を明確にし、一人一人の市民の意識向上を促すとともに、行政側としても一層の取り組みを推進する必要があると考え、市と市民が協働して人権尊重のまちづくりに取り組んでいくことによって一人一人の人権が尊重される亀山市をつくることを明記し、人権尊重のまちづくりに取り組む積極的な姿勢を示したところでございます。

また、人権擁護委員さんとの意見交換を行い、人権に対する認識を確認するとともに、高齢者等に関するご意見をいただいたところです。さらには、人権擁護委員の代表者の方に亀山市人権施策推進委員会の委員としてご参画いただき、条例制定にご尽力をいただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

私も、市内にヒューマンネットワークという活動をされている方が、40名ほどの方が見えるというふうにお聞きしております。この方々のお話もいろいろと聞く機会があります。そこで、ぜひともこのネットワークに参加していただいて、いろいろご意見を聞いてほしいということを希望しておきたいというふうに思います。2カ月に1回の頻度でやられているというふうに聞いております。どうかよろしくお願いを申し上げます。これについては答弁は結構でございます。

6点目でございます。

市民への周知・啓発及び人権教育についてでございます。

これは先ほども、人権教育につきましては宮崎議員のほうからも教育長のほうに答弁を求められました。ここでは、市民への周知・啓発、これを具現化するための人権施策の総合的な推進を図る必要があると思います。ご所見をお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

条例制定後の市民の皆様への周知・啓発についてでございますが、広報「かめやま」を初めとしてホームページやケーブルテレビの活用、また講演会の開催などにより行ってまいりたいと考えております。なお、具体的な施策につきましては、今後、基本方針の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

今、人権都市宣言の看板が関の交流センターにございます。この看板の設置はこちらの亀山市本庁のほうにはないんですね。その辺のところもひとつご配慮いただければというふうに、これは要望としておきたいと思います。

7点目でございます。

亀山市の人権施策審議会、7条関係の設置についてでございます。

これも宮崎議員のほうからも話がございましたように、規則はつくるということで、今回提案し

ていただければ非常にありがたかったんですが、そういうことで、人選については広く公募するというような答弁がございましたけれども、具体的な検討の内容とか、この評価の報告、推進等についてどのように進められるのかをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

審議会での具体的な検討内容といたしましては、条例第5条で定める基本方針の審議を行うとともに、さまざまな人権施策に関し、各施策が効果的に推進されているか、またその進捗状況などについて報告を求め、調査審議を行うものと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

まだまだというところもありますけども、どうかこの条例を制定して、実のあるものになるようにということでお願いを申し上げたいというふうに思っております。

最後に、県下各市の制定状況についてお知らせください。隣の鈴鹿市さんは平成5年に都市宣言されて、8年に制定をされたというふうに伺っております。状況を簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

県下他市の制定状況ということで、平成25年4月1日現在におきまして、県下29市町のうち、人権条例を制定していないのは亀山市を含めまして2市1町となっております。亀山市、いなべ市、東員町となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

時間の配分がちょっと非常にあれですので、もうお昼も近くなりました。

次に大きく2点目、議案第46号の亀山市子ども・子育て会議条例の制定についてでございます。

小さく1点目は、条例制定の趣旨と背景についてでありますけれども、これは朝からの新議員のほうからの質問に対しての答弁で理解をできました。私のほうからは、国が昨年8月に自・公・民3党合意により子ども・子育て関連3法が成立したことによって、子ども・子育て施策が大きく変わるというふうに思います。具体的にどのように変わるのかをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て関連3法は、子供の教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを目指すもので、主なものとしては次の3点でございます。

まず1点目は、幼稚園、保育所、認定こども園など幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子

育て支援を総合的に進める仕組みが導入され、消費税率の引き上げによる財源によって幼児教育・保育、子育て支援等の質と量を充実させることを目指しています。

次に、幼稚園と保育園とが連携して一体となる幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可や指導監督等を一本化することなどにより、現在の認定こども園制度における二重行政の解消を行うとともに、認定こども園、保育園、幼稚園を通じた共通の給付を創設することにより、財政措置の充実が図られます。

3つ目に、自治体の裁量によって需要があるのに保育所等の施設を認可しないということがないよう、一定の基準を満たせば認可をする仕組みとすることにより、質を確保しながら保育等の量をふやし、都市部を中心に課題となっております待機児童問題の解消を目指すこととなります。

これらの仕組みにつきまして、市町村が実施主体となって、それを都道府県や国が重層的に支えていくということになります。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

小さく2点目でございます。

今回提案をされております子ども・子育て会議は、どういう目的で設置をされて、具体的な役割はどのようなものになるのか。この会議は、子ども・子育て支援法第77条に基づき、保護者や子育て事業にかかわる方々の参画によって設置されるものと思います。事業計画に十分反映をされて、実のあるものにしなければならないと思います。具体的なものとしてどんなものがあるかも、お聞かせを願えればと思います。先ほどの宮崎議員からの質問に対しても一部答弁がございましたけれども、さらにあるものということについて、ありましたらお答え願いたい。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て会議は、子ども・子育て関連3法の一つでございます子ども・子育て支援法第77条に基づき、一人一人の子供が健やかに成長できる社会の実現を目的としまして、保護者や子育て事業にかかわる方々の参画により設置するものでございます。

役割としましては、来年度に策定予定の市町村子ども・子育て事業計画等へ子育て当事者等の意見を反映させることを初め、自治体における子ども・子育て支援施策を地域の子供やその家庭の実情を踏まえて実施することを担保する上で、重要な役割を果たすものと考えております。具体的には、重なってしましますが、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設や、それから子育て支援事業、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業等、幼児期の子供を中心にしまして、さまざまな子供にかかわる施策等を審議いただくといった役割がございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

今、具体的な点でお答えを願ったんですけども、私なりに思うのは、やはりこの事業の点検評価というものを常にやっていただいて、新しい事業への現行の計画の見直しも遠慮なくかけていただきたいということを申しておきたいというふうに思っております。

小さく3点目でございます。

国の法律を踏まえて実施するものということで理解をしました。最終的に亀山独自の特色を出せる会議にするべきであろうというふうに私は思っております。お考えをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今回の会議は法律に基づいて設置するものではありませんが、私どもが最も重要と考えている点は、この会議の設置により、子育ての関係者が市の政策プロセスに立案から実行、評価まで一貫して関与いただける場ができるということで、これにより市の子ども・子育て支援施策を地域の実情を踏まえて実施することができ、ひいてはこれが地域に合った、つまりは本市の特色、独自の施策展開につながるものと認識しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。地域に合った独自の施策展開というふうに力強く言われました。どうか亀山らしさを出していただきたいというふうに思っております。

次、最後に4点目でございます。

関係部局との連携、政策展開という視点で、この議会冒頭でも教育委員長が教育行政の現況報告でも言われました、「子育ての宝箱」講座を家庭教育支援事業として関連させて推進していくということでございます。今回こういう報告がございましたので、これ以外の事業も積極的に展開していただかにかいかなと思っておりますけれども、とりあえず今回そういう報告がございました。教育委員会のほうからの見解をお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

議員ご質問の「子育ての宝箱」講座は、幼児期の子供を持つ保護者を対象に、子育てのヒントにもらえるように中央公民館が展開をしております講座でございます。当該講座を含めまして教育委員会で実施する施策との連携でございますが、家庭教育支援や幼児教育推進等に関しまして、これまでからも子ども総合センターの各室と連携し、取り組みを進めているところでございます。今後一層連携が図れるものと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

今回この制度をうまく使い切れるかどうかというのは、やはり各自治体の力が試されているもの

と感じます。ぜひとも教育・保育、子育て支援の当事者をバランスよく配置した会議にさせていただいて、亀山市に合った子ども・子育て施策を創意工夫して展開していただきたいということを要望して、この項の質問は終わります。

次に、最後に大きく3点目で、議案第50号の財産取得についてでございます。

小さく1点目は、亀山市消防団の消防ポンプ自動車を更新する目的とその性能についてでございます。

今回の更新されるポンプ車は今どこに設置されており、性能が低下して更新されると思いますが、新機種の旧来のものとの違い、性能がより高いものと思いますが、その点についてお聞かせをください。

○議長（櫻井清蔵君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防次長を拝命して初めて議場で答弁をさせていただきます。一生懸命努めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

大井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回更新いたします消防ポンプ車は、亀山市消防団第9分団管轄内の関支所東側詰所に配置されております。この消防ポンプ車の更新に関する目的につきましては、亀山市消防力充実強化プランに基づき、現在配備をしております消防ポンプ車が購入後25年を経過いたしますことから、老朽化に伴い更新を行うものでございます。手続といたしましては、平成26年2月14日を納入期限として、2,851万9,092円でサン・インターナショナル株式会社と仮契約をいたしました。

また、昨年度購入いたしましたポンプ車との比較でございますが、初期消火に使用します700リットルの水槽は装備されていないものの、吸管自動巻き取り装置や電動式ホースカーなどの最新の機能を装備していることから、同等の性能と判断するところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

今ご答弁にありましたように、昨年、本部のポンプ車の更新をされました。そのときも、岡本議員のほうからも水槽を装備しているという点については非常に評価をされておりました。そういう点で、今の答弁では、やはり初期消火という点では本部が先に行き、各分団さんはその後の連携をとってやられるということで、機能については違うけれども、万全を期せるというふうに理解をしてよろしいですね。それはわかりました。

そういう点で、小さく2点目でございます。

各分団に配備されている車両の実態及び更新基準、計画並びに維持管理についてお聞かせをください。

○議長（櫻井清蔵君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防団が保有している車両は34台あり、第9分団の消防ポンプ車以外は、全て小型動力ポンプつき積載車となっております。更新の基準につきましては、財政状況や走行距離などを総合的に考慮し、基本20年としているところでございます。また、維持管理につきましては、各分団において定期的に車両やポンプ車の機能点検を実施しており、有事に備えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。地域の特殊性、初期消火の重要性のために配備をされているということでもあります。

第9分団に配備されている消防ポンプ車は、旧関町時代に購入されたものと思います。他の分団への配備計画については、亀山市消防力充実強化プランが示されております。今後は地域の実情に即して、配備計画、配備の見直しをかけていただきたいということを要望としておきたいというふうに思っております。

最後に3点目でございます。

入札に関してでございます。

今回、今消防のほうからも言われました、2,800万のものであります。この入札方法及び指名業者選定についてお聞かせをください。

○議長（櫻井清蔵君）

神山財務部参事。

○財務部参事（神山光弘君登壇）

先ほど大井議員のほうから、消防車の購入に当たっての入札及び指名選定についてということでご質問をいただきました。

消防ポンプ自動車購入に係る入札方法は指名競争入札でありまして、平成25年4月26日に郵便入札方式により入札を執行させていただいたところでございます。その結果につきましては、先ほど消防次長から報告をさせていただいたところでございます。

本入札における指名業者の選定につきましては、当市の入札参加資格者名簿に掲載されている62社に対し確認を行ったところ、取り扱い可能業者は代理店で7社、艀装業者で8社の合計15社がございました。今年度におきましては、昨年度、指名競争入札により行いました消防ポンプ自動車購入において艀装業者と代理店が混在しており、同一入札に参加した業者における下請契約は好ましくないということを踏まえ、代理店7業者を指名審査会において選定いたしました。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。昨年度の契約で艀装業者と代理店の混在という点、今回は事前に厳密に審査をされたと。

過去にも談合防止についてのルール化という点では、僕は入札問題を一般質問でもやらせていただきましたけれども、やはり談合情報への対応は的確かつタイムリーな情報収集に努められたい。それで、談合情報に基づく調査及び結果の判定を行う機関は指名審査会となっております。これは

業者選定を行う指名審査会と同じ機関、同じメンバーだということになっております。これについてはいかがなものかなという提案もさせていただきました。この件についてご所見をお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

神山参事。

○財務部参事（神山光弘君登壇）

ご指摘のとおり、談合情報の取り扱いについてはということでありますと、亀山市建設工事等談合情報取扱規程により、指名審査会にて対応することとしております。当市においては、市の組織規模等を勘案し、現在の体制で取り組んでいるところでございます。万一談合情報が寄せられた場合には、情報の信憑性の確認、また内容によっては入札の延期、中止等の措置をとる必要がございます。その際の会議招集、審議等、迅速な対応が現在の体制であれば可能な面もあると思います。ご指摘の件につきましては、今後、県及び県内他市の状況等を参考に情報収集をしてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

入札問題につきましては、我々の議会も特別委員会、平成23年の今議長が特別委員長をやっていたときに、12月に入札制度調査特別委員会から提案された答申に基づいて提言書を提出されております。今、庁内では入札契約制度改革プロジェクトチームというのをこの4月から新たに立ち上げられて、もろもろの入札制度についての改革をしていこうということで、この中で十分議論をしていただいて、我々にも早く提示をしていただきたいというものでございます。

最後になりますけれども、定期監査結果の報告書が監査委員さんからも出ています。その中でも、入札については、最低制限価格制度の導入及び予定価格の設定については、公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、国からの平成23年8月25日の要請を参考にして検討されたいということも監査委員さんのほうから出ています。そういう点も考慮されて、しっかり検討委員会を実のあるものにしていただきたいということを希望して、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

21番 大井捷夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時11分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ぽぶらの鈴木でございます。議案質疑をさせていただきます。

私の質疑は、議案第49号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）のうち、債務負担行為補正、公の施設の指定管理者の更新についての質疑をさせていただきます。

今回は、そのうち、平成21年より公募により施設管理を指定管理者に委託した業務が、本年度、最終年度に当たることから、新たな指定管理者の選定をことしじゅうに行う必要があると。そのために、事前に予算を担保する必要があると。そういうことで上程された債務負担行為であると理解をさせていただきます。

今回提示された指定管理料は、26年から30年の5年間で、石水溪キャンプ場管理5,460万、都市公園施設管理料3億3,120万、文化会館管理料4億4,120万、運動施設管理料4億470万、5年間合計で12億3,170万円、年平均で2億4,600万、これだけの極めて大きな予算でございます。これは言ってみれば、亀山市民5万人とした場合、赤ちゃんから高齢者の方まで1人2万5,000円を使う予算であると。年平均5,000円使ってもいいですかという、極めて大きな予算補正であるというふうに捉えております。

では、最初の質疑をさせていただきます。

まず、公募による指定管理者制度を導入してから今ちょうど4年を経過したわけですが、今までの直営と比較した場合、どういう面が変わったのか。前進はあったのか。個々の施設管理の変化というよりも、行財政改革の視点から4年間の総括をしていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

9番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革の視点からとのことですので、行財政改革を所管します財務部よりお答えをさせていただきます。

債務負担行為補正を提案しております石水溪キャンプ場施設、都市公園施設、文化会館、運動施設におきましては、平成21年度から25年度までの5カ年を指定管理期間として、公募により指定管理者を選定し、運営管理を行っております。その前には、平成18年から3年間、非公募により指定管理者として亀山市地域社会振興会を選定し、運営管理を行ってきたところでございます。

これらの4施設の平成24年度までの4カ年の運営管理の全体としての評価でございますが、公募により指定管理者を選定したことにより、仕様書の趣旨に見合った独自の取り組みが積極的に行われ、利用者へのサービス向上につながるとともに、通年的な維持管理は仕様書どおりに適正に実施されており、効率的な管理により経費が縮減できたものと評価をいたしております。

具体的には、文化会館でございますが、公募前に比較して、亀山ミュージックジャンボリーなどの市民参加型や育成型の自主文化事業を倍增するなど、積極的に事業展開され、将来の文化を担う人材の育成に取り組まれています。また、前回の随意契約による指定管理のときと比べまして、約1割近くの経費削減が図られたところでもございます。また、運動施設では、民間のノウハウによる自主事業が企画され、例えばB&G海洋センターでは、プールを生かした水中ウオーキング教室など、大人から子供まで多くの参加者を募り、利用者の増加につながりもきています。さらに、小学校の下校時の見守り活動や地域の清掃活動にも積極的に参加をされ、いろいろな意味で地域や団

体と連携を図りながら各施設の指定管理者が努力され、施設の運営管理が行われていると考えております。今後におきましては改善を図るべき事項もございますが、公募による指定管理者の選定には一定の成果が得られたものと評価をいたしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

公募により、独自の取り組みも見られたと。経費についても、あるセクションでは軽減できたというご報告だったと思います。

しかしながら、今回提示された向こう5年間の指定管理料、これを見せてもらう限り、やはり消費税の関係、増減の数字もありまして、これはあくまでも数字的には、前回、いわゆる20年度です、この積算を根拠にしたというふうにはしか見えないんです。これだけの全体で12億円以上の予算でありながら、いただいた資料の中では余り、精度のあるチェックがされていたのかなというふうに疑問に思うところもございます。

質疑をします。提案いただいた各施設管理をどのように変えていこうとしたいのか、主な変更要素を示していただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年度からの指定管理料の積算に当たりましては、先ほど申されたとおり、前回公募をした平成20年度の積算を基本として、業務の追加・削減を反映するとともに、平成24年度までの実績をもとに、指定管理者制度導入の目的である利用者サービスの向上や経費削減の視点から十分な精査を行った上で、各年度の上限額を算出したところでございます。

具体例を申し上げますと、亀山公園野外ステージと亀山公園芝生広場、観音山テニスコートにおいて、運動施設と都市公園施設の管理区分の枠組みについて一部見直しを行い、施設を一体的に管理することにより、利用者の利便性の向上と施設管理の効率化を図ることといたしております。また、市が直接行っていました文化会館の高木管理や東野公園の芝生の管理を、指定管理者の業務として追加いたしましたところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁を聞いていますと、余りかわりばえはしない。亀山公園の野外ステージ管理を今までの運動施設管理から公園管理に移すとか、花木、あるいは芝の関係、この辺はあるんですけども、余りかわりばえしないんです。私が自分自身期待しているのは、いわゆる5年前、国の方針とか制度と相まって、当然、当時は行政改革の機運も高まる中で、民間活力の活用という一環として亀山市は今まで直接管理していたのを指定管理、公募を募って、民間のアイデアとか、あるいは競争原理の中でそういう形をやったと。

そういう中で、もう少し細かな、例えば運動施設、公園施設、キャンプ場、文化会館、これらのサービスの質と量がどう変わったのかとか、入場者はふえたのか減ったのか。あるいは、市民の満

足度はどういうふうに変わってきたか、満足したのか、下がったのか。経費はどれくらい下がったのか。あるいはもっと言うなら、行政の責任範囲はどこまでなのか、現状でいいのかとか、あるいは、さらなる手段をもってこれにかわってできる方法はないのかとか、あるいは、その実績をどう生かすのか、つなげるのかと、このあたりのチェックがもう少し鮮明にあってしかるべきだと思うんです。

今、資料を見ますと、今部長お答えの亀山公園野外ステージの管理の移管等がありますけど、全体として、この公募による指定管理者をやったことによってどんなものが変わったかということをしかりとした形で資料として私は提示すべきだと思うんです。やはりこれだけの12億何千万を5年間でかける前に、債務負担行為の予算補正をしてくる前に、しかり議会に対しても、あるいは市民に対しても明示をして、そういう説明責任があると思うんです。やはり市は、行財政改革本部まで立ち上げた中で、これだけの大きなものについてはもう少し資料を含め説明責任があると考えますが、提案者はどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども答弁をさせていただきましたから、来年度からの指定管理者選定に当たりましては、各担当室におきまして4年間の検証をそれぞれきちんと行った上で方向性を整理し、指定管理料の上限額を定めたものでございます。指定管理者の制度は、公募を行うことにより、相手側の事業者から新たな提案を引き出すのも指定管理者制度の一つの目的でもございます。また、この指定管理料の上限額については、財務部といたしましてもきちんとチェックをさせていただいておるところでございます。

また、この検証とかおっしゃられましたけれども、毎年、亀山市では指定管理者事業検証結果をホームページで掲載し、指定管理者の管理運営状況を明らかにしておるところでもございます。また、今回は、各施設の主な変更要素や年度協定額を示した債務負担行為補正資料として、財務部より提出をさせていただいたところでもございます。しかし、議員おっしゃられるように、少し資料が足りないのではないかということもございますので、今後におきましては、担当部局と協議を行い、資料の提出について前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

担当する各部局がホームページ等に掲載をしているということだったんですけど、私は、こういう行革を束ねる財務部が、いわゆる全体的にどこが変わったのかという視点の公表、あるいは整理が全庁的になされるべきだという意見を申したつもりでございます。

次に、指定管理者業務仕様書について質疑をさせていただきます。

当然、公募に当たり仕様書の作成も今随時遂行されていると予想されますが、仕様書の作成に当たって、新たな視点、あるいは考え方等、変更点がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

指定管理料の上限額算出の考え方に沿って仕様書を現在作成いたしており、指定管理者選定委員会での審査に向けて最終の整理を行っているところでございます。今回の仕様書作成における新たな視点といたしましては、危機管理マニュアルの作成及び体制の構築、チラシなど印刷物作成時のユニバーサルデザインへの配慮、指定管理期間中における成果目標の提案などを追加いたしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

前回の仕様書を少し読ませていただきました。中には極めて常識的なことが事細かく書かれているんです。例えばガス、水道、電気は節約しなさいとか、できるだけごみは出すなとか、もっと言うなら、裸電球とカーテンが接触しないことを確認したかと。やはりこれは、じゃあカーテン以外だったらいいのかということもありますし、まあそれはいいんですけども、ごく常識的なことは2回目の指定管理の公募の中ではできるだけ避けるべきだと思うんです。これは今作成中ですから多分無理かもしれないんですけども、例えば、それよりももっと大切で重要なことが仕様書の変更、これがあると私は考えますので、提案者はどう考えるかということで、文化会館の指定管理料を例に質疑させていただきます。

まず初めの文化会館の指定管理料についての質疑は、文化会館中央コミュニティの施設管理を、なぜ前回同様、公募としたのか。公募についての有利さは財務部長が先ほど述べたけれども、なぜ公募としたか改めて聞かせてください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化会館は、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上に取り組んでまいりました。また、平成21年度から利用料金制度の導入とあわせて公募方式としたことによりまして、積極的な自主文化活動の開催、また参加型・育成型事業などの内容を工夫され、将来の文化を担う人材を育成しようとする積極的な取り組みが行われてきました。このため、平成26年度以降も引き続き公募方式により指定管理者の選定を行いまして、利用者に対するさらなるサービス向上を推進し、文化の振興に努めてまいりたいという思いからでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

公募にする理由については、前段の財務部長の中で一定の私は理解はさせていただきます。ただ、次のような考え方には至らなかったかということで質疑をさせていただきます。

今、亀山文化会館は、敷地面積が2万1,000平米ぐらいあって、947人を収容する大ホール、それから400人くらいを収容するコミュニティホール、あるいは会議室を有するんですけども、ただ、この文化会館は、これらの施設の管理のみを担っている事業、あるいは建物ではない

と思うんです。先ほども一部説明がありましたけれども、例えば去年は三味線の吉田兄弟とか、あるいはご当地出身の林家染弥さん、師匠の小染さんあたりが見えてくれて、あるいは優秀映画鑑賞をしたという鑑賞型事業や、子ども自由画コンテスト、ミュージックジャンボリー、そしてさいまつコンサート、亀山ミュージカルといった参加型の事業や、先ほども説明がありました青少年の育成のための育成事業、いわゆる施設管理とあわせて、亀山の文化の発信の核として存在をしていると思うんです。私はそういうふうに捉えております。

文化会館の今の事業への取り組みや、プロパーさんの能力とか熱意に対しては、県内でも非常に評価が高いと私は見聞きしております。ましてや、これから主要事業でありますかめやま文化年、この事業を一過性のイベントに終始することなく、継続的に文化の発信を文化会館を核にやっっていくというときに、今までのノウハウの蓄積を十二分に発揮していただいて、やはり一定の緊張感の中で指名という形はとれなかったんですかね。公募というと、今の時代、あたかも公平性とか平準性を担保して、いわゆる行財政改革の常套手段であるように私は見える節があると思うんです。それよりも本当に一歩進んだ成熟した関係といいますか、形にこだわらず本質的な成果を求めるとしたら、やはり今の亀山市地域社会振興会を指名してもよいのではないかという意見に対して、執行部はどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

議員も述べられましたように、各界から、文化会館でございますが、高い評価をいただいていることも伺っております。ただ、公募をするということで、事業者みずからの事業評価を行い、さらなる創意工夫、業務改善に取り組むことが期待されますことから、今回の選定に当たりましても公募を行うとしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

公募によらないと一定の競争力が働かないという、短絡的とは言いませんけど、そういう考え方は、そこをやはり乗り越える行政思考みたいなものが私はより文化的だというような気持ちもするんです。これは私、決して公募はいけませんよという議論じゃありませんけれども、ぜひこの辺も熟した議論の中でリセットしていただく時期があればよかろうかなという思いだけ伝えさせていただきます。

次に、文化会館の管理と自主文化事業の関係について質疑をさせていただきます。

まず、自主文化事業の開催に関する業務の中で、全自主文化事業の55%を入場料費用で賄うことと仕様書に書かれています。今回提案される仕様書も同じ要件で記載をするつもりなんですか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

現行の仕様書におきます自主事業の開催に関する業務の留意事項として、全自主文化事業費の5

5%を入場料で賄うこととしております。今回の指定管理料につきましても同様に考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

前仕様書どおり、全自主文化事業の55%以上を入場料収入で賄うこと、これは書くわけですね。はい、わかりました。

それでは、実態としてこの自主事業、入場料で55%を賄っているのでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

全自主文化事業費に対する入場料収入の比率でございますが、平成21年度が76.9%、22年度が50.3%、23年度が52.6%、24年度が48.9%ございまして、この4年間の通算比率は57.4%でございます。なお、指定管理者が自主事業に対する民間団体等からの助成を受ける場合には、こちらのほうに追加するという形になります。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

民間企業等の補助金、助成金も入場料の中にも含めるということは仕様書の中に書いてございますか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

全自主文化事業費の55%を入場料で賄うことと含めて、指定期間を通じて達成すべき成果目標という項目がございまして、全自主文化事業費に対する入場料等収入の比率を55%としておりますので、その「等」ということの中にも含めるという形で考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

仕様書はどっちが正しいんですか。55%を入場料にすると前段に書き込みながら、今局長がおっしゃるように、後段のほうに指定期間を通じて達成すべき成果目標という項があって、ここでは入場料等収入で55%を賄うというふうになっているんですね。これは仕様書の不備ですよ。不備にもかかわらず、それを知りながら、先ほどの答弁ですと、同じような形で55%を収入で賄うというふうを書くとおっしゃったんですね。「等」という言葉を入れて、「等」の中に補助金、あるいは民間の助成金、あるいはグッズの販売も含むという形で明確に書くべきですよ。違いますか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

ご指摘のとおり、少し仕様書のほうの表現が異なっている部分がございます、入場料等収入の

場合、初めの入場料等収入のところの中では議員ご指摘のとおり事業に伴うグッズ、パンフレット等の物品販売収入も含んでおりますので、そういったことの整合性はとって、仕様書のほうは整合性をとらせていただくように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

やはり整理すべき点はまだ多いと思うんです。もし、この文化会館事業だけでなく、ほかに整理すべき仕様書があったら、早急に細かくチェックしないと今みたいな事例が出てくると思うんです。ぜひその作業も含めてください。

それでは、指定管理料とかめやま文化年の関係で、少し一般質問にかかわりますが、一応指定管理料の範疇の中で質問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願いします。

3年に1度、特化、あるいは集中して、文化会館を核に、かめやま文化年の祭典を開催することが主要事業の中でうたわれています。しかしながら、今回の補正予算、債務負担行為の予算額においては、開催年に当たる26年、あるいは29年が、それに見合う予算が計上されてないというか、むしろ26年からずっとイーブンペースで同じような予算が計上されている。来年、26年は文化年なんですね。やはりそういう意味では、もう少し予算に、指定管理料にめり張りがあってもいいんじゃないかという思いがしますけれども、お考えを聞かせてください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化年関係の事業でございますが、現在、かめやま文化年プロジェクト基本構想を策定したところでございまして、この基本構想に基づき、平成26年度を第1回として、3年に1度、かめやま文化年と定めて取り組みを進めてまいります。具体的な事業内容につきましては各回の企画委員会等で決定してまいりますので、指定管理料には文化年関係の事業費は見込んでおりません。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

それは少しおかしいと思うんです。例えば、私は3月の予算委員会でも質問しました。来年開催される市民ミュージカルの予算はお幾らですかという質問に、25年度はオリジナルな脚本とか音楽づくりのために436万使うんだと。いわゆる26年の本大会というか、本事業のときは827万、合わせて1,260万程度を要しますよという答弁をいただいているんです。

そこで質疑したいんですけど、現行の会計、予算書、決算書の中では、ミュージカルの上演のための舞台設営、音響、照明の経費は自主文化事業の委託料に含まれているんですか。それとも、文化会館管理費の中に含まれておるのでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

本年度、平成25年度の予算でございますが、かめやま文化年事業ということで、地域の文化・

芸術活動補助金という中で365万8,000円計上いたしております、これが市民ミュージカル劇団設立運営補助金ということで、助成金が市に入るといこともございまして、市のほうに補助金をお受けして、市の上乗せ分も含めて補助金として出すということで予算のほうは計上させていただいております。なお、平成26年度以降ということですが、別途、業務委託であったり補助というような形で考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと質問の内容が理解されてなかったなど。いわゆる亀山ミュージカルにしろ、さいまつコンサートにしろ、舞台装置、照明、あるいは音響は自主文化事業の委託料の中に含まれているのか、あるいは文化会館管理の中に入っているのかということです。どちらですかという質問をしているんです。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化会館の運営管理費の部分につきましては、指定管理料の運営管理料の中に含んでおります。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

結局、来年、かめやま文化年でさまざまなイベント、祭典が行われる自主事業の関係の委託料、いわゆる先ほど言いました音響、舞台設営等は、これは全部文化会館の管理費の中からやっているんです。今の自主文化事業の委託料というのは、あくまでも出演者との契約金だけなんです。もっと言うなら、先ほど数字がありました、ミュージカルは幾らかかりますかということが本当の数字じゃないんです。本当はもっとかかっているんです。私は、もっとかかっていることをしっかり示してくださいということなんです。この大きなイベント、文化事業をやるのに、このものが本当に幾らかかっているかわかって、それで認めたいんです。これが、そういうものも全て管理費の中から補っていて、自主文化事業が幾らかかっているかわからない。例えばさいまつコンサート、大阪交響楽団ですか、この有名な一流のところ、寺岡先生が指揮者、これが四百数万で僕は済まないと思うんですよ、音響を含めてですね。だから、そういう数字をしっかりと正確に伝える手法をとってもらわないと、本当の理解ができないといいますか、市民のコンセンサスを得られないというように思うんです。

そういう意味で、この予算については、当然、26年度には委託料としてかなりの予算を計上してしかるべきだと私は思って質問しているんですけども、これは全く会計が違うということではないんですか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化年にかかわってのことにつきましては、先ほども申し上げましたように、具体的な事業がま

だ、3年ごとということですので、平成26年、次は平成29年になりますけれども、それぞれの委員会の中で決めていくという形になりますので、指定管理料とは別途という形で考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

この辺、整理します。整理をして、しっかりした形で文化年を迎えたいと思います。

本当に文化というのはお金がかかると思うんです。それで、私はもうこれは最後のあれになるんですけれども、世界的なバイオリニストの千住真理子さんという方が亀山に見えまして、バイオリンの名器、ストラディバリウスを持ち込まれたとき、文化会館はその数日前から温度管理、湿度管理をしっかりして千住真理子さんを迎えたという話を聞かされました。やはりそれに係る経費が、電気料等何万かかったか僕は知らないですよ、10万かかったのか12万かかったのか知らないけれども、やはりそういうことが我々亀山の本当に大きな文化の財産だと、誇りに思うことが私は大切だと思うんです。

文化、カルチャーですね、農耕するとか、あるいは一部の解釈ですと精錬されたという解釈もあるそうです。私、今回のたまたま文化会館の予算を見て、やはり先ほどの仕様書の関係も含めて、まだまだ精錬された予算になっていない。あるいは行財政改革の視点からでも、全庁的に一つのまとまりとして、公募による指定管理の見方といいますか、これからの方向性みたいなものを見るのに、もう少し精錬されたもの、あるいは資料を出していただければありがたかったなという思いを伝えまして、私の、最後はまとまりがございませんでしたが、質疑とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

9番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をいたします。

議案第45号一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定についてであります。

まず日本国憲法には、最もひどい人権侵害である戦争を放棄する憲法9条や、全て国民は個人として尊重されるという憲法13条、さらに、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという生存権を保障した憲法25条などの人権擁護の規定があります。私たち日本共産党は、憲法の前文も含む全条項を厳格に守り、憲法の平和、人権、民主主義の諸原則を国政の各分野に生かすという立場であります。この立場から、今度の条例案に示された、あらゆる差別のないという狭い範囲ではなしに、あらゆる人権侵害のない社会をつくるために、国や地方自治体が憲法で保障された人権擁護のために取り組むべきだと考えていることをまず申し述べておきたいと思えます。

そこで1点目に、そもそもなぜ条例が必要であったのか。午前中、何人かの議員さんが聞かれましたけれども、わかりません。

私が聞きたいのは、今まで条例がなかったために支障があったのかということ、この点について

お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

これまでご答弁をさせていただいておりますが、平成18年3月に人権尊重都市宣言を行って以降、さまざまな啓発・広報活動や人権教育に取り組んでまいりましたが、課題解決には至らず、現在発生しているさまざまな事案は子供のいじめ問題、インターネットによる人権侵害、高齢者虐待など、新たな課題も生まれております。これらの点を踏まえ、行政側としましても一層の取り組みを推進する必要があると思いますが、市民と協働して取り組んでいかなくは解決できない課題であり、今こそ条例で一人一人の人権が尊重される亀山市をつくることを明記し、市民とともに人権尊重のまちづくりに取り組むこととしました。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今の答弁は、条例が必要であるという答弁にはなっていないと思うんですね。私が聞いたのは、今までずっとこういう取り組みをされてきた、しかし条例がないがためにこういう困難があった、だからどうしても条例制定が必要なんだというような話にはなっていないですよ。

それで、新しい問題もいろいろ出てきています。それは事実ですよ。だけど、それが果たして条例をつくることで解決されていくのかどうかという問題をやっぱり考えるべきではないかなというふうに思います。

国で平成9年に、先ほど宮崎議員も言われましたけれども、人権擁護推進審議会というのが発足して、平成11年に答申を出しています。この後、法律ができるわけですが、そのときの答申の内容を読みますと、検討の対象となるものは、さまざまな人権問題のうち、人権に関する教育・啓発を推進し、人権尊重の理念に関する国民相互の理解が深まることによって解消に向かうと考えられるもの、つまり今回の条例とよく似た、横の関係だけ、国民相互間の関係を規定したものですけれども、そういうようなものとして審議をされた。

ただ、この審議会の中で答申が言っているのは、人権に関する教育・啓発を推進するために法律が必要かどうかという議論がされました。結論としてこの答申の中では、審議会の提案は、法的措置をせずに、あるいは法的措置をとらずとも実現できるということで整理をしたということなんです。つまり、いろいろ問題はあるけれども、法律をつくるような問題ではないということですね。答申と同時に会長談話というのも出ているんですけれども、ここでもわざわざ、審議会としては、答申に盛り込まれた諸施策については、いずれも行財政的措置で十分ということを言われている。つまり、法律でやる必要はないんだと。行財政的に今までやってきたことで十分やれるんだというのがこの答申なんです。

先ほど言いましたように、この答申が横の関係しか捉えてない、これから言いますけれども、縦の公権力と国民という関係が捉えられてないという問題はあるんですけれども、ところが、これが国会の政党レベルの議論になっていくと、議員立法という形で法律にされてしまったという経過があります。私もやっぱりこれは、この審議会の議論と同じように、亀山市もやっぱり行財政措置で

十分やれるのではないかと。今までもやってきたし、これからもやれるのではないかということで、あえて条例を制定する必要性を感じないんですね。

それで、条例を制定しないと取り組めないような問題がこの条文の中にあるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

これまでいろんな行政施策を行ってきたというふうに考えておりますし、亀山市としましても、さまざまな施策をやってきたということはこれまでご説明をさせていただいたとおりでございますが、それでもなかなか課題が解決できないし、新しい課題が生まれていると。今、やはり行政だけではなくて、市民と一緒に、市民と協働して課題解決をしないと人権の課題というのはなかなか解決に至っていかないということも含めまして、この条例の中で一人一人の人権が尊重される亀山市をつくることを明記し、市民とともに人権尊重のまちづくりに取り組むということで、決意を込めて条例制定をさせていただくという形で考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私は、そういう性格の問題は、いわゆる人権宣言というような、そういうもので十分だと思うんですよ、市の姿勢をあらわすということですね。少なくとも、この条例を見させてもらいましたけれども、この条例を制定することによって今までできなかったことができるようになるのか、そういうようなものはないですよ。そこところが果たして条例が要るのかどうかという私は疑問なんです。考えられるのは、先ほど大井議員の答弁にありました、県下で3つだけの自治体がこの条例を制定していない、だから条例制定が要るんじゃないかと言われたことを受けて条例をつくった、こういうふうにしか私は理解できません。

次に移りますけれども、この人権条例をつくるために、人権施策推進委員会がつくられて議論がされてまいりました。先日、この委員会がどれだけの期間、どんな議論をしたかということを知るために情報公開で資料を請求いたしました。公開された資料によると、この委員会は去年の7月2日に第1回が開かれて、その後、2月14日の第6回まで8カ月間の間に6回の委員会が開かれています。またこの間にさまざまな人権団体との意見交換もされています。

安田副市長がこの人権条例の制定について、平成23年12月議会でこういうふうに答弁されました。「今後、具体的にワークショップなんかをやりながら、その積み上げで人権条例をつくっていきたい。具体的にいつつくるかについては、現在のところ申し上げられない」と、これは櫻井議員が再三、いつつくのやというふうに言うたわけですがけれども、こういう答弁をされました。私はこれを聞いていて、ああ、これはやっぱり市民を巻き込んでいろんなところで議論をするんだから時間がかかって、やっぱりいつつくるといことは今言えないんだなというような、そういう理解をしましたがけれども、これは裏切られました、残念ながら。

この答弁があった半年後には、もう委員会がつくられたわけです。その8カ月後には、もう条例ができてしまった。こういう経過になるわけですがけれども、やっぱりこれだけ人権問題は大事だと

言うんなら、関係団体だけでなくして、本当に市民を巻き込んで議論をしようやないかという姿勢がなぜ市になかったのか。そうすればもっと違った議論ができて、そのことを通じて市民の意識だって変わってきたんじゃないかというふうに思うんですけども、この結果的に8カ月で6回という委員会で本当に十分な審議だったと言えるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

亀山市人権施策推進委員会におきまして、パブリックコメントまでに開催した回数は6回でございますが、2回の分科会を含め、多岐にわたる人権課題について熱心なご議論とご検討をいただき、条例案を策定いただいたところでございます。また、平成23年度に実施しました市民意識調査では、人権問題に約6割の方が関心を持っておられ、約8割の方が、差別は人間として最も恥ずべき行為である、差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある、あらゆる差別をなくすために行政は努力すべきだと回答されております。さらに、各種団体に参画いただいておりますヒューマンフェスタ in 亀山実行委員会を初め、人権に係る関係団体との意見交換を実施し、その意見や考え方などにつきましても亀山市人権施策推進委員会において協議されたところであり、多くの市民の皆様のご意見が反映されている条例であると考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私は先ほど条例まで必要ないんじゃないかと言いましたけれども、そういう立場でありますけれども、つくるのであれば、先ほど言ったように、それだけの市民意識、人権に関心を持つ市民がたくさんおってというようなことがあるんなら、なぜもっと市民を巻き込んだ条例づくりをしなかったのか。やっぱりこの点が非常にもったいないと思うんですよ。条例でつくるのであれば、それだけ巻き込んだ条例を、もし議論をしてできた条例なら、やっぱりそのできた後の条例の生かし方が変わってくると思うんですよ。

この条例づくりという点では、私は、亀山市まちづくり基本条例と、それから議会基本条例という問題を比較してみたいと思うんですけども、亀山市まちづくり基本条例の制定に当たっては約1年半かかっています。100回を超える検討がされたというふうにホームページにも書かれています。かなり熱心に議論がされました。それからまた、私たちが取り組んだ議会基本条例についても、2年半をかけて24回の委員会を開いて、ようやくつくることができました。私は、この2つの条例づくりで共通するのは、ほかの自治体にも同じような条例があるんです。だから、つくろうと思えば短期間でもつくれるんです。そうやけども、そういう作り方をしても余り意味がない。後の段階、できてからのことを考えるとね。だから、やっぱりつくる過程でどれだけの人を議論に参加してもらって、その中で議論をする、それで意識が高まっていく、こういうことがこういう条例づくりには私は欠かせないんだろうと思うんですよ。

そういう意味で、やっぱり今回、わずか8カ月6回の委員会、市民を巻き込んだというのはありませんよね。人権の関連する団体との意見交換はありましたけれども、広く市民に呼びかけて議論をするというようなことはなかったと思いますね。特に緊急を要するような、この条例ができない

とこの施策ができないということではないので、そういう意味でいくと緊急を要する条例づくりではないはずなのに、なぜそういう市民を巻き込んだような議論ができなかったのか。そういう必要性を感じなかったのか。その点について、副市長、どうですか、お聞きしたいと思います。副市長が答弁された部分ですからね。

○議長（櫻井清蔵君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

つくり方の問題だというふうにさっきから聞かせていただいております。

確かに議員ご指摘のとおり、短時間といいますか、途中で審議会の回数がふえてきたもんで、審議会の予算もたしか補正をさせていただいて、ふやして回数を6回にしたというのが、それはそれなりに当初の予定よりはふやしております。それと、まちづくりの基本条例に参加をしていただきました委員さんにも入っていただきまして、まちづくり基本条例のそういう議論の経過等につきましても、その審議会の中でそれなりに議論をしていただいたというふうに聞いておりますので、そういう今までの蓄積を審議会の中で出していただいて、何とか効率的にできたというふうに私は解釈をしております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

最後の言葉が印象的でしたけれども、効率的にできたと。これは効率じゃないんですよ。やっぱりどれだけの人がかかわって、その中で議論をして、そのことによって市民の人権意識が高まるかという絶好の場やなかったかというふうに思うんです。そういう意味で、このつくり方というのは非常に問題が残ったのではないかということだけ指摘をしておきたいと思います。

あと、条例そのものの中身について入りますけれども、人権というと非常に捉えにくい問題なんですけれども、一般的に言われているのは、全ての人が生まれながらにして持っている権利だと。例えば選挙権のような、ある年齢が来たらとかいうんじゃなくして、生まれた時点でもう持っている権利だというようなことを言われています。

それで、自由に生活、行動、発信できる自由権というのがありますね。表現の自由であるとか、信教の自由という問題があります。それから人間皆平等であるという平等権もありますし、それから誰もが健康で文化的な最低限度の生活、憲法25条に掲げられた社会権という権利、こういうものを総合したものが私は人権というものだろうと思います。そういう点でこの条例がどうなのかということを考えていきたいんですけれども、まず市のほうがこの人権をどう捉えているのか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

この条例で言う人権につきましては、思想、信仰の自由権、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障などの社会権などの権利であるとの考え方の中で、この条例では、一人一人が人間として尊重され、豊かな生活や生きがいのある生活を求める、いわゆる幸福追求権のような広義の人

権として捉えているところです。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

いかにも全体を捉えたような答弁でしたけど、そうではないですね、読むと。結局、施策としてやるのは、あらゆる差別ということに対してどういう施策をするかということが書かれているわけ。だから、そういう意味でいくと非常に狭い範囲の人権の捉え方だろうと思います。

法務省が毎年、人権侵犯事件、人権が侵害されたものの件数、統計的なものを出しています。これを見ますと、例えば平成24年、分け方として、公務員等の職務執行に伴う人権侵犯という問題と、それから私人間の侵犯事件と、2つに分けて統計数字が出ています。

例えば、学校におけるいじめ、体罰、こういう問題であるとか、それから警察官を初めとする国家公務員、地方公務員によるものというような、いわゆる公権力を持つ立場の人たちの人権侵犯というのが6,700件上がっています。それからもう1つは私人間という問題です。これは暴行、虐待、例えば家族でDVがあるとかいうような問題とか、それから差別待遇ですね、差別、それからプライバシーに関する侵犯、それから住居・生活の安全に関する侵犯、これはいわゆる憲法25条にかかわるような問題であると思います。それから労働権ですね、リストラ部屋をつくってみたり、そういうような労働者に対する権利の侵犯があります。それからセクハラ、ストーカーなどの、強制・強要というくくり方をしていますけれども、こういうようなものが具体的に上がっています。これが1万7,000件。だから、公務員など権力を持ったというようなのが6,700件、それから私人間が1万7,000件というふうに上がっています。

私は、人権というのはこれぐらい幅が広い問題だろうというふうに思っています。法務省もそういう捉え方をしているんだろうというふうに思います。

ところが、この条例を読むと、先ほど言いましたように、あらゆる差別をなくすためにこういう施策をやります、そのために市の責務はこうですよ、市民の責務はこうですよということが条例では書かれている。つまり、これは差別という問題、平等権のみではないかというふうに思うわけです。先ほどの答弁とやはり私は違うと思うんですけれども、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

この条例の前文で「人は誰でも、生まれながらにして、自分らしく、幸せに生きるという基本的な権利を持っています」としておまして、これは、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳及び権利について平等であるとする世界人権宣言、人は誰でも、生まれたときから自由で、平等で、幸せに生きる権利を有しているとする亀山市人権尊重都市宣言の趣旨を捉えており、日本国憲法で保障する基本的人権の人類普遍の原理であり、亀山市が大切にしている基本理念でもあります。これらのことから、世界人権宣言を踏まえつつ、日本国憲法の理念とするところの基本的人権をここにうたっており、平等権だけを捉えているものではございません。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それは違いますよ。前文ではうたっていますよ。じゃあ、具体的に施策を進めるところには何て書いてありますか。あらゆる差別をなくす社会をつくるために啓発をやると、こう書いてあるんですよ。あらゆる差別で先ほど言った人権全部がはまりますか。全部差別ですか、捉え方が。違うでしょう。だから、そういう問題がある。

それから条例では、市民は相互に尊重し、協力し合っってということで市民相互間の関係、これは大事なことですけれども、規定がされていますけれども、問題は、先ほども上げましたように、国や地方自治体の公権力と市民との関係、ここが抜け落ちているんですよ。やっぱり人権というのは、国や地方自治体が持つ権力に対して、国民・市民の権利だというふうに言われています。だから、人権の主体は国民・市民だという捉え方です。つまり、市民・国民に権利の主体があるんだと。国や地方自治体は、そういう権利を守る立場にあるんだと、擁護する立場に立つのが国や地方自治体だという分け方なんです。だから、それを縦の関係と言うんです。それに対して侵害されたということで先ほど件数が6,700件あったわけですよ。だから、権力を持つ側は、やっぱりそれだけの人権侵害をする可能性、おそれがあるということなんですよ。そのことがこの条例では抜け落ちています。市民相互、横の関係だけを規定して、お互いに差別をしないようにしましょうというようなことだけで捉えている。やっぱりこれは随分狭い範囲の捉え方ではないかというふうに思います。

今、憲法議論が盛んですけれども、憲法も同じなんです。よく言われますけれども、憲法というのは、国民が国に対してこういうことをやりなさいよということを命令する命令書だというふうに言われています。国は憲法を守る義務があつて、国民は守らせる権利があるんだというふうに言われていますね。憲法とはそういうもんだと。

これと同じように、やっぱり人権も同じだと思うんですよ。国民・市民に人権という自分たちに権利があつて、国や地方自治体はそれを守る、擁護する、そういう義務があるんだと。そういう関係に立つということがごそつと抜け落ちているのがこの条例なんです。私は、こういう国や地方自治体の公権力と市民の関係も含めた条例になぜならなかったのか、この点の説明をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

本条例第3条、市の責務としまして、市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むと規定しております。当然、市は人権を守る義務があると考えております。今後予定しております基本方針の中で、具体的な人権尊重のまちづくりに関する施策について定めてまいりたいというふうに考えております。

一方、平成22年4月、まちづくり基本条例を施行し、一人一人が生き生きと輝き、幸せに暮らせるまちを将来にわたって築いていくために、みんなの良心・英知を結集するとともに、市民と協働してまちづくりを進めていくことを決意しました。本条例でも、市民と協働して人権尊重のまちづくりに取り組んでいくことによって、一人一人の人権が大切にされ、尊重される社会の実現を目

指すものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

先日、端的によくわかるのが橋下大阪市長の発言ですよ。こういう発言は、やっぱり公の人がやるから国際問題にまで発展しているわけですよ。そういうふうに考えていくと、やっぱり権力、公権力を行使する立場に立つ側のこういう問題というのは、きちんとやっぱり規定されるべきだと思うんですよ。

例えば条例の中で、市はそういう人権を守る義務を持つ、負うとかいう言葉があってもいいんじゃないんですか。ところが、大阪市も調べてみたんですけど、人権尊重の社会づくり条例という、これも人権条例です。同じような条例があります。ところが、大阪市の条例の市の責務は、国や大阪府と協力して人権施策を推進するとあるだけです。だから、市長が人権を守る立場に立つということはどうだってないんですね。要するに、頭から市はそういうものを推進する立場にあるとだけしか書いてないんですよ。だから、侵害するという立場には全然行ってないんですね、この条例はね。それではやっぱりまずいんじゃないかなと。あつてはならないことですが、やっぱり権力を持っているということによって起こり得るんだということが必要ではないかなというふうに思います。

こういう意味でいくと、人権条例をつくるのであれば、なぜ横の関係だけでなしに縦の関係も入れなかったのかということが私は疑問に残ります。市の責務というところを読んでも、人権施策の推進、それから国や県との連携、こういうようなことが書かれていますけれども、果たしてこれだけで市の責務は十分なんだろうかというふうに私は思います。この条例の市の責務というところは、先ほども言いましたように、公権力を行使する側が人権を守るんだ、それから市民には人権という権利があるんだというようなことがやっぱり明確に出ていないんじゃないか、その点がやっぱり問題ではないかなというふうに思います。

最後に、市民の責務、これも同じような問題です。

条例では、市民の責務として、学びの場を通じて、みずからの人権意識の高揚に努め、市と協働して人権尊重のまちづくりに取り組むとされており、これは人権問題が、市民相互間の言動による人権侵害が一番の問題であり、それを解消するために、市民は学ぶことが義務とされる、市の施策に協力することを求められている、これがいわゆる市民の責務と。

こういう内容になっているんですけど、もちろん市民相互間の言動による人権侵害はあってはなりませんし、これはやっぱりなくさなければならぬと思いますけれども、先ほども言いましたように、人権の主体は市民であつて、学ぶのは市民の権利として学ぶんだと。だから、皆さん市民としての権利、人権をそれぞれ持っているんですよ、こういう人権があるんですよということを一人一人が知るための学習の場が私は要るんだろうと思うんですよ。その中で、それぞれが持っている人権をお互いに尊重し合おうやないかというようなまちづくりをするべきであつて、差別をしたらいけませんよと、そのために勉強しましょうというんじゃなくして、あなた方一人一人が人権を権利として持っているんですよ。あなたの身の回りとか、職場とか地域とか、いろんなところであなたの人権が本当に守られていますかと、侵害されていないんですかというような、人権意識を問

うようなことがやっぱり私はこの条例の中で必要ではなかったのかなということ 생각합니다。

最後に、市民の責務というのを、ただ単に横の市民相互間の言動だけになってしまっている点については問題があると思うんですけども、それについてのご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

人権は、人類が長い年月にわたって自由獲得に努力してきた成果であります。放っておくと守られなくなってしまう。黙っていると、それが人権の問題であると考えられないからです。憲法でも、国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならないとしております。また、まちづくり基本条例におきましても、市民は、みずからがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、相互に尊重し、協力し合って、積極的にまちづくりを推進するよう努めなければならないとしております。

一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指すためには、まずは学ぶことによって自分自身の人権感覚を養い、感性を高めるとともに、自分のことだけではなくて、相手の人権もお互いに尊重できるようになる必要があると考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

最後にいい答弁が返ってきました。

やっぱり私たちもいろんな相談を受けますけれども、その中で、その方がそれは人権侵害なんだということをご存じない方が結構見えるんですよ。そういう問題は、やっぱり本当に一人一人が権利、自分の権利はどんな権利があって、それがどうなんだということがわかってみえない方が結構ありますので、やっぱりそういうことをまずみんなが持つということですね。その上で、お互いの人権を尊重し合うというような、そういう亀山市をつくるということが私は求められるものだろうと思います。最後に市長に見解を伺って、終わりたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

法的なもの、あるいは制度的なものを超える、さまざまな現代社会における人として、あるいは市民として、互いに理解をし合ったり、支え合ったり、こういう部分について、やはり人権問題が背景にある今の現状ではなかろうかというふうに思っております。そういう意味では、今日まで積み上げてまいりましたさまざまな取り組みがこのまちにはしっかり根づいておるわけでありまして、これらをもう一つ、現在及び将来にわたってしっかり普遍的なものとして担保していくという意味で、今回、条例制定を検討してまいったところでございまして、今後も本当に一人一人がその人権が尊重されるようなまちづくりを大切にする、そんな亀山市をつくり上げていかなければならないという思いでございまして、これは本当に議員の皆様、市民の皆様初め、本当にあらゆる立場、考え方を超えた、その英知が結集されなければならないという考え方に基づいた条例である

というふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時12分 休憩）

（午後 2時23分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

通告に従いまして質疑を始めたいと思います。日本共産党の福沢美由紀です。よろしくお願いいたします。

きょうは、議案第46号亀山市子ども・子育て会議条例の制定についてお伺いします。

まず、この会議の設置期間、そして回数についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

7番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

この会議の設置に関しましては、今のところ期間の限定は設けてございません。また、会議の開催回数につきましては、今年度は子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組む必要がございますので、集中的に開催をする必要があり、可能であればでございますが、5回ほど開催したいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、この根拠法が続く限り、ずうっと子ども・子育てについてこの会議で話し合っていくということなんですね。そして当座といいますか、まず最初に子ども・子育て支援事業計画を立案するまではタイトなスケジュールで年に5回ぐらいはしていくということなんですけれども、それを済みましたらとしますと、計画立案後は大体何回ぐらいかという、もし見通しがありましたらお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

計画立案後でございますが、26年度中にこの計画をつくらなければならないということで、26年いっぱいかかるかと思いますが、27年以降につきましては、どの程度開催する必要があるのかということについては、まだちょっとわかりかねる状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

お聞きしましたら、まずはニーズ調査と申しますか、計画立案に際してアンケート調査というのが、国から素案がおりてきて、それを亀山ならではの調査にするためにその会議で話し合ってください、調査審議をしていただくということなんですけれども、まずはそれに取り組んでいただくという会議なんだろうということは理解しましたが、そのほかに市長からの諮問でということが書いてありましたので、それ以外に具体的に、例えばこういうことについては別途諮問する予定があるようでしたらお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

事業計画や定員設定以外に調査審議する具体例でございますが、潜在的なものを含め、幼稚園、保育園、子育て支援のニーズが適切に把握をされているか、過度に見積もっていないか、不足していないかということですか、幼稚園、保育園の施設、子育て支援の施設、事業のバランスのあり方、提供体制のあり方や目標がどうか、ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画的に盛り込まれているかなどなど、さまざまなことが具体例として挙げられるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

次の質問に移ります。

この法案にはすごくたくさん問題点が今も指摘されているんで、多分たくさんのが、これから問題点が出てきて、していかなくちゃいけないんだろうと思いますが、まだこれは何も動いていませんので次の質問に移りたいと思いますが、この調査審議の内容についてお伺いしたいんですが、どういう内容をするか。先ほどちょっと触れた、計画を立てますということがありましたけれども、具体的なスケジュール、内容とスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

スケジュールといたしましては、来年度の半ばごろまでに子ども・子育て支援事業計画の案を策定するよう求められておりますことから、当面はこの計画に関しまして審議を集中的に行ってくださいことになる見込みでございます。

なお、その審議の内容についてでございますが、圏域の設定でありますとか、幼児期の学校教育・保育、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設、それから地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策に係る考え方、普及に係る考え方、保・幼・小の連携等の内容でありますとか、それから先ほど申し上げました幼保子育て支援の施設、事業のバランス等、必要がある場合には諮問し、審議していただくということも起こってまいります。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

午前中からも質疑を伺っておりますと、今も伺った答弁を聞きますと、この内容が、子ども・子育ての子供が、どうも幼稚園、保育園、小学校の子を指すのかなという気がしています。亀山市の子育て施策の特徴は18歳まで途切れのない支援をとということで、ずうっと先進的な子育て施策を展開してきたと思うんですけども、その中学生、高校生たちの子育てというところはここにはのってこないということでしょうかね。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

中学校卒業後や18歳までの子はどうかというご質問かと思いますが、これまで子ども総合センターは、ゼロ歳から18歳までの子供たちの途切れのない支援ということで事業を進めてまいりまして、その方向性については全く変わっておりません。今後も引き続き行ってまいりたいと思います。

なお、今回のこの条例案の提案につきましては、今回は特に幼児期の子供たちに対象が絞られているという、幼児期だけではなく小学生も入っているわけですが、対象として少し絞られた形になっています。といいますのも、幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していく大切な時期であるということから、今回、幼児期における教育がその後の人間としての生き方を左右する重要なものであるということをお聞きしたしまして、私たち大人が子供の育ちについて施策を行っていくことは大変重要であるというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

幼児期、小学校の子供たちの施策が重要なのはよくよくわかるんですが、要するに、この子ども・子育て会議というのは、小学校までの子供たちの施策に特化した会議ですよという考え方でいいんですかということをお聞きしたんですね。それと同時に、今までやってきた子ども・子育ての施策、18歳までというものが、ここへずっとスライドすることによって、例えば中学校、高校についての施策が薄くなったりするような影響というのはないんですかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今回の子ども・子育て会議条例案の提出につきましては、対象が幼児期ということはもちろんそのとおりでございますが、私どもといたしましては、ゼロ歳から18歳までの途切れのない支援が、

質が低下するとか、薄くなるとか、そういったことはないように事業をもちろん進めていく方針でございます。なお、この条例案の提出につきまして、子供を対象にしますが、ここには子育てということで、その子供を持つ保護者を支援していくということもございますので、お子さんをお持ちの子育て真っ最中のお母さん、お父さん、おうちの方々を支えるものとして、広く、幼児期だけに限っているものではないという認識でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

対象としては小学校までの子供であると。施策としては、中学校、高校生、18歳までちゃんと見ますよというところについては続けていくということで、分けて考えさせてもらっていいわけですね。そうしますと、ちょっとくどいかわかりませんが、例えば保護者のところも、小学校、幼稚園、保育園、あるいはそこに行っていない子供さんをお持ちの保護者ということだと解釈させてもらいたいと思いますが、もし違っていたらまた後で教えてください。

それから続きまして、第2条に、施策について調査審議するとあるわけですが、施策という大きいものというイメージがするわけですが、この会議の中でされる内容は、具体的な事業の内容にまで踏み込んだ審議をするのかどうか、お伺いしたいと思います。方向性とか計画だけですかということです。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

この会議では、自治体におきます子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議することとされておりますので、そこで話し合われたご意見等を施策に反映するものというふうに捉えております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

施策という大きいくりだけではなくて、細かな事業一つ一つについても議論がされるということですね。そして事業につきまして、給付とか利用者負担とか、細かい話になってきますけれども、いわゆるお金の話になってきますけれども、そういう部分についてもテーブルにのせられるのかどうかということも確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

詳細につきましては、まだ詳しいことはわかっておりませんので、今ここで具体的に申し上げることは難しいかと思いますが、保育所等の料金の設定、改定等も話し合われるというふうに想定をしております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

この質疑の項目で、調査する内容と、あと方法についてということをお伺いしているんですけども、例えば以前、給食検討委員会なんかだと、会議があったり、視察があったり、いろんなことの中で回数は何回かあるけど、結局、議論する時間としては短かったなという印象があったりするんですけども、この会議はどういう形でなされるのかということ、方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て会議は、設置の趣旨からも原則公開といたしまして、亀山市審議会等の会議の傍聴に関する規程に基づいて実施してまいりたいと存じます。また、ホームページ等で広く公開をし、皆様にもご意見を求める機会を設けたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

公開についてご答弁いただきましたけれども、要するに、これからは計画を立てていかなくちゃいけないので、当座、机上で会議をしていくということで理解しておればよろしいですか。いいですかね。

そうしたら、委員さんの内訳と人数というところに入っていきたいと思うんですが、そもそもこの根拠となる子ども・子育て関連法ですけれども、審議中から問題点が多々指摘されて修正が加えられたところですよ。それでもまだまだ不十分で、参議院の審議の中でさらに多くの矛盾や問題点が明らかにされて、そのため採決に際しては、法施行に当たっての要望、附帯決議が19項目も列挙されたという、まさに前代未聞の欠陥法とも言える私は法だと思っているんですけども、こういう法を根拠にして、市町で、市町の子供たちのための会議をしていくということなんですね。

だから、この会議も「できる」というところから努力義務に、重要性が高くなりましたよというお話が午前中にもありましたけれども、本当に全ての子供たちに質の高い保育・教育、保障というのを求めていくためには、この市の会議というのが非常に重要な役割を持つんだろうなと感じておりますが、その会議の委員の大まかな構成や全体の人数についてはこの条例にうたわれておりますが、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。

例えば3条2項の（2）ですけれども、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者とあります。これは「地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について」という資料の中で、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭などを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とするということで、13事業が上げられておまして、利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業という13項目が上げられていますが、例えばこの13項目の全てが網羅されるような構成になるのかどうか。どなたというこ

とはお聞きしませんけれども、そういう皆さんがちゃんと入ることは考えられているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現段階ではあくまでも案でございますので、詳細にわたっては申し上げかねますが、条例案第3条第2項の規定の順に申し上げますと、幼児を育てている保護者、福祉や教育を専門とする学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、市職員、その他市長が必要と認める者と考えているところでございます。本市の将来を担う子供たちの健全育成を目指し、広い視野を持ち、地域の実情を十分踏まえた構成になるよう配慮してまいりたいと考えております。

13項目を全て網羅することは大変難しいかと思いますが、今後の検討になるかと思いますが、保護者の意見を十分に聞き、それから学識経験者等のご意見をいただき、地域の実情を十分踏まえた構成になるよう、今のところはそのようにお答えをさせていただきたいと思っております。議員がおっしゃるような、全ての方を網羅するという事は、15名以内ということでございますので、難しいかと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

当初予算ではもう少し予算が盛ってあって、今回それを減額補正されていて、新たなこの条例に即した15人ということで、その回数で見積もった予算を今回出していただいたと思うんですけども、あえて人数を減らしたのかと私は思ったんですけども、13項目も上げられているに、それが網羅できるかどうかわからないのに、なぜ15人ということにしたのか。そこら辺がちょっとよくわからないんですけども、もう一度お答えください。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

当初は、子ども・子育て会議を新年度に開催することを想定し、予算計上を行ったわけですが、その時点では国の詳細な情報が得られなかったことから、やむなく次世代育成支援行動計画策定検討委員会を参考にいたしまして、委員を20名と想定して予算措置を行いました。本年4月になりまして国の子ども・子育て会議の委員構成が明らかになってきましたので、その構成を参考に本市の条例案で委員数を15人以内としたことによって、報償費の減額のほうが額が大きくなっているものでございます。

先ほど13項目を全て網羅することは難しいと申し上げましたけれども、それぞれの役割を担っていただける方は、15名いらっしゃらなくても、担っていただけるという方を選び、委員になっていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

この13項目を先ほど読み上げさせていただきましたけれども、例えばファミリーサポートセンター事業というのがありますね。今のところ病児・病後児保育事業といたら、ことしからファミリーサポートしかやってないわけですから、これは重複してくるので、13人は要らなくなるんですよ。例えば、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業というのは何を示すのかわかりませんが、それも今のところちょっとわからないということで、こういうところを例えば削るというのはわかるんですけども、あと妊婦健診であるとか、実費徴収に係る補足給付を行う事業というのも市ということで重複してくるんじゃないかなと思うんですけども、そうしますと、例えばこの中で、乳児家庭全戸訪問もそうですよね、市がきちんとやっていますんで、そこも重複してくるので、あえて重複するところを全部まとめるところを全部網羅できないということはないと思うんですけども、きちんと網羅していただきたいんですけども、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

先ほど申し上げましたとおり、仮に13名の方を一つ一つに当てはめることは難しいという意味でございます。それぞれの方、その立場でのご意見を持たれる方が重複できるかと思っておりますので、13項目を13人で埋めるということは難しいといった意味で言わせていただきました。ですので、13項目が全て網羅できるような委員を選びたいということで申し上げた次第です。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

わかりました。それでは、全部の項目をきちんと、知らない人がいないと。みんなが集まったら、例えばこれについては誰かが必ずいるということが保証されるというふうに解釈しました。

それで、もう1点お聞きしたいと思います。

この委員について公募を考えておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

公募については考えておりません。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

この子ども・子育て会議は、各市町がみんな、みんなではないでしょうけれども、絶対にということではないでしょうけど、私もほかの市町のをしてみると、やはり公募枠を設けているところはありますよ。

それで、まちづくり条例の話が先ほどありましたけれども、100回以上の会議をして、あれだけ丁寧にニュースも出して活発な議論がされたということは、私は多分、成り立ちのときに公募をされて、そして枠よりもたくさんの方が応募されて、それをみんな入っていただいたという経緯が

あったことは、すごくこの条例づくりに非常に効果があったのではないかなと、私はそう感じたんですけども、やはり子ども・子育てということについても、先ほど根拠法のいろんな問題があるということも少し触れましたが、本当に亀山の子供たちのことを考えるについて、今の保護者ということもありますけれども、真剣に考えて意見を述べたいという人が亀山市にいらっしゃるかもしれないのに、あえて枠を設けない、募集したけどなかったのなら仕方ありませんけど、設けないと決めつけるのはどうかと思うんですが、例えば保護者というところであるとか、市長が必要と認める者というところが、公募してくるぐらいの方だったら市長も必要だと認めるみたいな解釈であるとかで、私は公募枠をつくるべきだと思うんですが、市長はどのようにお考えでしょうか。この会をやっぴり効果的にやるためには、公募枠は必要じゃないですか。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

今回の会議の設置は、先ほど答弁を局長のほうからいたしましたけれども、大変重要な会議として位置づけ、そして多様な関係者、あるいは専門家、地域の声、ここを広く意見を聞かせていただく中で、さまざまな計画立案や施策の推進につなげていくという意味で大変重要であるというふうに思っております。

その中へ公募の委員を加える考えはないのかということをございしましたが、現時点では、今、条例制定後、速やかに人選につきましては選定をいたしたいというふうに考えておまして、その中では公募は考えていないところをございますけれども、本当に生の多様な声を聞かせていただいて、この会議が当初の意図する目標に向かってきっちり機能できるような、そういう選定を考えてまいりたいというふうに考えております。審議会全体の委員の公募の扱いについてはまた別の観点から検討する必要はあろうかというふうに思っておりますが、現時点では公募を考えておきせず、今回の委員の選定の過程で、最も適切な皆様に委員としてご就任をいただきたいという今は考え方でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

市長の答弁でも公募は今考えていないということをおっしゃったわけですけども、これからこういう委員会やら会議やらがいろんな分野でされていく、まちづくりの協議会のことでもそうですけれども、市民の声をしっかり拾っていくという中で、公募を考えないという結論に至った過程を聞かせていただきたい。一回公募をするかどうかということを検討した結果、こうこうだからしませんということにしたのか。気づかなかったのか。何で、これからどんどんこういうことが進んでいく時代じゃないんですかね。この子ども・子育てに限らず、私はこれをわざわざ外した意味が聞きたいんですけども、もしそういう議論の過程があったんでしたら最後にお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

各種審議会の委員等々の募集について、現在、さまざまな条例に基づかない審議会等、委員会等がございませけれども、公募の手法を取り入れてまいってきておるところでございませ。これらについては、今後も引き続いて行っていききたいというふうにおもっております。

しかし、今回のこの新制度、法に基づきまして、条例として制定をいたします今回の子ども・子育て会議につきましては、ある意味、児童福祉や幼児教育の関係者、多様な関係者が参画をいただき、専門家が参画をいただいて、新たな附属機関として設置をすると。条例に基づいて設置をするものでございまして、ともに調査審議を行うこと等々、大変重要な案件につきまして各角度からのご議論をいただく機関として位置づけておりますので、いわゆる条例による附属機関として新たに設置するという視点から、公募という形は今回は控えさせていただきます。ただ、さまざまなほかの条例以外の委員会、審議会等々につきましては、従来どおり公募等々を活用していくという考え方については当然考えておるところでございませ。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員、どうぞ。

○7番（福沢美由紀君登壇）

お答えになっていないと思うんですけども、私が先ほど申しませ、ほかの市町できちんと公募をとっているところもありますよと言った。どこだって条例をつくっていますやろ、この子ども・子育て会議については、設置するんやったら。その中で公募をやっていたよということだし、今までどうですか、亀山市で全然条例を設置したところは公募しなかったんですかね。可能だと思ひませよ。

私はこれをなぜこんなにしつこく言うかということ、やっぱりこのシステム、子ども・子育ての法案が非常に欠陥だらけだということ、勉強して声を出したいという方がもし入っていただけたら、それはすごくいい会議になっていくと思うんですね。児童福祉法まで、国は変わらないとは言ひませけど、やっぱり解釈が変わっていくんじゃないか、例えば保育に差別ができてくるんじゃないかと思ひられるような項目も出ていますし、保護者の保育料負担についても、ちょっとこのままではどうなるかわからないなというような不安もあります。いろんな問題があるので、ぜひまた、今回は公募なしと余り決めてしまわずに、議論の中で、やっぱりいろんな人が入ったほうがいいなみたいなことで、ぜひとも考えていつていただきたいなと思ひませ。

これで私の質疑を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

7番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしましたら、通告に従ひまして質疑をさせていただきます。

まず、議案第46号亀山市子ども・子育て会議条例の制定について質疑をさせていただきます。

通告で、この条例の制定により亀山市の子ども・子育てにどのような効果が期待されるのかということをおっしゃっていただひませけれども、いろいろと朝からほかの議員も聞かれておられませたけれども、先ほどちょっと服部議員が別の条例に関して、要はやはり条例というのは、今まで何が問題であつて、それをどういうふうにお解消するのかというような、それが重要だというふうな

ことを言われていましたけど、私も全く同じふうに思っております、この条例につきましても、今まで恐らくできなかったことが何かあって、それを解消するためにこの条例が制定されるべきものやと思っておるんですけども、今までできなかった何ができるようになるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今回の子ども・子育て支援関連3法によってどのように何がよくなるのかというご質問でございますが、子供の教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを目指すもので、主なものとしては次の3点が上げられます。

まず1点目は、幼稚園、保育所、認定こども園など幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みが導入され、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育、子育て支援の質と量を充実させることを目指しています。

次に2つ目ですが、幼稚園と保育所とが連携をして一体となる幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可や指導監督等を一本化することなどによって、これまで言われていました二重行政の解消を行うとともに、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設することにより、財政措置による充実が図られます。

それから3つ目ですが、自治体の裁量によって需要があるのに保育所の施設を認可しないということがないように、一定の基準を満たせば認可する仕組みとすることにより、質を確保しながら保育等の量をふやし、今、都市部で課題となっておりますが、待機児童の問題の解消などを目指すこととなります。こういった3つの点について変わるというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

朝方、ほかの議員にも答弁されたような内容の話やと思うんですけども、先ほど言われたような、連携した子供の支援とか、二重行政の解消、保育所の認可についてはかなり法的な部分が大いかなというふうにも思いますのでよくわかるんですけども、特にこども園ですね、以前からの枠組みでもこれは実現可能やったと思うんですわ。今までの枠組みで、できない部分が何かあったんですかね。私も認定こども園についてはどうなんやというふうに言った立場でありますので、ほかの方々もその辺の二重行政云々の話もされていて、特にこの二重行政につきましては、市長が創設された子どもセンター、先ほど幼・保・小の連携とかも言われましたけれども、この辺を解消していくのが私はこの子どもセンターでなかったのかなというふうにも感じておるんですけども、今までの枠組みの中で、どんな支障があって、どんな限界があって、それをどういうふうに解消できるのが今回の施策なのか、その辺のことがちょっとわからないんですね。その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在の言われております認定こども園は、認可や監査、補助金申請手続等、幼稚園機能、つまり教育委員会と、保育所機能、つまり福祉部門の双方で行う必要があり、認定こども園の運営に大きな負担となっています。今回の改正により、それらの課題が解消されるとともに、幼稚園が幼保連携型認定こども園になるために必要な調理室の設置の支援などの措置が講じられると言われております。それにより、移行が促進されるというふうにも言われております。また、新たな幼保連携型認定こども園は、認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとされているほか、幼稚園から移行する場合の調理室設置の支援や施設に対する財政的な支援も付与されるというようなことも考えられております。このようなことを踏まえて、ニーズ調査の結果を受けて、今後、子ども・子育て会議の中で検討してまいりたいと考えています。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

仕組みの話はわかりました。

そんな中で、この子ども会議を附属機関として設置して云々という話がありました。会議を設置することについては、私は非常に結構なことだと思います。その仕組みにつきましても、やはり大きく変わろうとしている。ただ、この仕組みの問題であったのであれば、この会議を設置すること、これはどちらかというところ、努力目標みたいな感じで言われていましたけれども、そうしますと、今まで従来、こういうふうな子供のことを考えるような受け皿はなかったのかということなんです。先ほど子どもセンターと言わせてもらいましたけれども、この子どもセンターこそがまさしくこういうふうなことを考える場ではなかったのか。その職員こそがこのエキスパートじゃなかったのかと私は思っておるんですけれども、先ほど、いろんな委員さんを募って、有識者とか言われましたけれども、それは結構なことではあるんですけれども、今までの枠組みの中でこの子ども会議のような仕組みはなかったのかどうか、その点をもう一回聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

条例設置以外の考え方はなかったのかというご質問かと思いますが、私どもといたしましても、法律の趣旨等を踏まえて、新たに合議制の附属機関を、この子ども会議ですが、設置するか、それともほかにも方法が考えられるかというようなことについて検討を行いました。しかし、今回の新制度におきましては、小学校就学前の子供の教育や保育を一体的に取り扱うこととしており、またその所掌事務も、幼児期の学校教育・保育から地域の子ども・子育て支援まで広範囲に及んでいること。さらには、今回、「子ども・子育て」という名称を用いて児童福祉や幼児教育の関係者が参画する新たな附属機関を設置し、ともに調査審議を行うということは、今後の子供施策や事業を実施していく上で大変意義深いものと考え、今回、条例による附属機関として新たに設置をいたしたいという考えのもとと上げさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

さまざまな思いを聞かせていただいたと思います。

私自身は、この会議を設置するのは、先ほども申し上げましたように、結構なことだと思っております。ただ逆に、朝方からも、国に言われたからやるというような、そんな感覚を受けたりもしましたし、一方で、国のリーダーシップや国にあやかってという言葉が出ました。国が動かないとできないのかというような思いが漠然としてあります。

そんな中で、私は、この子ども会議を設置することよりも、本来亀山市としてもっと進められる部分があるのに、それがなかなかできてこなかったのかもしれないけれども、あるいは、この子ども会議を設置してしまうだけで、本当に先ほど言ったようなこども園ができるのかどうか。設置したはいいけれども、ふたをあけてみたらこども園も何もできやんだと、そういうふうなことにつながらないのかというような懸念があるわけですね。

市長はこの辺を総合的に進めていきたいというような力強い答弁をされていたと思うんですけども、特にこども園とか、こういうふうなことにつきまして、保育所在り方検討委員会というのが以前開かれて、最終答申が出ていました。ここに書いてあるのは、この保育所在り方検討委員会もやはりこういうふうな有識者の集まりで、本当に真剣に議論していただいて、私もこれを読ませていただいて、ああ、なるほどと非常に納得させられた次第ですけども、こちらにもやはり最後の締めとしまして、こういうふうなあり方を考える必要というのは、幼稚園のあり方も考える必要があると。これは保育所ですけども。ただ、この辺の保育所、幼稚園の人事を初めとした交流が行われているにもかかわらず、市行政における保育所と幼稚園の所管は分かれており、就学前の子供の保育・教育を協働して検討する状況には至っていない。さらに、保育所と幼稚園の所管が一体となり、今後の亀山市の保育所と幼稚園のあり方をあわせて検討する必要があると。

この辺の話は、この子ども会議以外の部分でも解消できるのではないのかなというふうに感じたわけです。その辺の話を思うと、今回の子ども・子育て会議の設置によって、実際、こども園のあたりの話が進むのか進まないのか。この辺についてどういうふうな見解を持ってみえるのか、市長にこの辺はお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

私どもとしては、今日までも、いわゆる縦でおりてきます幼児教育と保育、ここを本当に一体的に調整をとっていき、あるいはその体制をつくっていくということについては、少し触れていただいた子ども総合センターを中心に、さまざまな角度から段階的に高めてきたというふうに思っております。今回、やはり子ども・子育て3法、特に支援法の位置づけは、国が非常に、従来のさまざまな課題、例えば幼保一元とか幼保一体についても30年来以上の歴史がありますが、なかなかおっしやるようにそれが進んでこなかった課題について、少し法制度的に、それから財政的なさまざまな観点も入れて、フレームを今回入れたということだというふうに考えております。それは大変自治体として歓迎をすることでございます。

それで、亀山の認定こども園がこれによって進んでいくのかということですが、ぜひそういう縦の議論を超えた、計画だとか、あるいは支援のあり方だとか、その精度を高めていくような議論を積み重ねていく過程で、幼保の一体化とか、幼保が統合されていくそのあり方について、亀山に合った形でさまざまな議論が重ねられていくと。その延長線上に、断定的なことは申し上げられませんけれども、幼児教育と保育がより一体化されていくような方向へと進んでいくものというふうには考えておるものでございまして、その意味からも、ぜひこの会議で質の高い議論をさまざまな角度から展開することが大変重要であるというふうな思いを持たせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは続きまして、議案第49号の平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、債務負担行為補正、公募を行う施設の指定管理者料について通告をさせていただきます。

この施設の管理手法につきましては、従来直営で行っていたのを指定管理に変えてというのが数年前に行われたわけですけれども、やはり本来、私はこれは指定管理ありきではなくて、本当に指定管理でよかったのかどうかということで、状況によっては直営に戻すということも選択肢としてあり得るというふうに考えております。

そんな中で、今回、指定管理を継続するという理由は一体何だったのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革を推進する上での指定管理者制度の所管をいたしておりますので、財務部よりお答えをさせていただきます。

まず、債務負担行為補正を提案しております石水溪キャンプ場施設、都市公園施設、文化会館、運動施設における指定管理者制度導入の成果についてご答弁を申し上げたいというふうに思いますけれども、先ほど鈴木議員にもご答弁させていただきましたが、公募により平成21年度から施設管理運営を指定管理者に任せてまいりました。実施から4年を経て、施設による温度差はございますが、仕様書の趣旨に見合った独自の取り組みが積極的に行われ、利用者サービスの向上につながってきていると思っております。

特に文化会館では、積極的な自主文化事業を展開し、市民の参加型や育成型事業などの内容を工夫し、文化を担う人材を育成しようとする積極的な取り組みを評価しているところでもあります。また、各施設ともに効率的な管理運営が実施され、経費の縮減ができたと評価もしております。これらのことから、今後改善を図るべき事項もまだまだございますが、公募による指定管理者の選定には一定の成果が得られたものと評価しており、指定管理者制度を継続しようとしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

指定管理にしたメリットは十分にあったというようなことでありました。

ただ、1つ私が絶対勘違いしてはいけないと思うのは、やはり今回、先ほど鈴木議員も言われたんですけど、これが2回目というか、1回やってもう1ターンということなんですね。それで、先ほど言われましたけれども、実際効果もあったということで、本来、この間もちょっと関ロジの議論でもありましたけれども、その民間の手法を職員が感じ取って、さらに職員がそれに対してどう生かすかというような、その辺の話も必要ではないのかと思うんですけども、この指定管理の手法を見た現場の職員の方が、この指定管理を見て、やはり指定管理で行くべきだったかどうかというあたりで、この指定管理から職員が得られるものは何かあったのか。あるいは、この指定管理をやはり民間に任すべきやというような見解に至った、その辺の見解があればもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今度、職員にはどのような効果があったのかということでございますが、私が考えますに、まずはいろんな施設を運営管理するのに、職員の意識改革がとても大事なことなんだろうというふうに思っています。今回、平成21年から文化会館を新たな指定管理者制度として公募いたしました。文化会館の職員が、公募によって危機意識を持たれて、意識改革がなされたんだろうというふうに思っています。いろんなことを進める上で、頑張っていこうとか、何とかやろうかという意識改革が、いろんなこと、うちの行財政改革も同じですけども、そういう思いがないとうまく進まないだろうと。そういうきっかけづくりをしたのが、指定管理者制度の公募であったんだろうというふうに思っています。

ですから、そのきっかけづくりがいつもいつも一つの手法でうまくいくとは思っていないところでありまして、今回はまだ2回目でございますので、そういう手法も一つかなというふうに思っておるところでございます。それが熟度が達してくれば、公募による指定管理者制度じゃない方法も考えるべきときが来るのかもわからないと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

2つ目の質問で公募にする理由というのをお聞きしようと思っておったんですけど、前の議員の質問からもその辺の答弁がなされましたので、ちょっとこの辺の話は省かせてはもらいますけれども、先ほど言われたような、きっかけづくりとか危機意識の問題、私は非常に大事なことだと思います。

実際、指定管理にするかどうかという議論の中で、効果もあって、引き続きやってみようやないかと。これはこれでもいいと思うんですけども、ただ、指定管理だからよかったんやけれどもということで、効果があったから続ける、それは結構なことなんですけど、その効果を受けて市としてどうしていくのかというのをやはりもう一度検証はせなあかんのやろうなというふうに感じたもので、その点をちょっと指摘させていただきました。

そんな中で、3点目に行かせていただくんですけども、今回、公募をされて、応募してくる方

がいらっしゃる、それに対してどういうふうな選考をされるのか。以前、選考委員会とかもありましたけれども、その辺はどういうふうにされるのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

指定管理者選定の手続きにつきましては、この4月30日に開催した第1回指定管理者選定委員会におきまして、選定方法と指定期間について審議をいただいたところでございます。今後につきましては、指定管理者選定委員会におきまして、公募要領、仕様書、選定基準を審議いただき、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを経て、指定管理者優先交渉権者の候補者を選定していただきます。それを受けまして、市として指定管理者優先交渉権者を決定し、協議が調い次第、指定管理者候補者として本年12月議会において指定の議案を提案させていただく予定と考えておるところでございます。

なお、本年度は、公募要領、仕様書、選定基準の審議以降の指定管理者選定委員会におきましては、昨年度、指定管理者の選定をいたしました国民宿舎関ロッジ及び道の駅関宿地域振興施設の選定過程を踏まえまして、基本となる6名の選定委員に、各施設に精通した外部委員1名及び施設所管の部局長1名を加えた8名の委員により、選定を進めることと考えているところでございます。また、新たに指定管理者の公募に当たりまして、応募者に応募書類とあわせて応募書類の概要版を提出いただき、概要版をプレゼンテーションまでに市ホームページにおいて公表することで、さらなる透明性を確保してまいりたいと考えておるところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

透明性の確保ということを最後に言われました。私もやはり透明性の確保というのは非常に大事なことやと思うんですけども、ただその前に、今回、選考委員会を設けるということで、選考委員会での選考をもとにというような話でありましたけれども、私は、朝から経費削減だとか新しい企画だとか、この辺の話が出ていましたので、やはり経費削減という側面というのが1つの大きなポイントではないのかなという気がしておるんですね。

そういう意味では、新しい企画と言われましたけれども、既に前回、新しい企画を出してもらって、文化会館にしる、スポーツ施設にしる、さまざまな新しい取り組みが行われるようになって、非常によくなってきたと。そうなってくると、私はやはりもう一度経費削減、経費削減ももちろんよくできておるとは言われていますけれども、経費削減と言われるんやったら、ある程度仕様をきちんとしておいて、公募されるのやったら、入札したほうがよりすっきりと透明性も確保できるんじゃないのかと思うんですけども、入札をするというふうなことの考えはなかったのかどうか、その点をお聞かせさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

指定管理者の選定手続きといたしましては、指定管理者選定委員会の選定結果を受けて、最終的に

は指定管理者優先交渉権者を決定するのは市でございます。

また、選定に当たり入札にしてはどうかのご意見でございますが、指定管理料の提案額は選定項目の1つの要素であり、金額も含めて管理運営に当たっての提案を総合的に評価することによって、利用者サービスの向上につながるものと考えております。そのため、金額のみで評価することは、サービス水準が低下し、ひいては利用者サービスの低下を招くとも考えられますことから、現在の段階では応募内容による総合評価といたしたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

サービス内容の低下が起こるんじゃないのかというような話ではあったんですけども、ただ、サービス内容の低下を防ぐための最低限のものというのがやはり仕様書やと思うんですね。そういう意味では、もちろん値段、厳密にはいかないとは思んですけども、やはり入札ということで、最低の仕様、これを満たすためには一体どれぐらいの金額でできるのかというのは私は考えるべきやと思っておるんですけども、もう1つ、私は前回の関ロジとか道の駅の選定についてかなり異論を唱えさせてもらいましたけれども、その中で一番気になったのは、先ほど部長が言われたように、やっぱり最終的に決めるのは市なんやというふうな決意というか、その認識が余りにも感じられなかった部分がありました。選定委員会さんが選んだので決めましたとか、担当部はどう思っておるのや、いやいや行革をやっていると、責任の所在が一体どこにあるのかというのがさっぱり見えなかったというのがありまして、それを思うと、今回、選考委員に担当部局から人を入れる、この辺のことは評価できると思います。ただ、一番ポイントは、どういうふうな透明性の確保ができるかだと思いますんで、一番そこが懸念する部分ですので、その辺は何とか確保できるように取り組んでいていただきたいと思います。

以上、最後は意見になりましたけれども、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第45号から議案第50号まで並びに報告第11号及び報告第12号の8件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第5号から報告第10号までの6件については、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定による報告、また報告第13号から報告第15号までの3件については、地方自治法の規定による報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第 4 7 号 亀山市税条例の一部改正について
議案第 4 8 号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
議案第 5 0 号 財産の取得について
報告第 1 1 号 専決処分した事件の承認について

教育民生委員会

議案第 4 5 号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について
議案第 4 6 号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について
報告第 1 2 号 専決処分した事件の承認について

予算決算委員会

議案第 4 9 号 平成 2 5 年度亀山市一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（櫻井清蔵君）

次に日程第 2、議案第 5 1 号から日程第 4、議案第 5 3 号までの 3 件を一括議題といたします。
市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。
櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第 5 1 号亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定についてであります。国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律における国家公務員の給与減額支給措置に係る規定が平成 2 4 年 4 月 1 日に施行されました。

この法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえるとともに、依然として厳しい市の財政状況と本市における一般職の給与減額支給措置等を総合的に勘案し、平成 2 5 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間、以降この期間を特例期間と申し上げますが、市長及び副市長の給与の支給額を減額するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず特例期間に支給する市長及び副市長の給料の額は、亀山市長及び副市長の給与に関する条例附則第 6 項の規定にかかわらず、市長については給料月額からその 1 0 0 分の 1 5 を減ずることとし、副市長については給料月額からその 1 0 0 分の 1 0 を減ずることといたします。

次に、特例期間に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、亀山市長及び副市長の給与に関する条例附則第 7 項の規定にかかわらず、市長及び副市長が受けるべき期末手当の額から、市長については 1 0 0 分の 1 5 を減ずることとし、副市長については 1 0 0 分の 1 0 を減ずることといたします。

なお、施行日は平成 2 5 年 7 月 1 日といたします。

次に、議案第52号亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定についてでございますが、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律における国家公務員の給与減額支給措置に係る規定が平成24年4月1日に施行されました。

この法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえるとともに、依然として厳しい市の財政状況と本市における一般職の給与減額支給措置等を総合的に勘案し、平成25年7月1日から平成26年3月31日、以降この期間を特例期間と申し上げますが、教育長の給与の支給額を減額するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず特例期間に支給する教育長の給料の額は、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例附則第5項の規定にかかわらず、給料月額からその100分の10を減ずることといたします。

次に、特例期間に支給する教育長の期末手当及び勤勉手当の額は、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例附則第6項の規定にかかわらず、教育長が受けるべき期末手当及び勤勉手当の額から100分の10を減ずることといたします。

なお、施行日は平成25年7月1日といたします。

次に、議案第53号亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてでございますが、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律における国家公務員の給与減額支給措置に係る規定が平成24年4月1日に施行されました。

この法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえるとともに、依然として厳しい市の財政状況と本市における給与の支給状況等を総合的に勘案し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、以降この期間を特例期間と申し上げますが、一般職の職員の給与の支給額を減額するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず特例期間に支給する一般職の職員の給料の額は、給料月額から給料表の種類及び職務の級の区分に応じて、100分の2.38から100分の4.88までの割合を減じた額といたします。

また、特例期間に支給する一般職の職員の手当の額でございますが、管理職手当は一律5%を減額します。次に、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当といった給料に連動した諸手当は、減額後の給料月額により算定いたします。次に、期末手当及び勤勉手当は一律4.88%を減額いたします。

続きまして、特例期間における勤務時間1時間当たりの給与について、給与の減額を反映した額とするため、亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の規定整備を行います。

次に、特例期間に支給する地方公営企業法の規定に基づく企業職員の給与について、減額支給措置を講ずるため、亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定整備を行います。

次に、この条例の規定により減額する額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生

じたときは、これを切り捨てるものいたします。

なお、施行日は平成25年7月1日いたします。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、お諮りいたします。

ただいま上程されました議案に対する質疑につきましては26日に行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま上程されました議案に対する質疑は26日に行うことに決しました。

続いて日程第5、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして本日までに受理いたしました請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。その審査につきましては所管する常任委員会に付託いたします。

請願文書表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成25年5月30日
件 名	風疹の予防接種費用に公費助成を求める請願
請願者の住所・氏名	三重県津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和
要 旨	今年は風疹が流行し今後も増え続けると懸念されている。市においても住民の命と健康を守るために、予防接種費用の公費助成を行うとともに、予防接種未接種者に対し、積極的に接種するよう周知を行うこと。また、国に対しても予防接種を受けるための必要な措置を講じること、県や各自自治体が行う公費助成等に対し財政措置を講じることを求める意見書を提出すること。
紹 介 議 員 氏 名	竹井道男、中村嘉孝、服部孝規、新 秀隆、豊田恵理
付 託 委 員 会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	平成25年6月5日
件 名	T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願
請願者の住所・氏名	三重県津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和 他8名
要 旨	T P Pは、交渉参加国の同意を取り付け、交渉参加を進めているが、今後、参加国の市場開放圧力包囲網のなかで、都合のいいルールづくり、際限のない譲歩に引きずりこまれるのは必至であり、国益を守られず、国民に苦難を押し付ける協定であることが明らかになった以上、T P Pに参加しないこと。また、T P P参加までの日米2国間協議を中止するよう国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	服部孝規、福沢美由紀
付 託 委 員 会	総務委員会

○議長（櫻井清蔵君）

次に、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明19日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さんでございました。

（午後 3時37分 散会）

平成25年6月19日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成25年6月19日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川憲行君	2番	高島真君
3番	新秀隆君	4番	尾崎邦洋君
5番	中崎孝彦君	6番	豊田恵理君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	前田耕一君
13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画総務部長	広森繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター 事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合 センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部満君

監査委員事務局長 栗田 恵吾 君

選挙管理委員会
事務局 長

井上 友市 君

●事務局職員

事務局 長 浦野 光雄 書 記 渡邊 靖文
書 記 山川 美香 書 記 高野 利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

トップバッターをやらせていただきます。

早速、通告に従い、質問に入ります。

まず、櫻井市長の政治姿勢ということでお伺いをしたいと思います。

参議院選挙はいよいよ来月に行われるということで、憲法、原発、TPPというような重要な問題がいろんなところで議論をされております。こういう問題が国政にとどまらず、地方自治体や市民生活にも大きな影響を及ぼすということで、特に市長には憲法9条とTPP交渉参加に絞って質問をさせていただきます。

まず憲法ですが、日本国憲法が平和憲法と呼ばれるのは、平和主義の原則を規定した9条があるからであります。昨日の人権条例の質疑で、最もひどい人権侵害は戦争だというふうに言いました。6月16日の新聞に、日本世論調査会の憲法に関する世論調査結果が出ていましたけれども、戦争放棄と戦力の不保持を掲げる憲法9条の改正については、55%の人が反対をしています。また、その他の世論調査でも、その多くが9条については過半数が改正に反対ということであります。

そこで市長にまず、憲法9条は改正すべきではないと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

服部議員のご質問にお答えをいたします。

きのうの基本的な人権の尊重に引き続きまして、憲法の考え方の議論でございますけれども、これ

も私自身の考え方を少し申し上げたいと思います。

日本国憲法は、戦争の悲惨な体験を踏まえ、平和主義を基本原理とし、戦争と戦力の放棄を宣言いたしております。憲法9条の規定は、少し触れていただきましたが、その平和主義を具体化したもので、第1に国権の発動たる戦争と武力の行使及び武力による威嚇を放棄したこと、第2にそれを徹底するために戦力の不保持を宣言したこと、第3に国の交戦権を否認したことの3点において、世界に比類のない平和主義の態度を規定した条文であるというふうに認識をいたしております。

世界の恒久平和は人類共通の願いであり、亀山市におきましても、ご案内のように非核三原則を堅持されることを強く希求し、豊かな自然、歴史あるまちを維持し、市民の平和な暮らしを守るため、平成18年の3月に非核平和都市宣言を議会の採択により行われたところであります。

また私自身、市長就任以来、平成22年の4月1日付で核兵器廃絶に向けた活動に賛同いたしまして、平和市長会議に加盟をさせていただきました。

そこで、ご質問の憲法9条の改正についてでございますが、今日までさまざまな論議や見解が闘わされてきたというふうに承知をいたしておるものでございますけれども、この憲法9条の根底にある平和主義の精神は、非核三原則とともに今後も堅持されなければならないものというふうに私自身考えておるものであります。

一方で、憲法は21世紀の国際社会に即した憲法であるべきものだという考えもいたしておるところでございます。憲法改正の論議につきましては、例えばきのうの基本的な人権の尊重でありますとか、私どもの永遠のテーマであります地方自治の本旨、統治機構等々につきましては、現行の基本精神を忘れることなく、国政の場のみならず、国民のための憲法として広く国民の意思・世論を反映した慎重で十分な論議が行われることを今後も強く望むものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

基本的には平和主義を尊重したいということで、9条そのものを変えるべきではないというふうに私は理解をいたしました。

よく、自衛隊は現実に軍隊になっているのに憲法上そうなっていないと、だからそれを書き込むべきではないかという意見も出ていますね。それに対しては、今までいろんな形で、憲法上あってはならないような、イラクへ派兵をしたりとか、インド洋へ海外派兵をしたりというようなことがありましたけれども、その中でも、結局歯どめになったのは憲法9条なんです。つまり、どうしても政府が言えないのは、武力行使はできないということ、これはどうしても条件としてつけなきゃならん。だから、海外へ自衛隊を出しても武力行使できないという範囲。だから、小泉さんの時代によく言いましたけれども、非戦闘地域にしか自衛隊は行かないんだというようなことで言われました。だから、やっぱりこの9条があるからこそ、自衛隊が外国の人を殺すこともなかったし、それから自衛隊員が殺されることもなかった。やっぱりそういう意味では、9条が大きな役割を私は果たしていると思いますので、これはやっぱりぜひ守っていかなきゃならないということだけ申し上げて、次に移りたいと思います。

次は、TPPの問題であります。

これも新聞ですけども、6月17日の中日新聞で、TPPに対して47都道府県のうち44の

道府県議会が反対、または慎重という意見書、または決議を上げています。TPP推進の決議を上げたところはないということでもあります。特に北海道なんかでは、反対の決議と意見書をそれぞれ可決して、内容としてはアメリカやオーストラリアとの競争力の格差は極めて大きく、TPP参加は地域社会の崩壊につながると政府を厳しく批判しています。

安倍首相は、日米首脳会談で聖域なき関税撤廃でないことが確認されたと言い、交渉参加を表明しましたが、アメリカは聖域はないと再三言明しており、米、乳製品、砂糖などの重要農産物を含めて、関税撤廃が迫られるのは必至であり、農業が壊滅的な打撃を受けることは避けられません。また、TPP交渉では、関税以外でも貿易障壁だとして制度の撤廃、削減が迫られる。その上、アメリカが求めています9分野についての二国間協議も受け入れてしまいました。

これによって何が起るかという、食の安全、医療、雇用など、広範な分野にアメリカ型のルールが押しつけられる、こういう問題であります。大多数の国民にとって百害あって一利なしということではないでしょうか。

そこで、市長にこのTPP交渉参加への見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これもさまざまな論点や議論が重ねられてきたというふうに承知をいたしておるところでありますけれども、この環太平洋パートナーシップ、通称TPPにつきましては、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定でございまして、これまで、今触れていただきましたが、アメリカやオーストラリアなど11カ国により協定締結に向けた交渉が進められてきたところでございます。

日本の交渉参加につきましては、去る3月15日に安倍首相より決断をされたところでございまして、今後につきましては、農林水産分野の重要5品目や国民皆保険制度などの聖域確保を最優先とする交渉が、この7月から開始されるというふうに理解をいたしております。

このTPPにつきましては、今交渉に参加をするという段階でございまして、自由貿易の恩恵を共有する経済的メリットに加えまして、我が国の安全保障へも大きく貢献するものであるというふうに考える一方、国民の間におきましても、農林水産分野など政府の求める聖域の確保ができない場合の国民生活に対する不安の声も存在をしておるところでございます。

こうした交渉の推移や結果につきましては、なかなか政府の条約批准、あるいはその交渉過程というのは情報が開示、あるいは提供されないということで、国政の場合においてもさまざまな論議があるわけでございますけれども、国民にとっては、なお一層その部分も非常に多いという状況であり、それは交渉の性格上、そういうものであろうかというふうには思っておりますが、今後もこの交渉の過程を十分に注視していく必要があると、自治体の立場からも認識をいたしておるところでございます。

いずれの局面におきましても、国の責務として、国におかれては地方、あるいはこの亀山でありますと市内の産業とか、地域経済に大きな影響を及ぼし、あるいは生活に影響が生ずることのないよう、国内における対策につきましても、的確に情報提供とともに行われることを強く望んでおるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

このTPPは、市長も言われたように本当に秘密裏にやられる。だから、終わってこんなことが決まりましたよということが、もうぼんと押しつけられてくる、こういう問題があるわけです。そのときになってから、そんなん困るやないかと言っても遅いということですね。だから、そういう危険性のあるものに関しては、やっぱり交渉に参加をすべきでないということをはっきりすべきだと思います。

日本が言っているようなことが通るような状況にはないということですね。だから、そういうことも含めて考えていく必要があるんじゃないかというふうに私は思いますので、やっぱりこれは亀山市の田園風景、豊かな自然を守るということが大きな市の課題でもありますので、もう田んぼや畑が荒れてしまうようなことのないように、ぜひともやっぱり、これは市長も参加すべきじゃないという立場に立っていただきたいということを申し述べておきたいと思います。

では、2番目の問題に入っていきます。

総合環境研究センターについてお聞きしたいと思います。

この総合環境研究センターについては、以前から疑問を持つところがありましたが、今回質問をするきっかけになったのは、亀山市民大学キラリの報告書が、実は議員各位に2冊届いた。通常、議員にはいろんな資料が届きますけれども、1冊というのが普通なんです。なぜ2冊も届いたのかを環境研究センターに問い合わせたんですが、議員の方は顔が広いので、事務所に1冊置いてくれと、こう言うんですよ。

ところが、我々議員は自宅兼事務所がほとんどであって、特に事務所というふうな形では持っておりませんし、1冊あれば十分なんですよ。そこから、一体どんなふうに何冊つくって、どこへ配付したのかということを担当室に資料を求めたわけですけども、全部で2,000冊印刷をしたということで、まずこの冊子が2,000冊必要だったのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

おはようございます。

ただいま議員のほうから、配付部数の2,000冊の部分のご質問でございますけれども、市民大学キラリの報告書につきましては、毎年その年の活動報告として、また環境研究センター及び市民大学キラリのPR用として作成しております。市民の皆様にも少しでも環境研究センターの活動を知っていただきたく、そして市民大学キラリをご活用いただきたく、幅広く配付させていただくとともに、環境研究センターのホームページにも掲載しているところでもあります。

議員ご指摘の配付部数の妥当性につきましては、今までのように少数冊を配付しているのでは、広い周知に至らないのではないか、また積極的に活用していただけないのではないかという思いから、配付部数をふやしたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

全く反省が見られませんね。これ、資料の中で見ますと、前年度1,263なんですよ。それを2,000にふやしているんですよ。これを果たして1,263がどんなふうに使われたのかも点検もせずに2,000にふやしたと。とにかく広げたいのやというような一方的な話では、これはもう通らないと思うんですよ。

具体的に聞きますけど、もっと欲しいというようなところがありましたか。前回の配付では足りない、もっとふやしてくれというところがありましたか。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

私のほうにはその声は届いておりませんが、研究センターのほうでの配慮ということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

そんな逃げみたいな答弁したらあきませんよ。

例えば、どういうふうにふやしているかという、旧亀山市の地区コミュニティセンター、前年度2冊から12冊。この間もあるコミュニティに行ったら12冊どーんと積んでありましたわ。広くやないですよ、あなた。厚くですよ、あなた方が配付しておるのは。それから、中学校3つありますけれども、全て生徒数から先生の数から違うのに、全部20冊ずつ配られている。こういうような配付の仕方。これも前年度2冊なんですよ。別に2冊で足らんからふやしてくれと言われたわけやないですよ。20冊行っているんですよ。困ってますよ、これ。何として配付する。先生の数だけもないんですよ、これ。こういう学校の生徒数も全然違うのに。小学校でもそうですよ。一番多い井田川小学校も8冊、それから白川というような少ない人数でも8冊なんですよ。一律なんですよ、これ。だから、全然実態と合わないような配付の仕方をしているわけ。

つまり2,000冊刷って、とにかくはかなきゃならんということで割り振っただけやないですか、これ。このための予算として70万円使っているわけですよ、500万円の予算のうちで。財政が厳しいと言いながら、こんな無駄遣いしていいんですか。あなたが言うように、欲しいという人があればストックがあるんですよ、環境研究センターに。それを渡せばいいんですよ、そういう声が出てれば。ストックも持ちながらやっているわけですよ、これ。

ここで1つ聞きたいのは、これはもう環境センターだけの問題ではないですよ。市全体として、いろんなこういう印刷製本費で印刷物をつくっています。これが本当に必要な数なのか。つまり足りない分も含めて、多過ぎる、足りない、そういうことも含めて、必要なのかどうか。こういうのをちゃんとチェックしているのかどうか。この点について、これは行財政改革の視点でお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

行財政改革の視点から申し上げますと、印刷製本費につきましては、補助金や負担金を交付している団体等の広報等の印刷に係る経費削減も必要であろうというふうに、私は来たときから考えていまして、例えば広報の特集ページを利用するなど、安価にできないものか、現在検討を行っているところでございます。

いずれにしましても、一つ一つの創意工夫や改善の取り組みの積み重ねが行財政改革につながるものと考えておりまして、今後とも精いっぱい行財政改革に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

一般的な答弁ですけど、要は実際に配付したのがどれだけ使われたのか、どれだけ残ったのか、そのことがわからないと、次の年にどれだけ印刷したらいいのかわからないですよ。そのことをつかんでいきますか、どうですか、これ。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

配付の部数につきましては、配付元の研究センターの送付書に、その意図も記載せずに送付したということにつきましては、深く反省しておるところでございます。それと、配付の今後のことでございますけれども、やはり配付の必要部数というふうなものは、ことしの配付の現状を踏まえた中で、今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

要はそういうことですよ。税金ですよ、これは全部ね、もとは。だから、それが無駄に使われたら、やっぱりいけないわけですよ。だから、やっぱり配るのは構わないけれども、配られた結果、本当に活用されていないなら、減らさざるを得んでしょう、これ。そういうことをやっぱり考える必要がある。やっぱりこういう無駄をしながら財政が厳しいということで予算がない。市民がいろんなことをしてくださいと言っても予算がないんやといつも言いますよ。一方で、こんな無駄をして、果たして市民は納得しますか。やっぱりこういうことをまずきちっとやるということですよ。無駄をまずなくすという行財政改革を徹底した上で言わないと、納得しませんよ、これ。

次に進みますけれども、このセンターには設置要綱というのがあります。これは皆さんの手元にお配りをいたしました。これの中に書いてあることと、私が市のほうから情報公開していただいたんですけども、25年度の事業計画というのを比べてみました。そうすると、この要綱にはちょうど真ん中あたりですけども、所掌事項、これは所掌事務やと思うんですけども、第2条と書いています。これを読んでいただくとわかるように、環境に関することばかりなんです、1から5まで。つまり、環境に特化したセンターということがはっきりしているわけです。

ところが、この25年度の事業計画を読みますと、環境問題はもちろんと、こう書いてある。これだけです、環境問題は。それ以外に文化、健康、さらに市民大学キラリでは防災まで取り上げる。こういうことになっているわけですよ。一体、設置要綱にない文化、防災、健康に取り組むことができるんですか。環境問題は一体どこへ行ったんですか。こういう要綱にないことを勝手に環境研究センターができるんですか、どんどん広げて。

悪いのは市長ですよ。このキラリ、これを読みますと、市長がこう言っているんですよ。さまざまな事業、例えば環境、文化、健康の横断的な展開に大きな期待を持っています。市長自身が要綱を無視しているんですよ。あなた方行政マンは、市民が何々してくれ、あれしてくれと言ったときに、要綱にこう書いてあるのでできませんと言うことあるでしょう。ところが、あなた方がやっていることは、要綱に書いてあることをもっと広げて、どんどん勝手にやっているわけですよ。これを認めているんですよ。これはどういうことですか。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

先ほどのご質問でございますけれども、現在、環境研究センター設置要綱と市長マニフェストを含めた中で、環境を基軸にした健康、文化の分野も広義的に環境と捉まえて、講座等の開設をさせていただいておるのが現状でございます。

しかしながら、研究センターの設置目的、環境施策を主体としておりましたことから、本要綱につきましても、市民大学キラリにおいて文化、健康を対象として時点で改正すべきところでもございましたので、要綱の改正については早急に対応させていただきたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

要綱を変えるんやないですよ。要綱どおりにやれということですよ、これは。勝手に広げただから、要綱に戻れということですよ。

それから、あなたが言われたように、環境とかかわりがある文化や何とかと言いましたけど、それじゃあ、あなたのところで健康から文化から防災から、皆質問が出たら答えなさいよ。環境にかかわっているんやから。あなたのところがみんな答弁しなさいよ。そうならないでしょう。縦割りで見んなしているんでしょう。そんな勝手な理屈を言いなさんなよ。

この研究センターの予算、研究負担金として500万円計上されています。決算には、必ず500万円きっちり使われています。この予算と決算書では、我々はわからないんですわ。つまり、その500万が何に使われたかというのがわからない。今回もその500万については、資料をいただいてやりましたけれども、やっぱりそういうことも含めて、そこに無駄があるということがつかめないわけですよ。

今、総務委員会のほうで補助金についてをテーマに調査・研究をしています。例えば、そこでいろんな団体の補助金の資料が出されました。これは一つの例ですけども、例えば、23年度のリニア中央新幹線JR複線電化推進亀山市民会議の決算、これを見ると、市から120万円の補助が出ています。ところが、決算として62万4,000円、次年度へ繰り越しをしているんです。つま

り補助金の半分以上を次年度へ繰り越すぐらいの余裕があるんですよ。つまり補助金は半分の60万でも足りるわけですよ。こういうことが平気でやられている。ほかにもありました、多額の繰越金のあるようなものがね。

つまり、我々は補助金、負担金の額、そこまでしか決算、予算ではわからない。それから先、どう使われたかは、あなた方がきちっとチェックしなきゃならんのです。そういうチェックがどのようにやられているのか。この点についても、行財政改革の視点でお答えをいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

補助金、負担金をどのような基準でチェックをしているのかというご質問でございますが、平成20年6月に補助金、負担金の適正化に関する基準を定めておるところでございますが、現在、補助金、負担金については各部署でまずチェックをいたして、その後、行財政改革室でチェックを行っております。

しかしながら、補助金、負担金については、少し交付基準の中に定め事がございますが、原則補助対象経費の2分の1とか、繰越金については次年度に繰越金を見て反映をすることというような決まりを決めてございますが、それが適切な判断基準が、詳細なものがございませんでした。

そんなこともあって、議員がご指摘をいただいたように、少し繰越金の問題、または補助率の問題など、まだまだ課題があるというふうに思っておりますので、少しそこら辺の繰越金が多い場合はどう対処するんだとか、補助率が高い場合は、次回の見直しの時点までにどんなふうな取り組みをしていくのかなど、少し明確な方向性を見出して、その中で全体の補助金、負担金を再度見直していきたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

補助金、負担金については、市民が入った委員会で問題点が指摘されていますよ。やらないんですよ、あなた方が。だから、要は本当にやるのか、やらないのかですよ。問題点ははっきりしていますよ、これ。だから、本当に行財政改革で、財政がない、財政がないと口を開けば言うんなら、こういうところをきちっとメスを入れなさいよ。

私はこの問題が主ではないので、次へ行きます。

このセンターの事業計画を見ますと、多くの市民が学習できる拠点としてキラリを開校すると書いてあるんですね。いつの間にやら学習の拠点ですよ、これ。一方、その総合計画の後期基本計画を見ますと、生涯学習の推進とありますね。市民一人一人が豊かな人生を送るためには、学びを通じて自己実現をなし遂げられるような生涯学習環境が必要だということで、公民館講座や行政出前講座などのさまざまな研修講座を展開しているとあります。生涯学習がちゃんとあるんですよ。

ところが、これが市民が学習する拠点だというふうにセンターが言うという、これは余りにも思い上がりやないですか。

やっぱり、こういう財政に余裕があるなら二重にやったっていいですよ、市民が学ぶ機会がふえるんですから。しかし、今言われているのは、本当に財政が厳しいから何とかしなきゃならんので

す。市民にも負担を求めなきゃならんと言っておるわけですよ。そんなときに、こんな同じことを行政の中で二重にやるということが通るのかどうかですよ。

そこで聞きたいのは、二重行政ですよ、キラリがやっていることと中央公民館などの生涯学習というのは。これをそのままにしておくんですか。見解を聞きたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

市民大学キラリは、先ほども申しましたように、環境を基軸として地域課題解決に向けた活動を行い、その人材育成を取り組んでおるところでございます。体系的に言えば、議員のご所見のとおり、生涯学習的な面と捉えております。

このような中で、教育委員会で現在取り組んでおります中央公民館講座につきましては、学習のきっかけづくりのための講座として位置づけ、市民大学キラリはさまざまな地域課題の解決に向けた学習を行い、地域で活躍できる人材育成の場としての位置づけをさせてもらっているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

うそを言っちゃあきませんよ。事業仕分けってありましたよね。この総合環境研究センターについて、23年の8月28日に事業仕分けが行われた。不要ですよ、判定は。理由は、環境を考える市民をつくることは重要であるが、私もそう思います。総合環境研究センターの現状の事業内容では手段として適切ではない。市民大学キラリは生涯学習室に移管すべき、そういう意味で不要だとされているわけです。

私は、この事業仕分けについて何度も質問しましたがけれども、この判定を全て採用せよという立場ではありません。しかし、ここに書かれている判定や意見は、私は的を射ているというふうに思います。

ところが、これに対して市がどういうふうにしたかという、不要だからやめるというんやなくして、引き続き当面は環境産業部で取り組むこととし、文化部、健康福祉部、教育委員会、企画部と連携を図りながら、講座内容等を検討していく。また、生涯学習としての一本化についても検討していくという。一本化と言っているんですよ、これ。あなたの答弁にはなかったですよ、一本化という話は。ちゃんとこの時点で一本化ということを言うているわけですよ。

ところが、この一本化をしようというようなことを言いながら、ことしは防災まで広げている。一本化どころやないですよ、これ。あなた方が自分たちで決めた方針すら無視しているわけですよ。何ということですか、これ。

こういう事業仕分けで不要と判定されて、自分たちも一本化を検討するという方針を出して、ことしまた防災にまで広げたと。この点をどう説明するんですか。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

23年の8月に事業仕分けで議員ご所見の結果となりました。ただ、私どもとしましては、その内容というふうなものを充実させるという意味も踏まえて、今回さまざまな講座等をふやし、年間6回を9回、また特別講演等を開催し、充実を図り、そのことにより地域に生かせる人材づくり、またはシンクタンク的な要素を環境センターを含めて持たせるという機能を発揮できるものと考えておるところでございます。

防災まで広げたというふうなことにつきましては、やはり講座の参加の皆様方との協議の中でも、またニーズもありまして、今防災に関しての関心が非常に高いというふうなところもございましたもので、その講座の中の一部に入れさせていただいたというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

もうむちゃくちゃですわ。要綱にないこともやるわ。それから自分たちが決めたんですよ、これ一本化を検討するというのを。これ、私が言うているんじゃないですよ。あなた方がこの事業仕分けの結果を受けて言っているんですよ。それをなぜやらないんですか。もう市長が答えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

この総合環境研究センターにつきまして、基本的にはさまざまな、設立以来、平成17年の1月の設立でございますけれども、今日に至るまでに、今ご指摘のことも含め、あるいは行政としての考え方も含め、この局面において再構築をしていく必要があるというふうに考えておるところであります。

少し触れていただきましたように、なぜ横で縛っておる環境以外の健康だ、文化だ、あるいは防災だ、これに入って、組み込まれておるではないかというご指摘でございますけれども、私どもは、当初、総合環境研究センターが持続的な亀山のまちづくりにおいて環境政策が非常に重要であるという中で、シンクタンクとしてスタートをいただきました。市民大学も本当に県内外でも特異な形で立ち上げてきていただきました。

当然、環境という概念はそうなんです、触れていただいたように環境も健康も文化も縦割りの部分を、もう少し総合的に考えていくことがクオリティ・ライフであるとか、あるいは持続可能なまちづくりにつながると、そういう思いを強く持たせていただいて、私自身、マニフェストの中でその考え方を明示させていただいて、今日に至っております。

ただ、ご指摘のような課題につきましては、そのシンクタンクの本来の機能を強化していく方向へ再構築をしていかななくてはならないという思いを強く持たせていただいておりまして、このさまざまな分野で今日まで本当に大学を受講いただいた皆さん、あるいは大学院を卒業されて、いろいろな活動を展開いただいております皆さんがまさに今、亀山のまちづくり、あるいは環境分野等々でその先導的なリーダーの役目を果たしていただいております姿を考えますと、今後もこのキラリの役割、それから教育委員会でも展開をいたしております講座の生涯学習の視点、ここのところを一体化させるような方向で、そしてシンクタンクの機能を強化する方向で、この総合環境センターは再構築をする必要があるというふうに認識をいたしております。

なかなか課題や調整に手間取っておりますけれども、ご指摘の部分につきましては、今後も本当にそこを受けとめて臨んでまいりたいという考え方でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

全く答えになっていないですね。

言われるように、ここで学ばれた方が非常に市民のレベルアップをして、いろんなところに活躍されていく、そのことは何も否定していませんよ、私は。問題は、市が決めた要綱を無視したようなことをやっているということと、それから一本化するというふうに自分たちが方針を出しながら、それを破っているやないかということを行っているわけですよ。その点について、行政の長としてどうなんやと聞いているわけですよ。あなたの今の答弁は、今自分がやっていることを肯定するだけの話やないですか。そうじゃなくして、もとをたどっていけば、要綱ではこう書いてあるんやと、それから事業仕分けではこういう方針を出したんやと、そのとおりになってないやないかと、そのことを無視してやっているやないかと、こんな行政の仕方でもいいのかということを経に問うておるわけですよ。それに対する答弁はなかったですよ。もう一遍。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

要綱に書いていないところにつきましては、先ほど部長が申し上げたように、現状に対応していくという必要があるかというふうに、こう思っております。ただ、肯定をしておるということは、当然先ほどの考え方の中で、課題として、今日に積み上がってきた課題を十分認識をさせていただいて、それを解消していこうという思いを持たせていただいておりますのでございまして、確かに従来掲げております一体化が現時点で実現していないではないかとか、何点かご指摘をいただきましたけれども、そのことは事実として受けとめさせていただいておりますのでございます。

これらを含めて、再構築の必要があるという認識の中で、今後臨ませていただきたいという意思を申し上げておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

要するにそこが問題なんですよ。

もう時間的な問題もあるんで、もう1つ、シンクタンク機能、先ほど市長が言われました。これについても聞きたいと思うんですけども、予算を見ると、500万の予算の中で、研究員の研究費として、25年度ですけれども、7名分、113万4,000円が計上されておる。要は、要綱には時代を先取る有効な環境政策の立案というふうに書いてあるんですよ。こういう、その設置目的から見て、今までにどんな実績があるのか。時代を先取るような有効な政策の立案ができたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

実績でございますけれども、現在までの実績といたしまして、まず1点目といたしましては、レジ袋の削減の推奨を図ってまいりました。それと、エコライフチェックの取り組み、並びに森林公園では設立・企画等に参加して、基本構想的な案づくりにもアドバイスをいただいたりしております。それと、亀山新エネルギー方向性の検討ということで、太陽光発電の補助金の問題についての見解をいただき、また、ただいま取り組んでおりますのが、環境活動に対するポイント制度というふうなことも検討をさせていただいておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

要綱でいう時代を先取る有効な環境政策の立案というのには、ちょっと乏しいんじゃないかと思えます。

私もこのシンクタンク機能というのを情報公開で請求してとりました。1つは、これは随分議論されましたけれども、東日本大震災で生じた災害廃棄物の広域処理、つまり亀山市の熔融炉で受けられないかという問題ですね。これについて、昨年7月8日に災害廃棄物の処理に関する安全性の確保の観点から、懸念される課題についてセンター長に依頼をしています。この依頼は、いわゆる広域処理における課題について、市のほうから6項目質問を投げかけているんです。これに対して、8月にセンター長から回答があって、決裁文書をそのまま読めば、今回の報告では、亀山市総合環境研究センターとしての見解、課題が整理されただけで、市からの質問事項に対して明確な回答はありませんでした。こういうことですよ。回答できなかった。

当時のことを考えてみますと、国レベルでもこの広域処理についてはいろんな議論が、賛否両論あった。それを考えたら、確かにこういうことを、この一亀山市のセンターで答えを出すということは、私は無理なんではないかなというふうに、限界があるんじゃないかなというふうに思う。だから、明確な回答がなかったというの、ある意味当然なのかもわからない。だから、そういう意味でいうと、シンクタンクなんて大きなことを言わずに、もう少し助言とかアドバイスとか、そんなことにすれば、こんな問題にならないんじゃないかと思うんですよ。

もう1つは、今言われた地球温暖化防止対策、いわゆる新エネルギーの問題。これについても、去年8月10日と10月15日、2回開かれています。これは結局、内容を読みましたが、研究員と言われる三重大の先生が、市の職員にいろいろ聞き取りをするわけですよ。これはどうなん、あれはどうなん。それに対して、そこはこうしたらどうなのというような、いわゆるアドバイスをするようなものであって、特にこれによって何らかの政策が打ち出されたとかいうことではないですよ。いわば、市の職員が自分らでは判断し切れない問題を専門家に意見を聞いて、アドバイスを受けると、そういう性格のものだということですね。

だから、この要綱にいうようなことは余りにも大き過ぎるんですよ。時代を先取る有効な環境政策の立案なんてね。こんなものをしょい込んだら、とてもじゃないけど潰れてしまいますよ、これね。私はこういう、先ほど市長は再構築すると言われましたけれども、やっぱりこれは、もうもともとから考える必要があるんじゃないかというふうに私は思います。

今回、総合環境研究センターを取り上げて、1つは行財政改革の視点からも取り上げました。印

刷製本費の問題、それから補助金、負担金の問題。ここまで広げて質問したわけですがけれども、最後に言っておきたいのは、この環境市民大学で講座があって、学ばれた方がたくさんいて、それが亀山の地域の中でいろいろ活躍していただいているということを否定するものではないですよ。ただ、私が言うのは、役所として要綱に基づいてやっていない問題とか、それから補助金が適正に使われていない問題とか、それから今財政が厳しいと言いながら、生涯学習と変わらないようなことを別の部署でやっている、こんな二重行政をやるだけの余裕があるのかということですよ。こんなことを放置したまま、市民の皆さんに財政が厳しいから負担をお願いしますと言っても、これは納得しませんよということですよ。だから、まずこういうことにきっちりメスを入れなさいと。そういう意味で、この環境研究センターについてもやっぱり見直しが必要ということを私は申し上げてきたわけです。

最後に市長に聞きますけれども、この総合環境研究センターは、今まで言いましたように、いろんな問題が生じてきています、今。だから、この際一旦とめると。そして、再構築して、それでもう一遍こういう形でやりたいということを出すべきではないですか。

つまり、今までの答弁だと、どんどんどんどん勝手に広げてきたことを、それをいわゆる要綱の中に位置づけをしたりというような、広げて勝手にやってきたことを既成事実にして、それをするようなこういうやり方は私はやるべきではないと思うんですよ。まず、要綱があって、それから事業仕分けで自分たちが方針も出してやってきたんだから、まずそこをきっちりやると。そのことをまずやるために、今あるものをまず一旦とめるということからスタートすべきだと思うんですけれども、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

この総合環境研究センター、設立以来8年が経過をいたしました。触れていただいたように、ここから受講された方々が、本当に延べ人数で、20年度以降の把握でございますが、6,000人を超える方々が、まさに今の環境の分野とか、健康の分野とか、頑張っていただいております。すごい、本来目指しておりますさまざまな地域社会の問題解決を市民と行政が協働の中でつくっていくというまちづくりの考え方にもつながるものでございまして、今後もこの考え方を大事にしていきたいと思っております。

もう一方で、やはり政策の力が問われておるところであります、行政、地方自治体自身が。そういう意味合いから、確かに環境、健康、あるいは文化、あるいは安心・安全、まさに本市の後期基本計画で掲げる重要政策の根幹にかかわるところでございまして。縦割りではだめだということへ、少し愛着だとか、持続可能性だとか、幸福実感だとか、横串を刺したような政策として構築していく力を行政として持たなくてはならないと思っております。

もう一方で、行財政改革の視点から触れていただきました案件につきまして、これもご指摘のとおりでございますので、実態に合わせた補助金、負担金のあり方について、徹底的に展開をしてみたいというふうに思っております。

したがって、一旦ここで断ち切って、新たに構築した上でスタートせよと、こういうことでございますけれども、これは走りながら、現状の課題も認識をして、あるべき姿の再構築に向けて、

引き続き検討を重ねていきたいという立場でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

やはり、これだけ問題が出てきたら、やっぱり一旦とまるべきですよ。とまって、そして再構築するということを求めて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、理事者側各位に申し上げたいと思います。一般質問であります。見解の相違もあろうかと思いますが、答弁者は質問者の質問内容を的確に捉え、真摯にご答弁いただくようお願いいたします。

次に、3番 新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

おはようございます。

続きまして、3番、公明党、新 秀隆でございます。

通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は大きく3項目となっております。

まず初めに、風疹の流行について、次に集中豪雨対策について、そして最後に空き家・空き地問題と市内の道路の除草問題についての安全対応ということで、この大きく3つについて一般質問に入らせていただきます。

では、初めの安心な医療支援施策について、風疹の流行についてというところからでございますが、昨日から非常にメディアでも騒いでおりますが、風疹、この病気につきましても、妊娠初期のお母さんが感染すると、生まれてくる赤ちゃんにも感染する可能性が非常に高いという、その結果、生まれてくる赤ちゃんが先天性風疹症候群、通称SR S、以降SR Sで申し上げますが、という病気になってしまうということでございますが、このSR Sとはどのような病気かということ、免疫のない女性が妊娠初期に風疹に感染し、その風疹のウイルスが胎児に感染することにより、出生時に、主に先天性の心疾患、また難聴、そして白内障等の障がいを起こす病気の総称を申しております。

さきに挙げましたが、このSR S障害以外にも網膜症、肝脾腫、血小板減少、糖尿病、発育遅滞、精神発達遅滞、小眼球など、いろいろ病気に飛び火していくことが現在言われております。

風疹が主に流行するのは、春から初夏にかけての時期なんでございますが、妊娠中に風疹ウイルスに感染した胎児のほとんどが秋から冬に生まれているという、このような指摘もございます。

現在、対象ワクチンの接種でございますが、1歳児を第1期とし、そして小学校入学前の1年間

が第2期となっております。しかし、現在の風疹の流行の中心としては、患者の8割を男性が占めており、その男性もやはり20代から40代の人たちが占めております。この世代がワクチン未接種の方が多いたとも言われております。

全国レベルにつきましては、昨今、先日からの国際感染症研究所の発表でもございますが、本年、風疹と診断された患者数は、6月9日時点で全国レベルでございますが1万102人、100人を超えてきたという実態でございます。これは既に昨年1年間の4倍、この時点で4倍にもなっております。

三重県でも、6月2日時点で55人の患者が確認されております。近年の状況をちょっとお伝えいたしますと、全国レベルですけれども、2010年で87人、2011年で308人、2012年、昨年が2,392人と。それから見ますと、もうことしの今現在のこの1万100人超えというのは非常に甚大な状況ではないかと思えます。

この状況としまして、発生の状況、6月3日から9日のこの週だけで517人も出ておると。そして、地域の状況を見ますと、東京が80人、大阪が517、鹿児島が34、宮城が8という結果から、風疹と診断された患者の分布的には、今までは首都圏とか言っておったんですけど、首都圏を中心に、今度は関西とか広域にわたって風疹が起こっております。

先ほど申しましたSRSの患者につきましては、昨年の後半以降で11人出てみえると。健康に生まれてくるべき赤ちゃんが親の接種の問題により感染してしまうという、非常にいたたまれない状況でございます。

そこで、質問に入らせていただきますが、今回、(1)(2)(3)とありますが、ちょっと通告以降に情勢が変わってまいりましたので、1番、3番、2番という、ちょっと順番を変えさせていただきますので、ご了承ください。

まず初めに、亀山市の感染状況でございますが、過去からの感染状況、そして男性、女性、分布別に感染状況、その辺がわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

3番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を願います。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

亀山ということでデータがございませんが、鈴鹿保健所管内ということで、鈴鹿市、亀山市の合計でございますが、三重県感染症情報センターが公表しております県内の風疹患者の発生情報によりますと、鈴鹿保健所管内の医療機関から鈴鹿保健所へ届け出があった過去5年間の風疹患者数は、平成20年にお1人、21年から23年までの3年間はゼロ、24年は38人となっております。また、25年につきましては、6月6日現在で男性9人、女性お2人の合計11人となっております。

なお、11人の年齢層につきましては、10代が1名、20代が5名、30代が1名、40代が4名となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

やはり風疹の魔の手と申しますか、やはり身近なところまで来ておると。鈴鹿、亀山の保健所管轄で言われたので、亀山が何人とか鈴鹿が何人という明確なことはちょっとわかっていないように把握させていただきました。

年代層についても、冒頭で申したように、30代、40代になってくると上がってくるというのがありますし、男性が多いというのも現状の事実でございます。

そこにつきまして、今回三重県が公費助成を決定ということで、市としての公費助成の考え方についてお伺いいたしますが、ことし、今月6月10日の県議会におきまして、我が公明党の中川康洋県議会議員の質問に対しまして、風疹ワクチン接種の助成についての質問の中で、鈴木英敬三重県知事の答弁で、妊娠を希望される予定の女性とその夫、妊婦の同居の家族を対象に考え、市町が負担する予防接種費用の2分の1、1人当たり2,500円を上限として公費助成をすると。期間といたしまして、6月1日にさかのぼり、明年、26年3月1日までの期間の助成とされております。そして、また今回、きのうのことでございますが、お隣の鈴鹿市におきましても風疹ワクチン接種の助成をするという発表がございまして、本日19日、一般会計補正予算案に1,000万を計上し、議会に追加提案され、県と同様に6月1日から来年の3月31日の期間を助成期間として、大体鈴鹿市としては2,000人を見込みの試算と計上されております。

さて、それにつきまして、亀山市として、この助成の問題につきましては、いかように方向性、また予算との絡みを鑑みてどうお考えか、方向性をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほどおっしゃられたように、三重県担当部と各市町につきましては、従前から協議を重ねておりまして、調整もさせていただいております。亀山市としましては、三重県の方針に沿って、現在三重県につきましても県議会に提案されて、まだ決定ではないとお聞きしておりますが、同様の措置をとりたいということで考えておるところでございます。

なお、具体的に申し上げますと、助成額につきましては、通常、麻疹と風疹、混合で接種されるということが一般的であるとお聞きしておりますので、それが約1万円かかります。そのことから、その2分の1を市が助成いたします。さらにその助成した2分の1といいますと5,000円になりますが、その2分の1の2,500円を県から、後からの請求によって補填されると、そのように考えておるところでございます。

なお、想定しております対象者数でございますが、ワクチンの接種率とかいろんな計算がございまして、それによりますと、亀山市では500人程度になるのではないかとこのように想定しておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

500人の見込みを亀山としても考えていると。ちょっと後で答弁を欲しいんですけど、私の質問の中で、予算のところはどういうふうにお考えかということの後ほど一緒にお答えいただきたい

と思います。

さて、今おっしゃられたように、亀山市としても県の状況と同じようにいくと。そして、補正も、麻疹、風疹、これはセットになったようなワクチンでございますが、おっしゃるように1万円ぐらいということで、半分の5,000円を県と市で折半していくという対応でございますね。

次に、そうになりましたときに、亀山市の、予防のワクチンをいかに受けていただくかというか、その辺の推進事業、啓発運動、これがなかなか個人でやっぱり5,000円は払っていただかなきゃいかんと。その辺が、やっぱり生まれてくる赤ちゃんのために家族一丸となって取り組んでいただくために、どうしても健常なお子さんを産んでいただきたいためにも、亀山としてはどのような形でこのワクチン接種を進めていくか。通常のように、よく言うのはインターネットとか、広報に載せていきますとありますけど、その辺につきまして、特別な何か施策を考えておられるのか。先ほどの予算のところを含めてこの2点、お願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

予算につきましては、予防接種費用助成事業ということで、既決の中で1,122万9,000円ということで予算を持っております。この中にはインフルエンザ等の予防接種が含まれておりますが、そこら辺の流行状況等によって予算の執行がかなり変わってまいりますので、この中でまずは対応させていただきたいと。その状況によっては、改めて補正をお願いするというふうなことになるかと考えておるところでございます。

もう1点、そこら辺の啓発はどうする考えかということでございますが、風疹が流行しておることから、もう既に風疹につきまして、ホームページ、あるいはポスター掲示などの機会を通じて周知を図っておりますが、今回助成制度を設けるということでございますので、それにつきましてもケーブルテレビ、あるいはもちろん広報、それからホームページを使って啓発を図りたいということと、それから医療機関等にもポスターを掲示していただく、あるいは婚姻届を出されるような市民部の窓口であったり、そういうところにもポスターを掲示して、目に触れるようにするというふうなことも考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

亀山市として、まず近々の状況としては、予算につきましては、通常の1,120万の予防接種の事業の中でやりくりすると。それで、ちょっと間に合わんときには、また補正予算も考えていただくというふうなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そして、啓発運動につきましては、先ほどおっしゃっておられたように、インターネット、広報、そして医療関係のポスターといいますか、そのような形を通していかれるということでございますが、次にちょっと質問でございますが、やはり妊娠している女性と接触が多いのは、小さいお子様のお母様と思いますが、ここにつきましては、多いのは学校の教職員、そして保育士、幼稚園教諭等、小さいお子様、低年齢層のお母さん方と接触が非常に多いのは、先ほど申し上げました方々だと思います。行政も含めて、ワクチンの接種の推進につきまして、こういう行政側といいますか、

学校、保育園側の方へのワクチン接種の推進といたしますか、それも含めて、こちらは市としてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

保育士であったり、先生方につきましては、園長会、あるいは校長会等の機会を通じて啓発してまいりたいと考えております。

なお、新聞等と言われておりますように、34歳以上が接種の機会がなかったというふうに言われておりますが、それ以降にたびたび風疹が大流行したということであって、結構な方が抗体をお持ちだということもありまして、そういう園長会、校長会を通じて、みずからもう1回確認をすると、それから接種についても検討するというようなことも含めて啓発してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

啓発を、学校機関等、幼稚園につきましても、またやはりきちっと把握させていただきたいと思うのが心情でございます。

先ほどの啓発活動の中で、やはり小学校、幼稚園・保育園のPTAといたしますか、親のネットワークというか、そちらも使っていただいて、拡大していただきたいと思うことを申し述べまして、こちらの風疹についての質問を答えさせていただきます。

次に移ります。

市民の安心・安全対策ということで、集中豪雨対策、こちらにつきまして質問させていただきます。

近年では集中豪雨、よく言うのがゲリラ豪雨というような自然現象がすごく近年では猛威を振るって、昨年の台風17号のときには、それも含めてですけど、鈴鹿川や椋川流域の方々には幾度となく避難勧告が発令されております。

その17号の折には、避難指示まで発令され、椿世町、そして川合町、またほかの地域でもございましたんですけど、こちらの地域の方におかれましては、床上・床下浸水を招いたということが現状として、昨年は記憶にまだ新しいと思います。

そしてまた、関町木崎の交差点の1号線交差点のところでございますが、JR高架下、こちらにつきまして冠水いたしまして、車が沈んでしまったというか、ドア付近まででしたんですけど、実際私もいろいろ回って現場を拝見させていただいて、消防の方とか警察の方がしっかりと道路を誘導されていたことも記憶に新しいところでございます。

実際、私も津へ通っておるときには、帰りに帰れなくなって、亀山の駅のほうからぐるっと回って何とか帰れたというふうな現状でございます。

こちらにつきましても、せんだっての新聞等で、早々の対応ができるように市としても対応を県と意見の交換をされておって、次の対策のほうに移られておるといふふうな記事も出ておりました。

そこで、過去の集中豪雨の対応結果というか、報告いただきたいところで、集中豪雨にかかわる

災害時の市としての対応の実績、どのように今まで対応されてきたのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

今、議員おっしゃいましたように、集中豪雨時には当然浸水被害等が想定されます。まさに鈴鹿川であるとか、今おっしゃいました椋川流域であるとかに避難勧告、あるいは昨年、おっしゃいましたように避難指示まで発令をさせていただきましたが、そのような対応をとらせていただいております。

具体的に申し上げますと、平成23年度が避難勧告が3回、それから昨年度、平成24年度につきましては9月の台風17号によります避難指示までのものが1回、合計4回ございました。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

市民にそのような伝達、いろんな啓発の方法としまして、亀山のネットを使った携帯に送り込む、また今回初めて、くどいように言われておりました、私が提案しておりましたエリアメール等、災害時に配信される携帯への通告、これによって近所の方を誘い合って避難をするということで、幸いにも亀山市では死者というのは出ることはなかったんですけど、お隣の鈴鹿でとうとい命がお1方失われたというふうなことも、昨年のごとでございます。

いろいろ災害を想定される地域の住民の方で避難訓練とか啓発運動、こちらについてもお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

先ほど申し上げましたように、近年の避難勧告、避難指示につきましては、鈴鹿川の関係で、例えば南鹿島町であるとか、あるいは椋川の流域でございましたわけでございますが、昨年、まさに9月30日に総合防災訓練を予定しておったわけですが、これが台風17号で中止となりました。その訓練につきましては、まさに椋川流域の避難訓練を想定しておったわけでございます。例えば、先ほど申し上げました南鹿島町とか川合町におかれましても、最近では、特に南鹿島町では年2回防災訓練を実施されておるといようなこともお聞きしておりますし、今後はそのような地区も含めて防災訓練を実施する中で、自主防の方とも相談をしながら、訓練の実施につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

啓発につきましては、その訓練を実施する中で、やはり訓練が一番だというふうに考えておりますので、啓発につきましても訓練の中で啓発をしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

現場で皆さんの意識を高めていただいて、災害に対する防災・減災の運動を講じていくというふ

うなご答弁をいただきました。また、地域の方でわからないことにつきましては、行政としてもきめ細かい配慮が必要だと思っておりますので、その辺についてもよろしく願いいたして、次の集中豪雨における現状の対策というところに入ります。

今月、6月10日でございましたか、9日でしたか、建設業者からの土のうの袋を受けて、三重県建設業協会亀山支部の方々の協力を得て、新たに土のう2,000袋をつくられたとの報道が、中日新聞を初めいろいろ出ておりました。なかなか土のうも重たくて大変で、この時期暑くてご苦労かけたことと思いますが、そこにつきまして、土のうの配備も含めまして、集中豪雨における現状の防災・減災対策について、どのようなお考え、また方向性を持っておられるのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局长（西口昌利君登壇）

先ほど4回、昨年度、一昨年度、避難勧告、避難指示を発令したと申し上げましたが、特に昨年の台風17号の豪雨が最も激しく、市内各所で河川や水路があふれまして、家屋の浸水被害や道路、河川、農林業施設災害が多く発生したわけでございます。

そこで、危機管理局といたしましても、そのことを踏まえまして、各災害対策部とともに、その検証を行いまして、各種対策をいろいろ考えたり、講じさせていただきました。

具体的に申し上げますと、まず1つ目は、非常食、毛布等がいち早く避難所に配備、配付できるようにするために、それらを一部、中央防災倉庫へ集積をいたしました。これが1点でございます。それから、2点目は、今議員がおっしゃいましたように、浸水対策用の土のうの数、配備先が限定をされていたため、6月10日に災害時の協定を結んでおります建設業協会亀山支部の協力を得まして、先ほど2,000袋とおっしゃいましたが、正確には1,200袋でございます。1,200袋をつくりまして、市内3カ所の防災拠点に配備をいたしました。

なお、今後この土のうの配備につきましては、水害時における浸水先への土のうの設置につきましても、協定に基づきまして、今後建設業協会亀山支部のご協力をいただけるということになってございます。

3つ目でございますが、これも議員おっしゃいましたけれども、関町木崎地内の県道津関線JR高架下の冠水の関係でございますが、昨年車が水没したわけでございますが、これも新聞報道等ございましたが、6月12日付で県と申し合わせを行いまして、県の依頼のもと、亀山市が初動体制といたしまして通行止め措置を行うことができるということとなりました。

それから、4点目でございますが、毎年行っております危険箇所点検というのがあるわけですが、ことしも7月11日に予定をいたしております。ことしは、昨年の台風等の関係で新たに確認をされました危険箇所を国・県等の関係機関と現地を確認した上で、改善策等の検討を行いたいというふうに考えております。

以上が、特に昨年9月の台風17号を受けましたその検証を踏まえて、講じた対策の主なものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

先ほど、西口危機管理局長のほうから、4点の新たな、また、以前からのものを含めた対策をいろいろ考えていただき、新たな展開を試みていただいておりますということで、土のうの数量の件は申しわけございません、訂正で1,200ということで把握させていただきます。

続きまして、避難したときの避難所のことでございますが、大半が大体、小学校とか市の委託しているような体育館、こちらのほうになっておると思うんですけど、この避難所の使用する時期というのは、やはりこの雨季から秋にかけての、当然避難するわけですから雨が多い、湿気が多い、そして時期的に高温の時期であるという中で、私も避難所のほうを伺わせていただきましたけど、夜はちょっと暑かったですけど、早朝とかはちょっと涼しいかもわかりませんが、どうしても湿気とかそういうので、すごくむさくるしい不快感が充満する状況でございました。以前にも確認させていただきましたが、やっぱりそういう避難する避難所につきましては、非常に環境的にちょっとつらい面がありますので、報道関係のテレビ、そしてパソコン等の情報収集機器もございません。そういうところにつきましては、東小学校でしたら、お隣の東幼稚園のような空調設備、冬の床暖房とか、そういう環境のいいところへ変われないのかと言ったけど、それは決められておる代表避難所という決め事があるがゆえに、簡単には動かないというのはお伺いしましたが、その点につきまして、避難所の環境面につきまして、今後も変わることはないのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

全体的な避難所のあり方につきましては、地域やその施設管理者とともに、今年度から一部検討してまいりたいというふうに考えております。

また、防災マップも今年度改定をいたしますことから、その地域や施設管理者の合意を得られたものから、避難所につきましても位置づけをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

やはり自分が行って、もうきょうでも朝から非常に暑い、ちょっとクーラーがないわけでもないんですけど、そういうふうなわけで、そういう環境の中では、やっぱり避難してきた方にもどうしても環境のいい、また情報が常に行き渡るような形のとれるような施設を望みたいと思います。

先ほど局長がおっしゃいました防災マップの件でございますが、最後にハザードマップの進捗状況ということで、本年、25年度の予算の中に亀山市独自の防災マップの作成ということで、現状の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

防災マップにつきましては、平成19年度に作成いたしましたものを今年度改定いたしまして、市内全戸配付する予定でございます。

現在の進捗状況でございますが、内容の検討に着手したといったところでございまして、その内容と申しますのは、先ほどの各地区の避難所のあり方、それから各地区の危険箇所のマップへの表示、それから以前この場でも申し上げておりますハザードマップとの統一等々の内容の検討に着手したといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

最後でございますが、地域の防災マップに関するのですが、地域のことはやはり地域の方が一番把握されているということで、先ほど自治会とかコミュニティ、また各防災隊、そして防災コーディネーターの方々との意見交換があるとも伺っておりますが、この辺の情報の収集、また防災マップへの盛り込みは実施されていくものと思っております。その点についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

防災マップ作成に当たっての地域の連携はということでございますが、改定に当たりましては、まずは代表避難所が15ございますので、その代表者会議において、先ほどの検討内容の問題提起を行いまして、地区ごとに課題を整理して、それらを検討してマップづくりにつなげたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

それでは、現場の声をやはりしっかりと盛り込んでいただけるようなことをお願いして、この市民の安心・安全対策についての質問を終えさせていただき、最後の空き家・空き地と除草問題についてでございますが、私、昨年この一般質問で取り上げさせていただきまして、それは夏を迎える前に何らかの対応をとれんかということで、秋冬のうちに申してきたことでございますが、現在の市としての今の空き家倒壊、そして空き地の危険性、夏場はないんですけど、冬場の火災、そちらについての状況をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

空き家・空き地の現状ということでお答えをさせていただきます。

現状につきましては、調査だとか相談が各部局にまがりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

消防本部のほうで、平成23年度に実施をした調査によりますと、空き家が340軒で、うち侵入防止や周囲の燃焼物の除去など改善指導をしたのが25軒というふうに聞いております。この25年の5月末現在の状況ですが、改善指導をした25軒のうち、20軒は改善済みでございますが、残りの5軒につきましては継続して指導をしているというところでございます。

また、消防本部以外の各担当部署で相談を受け付けました空き家の相談件数でございますけれども、平成24年度に6件となっております、相談の内容につきましては、倒壊が危惧される案件など、さまざまなものがございます。また、空き地の雑草や枯れ草処理の相談件数につきましては、繁茂による相談が12件、枯れ草の処理の相談が13件ということで、合わせまして25件の相談を受けたところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

個々に当たっていただいているというのは、日ごろからお伺いしていますが、いろいろ状況で進むことについて、地主と所有者との折衝はなかなか難しいと思いますが、根気強く指導を徹底していただきたいと。

そして、ちょっとお時間も迫ってまいりましたので、質問のほうをまとめさせていただきますが、空き家・空き地の景観ということで、景観条例的には、確かに個人の所有の土地を草が生えておるからどうのこうのとか、何かが置いてあるからどうのこうのというようなことは、ちょっと示されておりませんが、やはり近隣に住まれる住民の方のお気持ちを考えると、非常にやっぱり人ごととは思えないような現場を多々私も目にさせていただいてきております。こちらについて、景観の関係から考えた点を市としてどのように導いていくかということと、次の最後の市としての条例の考え方ということで、各部署の考え方、そして他市との比較、この辺についてまとめてご答弁いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

私のほうからは、空き地に繁茂しておる草のことに関しての景観上のことというふうなことでご答弁をさせていただきます。

空き地における雑草の繁茂やごみの不法投棄などは、視覚的にも良好な状態とは言えるものではありません。また、地域の生活環境上においても、害虫の発生などが危惧され、近隣住民にとって不安や不愉快なものであることと考えております。

このような問題を解決することには、ほとんどの空き地で行われております所有者責任による適正管理が本来であります。しかしながら、諸事情により不都合が生じていることについても、市といたしましても、地域との連携を図りながら、所有者への働きかけを私どもとしても根気強く問題解決について取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

空き家の条例につきまして、三重県の研究会のほうに参加をしているという関係から、建設部のほうからご答弁を申し上げます。

平成24年3月より、三重県県土整備部の建築・住宅・景観担当部署合同によります廃屋に関する研究会に参加をしております、現状とか課題の整理、各地の事例などの研究を行ってまいりま

したが、景観とか環境、火災予防、防犯等の問題が多岐にわたるということで、引き続き今年度も研究会が継続して開催をされる運びとなっております。

その研究会の状況を踏まえまして、個人所有物への市の介入のあり方や、庁内関係部署における調整を図りながら、条例制定も含めまして慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

先ほどの両部長の答弁でも、前向きに検討ということでございますが、昨年から日が過ぎても形に見える、具現化されるような条例等、まだ顔を出してきておりませんので、一刻も早い推進をお願いして、次の亀山市の道路の安全についてでございます。

今回は、除草についての質問とさせていただきます。

以前も、昨年もお話しさせていただいておりますが、そういう中で答弁もいただいております中で、地域の道路ふれあいデーとか、そして亀山市の一斉清掃等で地域の清掃活動の中で除草とかいうことも行われてきておりますが、地域と地域を結ぶ幹線道路につきまして、非常に夏場、この時期になると市のほうにもお電話がたくさんあると思うんですけど、私のお知り合いの方からもいろいろご助言をいただきまして、私自身も市の関係機関との交渉に入っておるわけでございます。

そこで亀山市の除草状況ということで、昨年お伺いした中でも、現在、大半が年2回の除草作業を実施という答弁をいただいておりますが、今年度の実施計画の中で、新規の事業とか、そういう事業がございましたら、その点についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市道の除草につきましては、先ほども議員申されたとおり、年に2回の除草の委託、あるいは自治会さんでもご厄介をかけてやっただいております。また、いろいろな草刈りの支援事業などもやっております。これについて、昨年と同様に継続をしまっているということで、今年度、特にその除草について、改めて新しいものを上げておるといことはございません。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

特に、新たな画期的な何かというのはないということでございますが、昨年、私が質問させていただいた中で、三谷建設部長のほうからご答弁いただいた中で、防草シートを設置するとか、またコンクリートで草が生えないようにすると、こちらにつきましては大変費用がたくさんかかるということでもあり、またこれは担当室長ともお話しした中でお伺いして、私自身はのり面とかその辺はいいんじゃないかと。室長もおっしゃるように、のり面の草まで刈ってしまうことによって、土砂が崩れてしまうという懸念もありますので、そちらにつきましてはよろしいんですけど、やはり道のほうへ草が出てくることによって、実際に人身事故も起こっておると。草に隠れて人が見えなかったとか、そういうことまで招くという現状をやっばり打開するためには、何らか新たな考えを

持っていただきたいなと思います。

部長がおっしゃってありました防草シートでございますが、ざっと調べてみましても8年もつようなもの、10年もつようなもの、実際にはどのぐらいもつかというのは、現場の状況にもかかわってくると思いますが、幅が1メートルで長さが25メートル、厚みが1ミリというのが大体1万1,000円ぐらいと。そして、8年耐久で幅が60センチぐらいで長さが100メートル、厚みが0.3ミリ、そのぐらいのもので7,400円ぐらいでもございますというようなものも出ております。そういうことで、除草作業、シルバー人材さんに委託されている部分もあるし、また市独自に職員の方が刈っていただいているというのもあると思うんですけど、シートを張って、草が本当に生えてこなかったら、その間は人件費が要らないわけですから、その辺の比較とか、そういう新たなところのお考えを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほど防草シートのことをご質問いただきました。ご指摘の防草シートでございますけれども、防草シートは紫外線にさらされている状態では劣化をしますし、またスギナとかススキなどの突き抜け性の強い雑草は防げないというようなこともございます。また、シートのすき間から雑草が生えてきたり、シートの面にツタ類が伸びてきた場合、それを草刈りをしなければならぬと。そういう場合、そのシートが損傷するというようなこともございますので、大変注意が必要であるということで、まだまだちょっと採用には至らないものというふうに考えております。

また、コストの面で今ご指摘もいただきました。平米単価で換算をしますと、平均ですけれども、草刈り委託ですと平米130円ぐらいでございます。防草シートを張った場合、今私どもで考えていますものと1,900円ほどかかります。防草シートが仮に10年間耐用年数があったというふうに考えても、草刈り委託のほうが少し安価であるというようなこともございます。

しかしながら、これだけでは判断できないという面もございますので、今後は除草に関する新たな工法につきましても、費用対効果を含めて調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

三谷部長の最後のお言葉で、いろいろ研究をしていきたいということなんで、ちょっと先ほどの金額でいうと、平米当たりの単価が防草シートがちょっと高過ぎる、いいものかなあと思うんですけど、私の調べによるとそこまで金額はかからないと思いますので、やはり研究という面につきまして、そこは試してみるべきではないかということをお願い添えて、私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

3番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時51分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をいたします。

まず最初に、亀山市の広報について。

質問の1つ目に、ソーシャルネットワークサービスの活用についてと書きましたが、今回は主に、今月の3日に開設されました亀山市公式のフェイスブックページについて質問をいたします。

ソーシャルネットワークサービス、SNSとは、人と人とのつながりを電子化して促進、サポートするコミュニティ型のウェブサイトのことをいいますが、その中でも世界的に巨大で有名なのが、このフェイスブックです。フェイスブックは現在、世界で11億人以上の利用者が存在しており、日本でも1,400万人近くが利用していると、ある会社の統計でわかっております。

さて、SNSを活用したこのフェイスブックですが、利用目的についてお尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

6番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

亀山市の公式フェイスブックページのご質問をいただきました。

議員にもフェイスブックのページ、いつもごらんをいただきまして、議員のコメントをいただきまして、本当にありがとうございます。

お尋ねの公式のフェイスブックページかめやまにつきましては、今月の3日から、その試験運用を開始いたしまして、8月31日まで発信内容の研究や運用周知を行う予定で、その後、本格運用につなげていきたいというふうに考えております。

その開設目的につきましては、市の取り組みや行政情報のほか、市内のイベントや出来事などを広く発信するとともに、災害時など、緊急情報についても迅速かつ正確な情報提供を行うこととさせていただきます。

これによりまして、市からの情報発信に対し、ユーザーからの反応やコメントをいただく双方向の仕組みが1つできまして、今後の活用といたしましては、市の魅力だとか行政情報を市内外へ発信をするシティプロモーションの取り組みとして運用していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

先ほど双方向とございました。その双方向というのは、今まで情報発信だけであったのが、相手側の意見や質問なども返ってくるということですが、一自治体としてのまとまった返答をする責任や必要性も出てきます。

実際に、昨夜もフェイスブックを見させていただきましたが、市民の方からのコメントが入って
おりましたし、その返信も亀山市が行っておりました。

現在、多様な考え方、意見がございますが、そういう中で回答の仕方を一つ間違えると、さまざ
まな誤解や問題が生じるおそれもございます。市としての公的な見解、意見をどのように返答して
いくのでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

フェイスブックかめやまの掲載記事に対しましてコメントを頂戴した場合には、運用
方針にお示しをさせていただいておりますけれども、利用者から市に向けてのコメントに対しては、
今後の市政運営の参考とさせていただき、必要に応じて担当室が返信をいたしますが、全ての投稿
への返信を保証するものではございませんというふうにいたしております。

具体的には、掲載記事の担当室で、そのご意見に関し、返信すべきかどうかの判断を行いまして、
必要と判断した場合においてはコメントを作成し、私どもに合議を行っていただきまして、フェイ
スブック上で掲載をしているところでございます。

例えば、6月11日に里山公園の「みちくさ」と生き物のお話をアップさせていただきましたが、
この掲載記事に対しまして、市内に生息する生き物が20年前とは違って来たといったようなご意
見をいただきました。このご意見に対しまして、担当室からは、いろいろな生き物がいつまでも暮
らせる亀山市を望んでいるといったようなことを返信させていただいているところでございます。

今後、この双方向性の利点を生かしてフェイスブックを運用していきたいというふうにご
考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

今後の利用方法について、具体的に考えていることなどございましたらお答えください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今後につきましては、一応8月いっぱいまでは試験運用といたしておりますので、それまでの課
題等、整理をいたしまして、本格の運用につなげていきたいというふうに思っております。新たな
双方向性の情報発信ツールというような形で活用したいと思っておりますし、たくさんの方からた
くさんのコメントをいただいておりますので、市政運営に有効に活用していきたいというふう
に思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

自治体でフェイスブックを立ち上げているところも、今、数々ございますけれども、今さっき答
弁の中にありましたように、自治体の情報発信、それからイベント情報だけでなく緊急時の災害の

緊急情報や、あと例えば観光案内や特産物案内なんかを行っている自治体とかもございます。

こちらのほうに、ちょっとフェイスブックをご存じなかったり、見たことがない方がいらっしゃるかと思いましたが、こんなものだよという感じで、見る感じだけなんですけれども、させていただきました。

このソーシャルネットワークサービス、フェイスブックを使うことによって、双方向の発信というのでできるようになりまして、しかもスピード感を生かせるようにできるのが、とても重要だと思うんですけれども、市としてフェイスブックを活用するに当たり、亀山市のフェイスブックページを見ても、今回も見せていただきましたが、市の職員さんが直接、どこどこ部署の誰々ですという感じで発言されているのがすごくよかったかなと思います。

というのも、市民にとって、どうしても市役所の中というのは部や室など、1つのまとまり、場所という感じで見てしまいがちだと思うんですけれども、その集まりの中に人がいるというふうな感覚が私の中でありまして、そういう親しみが持てるようになると私は思ったからなんです。また、ホームページでは簡単にできなかった写真の添付などが、こういったフェイスブックなどを使うと簡単に添付ができるようになって、直接視野に訴えることが市民にとってわかりやすい情報を提供できるかと思います。

しかし、一方でインターネット上での法的整備が不十分であること、またセキュリティーの問題、個人情報の問題など、気をつけなければならないこともたくさんございます。そういった今後起こりそうな課題や問題を想定して、未然に防ぐことも考えておく必要があるのではないのでしょうか。

現在の段階で、亀山市に、いいねボタンってあるんですけれども、今144人とこれは書いてあるんですが、きょうお昼に見ましたら145人になっていました、1人ふえていました。これがもっともっとふえるように、ぜひ皆さんには頑張ってくださいと思います。

フェイスブック、まだまだ有用な機能もたくさんあるみたいですし、ぜひ職員の皆さん一人一人がより一層勉強、活用をしていただきまして、今後積極的に、この亀山市公式フェイスブックページに出ていただければなあと思います。

市長と副市長などは、お顔をまだ見せられていないようなんですけれども、出る可能性はないですか。ないんですか、残念。

それでは、次に移りたいと思います。

次に、2つ目の質問といたしまして、ホームページについてお聞きしたいと思います。

以前から私、思っていたんですけれども、亀山市のホームページは、一体どのぐらいの人に見られているのでしょうか。議会や委員会での答弁で、よくホームページに掲載していますという答弁をいただくんですけれども、きのうも議案質疑の中で数えていましたら3回ほど、そういう答弁がございました。

ホームページに載せたというのが、何となく責任逃れの的なアリバイづくりのような感覚を私はちょっと感じてしまうんですけれども、じゃあ実際、果たしてどのぐらいの人が亀山市のホームページを実際にごらんになっているのか、こういったデータがもしあるのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

市のホームページへのアクセス数ということでございます。平成25年5月の実績でございますけれども、1カ月間に4万7,849件でございました。昨年度の月平均のアクセス件数は3万6,080件でありますので、増加傾向にあるというところでございます。

また、近隣の市の状況を申し上げますと、鈴鹿市においては月平均8万2,000件、四日市市が11万件、津市が14万件、お隣の甲賀市においては4万5,000件となっております。県内人口規模が同じの志摩市、いなべ市の月平均につきましては約3万件というふうに伺っております。今後も引き続き、魅力あるホームページづくりに努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

5月が4万7,849件ということで、これが多いか少ないかというのが、ちょっとまだまいちよくわからないんですけども、ただ思っていたよりは多いかなという気がいたしました。

どうしてもホームページというのは情報発信が一方通行になってしまう側面が強いために、どう見てもらっているかとか、どう思われているのかということについて、市民の皆さんの意見、感想というのがわかりにくいです。ぜひとも、今回質問にもしました新しく開設しました公式フェイスブックページと連動して、一層市民の皆さんとの情報交換ができるように努めていただきたいと思います。

また、フェイスブックだけでなく、ホームページ単体としての、より一層の工夫と改善もお願いしたいのですが、今後ホームページを更新する予定はいつごろなのか、またその際に、より改良する改良点や工夫などがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

ホームページのリニューアルの予定でございますけれども、現在の状況から今日のユーザーの満足度を高めることも考え合わせまして、亀山市ホームページのリニューアルを今後検討していきたいというふうに考えております。27年中にできればなあというふうには考えているところでもございます。

また、リニューアルに当たりましては、現在の状況から、例えばスマートフォン、タブレット対応というのは必須というふうに考えておまして、他の市町においてもユーザーからの評価の高いホームページも研究をさせていただきまして、ユーザー優先のホームページの構築を目指していきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

もう1点ですが、新しく導入されましたバナー広告の状況についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

亀山市ホームページのバナー広告につきましては、本年度、広告代理店業者との契約を行っております。年間で83万1,600円の広告料収入でございます。その契約によりまして掲載を現在行っておりまして、現在9枠、広告枠があるんですけども、6社のバナー広告を亀山市ホームページのトップページに掲載をいたしております。掲載に当たりましては、亀山市広告審査委員会に諮るとともに、亀山市広告掲載要綱などを遵守させているところでございます。

今後も引き続きまして、亀山市ホームページにおけるバナー広告を掲載いたしてまいりまして、財源の確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

バナー広告が、私もどのような感じになるのかなあとと思って、ずっと期待しておりましたけれども、思った以上に広告料収入というのがあるのにちょっとびっくりいたしました。

次に、ふるさと納税に移りたいと思います。

このふるさと納税につきましては、私にとっては何度目かの質問になります。やはり自治体をPRするには、このふるさと納税をもっともっと活用すべきだと私自身は思っておりますので、再度お尋ねをしたいと思います。

私が今まで行ってきたふるさと納税についての質問の中で、私なりにこうしたらいいかなとか、ああしたらどうでしょうかという他市の例なども引き合いに出しながら訴えてまいりましたけれども、その後、この取り組みについて、何か改善やここを頑張りましたというような工夫などはございますでしょうか。また、それによってふるさと納税の数や認知度などがふえたというような目に見えた効果があったかどうかを教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

ふるさと納税制度につきましては、平成20年度の地方税法等の一部を改正する法律によりまして、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入された制度でございまして、それ以降、本市におきましても、この制度によるご寄附をいただいているところでございます。

実績といたしましては、24年度末でございますけれども、累計で19件で2,200万円となっております。

こうした制度の周知に向け、改善点といたしましては、24年度からでございますけれども、1万円以上のご寄附をいただいた方に対しましては、これまでの広報紙や各種パンフレットに加えまして、お茶やろうそくなどの市の特産品を記念品として贈呈をさせていただいております。また、ホームページの掲載内容につきましても、寄附実績などをごらんいただけるよう、その充実に取り組んできたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

私もホームページのほうも確認させていただきました。改善点が幾つか見られまして、よかったなあと思っているんですけど、今度27年度中にということでしたけれども、ホームページを更新するとのことでした。そのときに、ふるさと納税に関するホームページ部分でも、来年度まででこうしよう、改良しようという部分がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

ホームページのリニューアルですけれども、27年中にできればというふうに考えてございますけれども、現在、具体的な案までは持っているといった状況ではございませんが、より亀山市の魅力が発信できるようリニューアルが必要だというふうに考えております。

また、今後の一層の活用に向けては、ご寄附をいただく方が寄附をしたいと考えていただける活用先についても重要な要素の一つというふうにも考えてございます。県内外には、先進的な取り組みをされる自治体は多くございますので、こうした取り組みを研究いたしまして、ふるさと納税の一層の活用が進むように検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

以前にも申し上げましたが、改良の一つとしてふるさと納税のメニューを再考するというのも必要かと思えます。

一例を申し上げますと、先日私、松阪市の住民協議会について、亀山市でいうまちづくり協議会についての視察に行っていました。そのとき、その住民協議会の推進の一環として、松阪市さんではふるさと納税制度が一緒になっておりました。中に含まれておりました。

松阪市さんでは、ふるさと納税のメニューの中に、ふるさと市民力サポート制度というのがございます。大きく2つに分かれておまして、そのうちの1つがこのふるさと市民力サポート制度というものです。ちょっと中身は小さくて見えないと思うんですけども、松阪市のふるさと納税では、このふるさと市民力サポート制度のもと、各地域の住民協議会が選択することができます。例えば、亀山市で言えば、私、地区が天神・和賀のコミュニティになりますけれども、その天神・和賀コミュニティとか、いろんな地域地域の部署を選択することができます。

松阪市のふるさと納税は、各地域の住民協議会が選択でき、そしてそこに直接といいますか、そこに寄附をすることができます。選ばれた地域は、みずから寄附金の活用方法を決定することができますので、市がふるさと納税を宣伝しなくても、まちの方々、その地域の方々がみずから進んで自分たちの住む地域をPRしております。

ふるさと納税というのは、余り一般市民の方になじみがなくて、正直余り活性化していないと私も思っておりますけれども、松阪市では多くの方々がご存じで、地域住民の皆さんみずからが自分の地域を他市の友達であったり、自分の親戚であったり、また息子さんだったり、そういったすごく身近な方にアピールをしております。これこそが住民による地域づくり、住民による地域の活性化につながるのではないかと私は実感いたしました。

こういったふるさと納税を活用した取り組みや工夫を、私たちの亀山市でもぜひすべきだと思います。市長のご意見をお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

松阪市の事例をご紹介いただきました。非常に先駆的な考え方とか、ふるさと納税単体だけではなくて、地域づくりというものにうまくリンクをしておるといいう仕組みであろうというふうに思います。

本市の場合は、リニアの基金でありますとか、関宿のにぎわいづくり基金でありますとか、6つの基金へその寄附金の活用先を選択いただくという仕組みでございますけれども、今後一層の活用に向けて、今ご紹介いただきました松阪市の事例も一つだというふうに考えておりますが、県内外の先駆的な取り組みについて、本市として調査・研究もさせていただいて、ふるさと納税の一層の活用が進むよう考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

何かすごく前向きなご答弁をいただいたような気がします。ちょっと済みません、うれしいと思って、ありがとうございます。市長も何かご理解いただいたようですので、ぜひ部長、よろしく願いいたします。

では、次に移りたいと思います。

鹿島橋周辺整備についてお聞きをいたします。

大きく鹿島橋周辺整備にかかわる点で、防災面、環境面、そして交通安全対策について通告を出しておりますが、その前に、まず鹿島橋のかけかえ事業自体についてお伺いしたいと思います。

鹿島橋のかけかえについては、随分昔から計画が出ておりました。しかしながら、さまざまな理由で一向に話が進まず、やっとようやく話が現実に進み出しておりますが、現在の進捗状況について、まずお伺いをいたしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

鹿島橋の現在の進捗状況ということでお答えさせていただきます。

県道亀山安濃線の鹿島橋のかけかえにつきましては、三重県におきまして平成28年度の供用開始に向け、鋭意事業を進めていただいております。今年度は右岸側の橋台工事に着手をしております、秋ごろから左岸側の橋台工事にも着手予定とのことでございます。あわせて、関連する鈴鹿川河川内の護岸工にも着手予定とのことでございます。

また、工事が長期にわたった理由ということでございますが、財政的な面とか、また国の河川整備の方針というのが変更になりました。そんな中で、以前は平成26年度が供用開始ということでございましたんですが、平成28年度の予定になったと、そういうふうに伺っておるところでござ

います。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

おくれた理由についてもお聞かせいただきました。

鹿島橋の件ですけれども、やはりこの地域の近くに住んでいらっしゃる方はご存じの方が多いと思うんですけれども、地域以外の方なんかは、ちょっとわかりにくいかなと思いましたが、図を用意させていただきました。ゼンリンの地図をコピーして色を塗ったものなので、ちょっとすごく手づくりのもので申しわけないんですけれども、このような形になっておりまして、鈴鹿川があります。その上の細いところが竜川になりまして、赤い部分が現在の鹿島橋でございます。

この鹿島橋が新しくかけかえになるんですが、今後の予定についてをお聞きしたいと思います。

私たちが聞いておりますのは、平成28年度内に完成とありますけれども、橋のかけかえのみでなく、旧鹿島橋の解体撤去や護岸整備など、周辺整備も含めると一体どのぐらいになるのか。また、この地域にとっては鹿島橋が新しくかかってから、やっとその後、下水道が通るような説明を受けてまいりました。下水道についてもどういう予定なのかをわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

かけかえ後の工事の予定はということでございます。

橋のかけかえ後は、28年度に一応供用開始ということですので平成29年度以降に旧橋の撤去、それから撤去箇所の護岸の整備、取り付け道路の整備などを続けて行っていきます。今の予定ですと、2年ぐらいだろうというふうに言われております。

それから、下水道の整備については、平成28年度末に鹿島橋が供用開始されるというふうなことがわかっておりますもので、28年度末までにおおむね整備できる阿野田町、天神1丁目、2丁目の一部、約32ヘクタールの区域につきまして、現在事業ができる区域として国に認可を受ける手続を進めておるといような状態でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

では、通告いたしました本題のほうに入らせていただきます。

まず防災についてと書いたんですけれども、この鹿島橋周辺といえば、このあたり、南鹿島地区の水害が大きな問題になっております。昨年もそうですけれども、大雨や台風などがあると、いつも避難勧告などが多く出たりするのが、この地区でございます。特に、地図で見てくださいと、この川のすぐ上の部分、この部分が南鹿島地区になりますが、ここが避難勧告がよく出る部分になっております。この南鹿島地区、すぐ近くを図のように鈴鹿川と竜川が流れており、大雨が降りますと、この2つの河川が増水いたします。そこにまた、南鹿島あたりの堤防が中途半端な状態で整備がとまっていることもありますので、警戒水域に入りやすくなっております。

この地区からは、今までにも再三、堤防修理の要望が上がっておりますが、今回ようやく鹿島橋のかけかえ事業が進みまして、この堤防付近周辺についても手が入るだろうという運びになってまいりました。

そこでお聞きいたしますが、昔からずっと問題視され続けております。そして、地元からの不安の声も上がり続けてきておりますこの鹿島橋に係る堤防付近ですが、この鹿島橋かけかえによってどのような影響があるのか、鈴鹿川の水が流れ込まないようにきちんと堤防は整備されるのかどうかについて、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

南鹿島の堤防はどうなっていくんだというご質問だと思います。

この地区の堤防につきましては、現在、堤防のかさ上げについて検討されておまして、竜川と鈴鹿川の合流部の部分、それから下の部分ですけど、約70メートルぐらいあるかと思いますが、その部分については、かさ上げの着手の予定だというふうに伺っております。

また鹿島橋完成後、それから上流部分になると思いますけれども、160メートルぐらいあるかと思うんですが、それにつきましては、今現在は、国土交通省のほうでその工法とか手法について検討していただいておりますというふうに伺っておりますのでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

一部堤防をかさ上げしていただいて、あと上流のほうの工法を、国のほうで今検討しているんですかね。そうしますと、下流は検討もまだ全くということなんですかね。予定としてはよくわからない状況なんですか。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほど申し上げた竜川と鈴鹿川の合流部から下流、今堤防が下流のほうからずうっとでき上がっておるところがあります。その延長をやるということで、そこまでは今年度においてやるということでございます。残っているのは、そこから上流の部分になります。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

続きまして、これは防災、あと次の環境にもかかわってきますが、堆積土砂についてお聞きをいたします。

現在、市だけじゃなく、市内外あちこちでも河川の堆積土砂の課題を抱えております。鹿島橋周辺についても例外ではなく、堆積土砂が多く、そのせいで大雨のときはいつも水位が上昇し、昨年度のように避難勧告が頻繁に出されます。この堆積土砂の対応についてはどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

堆積土砂の関係でございますが、直近の説明会がございまして、その中では鈴鹿川の河床掘削については要望がございましたので、その中で今年度中に3カ所ほど掘削を行っていくということでございました。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

掘削を3カ所ほど行うというのは、今年度中ですね。ありがとうございます。わかりました。

最後に、交通安全対策についてお聞きしたいと思います。

この鹿島橋周辺付近ですが、上部、北のほうに東小学校がございまして、東小学校区の通学路でもございます。鹿島橋のかけかえにより歩道整備や信号機の設置、照明等の設置などの地域要望など、地域との対話はきちんとなされているのか。また、かけかえ後、どのようになるのかまで決まっていることがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

交通安全対策という中でご質問いただいているんですが、鹿島橋の部分については歩道がございしますが、これは片側3メートルの歩道になりまして、それから橋梁の照明も設置をされていくというふうに伺っております。また、信号機については、地域からのご要望もいただいておりますので、信号機が設置可能な道路構造になっておるというふうに伺っております。

それから、地元の皆さんへの説明会等は、平成22年度からですと7回ほど開催しまして、そういう工事中や完成後の交通安全対策とか、鈴鹿川の河川整備に関するご意見とかご要望などをいただいて、それについて対応させていただいておるというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

今後、かけかえ工事が進み、様相が見えてくるにつれて、また新たな課題、それから新たな地域要望や意見なども出てくるかとも思いますけれども、今後もその地域に住む方々との話し合いというのをしっかり行いながら事業を進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

6番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。

今回は福祉行政、各種計画でございますけど、いろいろあるわけでございますが、今回ちょっと重たいんですけど持ってきました。これぐらいあるんですね。この中のほとんどが来年度に計画を

終わるといところで、そういった観点からちょっとお尋ねしたいと思って、今回は4点ほどさせていただきます。

当亀山市の市政は、亀山市第1次の総合計画をもとに、平成19年から平成28年のスパンで展開されておりまして、現在後期基本計画の第1次実施計画と、そのように進められているのは皆さんご承知のとおりでございますが、その中で財政や農林、環境、保健、建設、教育、文化等々、さまざまな分野でこういった計画がされておるわけでございます。

そういった状況から、昨今の急速な少子・高齢化社会の伸展に伴い、特に当亀山市も高齢化率がかなり年々上がっているのが現状でございます。改めて福祉の分野に力を傾注しなければならない、そういった時期が今じゃないかと、そのように考えております。

そういったところで、まず1点目でございますが、亀山市の地域福祉計画、これですが、この計画は総合計画を上位計画としました個別計画でございます。福祉分野におけるマスタープランとも言われるものでございまして、大変重要な計画でございます。その中に、高齢者や児童、障がい者等々の方々に関する各種計画が位置づけられているということでございます。

平成2年に福祉八法が改正されまして、それ以降、保健福祉サービスが一元化され、当市もその基盤は年々整備されてきたと考えております。ボランティアの皆さんやコミュニティ、自治会等々、その他さまざまな分野の方々の努力等にもよりまして、年々活発になってきたと、それが現状だと考えております。

以前私が、五、六年前でしたか、亀山市には地域福祉計画というのが県下14市の中でも策定していなかった状況でしたので、作成していただきますようにご提案申し上げたところ、平成23年に作成していただきまして、ありがたいことだと考えております。

今回、この福祉のマスタープランというべきこの計画について、大きな視点から捉えまして、市長はこの計画に対しまして、この亀山市をどういった方向性といいますか、地域福祉を活性化、また充実させるために、ビジョンといいますか、強い思いですね、それをまず1点目でお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

少子・高齢化が急速に進展する中で、家族、地域社会、産業等にも急激な変化が生じておりまして、地域や家族間におけるつながりの希薄化が懸念をされて、無縁社会という残念な言葉も生まれてきたところでございます。

こうした背景のもと、市民お一人お一人の触れ合いや助け合いの意識づくりを高めるため、子供のころから福祉の心を育てるとともに、団塊の世代の方など元気な高齢者が地域福祉活動への積極的な参加を期待しておるところでございます。

一方で、支援を必要としながらサービスの利用に結びついていない人については、地域住民の皆さんと連携し、わかりやすい情報提供に努めることによりまして、必要な福祉サービスにつなげて

まいりたいと考えてまいったところであります。

この地域福祉計画の位置づけは、議員に触れていただいたような、市の福祉分野におけるマスタープランという位置づけでございまして、ご案内のような各福祉の分野におけます個別計画を横串を刺す、そしてまた体系化させようという考え方の基本計画の性格を持っておるところでございます。

平成23年に計画策定をいたしました、これが目指してまいりますものは、先ほど少し触れたような、今の現状の社会の変化、あるいは状況の中で、私どもは今日まで培ってまいりました本市の市民の皆さんや地域のさまざまな活動の主体が、みずからの地域に関心を持って、互いに認め合ったり助け合ったり、支え合いの意識を高めて、お互いの顔が見えて、声をかけ合うことのできるような、まさに地域のきずなを重視した、そういう持続可能なまちづくりを展開していきたいという思いを込めて、この地域福祉計画、平成23年の策定の、これは基本的な考え方でございますし、今後もこれを具現化するべく施策を展開してまいりたいというふうに思っておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

地域福祉にこれからは力を傾注していこうと、そういった意気込みを感じさせていただきました。

言われるこの計画でございますが、全ての人が個人としての尊厳を持ち、住みなれた地域で安心して暮らせるよう地域の人々が主役となって進めていく地域づくりの取り組みと、これも今、市長が言われましたんですけど、そのように解釈しております。

従来の福祉サービスが特定の人のためというイメージに対しまして、地域福祉は日常の生活の中で何らかの支援が必要となった人たちを、地域を基盤としてともに助け合う取り組みだと考えます。こういった状況下、市民の一番身近であります、この行政組織である当亀山市が中心とする福祉行政の役割といいますのは、何度も言いますようですが、極めて重要であるといったところから、今後とも力を入れていただきたいと、そのように考えます。

次に、この地域福祉計画でございますが、県内の策定状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

県内市町の策定状況でございますが、平成25年3月末現在で、策定済みは12市6町、未策定は2市9町でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

12市ということで、ほとんどが策定済みということで理解させていただきました。

次に、この計画は三重県でも平成15年に策定されまして、約10年間経過しております。当市も平成23年に策定されまして、総合計画と同じ、そのスパンは28年の計画期間で、現在ちょうど3年目に入っておるわけでございます。その進捗状況につきまして、それと課題について、範囲

がかなり広いので一言ではちょっと難しいとは思いますが、大きな視点から見まして、重点的にちょっと選んでいただきまして、ご答弁願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

亀山市地域福祉計画では、重点プロジェクトといたしまして、第1に地域における高齢者や障がい者、子育て中の親子の仲間づくりの場としてのサロン活動を中心とし、交流や見守り活動、地域福祉に関する人材育成などに取り組む地域交流プロジェクト、第2に地区コミュニティセンターを活動拠点とし、出張相談や出前講座、健康づくり活動などを行い、福祉に関する情報提供の充実に取り組む地域福祉活動拠点プロジェクト、第3としまして、地域における支え合い活動を行う団体など、地域の人材等を生かし、連携体制の構築を支援する地域支え合い体制プロジェクトの3つを定めて取り組んでおるところでございます。

具体的な成果として、一例としまして、地域交流プロジェクトとしましては、ふれあい・いきいきサロン、これは23年度に対しまして10カ所増加し、合計41カ所になったところでございます。あと、人材育成につきましても、認知症サポーター講座などを開きまして、1,005人のサポーターを養成したところございます。

今後の課題といたしましては、例えばまちづくり協議会が発足するなど、地域福祉を推進する組織のあり方も年々変化しておるため、より一層、福祉委員会の活動強化に向けて支援するなど、力を入れてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

いきいきサロンも年々ふえてきたということで、ありがたいことでございます。

次に、地域福祉活動計画というのは、社会福祉協議会も同時進行でそういった計画があるわけでございます。これでございますが、1年おくれで策定していただいたということでございます。

この地域福祉活動計画でございますけど、市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画が連携してやってこそ、この成果が上がると、そのように聞いておりますが、その辺のところでございますけど、社協との連携はうまくいっているのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための住民の活動、行動のあり方を定める社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画は、密接な関連があります。

行政と社会福祉協議会が連携して、地域住民が主体となった地域活動を推進する重要な役割を担っていると考えておるところでございます。

地域福祉計画の諸施策を推進するため、昨年度に地域福祉計画推進委員会を設置いたしました。今後におきましても、社会福祉協議会で策定されました亀山市地域福祉活動計画とあわせて、施策

の推進、進捗管理、評価及び検証を実施し、両計画の実効性を高めてまいりたいと考えております。
冒頭に議員が申されました、うまくいっているかということにつきましては、物理的にも近い距離にございますし、連携して進めておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

社協ともうまく連携をとってやってみえるということで、社会福祉協議会も福祉の先端でいろいろな事業をやってみえるところから、今後強く連携を持って前に進んでいただきたいと、そのように考えます。

次に、大きく2つ目の亀山市高齢者保健福祉計画、別名、高齢者かがやき・安心プランというところでございます。これでございます。

この計画は、平成24年度、昨年度に策定されました。老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画でありまして、介護保険法の第117条に定められている介護保険事業計画と一体的に策定されたと聞いております。

少子・高齢化が一段と進む中、これに対応するために本市では、ご承知のとおり、総合保健福祉センターのあいあいの4番窓口、そこに亀山地域包括支援センターきずなというのがございまして、それを拠点として高齢者の方々の支援をされております。その施策も大変たくさんありまして、熱心に取り組まれているということでございますが、そこで現時点の進捗状況でございますが、それと課題でございますけど、これも範囲がかなり広うございますので、特に重立った事業に関しまして結構ですので、その状況をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

高齢者かがやき・安心プランの中で重点的に取り組んでおりますのは、ひとり暮らしの高齢者世帯の見守りネットワークの構築と認知症対策でございます。

まず、見守りネットワークの構築に関しましては、見守りを優先して行うべく地区を選定するため、高齢者を取り巻く現状の把握と分析を行い、白川地区、加太地区の2地区を選定いたしました。そして、その地区の中で見守りを必要とするリスクの高い高齢者を対象に、郵送による全体把握と個別の訪問ヒアリング調査を実施いたしました。

その結果を踏まえ、各地区ごとの強みや弱み、地域の社会資源などの情報を把握することにより、各地域の課題を明確にし、その課題解決のために、地域の住民の方々が主体となった支援のネットワーク構築に取り組んでおるところでございます。

課題といたしましては、今後、日々忙しく生活される介護世代への働きかけを行うため、地域の商店等にも協力を依頼し、認知症の啓発活動などを行っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

やはり認知症が年々ふえていくという現実でございまして、それに関連しまして次の質問もさせていただきたいと思うんですが、小さい2番の、次に成年後見制度と地域福祉権利擁護事業についてということでございます。

当市におきまして、先ほど部長が述べられたように、高齢化が一段と進みまして、中でもひとり暮らしやら、先ほど言われた認知症高齢者の方々が年々増加しておるのが現状でございます。その対策が急務となっておりますのでございます。そういった高齢者の方々の権利を守ることが重要な課題でございます。また、このごろ特に新聞紙上では、高齢者の方々を狙った悪徳商法や詐欺事件が後を絶たないのが現状でございまして、この2つの事業につきまして、本市もかなり近年力を入れてみえると、そのようにも伺っております。

そこで、現在のこの2つの事業の利用状況をお尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

成年後見制度につきましては、まず制度でございまして、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者——成年後見人等でございますが——を選ぶことで本人を法的に支援する制度でございます。

もう1点、地域福祉権利擁護事業、余り耳なれない言葉なんですが、これにつきましては、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うものでございます。

この取り組み状況でございますが、成年後見制度につきましては、利用するに当たり、親族等が管轄の家庭裁判所へ申し立てを行う必要があります。この申し立てに必要な費用につきましては、市では申請に基づき一部助成を行っておりますが、平成24年度の申請はございませんでした。助成額につきましては、審判の申し立てに要する費用の2分の1、上限10万円としておるところでございます。

また、この制度の市内利用者についての具体的な数字につきましては、家庭裁判所のほうが公表を行っていないためつかめておりません。

次に、地域福祉権利擁護事業につきましては、亀山市社会福祉協議会で行っております、主に福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行っております。平成24年度におけるサービス利用者は23人、約500件の相談サービスを提供したところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

成年後見制度については、なかなかその実態が把握できないということも理解させていただきました。

ただ、こういった制度があるということも、なかなか知ってみえない方が市民の皆さん、多いので、できるだけ周知のほうも今後はよろしくお願ひしたいと思います。

五、六年前は、地域福祉権利擁護事業も対象者が少なかったんですけど、かなりふえてみえまして、結構頑張っただけでやっていたという事で理解させていただきました。

この成年後見制度でございますけど、先般3点から4点、法律の一部改正がございました。そういった中の改正の一つでございますけど、この成年被後見人の選挙権の回復のための公職選挙法の一部改正がございましたけど、その辺のところは当市にとってどんな影響があったのか、それほどでもなかったのか、その対応状況についてお尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

井上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（井上友市君登壇）

中村議員から、成年後見人制度の選挙制度についてのお尋ねでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在開かれております第183回国会におきまして、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部改正をする法律が平成25年の5月31日に公布され、1カ月を経過しました6月30日から施行されることとなります。当市で執行されます最初の選挙であります参議院議員通常選挙から適用され、現在23名の方が該当されており、一般の選挙人と同様に入場券の発送を行いまして、今回から投票していただくという形になると思います。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

次に、小さな3つ目でございますけど、この本計画の平成27年以降の計画策定ということでございます。先ほどちょっと触れたんですけど、この計画も最終年度が来年となりまして、今後新しく計画を立てられると、そのように考えておるところでございますが、高齢者保健福祉計画かがやき・安心プランでございますが、当然、同じような形の計画書ができるものだと想像はしておるんですが、こういった計画書をつくるのに当たりまして、これの中を読ませていただきまして、策定委員会の立ち上げとか、策定委員の選定とか、いろいろ時間もかかりますし、そういった計画書をつくるのにもアンケート調査等々、大変時間を要するものだと考えます。そういった中で、来年この計画が切れるというところから、もう今からでもやっていかないとなかなか間に合わないかと、そのように考えるところでございますが、今後どのような対応をされるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

平成27年、これはいわゆる団塊の世代が65歳以上となる年でございます。この年は、65歳以上の人口の高齢化の率の伸びが際立っており、また75歳以上人口も平成27年度以前と同様のペースで増加するものと予想されております。また、高齢化の進行とともに、認知症の患者数も増加し、平成27年には65歳以上の高齢者10人に1人が認知症になると予想されております。

この団塊世代が高齢者に加わることや認知症患者の増加等に視点を置いて、平成27年度以降の計画策定を進めることが重要と考えております。

具体的に申し上げますと、認知症への理解と介護予防に向けたさらなる取り組みや、ひとり暮らし高齢者が増加することに対応するための見守りネットワークの強化、現在検討しております在宅における医療連携システムの円滑運用に取り組む必要があることから、亀山市高齢者保健福祉計画検討委員会を設置し、広く意見を求め、計画を策定してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

なかなか時間的にも迫ってまいりますので、今度も立派な計画を立てていただきたいと要望しておきます。

○議長（櫻井清蔵君）

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時02分 休憩）

（午後 2時13分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

それでは次に、大きく3点目の亀山市子育て応援プラン後期計画（亀山市次世代育成支援行動計画）でございますが、これについてお尋ねします。

この計画は、平成15年に少子化対策基本法及び次世代育成支援対策支援法が制定されまして、国や自治体、企業等が一体となり、次世代育成推進に取り組むことになったと、そういったわけでございます。この計画が平成17年から平成26年まで、この10年間の時限立法として策定されました。この計画も来年で終了するというところでございます。

そういった中、特に成果のあったもの等でございますが、これも範囲がかなり広うございますので、要約してその進捗状況と課題につきましてご答弁願います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市子育て応援プラン後期計画に基づき、さまざまな事業を実施しておりますが、成果といたしまして主なものを申し上げますと、まず中学生までの医療費無料化、不妊治療費の助成の拡充、子ども総合センターの設置など、市独自の子育てしやすい環境整備を行ってきたところでございます。

また、待機児童の増加に伴い、県の補助制度を活用した私立保育所の新設や待機児童館の開設など、市全体の保育供給量の増加を図り、子育て世代の仕事と子育ての両立に大きく貢献できたものと存じております。

また、課題といたしまして考えられることでございますが、私立保育所の新設や待機児童館の開

設によりまして、市全体の保育供給量をふやしてまいりましたが、今後は保育所においてゆとりを持った質の高い保育が実施できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

いろいろ子育て関係については、いろんな施策を講じられたということは理解しております。

先ほど少し述べたんですけど、この計画も来年の平成26年に計画が終了するというところでございます。平成27年以降、当然計画策定されると考えるところでございますが、先般からもいろいろ今回の子ども支援法に関しまして会議を持つという議案が出されたところでございます。そういった中、この子育て計画といいますか応援プランも昨年の8月に可決されました子育て関連三法にかわりまして、これまでの計画が少し方向性が変わって、こういった子育て支援法のもとに変わっていくんじゃないかと、そのように考えておるところでございますが、方向性が少し変わるんじゃないかと、その辺のところにつきましてどういった対応を考えながら策定されていくのか、それについてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子育て応援プランの根拠法となります次世代育成支援対策推進法は、平成26年度までの時限法であります。したがって、議員ご指摘のとおり、次世代育成支援対策推進法に基づく現在の子育て応援プランは、新制度の関係規定が整備された段階で子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画にその役割が移り、現在の計画にかわるものというふうに認識しております。

しかしながら、今まで行ってまいりました事業を充実、拡充しつつ、新たな子ども・子育て支援法に基づく事業もあわせて追加をしながら、市の施策に生かしてまいりたいと考えております。

なお、子ども・子育て支援法の附則におきまして、政府は平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしておりまして、延長の検討につきましてはワーク・ライフ・バランスの促進など、主に一般特定事業主行動計画の取り扱い等が中心になって検討が行われるというようなことも聞いております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

次世代育成支援法というのは継続されるというようなご答弁があったんですが、次にお尋ねしようと思ったんですけど、次世代育成支援法が終了するに当たりまして、これまで一般事業主と特定事業主の行動計画というのを立ててこられました。そういった中で、これは当然企業としても継続していくと、そのように考えておるところでございますけど、そういった理解でよろしいんでしょうか。ご答弁、お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

詳細については詳しくわかっているということではございませんが、そのようになるであろうというような見込みということでご答弁を申し上げたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

次に、子ども・子育ての関連三法でございますが、先般から子ども支援法につきましてかなり質疑があったところでございます。

3つの今回法案がございまして、5点ほどお尋ねしたいと思うんですが、この関連三法は昨年8月に成立しております。この3つは、子ども・子育て支援法案、2つ目には総合こども園の法案、3つ目には関係整備法案と、この3つでございまして、その目的としては質の高い幼児教育、また保育の量的拡大、地域の子育て支援の充実等と聞いておるところでございますが、この関連三法につきまして、わかりやすく少し具体的にご説明お願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て関連三法につきまして簡単に申し上げますと、まずは幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進するものでありまして、主な内容といたしましては、認定こども園への移行の推進、多様な保育の充実による保育量の拡大、地域に合った子育て支援の充実などを図るものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

先般からもその内容は少しは聞いておるわけでございますけど、この新しい制度といいますのは、私としては大きな方向性といたしまして、幼保一元化といいますか、幼保一体化を目指しているのが本旨だと、そのように自分としては理解しております。また、各省庁、厚労省とか文科省、そういった各省庁の縦割りの弊害をなくすためにこういった方向性を持っていくというようなことだと思います。

こういった各省庁のセクションを超えて、次の時代を担う子供たちの将来に向かって、保育体制の充実が求められておるところでございますが、特にこの幼保一体化というのが基本だと思います。将来的には幼保一体化推進統括室とかいうようなものを立ち上げるというようなことも聞いておるわけでございます。まだ当市におきましても具体的なことは決まってないと思いますが、わかる範囲で結構でございますので、二、三点ちょっとお尋ねしたいと思います。

今後、入園の手続、保育所でございますけど、その辺のところはどのように変わっていくのか。これまでは保育に欠けるというのが一番の条件になっておりましたけど、今後はそれが緩和されていくのか、その辺についてわかる範囲で結構ですでお尋ねします。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

新しい制度に入りまして、保育所の入所の手続はどのようになるのかといったご質問かと思うんですが、現在は保育に欠ける判定と保育所への入所の可否の決定を同時に行っております。新制度では、教育・保育を受けたい全ての保護者の申請に基づいて、子供一人一人について保育の必要性の認定を客観的基準に基づいて行います。認定を受けることで、保育の必要性の有無、保育の必要量、子供の状況に応じた認定内容が記載された認定証が交付されまして、それによってさまざまな手続を行うこととなります。

今回の改正によりまして、認定こども園の認可や監査、補助金申請手続などの課題が解消されることにもなりますので、移行が促進されるのではないかとこのように考えておりますが、あくまでもニーズ調査に基づき、また子ども・子育て会議等を経て検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

次にちょっと聞こうかと思ったんですが、保育所や幼稚園等はどうなるのかということで、認定こども園に移行するというようなお話が今ございましたんで、こういったことも都市部とか、例えばこういう地方の三重県とかいろいろ事情が違うと思うんですけど、そういったこども園のほうへ移行すると先ほどご答弁がございましたんで、それは結構でございますが、特にこの制度は大体いつから変わるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

新制度につきましては、引き上げられる消費税の財源を見込んだものということになっておりますので、詳しいことはまだわかりませんが、現在のところ、平成27年4月の本格施行を予定しているというふうに言われています。今後、消費税法がどのように動くかわかりませんので、引き続き国会での議論等を注視してまいりたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

消費税をこれに充てるということで、8%、10%と段階的に上げて、それを財源にするらしいということでございます。もう消費税を上げるのを前提として国は考えておるようでございますけど、今後経済の動向等によってどうなるか、その辺のところは不確かなところでございます。

次に、学童保育の関連でございますけど、放課後児童健全育成事業、学童保育でございますが、今後市町が行う地域子ども・子育て支援事業、今回の法律でございますけど、学童保育事業もこの法律に位置づけられると、そのように聞いております。国の現在の補助金システムが変わりまして、つまり国の財源保障というのが以前よりも少し不安定になり、学童保育につきましても以前より国の責任も少し小さくなるか、それとは逆に自治体に対して公的責任をすごく持たせるような、そういったことも聞いておりますが、本市としても以前よりも現状でもかなり負担も大きく、

国のきちっとした制度もないわけですが、そういったこともちらっと聞いておりますが、今後負担がふえるような危惧もございます。その辺につきまして、わかる範囲で結構ですのでご答弁願います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

新制度では学童保育所につきましては、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業と位置づけられるというふうに今言われています。今後は多様な保育サービスの整備や地域における子育て支援とともに、放課後の子供たちの居場所づくりなども充実していくものと存じております。

学童保育所に関する検討につきましては、社会保障審議会児童部会といった場で議論がなされているわけですが、現在のところ詳細については決定しておりませんし、こちらのほうにも何も漏れ伝わってきませんので、今後の動向を注視してまいりたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

今のご答弁では、支援法に位置づけられても今後どうなるか、はっきり今の時点ではわからないと、そういうことだと理解させていただきました。今後の動向を見ながら、また質問もさせていただきたいと思えます。

次に最後でございますが、亀山市の障がい者福祉計画及び障がい福祉計画（第3期）でございます。これも以前ちょっと質問もさせていただいたこともありますんですが、2つ同じような名前の、障がい者の「者」があるのとないのと、その2つだけの区別の計画でございます。

1つは障がい福祉計画の第3期ということでございますが、この障がい者福祉計画につきましては平成19年から平成28年と、総合計画と同じスパンでございますが、これは長いわけでございますが、もう1つの障がい福祉計画（第3期）につきましては、これも来年、26年で計画が終了となるわけでございます。それぞれの計画の障害者基本法と障害者自立支援法、これが根拠法令でできておるわけでございます。障害者自立支援法というのは、先般法律が改正されまして、障害者総合支援法と名前が変わったわけでございますが、この障がい福祉計画も第4期に向かって計画を策定されると、そのように考えるわけでございますけど、法律が障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わった状況の中で、今後どのように変わっていくのか、それとも同じようなのか、どういった対応をされるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

特に法律の改正による影響という部分につきましては、25年4月1日に障害者自立支援法が改正され、新たに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行されたところでございます。

この改正によりまして、障害者基本法を踏まえた基本理念の創設、障がい者の定義に難病などを追加されたこと、それから障がい程度区分を障がい支援区分に変更、さらにはケアホーム、グルー

プホームの一元化などがされておりますので、新たな障がい福祉計画の策定にこれらを反映してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

法律が総合支援法に変わってもそれほど影響はしないと、そのように理解させていただきました。いろいろるたくさんはしょってご質問させていただいたわけですが、とにかく当亀山市におきましては少子・高齢化が一段と進み、特に高齢化率も年々上がっておる、そういった状況でございまして、先ほど言われましたように認知症の高齢者もどんどんふえております。そういった中で、道路や箱物の建設も重要でございますけど、事この時期に至りましては福祉行政に特に力を入れていただきたいと、そのように考えるところでございます。

先般、マスコミでちらっと載っておったわけですが、見られた方も見えるかわかりませんが、静岡県の長泉町、読み方が「ナガイズミ」と読むのか、その辺ちょっと定かじゃないんですけど、長泉町というところがございまして、そこでは子育てに関しましてかなり力を入れてみえるところなんですね。そういった中で出生率も1位だと、これ県内だと思ふんですけど、そういった町がございまして、子育ての環境が抜群にいいと、そういった町長さんの方針でやってみえるわけでございます。高齢者の方々からは、高齢者施策がちょっと置き去りにになっているので批判もあるらしいんですけど、特にここの町は力を入れて、全国から若い夫婦がどんどん転入してみえると。北海道や秋田とか、そういったところから転入されていると聞いております。そういった中で、若い方の人口がどんどんふえていると。だから、余り国からの施策ばかりやるといふか、それも重要なことなんでございますけど、町単独でこういった新しい試みをやることによって人口がふえたり、若い世代がいっぱい入ってくるというような状況もありますので、今後は亀山市も、なかなか財源もない中、急には難しいとは思ふんですけど、こういうことも参考にさせていただきまして、今後福祉行政にも力を注いでいただきたいと、そのように最後に申し添えまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

13番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

次に、15番 片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

質問の前に、本年の3月議会で、私は想定外大雨は道路のかさ上げが原因であり、排水溝の整備か道路排水での対応、それとも家のかさ上げをと提案いたしました。私の質問に対して、能褒野地区浸水対策は検討しますと答弁していただき、業務委託をされてまとめていただきました資料を早速この6月議会の産業建設委員会に資料提出されたものを拝見いたしました。検討していただきまして、ありがとうございます。24日の産業建設委員会には、傍聴して勉強をいたします。財政は厳しいときかもしれませんが、町内には道路のかさ上げは私の前以外でも最大で50センチのところがあります。50センチですよ。コンマ5メートル。車が浮くぐらいの水がたまるところです。要は上がっているんです。現場を見れば一目瞭然の場所が残っています。現場確認なら私が案内をいたしますので、行政も道路のかさ上げが起因していることを十分認識していただきまして、一日

も早く住民不安の解消をしてくださいますようお願いしておきます。

通告一番初めの質問は、市内に体育施設、福祉目的のトレーニングルームは、体力の維持向上、リハビリを兼ねたいろいろな器具が設置されています。そこでお伺いしますが、現在の市営のトレーニングルームは何施設あり、各施設の料金体系はどのようになっているのか、2点をまとめてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

市の施設の中で、トレーニングルームまたはトレーニング室という名称で設置しておりますのは、運動施設では西野公園体育館、東野公園体育館及び関B&G海洋センターの3施設と、保健福祉施設であります総合保健福祉センターあいあいにございます。

各施設の利用料金でございますが、運動施設の3施設につきましては、トレーニング室の利用料金といたしまして、午前・午後・夜間のそれぞれの区分ごとに、小学生及び中学生が50円、一般及び高校生が100円となっております。

なお、総合保健福祉センターあいあいのトレーニング室につきましては無料となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

答弁を聞いていますと、料金徴収と無料の施設が混在しているということでございます。市民の方がトレーニングマシンも無料で使用させていただける施設があるのなら、私は無料にするべきと思いますが、全て無料で利用することができないのか、確認をいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

運動施設のトレーニング室につきましては、主に体力づくりを目的にご利用いただく施設でございますが、原則受益者である利用者に利用料金を負担いただくものと考えております。

総合保健福祉センターあいあいのトレーニング室につきましては、市民の健康づくりのために設置した施設ということで、設置目的も異なっておりますので、違いがあるものと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今の答弁を聞いていまして、あいあいのトレーニング室にはあれだけ立派なものがあります。それを無料なら、同じようにしてほしいというんですけれども、それやったらそれができやんのなら、施設において、場所によっていろいろなトレーニングマシンも統一されておられません。あるもんもないもんもあります。設置台数を統一するとか、そういうことをできるのかできやんのか、答弁してください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

各施設におけます運動器具の設置台数ということで、それぞれに西野公園体育館でありますとベンチプレスなど6種類7台で、東野公園体育館につきましてはランニングマシンなど13種類16台、関B&G海洋センターにつきましては腹筋台など5種類6台でございます。総合保健福祉センターあいあいにつきましては、ストレッチマットであったり機能回復訓練用器具など12種類33台でございます。

なお、設置台数を統一できないのかということでございますが、トレーニング室の規模であったり、利用目的などが異なっておりますことから、統一することは難しいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

なぜこの質問をしたのかは、市民からは東野公園体育館にはランニングマシンが3台設置されていたと。今あいあいには3台設置されていますね。なぜ統一できやんのかと聞いております。これはわかりますけれども、財政が厳しいとは答弁せずに、元気で長生き、医療費削減のためにと各所に各2台のランニングマシンができないのかということ再度お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

ランニングマシンでございますが、ただいまの東野公園体育館につきましては、もともと1台でございましたが、指定管理者が利用者の利便を図るということで、市に設置許可を求め2台設置したものでございまして、現在は故障したため撤去されたというふうに伺っております。総合保健福祉センターにつきましては3台ということで、西野公園体育館及び関B&G海洋センターにつきましては設置をされておられません。

先ほども申しあげましたけれども、各施設におけます設備や台数を統一できないかとのことでございますが、トレーニング室の規模またはご利用目的も異なりますので、統一は難しいというふうに考えております。なるだけ長く使ってもらいますよう適切な管理と維持修繕に努めながら、少しでも充実できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

本当に聞いても何にもやる気がないと。あいあいだけはリハビリか何かそんなんでも3台あって、先ほど東野公園体育館、僕が聞いておるのは3台あったと聞いているんですよ。それがなぜ2台になったのか。もう今さら言うておってもしやあないけれども、これからそうやってして各2台ずつでも置けるように、地域間格差、要は関にはない、そんなことせんと、地域間格差をなくすように私はお願いしておきます。

次の質問に移ります。

地区にあります消防団車庫についてであります。

川崎コミュニティを改築され、100人ぐらい集まる施設となりましたが、駐車場不足で参加しにくいと聞いており、よい方法を模索してほしいとも言われております。その場所には地区消防団の車庫も設置されております。私もあの現状を確認してみますと、駐車場が狭隘であるため路上駐車を余儀なくされている現状を職員も現地視察していただきたいと思っております。消防団が緊急出動のときには、駐車している車が邪魔になり、出動ができる状態ではないと言われており、私もそのように判断しておりますが、どのような対策をとられているのかお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

災害発生時における消防団員の出動は、消防団条例及び消防団規則を根拠とし、消防団長の招集などによりますが、出動時の対応方法につきましては、各地区に設置されております消防団車庫へ各地区の消防団員が徒歩、自家用車等で参集し、消防車に乗りかえて出動しているのが現状でございます。

また、消防団車庫において消防団車両の出動に支障を来さないようにする対策といたしまして、車庫前の路面に駐車禁止の表示をするなどして対応しております。

なお、これまで消防団からコミュニティセンター利用者の駐車を含め、一般車両の駐車等により出動に支障を来したとの報告は受けておりません。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

支障は来しておりませんと言われました。私が言うとなんのは、コミュニティが大きく、場所が広くなり、100人以上集まるようになって、僕も行ったけれども、車はもうとめるところがないと。ましてあそこに駐車禁止と書いてありますか。それで僕は聞いておったんですよ。それをよう理解しておいてください。

次は、サイレンが鳴り、緊急出動要請となって、消防団も車庫まで到着したと。先ほども言われましたけれども、車も乗りかえていくなると言われましたけれども、駐車場が満車で今でも路上駐車が現状であり、通行に支障を来しておりますが、これでよいのかと市民から言われております。消防団用の駐車スペースの確保をどのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防団員が車庫に参集した際の駐車スペースについてでございますが、市内に41カ所設置されております消防団車庫のうち、敷地内に専用のスペースがあるもののほか、出動時の消防団員専用スペースとしてコミュニティセンターの駐車場を利用している消防団車庫は5カ所ございます。また、公民館や付近の公共施設の駐車場等を利用している箇所もありますが、おおむね不足は生じていないものと考えております。

一方、建築年の古い一部消防団車庫におきましては、駐車スペースが不足している箇所もありますことから、現在消防団車庫の改築計画を策定し、駐車スペースの不足する箇所について総合的に

検討しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

改築にあわせて駐車場の台数も考えてみえると答弁されました。

これからひとり言だけ申し上げます。

私は、川崎のコミュニティのところにも、消防団員用の駐車場はあそこなら10台ぐらい必要だと思っております。現状で駐車場を確保するには、今のゲートボール場を多目的広場として駐車場にするのか。私の案としては別の場所への移動しか解決策はないと、さっきも言いましたけど、ひとり言として申し上げてこの質問は終わります。

次の質問は、パブリックコメントについてであります。

市民が提案しても、採用して改革への意識改革がない回答と聞いておりますが、確認をします。過去2年間でパブリックコメントを募集された件数と、提出された意見が何件あり、反映された意見が何件あったのか、お伺いいたします。昨日、議案質疑で人権について25件で、修正なしとは聞きましたけれども、それ以外でよろしくお願ひします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

パブリックコメントの実績でございます。

平成20年1月に亀山市男女が生き生き輝く条例案など3つの案件を最初に、24年度末までに36の計画、15の条例、合計51案件でございますけれども、パブリックコメントを実施してまいりました。最近2カ年となります平成23年度及び24年度の実績といたしましては、27案件に対し、36名の方から109件のご意見をいただきました。109件のご意見のうち10件のご意見について反映をさせていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

109件のうちで10件。最近のやつでは僕は見ておったんやけれども、そのために通告書には記載したんですけども、子供の読書活動推進計画の中に「、」を削除しなさいということが提案されて、これを削除しますということは私も拝見しました。その10件、意見が反映されたことについては今のところは聞きませんが、本当に私が思っておんのは、今から聞きますけれども、なぜもっと反映できやんのかという観点で私は聞きます。

次の質問に移りますが、亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）についてであります。私も農家の長男として農業にも従事しておりました。今の農業施策を聞いていますと、これでよいのか、あすは我が身の政策であると思ひ、本会議では200件ぐらいの提案を想定していると発言させていただきました。たったの4件と聞き、いかに農業施策に関心がないのかと危惧しております。

ある農業従事者の中に、農業での赤字を年金所得から控除してもらっていると教えていただいた

という方が見えますが、これでは税収入の増加は見込めないと私は寂しく思って聞いておりました。実は私も昨年の総所得は6万円しか増加していないのに、市県民税は6万1,000円も引き上げられ、歳出削減に苦慮しております。この値上げは、金額に差があっても議員全員対象値上げであると私は思っております。パブコメの回答で納得ができないので確認しますが、能褒野の優良農地に対して、どのような施策を実行されましたかの質問に対して、開拓整備事業を行ってきましたと回答されていますが、全ての開拓整備事業の問題解決には、土地の寄附以外では地元負担もなく開拓整備事業が完了したのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

片岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想とは、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体を育成するための施策として計画するものでありまして、その基本構想について本年1月に行ったパブリックコメントに提出されました意見の中で、今日まで能褒野の畑作、優良農地に対してどのような施策を実行してこられたのかについてのことでございますけれども、市の考え方として、能褒野地区においては、過去に農道整備事業や花木産地総合整備事業を行ったことを記載させていただきました。その中で開拓地農道整備事業については、道路拡幅や舗装整備、並びに側溝整備などを行い、昭和56年度に第1期工事がほぼ完了し、平成2年度から平成7年度に第2期工事が行われました。

地元負担をいただいた部分につきましては、土地所有者の方々から道路拡幅分の土地を道路用地として市に寄附していただき、受益者負担もなく事業を完了させていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

確かに開拓整備事業の南北道路では5メートル幅に寄附もありますが、開拓整備事業にて境界を超えて家が建っている部分は、境界を超えてせなあかんということで、道路幅を拡幅するために直線にはできないが、反対側の地権者の寄附が得られず、3カ所で地元が費用負担をして施工されております。うち2カ所は鈴鹿市側の土地を購入しての幅員確保であります。私が平成7年6月の組長会に提案された資料が残してありましたので、事例を紹介いたします。

それによりますと、開拓整備事業で地権者と合意に達しました。道路拡幅購入面積は39.12平方メートル、用地買収金額は94万8,345円で、平米単価は2万4,242円となっています。負担金拠出の内訳として、自治会積立金から40万円、自治会負担金は15万8,345円、拡幅整備する近隣住民の地区負担金として1軒3万円の13軒で39万円も寄附徴収であります。この平成7年の工事を最後として、開拓整備事業は終息しますと報告されております。なお、今後新築家屋の増加やその他の問題で道路拡張要望が提起された場合には、今回のような多額の地元負担をなくする方向で関係機関へ働きかけていきます。

行政として、この現実をどこまで把握されているのですか。わかる範囲内で回答を求めます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

開拓農道整備事業において、さまざまな自治会の方のご協力をいただき、地元関係者の方々のご理解とご協力によって事業実施ができるものと考えております。その事業の趣旨をご理解いただいで対応していただいたものと推測するものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

部長、私が聞いておるのは、地元負担金もこれだけあったということは把握しておったんかと聞いたんですけど、よう把握していなかったというように理解させてもうてよろしいですか。

次の問題点に移ります。

私は、開拓整備事業は境界確定が終了して初めて完了すると思っておりますが、私に行政より相談があったのは、平成18年2月になってからであります。まだ境界確定ができていない、地元で何とかまとめていただけないかであります。相談を受けて、平成18年2月18日に永田さん、おやじさんのほうやけど、豆子さんと私の3人で、なぜ違うのかと50メートルの巻き尺で確認しました。それをもとに双方に話を聞いてみますと、1軒は面積が少ないので面積を確保してほしい。それには面積の広いほうの待避所のブロックを取り壊して面積を確保してくれと言われました。面積の広いほうの方は、ブロック塀は自費で解体できないが、撤去してくれたら境界は変更すると言われました。そこで、その費用を開拓整備事業の行政負担でしてくださいと申し入れたところ、行政には予算がありませんと言われ、今までの開拓整備事業は一体は何なのかと疑問を感じたのであります。

そこで、仕方がないから何とか解決に努力しようということになり、永田さんと豆子さん、内田さん、私の4人で相談をして、地元で資金調達をして、これだけしか予算がないからと地元業者に4人で頭を下げてお願いし、待避所のブロックを撤去しました。行政側はこの開拓整備事業解決への地元努力と苦労をどのように理解されているのでしょうか。見にくいかならんけれども、要はブロックと言いましてもコンクリで補強のやつがある。これを取るのが難儀やった。これも皆さんに配らなけれども、そういうことまで言われました。この話は、私が担当時にお願いしたことを発言と思って聞いてみえる方がこの議場には2名おられますが、本来なら開拓整備事業完了の平成8年ごろには終了している問題ではなかったのですか。なぜこんなにも放置されたんですかと私は言いたいです。開拓整備事業を農業基盤整備で強調されるのなら、この問題まで考慮して回答書を作成していただきたかったのですが、見解をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

この事業のおくれというか、そういうことについてご答弁させていただきます。

この事業については、先ほども申し述べさせていただいたとおり、自治会、地元の関係者の方々のさまざまなご理解、ご協力をいただき、事業推進が図れたものと感謝申し上げるものでございます。また、開拓地農道整備事業が平成7年度に完了しているのに、境界確定が平成18年になった

理由、開拓地農道整備事業で拡幅した部分の未登記があったことから、道路部局で未登記処理を年次的に行っていたという事で時間を要したものでございます。その辺のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

要は地元がこれだけ苦労したんやと、それを何で、僕が言うておんのは18年までほっとくの。僕が議員になるまで、15年までにでもしておいてくれてもよかった。それを18年になってから言われて、こうやってしてなった。それを今回の農業基盤整備でも、そういうことをうまく考えて答弁をしてくれてないで私はこのことを申し上げます。

次に移る前に、以前にも発言しましたが、開拓整備事業で地元で言われておりますのは、時の担当者の中に鈴鹿市のように積極的な進捗を図ってくれない職員がいたのが原因だと聞いています。名前はどうも言いませんよ。開拓整備事業も担当職員が変わって進捗は多くなったと聞いております。鈴鹿市は99%完成できたのは職員の積極性と聞いておりますが、1カ所だけ問題として残っているのは、橋の拡幅に地権者の承諾もなく進めた結果、言い争いとなりテープ録音の証拠を提出されて、鈴鹿市の行政も狭路拡幅ができなくなり、その場所だけは狭くなって残っております。亀山市も国の開拓整備事業施策に積極的に関与してくれていれば、白地、黄色地の混在した農業振興地にはなっていなかったと言われているのはご承知でしょうか。開拓整備事業でできなかった道路が残っております。それから、3本、4本ほどしてもらいましたかな。その後の市単工事で整備されております一部を紹介しますと、地主の協力により0.5メートル幅を180メートル寄附で、4.5メートル幅となった道路もあります。

四、五年前にPTAより、横断歩道の隅切りをしてくれという依頼を受けました。それで、私と自治会長で地権者のところへお願いに行きました。地権者が言われたのは、その開拓整備事業のときに隅切りをさせてやると言うたときにせんといて、今さら何言うてくんのやと言われて怒られて、どうもすみませんと自治会長と2人で帰ってきました。能褒野には企業誘致の、企業名言うてあれ知らんけれども、大きな企業といたら古河電工さん、東洋電装の誘致のときには、工場敷地内の道路も全て能褒野農協の所有を無償提供で、それを売却したとも聞いております。地元の話をかのぼればいろんな話を聞きます。それと、そのときに能褒野町内の道路は亀山市に移管されておりますが、いまだに市道認定もされず、歩道もされず、放置されているのはご承知だと思いますが、地元で言われておりますのは、企業誘致に関連して寄附した道路はいつになったら整備していただけるのかであります。

次の質問に移ります。

次は、花木産地総合整備事業の客土に補助しているとの観点で回答が記載されておりますが、客土事業を何年前にされたのか、まず教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

花木産地総合整備事業の客土事業は何年にされたかとのご質問でございます。

花木育成に適した黒ボクによる客土や、トラクター及びショベルローダーの購入等、花木産地総合整備事業を昭和59年から60年にかけて実施いたしました。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今言われました60年、61年、確かにこの能褒野開拓記念史、40周年記念でつくられて、昭和63年につくられたやつの中に載っています。そのときにというのは、年数は大体わかりました。

次にお伺いしますけれども、地元から聞いているのは客土事業をするときの説明では、8年経過すれば再度白地に変更することは可能と口頭説明されたので、黄色地にされたと聞いているからです。お伺いしますけれども、客土事業で白地を黄色地に変更された方は何軒で、面積はどれだけののか教えてください。それと、客土事業をされなかった能褒野の農業振興地域内には何軒あり、その面積はどれだけののか、この2点をまとめて教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

客土事業で白地を黄色地に変更された方は何軒か、また客土事業で振興地域内に何軒の面積があったのかというご質問でございました。

議員ご指摘の白地とは、農用地区域外の農地で、黄色とは農用地区域内の農地のことでありますが、国の補助事業採択要件としまして、農用地区域であることが必要とすることから、農用地区域に変更されたものと考えられます。当時の書類につきましては、文書保存年限を超えていますことから、現在廃棄処分となっております。明細についてはわからない部分も多々あるわけですが、このことから農用地区域への編入、客土事業の詳細については地元の方々にも尋ねてもみましたが、なかなか正確な答えが出てこないというのが現状でございます。

ちなみに、現在の農用地区域内農地としては約32ヘクタール、農用地区域外農地が約9ヘクタールでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今の黄色と白地、それについては僕らもいろいろやらせてもうてますんで、色を塗ったやつをちゃんと持っています。その辺が僕は記録が残してあるのかと。正確な記録を教えてほしかった。今の質問ですけれども、私の納得いく回答は聞けませんでした。要は過去のことはわかりません。資料の保存も最長で10年と規定されているから回答ができないと私は思っています。私も会社勤務の担当時に担当する以前のことで指摘箇所が勃発し、現場保全されていませんでしたので、安全課の資料室には保存されていると思い、行って、2日間かけて探して回答をつくった経験がありますが、行政も過去の資料もないまま今回のような回答をつくるのではなく、回答をつくるなら大変だと思いますので、重要資料の精査をして永久保存することを提案だけしておきます。

次は、亀山市地域公共交通計画（案）についてであります。

パブコメで25件の提案がありながら何一つとして修正されていないのは、パブコメ募集の意味

があったのであります。私は昨年の副議長拝命時に、朝は9時から17時ごろまで勤務に心がけ、本庁舎への出勤にバス利用と考えて提案をしました。通勤に可能な時間帯を提案しても、時間が合えば通勤に利用してくださいという回答にはがっかりしました。私の家からバスに乗車するには、朝は9時41分が始発です。市役所へ10時20分の到着になるから提案したのです。私は早くてもよい、市役所には9時に到着するために乗車したいから提案したんです。バス運行時間帯の回答の考え方について答弁を求めます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

昨年度実施いたしました亀山市地域公共交通計画（案）に係るパブリックコメントについて、具体的なダイヤや運行経路等に対する提案をいただいところでございますが、まず本計画案につきましては、市内バス路線に係るサービス確保の考え方を初め、サービス水準及び運行ルートの骨格など、今後のバス路線の再編に関する基本的な事項をまとめたものでございます。詳細なダイヤなど、各路線ごとの具体的な運行計画までは取りまとめたものではございません。そのため計画案に位置づけた路線再編の基本的な事項を照らし合わせる中で、ご提案に対する市の考え方を回答させていただきました。

なお、本年4月には計画策定いたしましたので、今後は本計画におけるサービス水準等に沿った各路線ごとのルートや停留所、ダイヤなど、具体的な運行計画をまとめ上げていくこととしております。その中でできる限り関係地区、地域及び利用者のご意見を踏まえてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

次に初乗り乗車も、私は財政負担を考えて、以前にも発言しましたがけれども、甲賀市は初乗り250円があると提案いたしました。田村神社から乗って、水口へ行って、貴生川まで乗車しても250円なんです。200円を2人が提案されていますが、なぜ200円の導入を検討しますと答弁されなかったんですか。財政には余裕があるのですか。国の交付税を見込まなくても財政力指数を1以上にできる見込みがあるのですか。見解を求めます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

パブリックコメントにおいて、運賃につきましても具体的な額の設定などについてご意見をいただいたところでございますが、地域公共交通計画（案）は対キロ制運賃や均一運賃など運賃体系を各路線の機能に合わせて整理をしたもので、具体的な運賃の額につきましては、各路線の編成に合わせて当該路線のサービス水準に応じた運賃を地域公共交通会議で協議していただくこととなっておりますことから、このようなご回答となったものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

前向きな答弁なんか私にはわかりませんが、実施してくれやんだら何にもええことあらへんと思うの。パブコメを募集して25件もの提案がありながら、これからの地域公共交通会議で検討しますと言われてましたね。計画案を正規の運行計画とするためには、計画案を提出するまでに十分議論をして、素案の提出をしていただき、委員さんの考えがつかない提案を採用できるパブコメにするべきと考えています。このパブコメ募集では、この計画案で実施しますとしか言われていないと私は思っており、先ほども検討すると言われてましたけど、今後の検討課題として提案しておきます。

パブコメに関連して言いたいのは、私が提出した部長は読ませていただきますと言われてましたが、これが普通です。ある室長に提出したところ、これでよいのか見てと内容も確認せず部下に渡されましたので、それこそちゃんと来て、提出は住所、氏名、振り仮名を義務とされているだけで、提案は何でもええのと違いますかと言いましたら、そこにいた別の若い女性職員がうなずいて笑ってくれて癒やされましたが、この対応で行政経営が可能なのですか。行財政改革には職員の資質確保も必要と苦言だけ申し上げておきます。

これからが質問ですが、パブコメの提案に対しては個人宛てに書面回答するべきと私は思っています。市民の方も全員がパソコンはしてないと言われておりますので、提出者全員にまとめた書面回答をする気があるのかなのか、見解をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

パブリックコメントでのご意見への対応につきましては、市の策定する計画や条例について最終的な決定前の案を市民の皆さんへ公表をし、幅広くご意見をいただき、その内容を検討し、最終案を決定するものとなっております。

これら一連のパブリックコメント制度におきましては、ご意見を提出いただいた方への個別の回答は行わず、ホームページや市の窓口などで公表させていただくのが一般的なものとなっております。こうしたことから、本市におきましてもあらかじめ個別の回答を行わないことをお示しをした上で意見募集を実施させていただいているところでございます。

今後におきましても、結果の公表につきましては現在の指針に基づいた取り扱い、市のホームページ、担当部署、関支所だとかあいあい、情報公開コーナーでの公表を実施するものとしたしまして、市民の方々からのご意見につきましては市の最終意思決定を行う際に、その内容を十分に検討いたしまして、最終的な計画や条例案を策定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

190件あったやつの10件しか修正したことがないと。その中の1つに、読書計画の「、」、それが1つ入っておんのやったら9件と違うの。僕はそんなことではあかんで、もっとわかりよいように提案者の人にしてやってほしいと。市の方針ならそれで仕方ないか知らんけれども、もうち

よっと考えてやってほしい。それと、提案していついっかに回答を出すというのならよろしいですよ。いつになって回答が出てくるかと。僕らも調べておってもなかなかわからへんだ。その辺をまだできてませんと言われたくないから私は言うたんです。これからちょっと考えておいてください、それは。

最後の質問は、工場立地法による工場内の緑地面積についてであります。

私が会社勤務の担当時に工場拡張でも植木5本が植えてあるのを移設して報告したことを思い出しますが、法律の施行時から現在はどうのように変更されているのかいないのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

工場立地法に関するこれまでの主な改正内容でございますが、まず全国一律に一定規模以上の工場等において、敷地面積に対する緑地を含む環境施設の面積の割合などが定められた中で、都道府県及び政令指定都市においては、地域の実情に応じた緑地面積率の基準を地域準則として定めることができるとし、平成9年の法改正が上げられます。これにより、本県では平成14年に県条例により地域準則が定められ、昭和49年6月28日以前に設置された都市計画法に基づく工業地域及び工業専用地域に立地する既存工場については、緑地率が緩和されたものでございます。

一方、平成16年の法改正では、工場の屋上や壁面などの緑化が一定の割合で緑地面積に算入できることとなりました。また、23年の改正では、これまで10平米を超えるとされていた緑地算入の最低面積が面積の下限がなくなり、面積当たりの必要樹木本数の規定も削除されております。

なお、昨年4月から立地法に関する関係事務は県から市に権限移譲されております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

権限移譲で今は亀山市と。先ほど言われました緑地、木が何本植えてあるというのもなくなったと言われました。僕が今回なぜ確認したかということ、この間新聞に載っていましたが能褒野で歩道にするのにサツキを伐採すると。それで本当に緑地の面積は確保できるのかということのを思って確認させてもらいました。その中である隣の工場の方に言われたんは、自治会長から3メートル寄附してくれと言われたと。どう答弁したんと言ったら、自治会長はあんたのところも3メートル、300メートル寄附して、同じように歩道にするんなら私も寄附しましょうと言いましたと、こうやって言うたんでよかったんかと言われたんで、それが本当やわなと言うたんですけども、要はサツキを伐採してもええのかということだけ確認した。それで、あの企業については運動場、あそこが芝生というのかな、あれになっておるんで緑地でええのかなと。あそこもぐるりに植えてあった木をもとから切って、木はもうちよろちよろとしか生えていませんけれども、それでよかったんかなと。法律が変わってそのようになったんだということだけ理解させていただきました。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

15番 片岡武男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 3時23分 休憩)

(午後 3時33分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

ぽぷらの西川憲行でございます。

本日は、亀山市の将来像というテーマについて、住みよい亀山市を目指して、どのように行政が考えてみえるのか聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、まず1番、住みよい亀山市を目指して、今現在住んでみえる方々にとって大切な部分であろうと思われる道路状況、それから危機管理についてお伺いしたいと思います。

まず、現在生活道路については、亀山市生活道路整備指針に基づく整備を行ってみえるところがありますけれども、その整備状況、それから整備状況の対象となる箇所について現状をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

1番 西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

まず、亀山市生活道路整備指針の概要をご説明させていただきます。

道路幅員が4メートル以下の狭い生活道路の整備を早く効果的に、また経済的に進めるために、地域と行政が協働しまして、地域の道路の整備計画を策定いたします。それに基づいて、多様な手法で整備を進めていく手法が亀山市生活道路整備指針でございます。この指針は、平成23年度に策定をいたしまして、平成26年までの予定で試行を行っているものでございます。

現在、この指針に基づいて整備を進めている地区は何カ所あるかというご質問だったと思いますが、現在はこの地域に対して制度の周知を図っておるところでございます。現段階では具体的にその指針を適用して決定して事業を行っているという地域や、路線はございません。

周知につきましては、昨年度は2組織において説明会を実施しておりまして、今年度は現段階で3組織において説明会やモデル事業化の打ち合わせを行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

現在、3回の説明会、またモデル地区を決定すると。それから、整備指針においては、従来新たな道路整備の流れとしては整備計画の策定を行政がすると。そして、自治会からの要望書を提出という流れがあると整備指針には載っています。今後、そういう要望に基づき整備をされていくと思われるのですが、その整備をしていく中で、要望書が何通か出てきた場合、整備順位はどのようにしていくのかという点についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

整備の順位ということでございますが、先ほども申し上げましたように、今この整備指針は説明とか周知を図っておる状態でございます、その中でこの指針に基づきますと、その地域における整備の優先道路のランクづけとか、そのように行って順番を決めていくわけですけれども、現段階ではその地域がございませんので、決定しておるという地域もございません。予定としましては、順番が決まりましたら、それからその地域地域で優先の順位を決めて、それから取りかかっていくという形になると思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の段階で決まっている順位はないと。そしてまた、自治会からの要望があれば、それに基づいて順位を決定していくと。要は自治会や地権者等の話し合いが出ていく地域から進めていくということでございますので、周知徹底を図って、今後また住みよい道路生活ができるように、よろしくお願ひしたいと思います。

それに基づきまして、同じように危機管理についてお伺いします。

先日は、亀山市内による工場の爆発や、また不審車両の火災などがありましたように、亀山市内でも火災における被害等が発生しています。住宅密集地において、現在の消防水利、防火水槽等の整備状況のご説明お願ひしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防水利の整備状況につきましては、総務省消防庁が3年ごとに実施する消防施設整備実態調査に基づき算出しております。

この調査は、亀山市を地図上で用途地域別にメッシュ割りして、そこに消防水利の基準を満たした公設の消防水利である防火水槽と消火栓を落とし込み、その割合で充足率を算出するものであり、亀山市の充足状況は平成23年度の調査において、三重県内の平均充足率82%を下回る結果となっております。

しかしながら、消火活動に有効な公設の防火水槽及び消火栓は、合計で約2,000カ所所有しておりますことから、住宅地における水利状況につきましてはおおむね良好であり、有効な消火活動を展開することができると考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

23年度の実態調査において、三重県基準が82%。それでは、亀山市の充足率は何%ぐらいなのでしょう。また、2,000カ所というご答弁でありましたけれども、そのうち何カ所がその基準を満たしているのかについてご答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

亀山市の充足率は、この調査で求めました数値については50.6%となっております。

また、この水利の整備につきましては、亀山市消防力充実強化プランでも明示しているところであり、消火栓は水道管の布設事業と連携を図りながら、消防水利の基準及び消火活動への有効性などを考慮した箇所へ、また防火水槽は建築物の密集状況及び地域間のバランスなどを勘案しながら計画的に整備することといたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

三重県基準82%でして、亀山市が50.6%というお答えでございました。

また、先ほど2,000カ所あるうちの何カ所が基準を満たしているのかという質問に対しての答弁がございませんでしたので、その点をもう一度お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

大変申しわけございませんでした。

現在、先ほども申しました消火栓と防火水槽、基準を満たしております水利は864カ所でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

この消防の強化プランにおいては、今後の消防水利の整備計画として、年間2カ所、約5カ年10カ所という計画が出ております。先ほどの答弁では、2,000カ所に対して864カ所ということでございました。そうすると、年間2カ所ですべて50.6%の数値を82%に上げていくという数字的なものとして、非常にこの計画自体が脆弱ではないのかなと、そんなふう感じておりますが、今後その整備計画において年間2基で間に合っていくのか、またその計画の中で亀山市全体が本当に消防設備が整っていくのかという点についてのご答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

まず、この充足率を割り出す方法についてご説明をさせていただきます。

先ほどご説明をいたしましたメッシュ割には市内全域で合計790メッシュでございます。790メッシュの中に、基準を満たした現在の水利864個を落とし込み充足率を算出しておりますが、1つのメッシュの中に基準を満たす水利が2個以上存在するところもございませうことから、現在のところ、三重県の平均充足率に満たないのが現状でございます。

今後はその適正配置も考慮して、亀山市消防力充実強化プランの目標数値に基づき、基準を満た

した消防水利の整備を行い、少しでも充足率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

数字のマジックのような感じでございますが、実際には864カ所でありますけれども、790升に割ったときには50%になるというご説明で、市内全域に2,000カ所あって、現在の防災力として十二分に働いているということが理解できました。

今後、その升目を潰していくのも早急にしていって、できる限り基準を満たした防災計画になるように、また財政面から用地確保や水道の整備などと兼ね合わせて、非常に難しいかもしれませんが、やはり亀山市の消防がしっかりとしたものになっていただくことがまた市民の安心・安全につながると思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問ですけれども、住宅リフォーム助成事業についてでございます。

これは平成23年度から始まりました事業でございますが、先日、本年度分の募集も終わったところでございますけれども、これが過去2年間における実績の中で、どの程度の募集があって、それによる経済効果はどれほどであったのか、またそれによって税収に変化があったのかという点についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

過去2年間の経済効果、実績ということでございます。

平成23年度が助成件数42件、助成額483万9,000円で、市内の事業所の工事受注額の総額で申しますと約4,800万円でございます。

平成24年度につきましては、助成件数89件、助成額1,112万8,000円で、事業所の工事受注額の総額で申しますと約1億3,200万円でございます。

2年間を合計いたしますと、助成件数131件、助成額1,596万7,000円で、事業所の工事受注額の総額で申しますと約1億8,000万円でございます。

経済効果といたしましては、リフォーム工事を施工した市内の事業所に対して助成金額の10倍以上の工事受注額がありまして、事業目的である緊急経済対策として下支えの役割を果たせたものというふうに考えてございます。

また、税収への影響ということでございますが、リフォーム工事を受注することによりまして、請負者の方の売り上げが増加をしております。しかしながら、具体的な税収への影響額につきましては把握ができないものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

10倍以上の経済効果があったという答弁がございました。少なくとも消費税に換算しても簡単にこれだけの金額が入ってきている事実がうかがえるところであります。

先日の申込日においては、非常に混乱が起こり大変だったと聞かされております。この件につきましては、あす高島議員が聞かれるということでございますので詳しく言いませんけれども、でもそれだけの混乱があるだけの申し込みがあるということは、市民が認知して、また申し込みが多数あるということは歓迎されている、そういうふうを考える。また、タイムリーでヒット的な施策であるかなと思いますので、今後も検討されて続けていっていただいて、市民によりよい生活ができるような、そういう亀山市になっていただくことをお願いして、この件については終わりたいと思います。

次に、教育行政の現状についてご質問します。

今の教育行政の中で、現在、ふるさと先生等亀山市独自の制度をつくられておられるわけでありますけれども、この中で亀山市の教育行政の現状報告の中で過密学級という言葉がありました。この過密学級というのは、国の指針に基づくところ言えば、別に過密ではないわけでありますけれども、その定義と、なぜ今その亀山独自の制度が必要なのかという必要性についてご答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

過密学級における国と県の亀山市の違いとか考え方はということでございますが、学級編制につきまして、国は質の高い教育の実現を目的に平成22年度に標準40人学級を見直し、翌年度から小学校1年生の標準35人学級をスタートさせました。将来的には公立小・中学校における全学年の35人以下学級の実現を目指しております。

一方、三重県におきましては、きめ細やかな指導の充実を目的に、国の弾力的措置に伴い、先取る形で平成15年度から小学校1年生で30人を基準とした「みえ少人数教育推進事業」をスタートさせ、現在では小学校1・2年及び中学校1年を対象に事業の取り組みが継続されているところであります。

このような状況のもと、亀山市といたしましては平成21年度から1学級35人以上の過密学級を解消したり、県の「みえ少人数教育推進事業」を補完しながら、市単独で正規教員に準ずる期限つき講師を配置しているところでございます。今年度、10人のふるさと先生の配置によりまして、6つの学級増が実現いたしまして、1クラス35人以上の過密学級の解消率は、小学校では100%、中学校では87.2%に達しているところであります。

また、必要性でございますが、亀山市少人数教育推進事業、いわゆるふるさと先生の配置につきましては、児童・生徒だけでなく、保護者や教職員からも高い評価を得ているところであります。児童・生徒への少人数教育に関するアンケート結果によると、少ない人数のほうが授業がよくわかるという回答が80%を超えているところでございます。また、保護者の方々におかれましても、きめ細やかな指導を望んでおり、少人数教育に対する期待が大きいとの認識を持っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

ありがとうございます。

非常によくわかるご説明で、国は35人を目指す、県は30人を基準にしていると。それに合わせて市もやっているということでございます。

ただ、私が気になるのは、職員の先生方というのは県職の方々であって、県が30人基準であるのであれば、県が本来その先生を加配するのが本則ではないのかなと感じているところではありますが、そこに市が独自でやらなければいけないということは、県と市との調整がうまくいっていないのか、市からの要請がないのか、県が市は市でそれに合わせてやってくれということになるのかということが今のご答弁の中からちょっと疑問に思った点でございますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

三重県では、「みえ少人数教育推進事業」というのがございまして、そちらでは小学校1・2年生、中学校1年生は継続ということでございまして、これは県費で賄いをしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

小学校1・2年生、中学校1年生については県費で賄っていると。ただ、それ以外の学年については市独自でやらなければいけないというお答えでよろしいですか。

ということは、全体として30人学級を目指すのに、なぜ小1と中1だけなのかというところが今度は疑問になるんですけれども、全体としての30人学級ではなくて、小学校1年生と中学校1年生だけを県のほうは基準としていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

本来であれば、国が一番35人学級全ての学年にということが大変望ましいことでありまして、その方向で私たちも要望しているわけでございますが、ご承知のとおり財政の厳しい折にまずは一番課題の多いところからというふうな考えでそのように進めておりまして、県も考え方としては同じでございます。小1プロブレムという言葉をお聞きになったこともあるかと思いますが、幼稚園、保育園から小学校に入学したときに、非常に子供たちがうまく落ちついて座れないとか、いろんな課題がございまして、そういったことの解決にも向けてこういった制度が生み出されたわけで、三重県としては全国的に比べまして、みえ少人数という考え方が先進的な考え方であるとして私たちも大変評価しておるところでございます。

それに加えて、さらに亀山市は全ての学年でそういうふうに少人数にしていきたいという少人数の効果をもとにして、そういうふうな施策を進めてもらっているということですので、私たちはそれを十分に有効活用していきたいですし、国全体がそういうふうな形になればとは願っておりますけれども、ただ予算的なことで今そういった状態ということでございます。亀山市は非常にそうい

った意味で充実した施策を行っている、この立場になりまして自負しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

亀山の将来を担っていく子供たちの教育について、まさに国よりも県が先取りし、その県よりも進んだ教育行政をやっているという亀山の姿勢には私は共感するところでありますし、また今後この施策を続けていっていただきたい、そのように思っています。また、そのためにはやはり亀山市独自だけではなく、県や国に先ほど言われましたように要望していただいて、一人でも多くの先生方が生徒を見ていただくことが大切かなと、そのように感じます。

そこで、2番目に質問につながるわけですが、若年講師指導員及び教職員指導員という言葉が本年より出てまいりました。これについて、現在このような方々が何名おられて、今言われたように教育を充足させるために若い先生を多く配置してみえる中で、その先生方を指導する指導員の方々に働いていただける方は何名ぐらいおられるのか。また、この先生方は各校を巡回しているとお伺いしましたので、その回数であったり、時間であったりという勤務形態についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

若年講師指導員及び教職員指導員の配置人数と勤務形態というご質問でございますが、若年講師指導員でございますが、本年度より経験豊富な退職教職員を1名任用しております。

勤務形態は、1日5時間以内の勤務で、週20時間程度、年間210日以内の勤務。また、勤務内容は、ふるさと先生を含む市内若年講師配置校を巡回し、各教科の学習展開の方法や授業技術の基本、生徒指導や学習指導の望ましいあり方、また児童への個別対応や保護者との接し方など、さまざまな角度から指導助言し、市内小・中学校の教育水準の維持向上に努めているところでございます。

その必要性につきましては、正規採用の初任教員と講師との間におきましては、研修面での処遇の違いを上げることができます。初任教員は法的に専門の指導教員が配置され、年間20日以上の校外研修が保証されていることに対しまして、若年講師は同僚や先輩教員から指導を仰ぐことが多い状況でございます。

続きまして、教職員指導員でございますけれども、本年度、幼児教育に関しまして経験豊富な退職教員1名を任用しております。勤務形態といたしましては、1日4時間以内の勤務で週15時間程度、年間204日以内の勤務。また、勤務内容は、幼保のカリキュラムの一体化及び導入に向けての検討、新規採用教員及び若年教員への指導巡回を行っているところでございます。

必要性でございますが、就学前の教育の重要性を再認識し、子供たちの心身の健やかな成長を願って教職員指導員を十分に活用しながら幼児教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

必要性についてもご答弁いただきまして、ありがとうございます。

初任研修があるかないかの違いにおいて、初任研修の部分を補完するという意味で経験豊富な退職された教職員の方を採用していると。なかなかいい制度であろうかとは感じるところでありますけれども、私の主観といたしましては、教職員の方というのは教職員としての免許を持たれている先生方であると思います。そして、今まではずっと同僚であったり先輩であったりという先生方から指導要領、また学校における先生としての資質についての勉強をなされていて、また亀山市学校教育ビジョンにあるように、子供とともに伸びる教職員、つまり子供と一緒に経験を積んで、教職員としての経験値を上げて、能力を高めていくものだろうと感じているところでありますが、そこで、なぜ今退職教員の方がわざわざ指導しなければいけないのか。今まで研修があった中でもやってこれたのに、なぜことしからその人たちが先生のための先生として勤務しなければいけないのかという点について、再度ご答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

なぜそういった先輩教員を配置して指導に当たらなければならないかというご質問かと思いますが、全国的ではございますけれども、いわゆるベテランの教員が退職年齢ということでたくさん退職しております。そして、経験を積んだ教員が学校に全体的に不足している、これは全国的な傾向でございます。その中で、若手の教職員をどのように研修会とかいろんなことで力をつけていかなければならないかということは、私も現場におりましたときから常日ごろ考えていた課題でございます。特に講師につきましては、その任用につきましては病休の人とか産休・育休とか、そういった方たちのためにすぐに任用しなければならない。そうすると、きちっと決まったいろんなプロセスを経て新採教員のように充実した研修をやりつつ仕事をできるというふうな状況には置かれておりません。その中で、もちろん管理職がその時々指導したり、私もやってまいりましたけれども、子供たちの教育について私たちは十分な指導力を持ちながら指導していきたいわけですから、やはりそういった点で補完をぜひ何らかの形でやっていきたいというのが私が現場におりましたときに感じていたことでございます。

よそのいろんな、どういうふうに行っているかということニュース等で見てみますと、例えば土曜日に毎週新しい経験の少ない先生方が集まって、あるよその県の教育委員会ではそういう休日の日に研修の機会を持ちまして勉強するとか、そういったこともやっておったようなことを聞いております。亀山市の場合はこのように予算措置をしていただきましたので、講師の先生が困ったときに即対応できるというふうな形でこういう制度を設けていただきましたので、非常に現場にいる人たちからも喜んでもらっておりますし、子供の指導に対して充実した指導をやっていくためにも非常にいい制度を考えているかなと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

非常にわかりやすい説明で、伊藤教育長が現場におられたときから問題点があったと。そしてまた今の現状を見るに、ベテラン教員が退職、また学校全体として不足しているという中で、その先生方の指導が子供たちの指導に直につながっていくんだということがわかりました。私としては、

先生のための先生を雇うぐらいだったらふるさと先生の数をふやせばいいんじゃないのというように単純に考えていましたけれども、今の学校の中におけるいろいろな問題点を解決するためにこれがいい方法であり、ほかにも問題解決の方法を検討した中でこれが本年度から取り入れられたということは、非常に今後の教育行政において有用なのかなというふうに今感じましたので、この質問については以上にさせていただきます、次にニートや引きこもり等の自立支援についてという言葉がございました。

ニートについて、亀山市において全国では100万人と言われるニートに対して、今現在亀山市においてはニートはどれぐらいの数を想定してみえるのか。また、近年、そのような中から相談件数がどの程度あって、傾向としてふえていっているのか、減っているのかというようなことも少しご説明いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

ニートや引きこもり等についての亀山市の現状、相談件数、傾向についてのご質問でございますが、ニートや引きこもりの現状でございますが、亀山市内のどこにどのような状態でのかなど、その実態をつかむことは非常に難しい状況であります。このような中、全国調査から推計いたしますと、市ではニートを含めた若年無業者は340名ほどで、うち引きこもりが280名ほどであると思われまます。市では現在、青少年総合支援センターにおきまして2名の支援員が電話や面談による相談や支援を行っているところでございます。

相談件数でございますが、一昨年は延べで443件、昨年度は606件の相談がございました。なお、相談の内容といたしましては、不登校、引きこもり、進学・就労に関する相談が多くを占めているところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

推計とはいえ340名のニート、引きこもりがいらっしゃるということは、非常にこれは大きな社会問題であると考えています。また、相談件数もふえているということは、必要性が問われているのではないかなと思います。その中で気軽に利用できる施設を目指すというように、この間の開会時の説明でございました。その中で、今後どのように施設を利用して、また対策としてどのように不登校であったり、引きこもりであったりを社会復帰させていくのかという点について考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

今後どのように取り組んでいくのかということでございますが、青少年総合支援センターにおきまして、心理カウンセラーの資格を持った支援員が支援を求める若者や保護者の相談を受け、個別に対応しているところでございます。

具体的な支援といたしましては、電話や面談による相談を継続したり、グループ活動を通して人

とのかかわり方やコミュニケーション力をつけたり、専門の関係機関につないだり、職場見学等の就労支援をするなど、細やかに自立に向けた支援を行っているところです。

今後に向けてでございますが、青少年総合支援センターへ来所しているのは全体のごく一部であると考えられることから、支援を求める若者や保護者が青少年総合支援センターでの相談につながるよう、センターの存在や業務についての周知に努めてまいります。

また、方法といたしましては、広報やインターネットでの周知や民生委員や地域の方々から情報を得ながら相談につながるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今後の課題としては、1人でも多くの方が利用していただく、そしてまた、それらを知っていただくということが課題であろうかなと私も感じております。これから亀山市は少子・高齢化の中で、働ける人たちが働かずに遊んでいるという状況は好ましくないと感じますので、少しでも多くの方が施設を利用し、施設を利用することで自立できる、そのような亀山市をつくっていくために今後も努力をしていっていただきたい、そういうことを申し述べて次の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、大きく行財政改革についてお伺いしたいと思っております。

現況報告には、考え方の意識を共有したとありましたが、その考え方というのは行財政改革においてどのような考え方を指しているのか。また、具体的にどのようなことを徹底して行財政改革を進めていくのかをご説明いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革推進本部は、今年度新たに行財政改革を推進するための組織として、経営会議のメンバーでございます市長をトップに、副市長、教育長、消防長、医療センター院長を初め各部長を含め15名で組織をいたしたものでございます。

第1回行財政改革推進本部会議を5月1日に開催をいたしたところでございまして、その会議の中では現在の市の厳しい財政状況について、改めて情報共有を行うとともに、個々の各部局の事業の推進だけでなく、全市的な視野、全庁的な視点により行財政改革大綱並びに後期実施計画を確実に前進させることを推進本部全員で意識共有を図ったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

行財政改革推進本部の組織と5月1日の会議に行われた内容は今わかりました。

もっと具体的に、じゃあ何から手をつけていこうか、あるいはこういうことをすれば行財政改革になるんじゃないかというような方向性を示したものはこの会議の中で打ち出されたのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革を進める上で、具体的な話がそこであったのかという話でございますが、行財政改革の推進につきましては、大綱に15の施策、そして、それを実行するための55の実施計画が決められておまして、その55の事業を確実に実施していくという思いで徹底を図った会議でございました。それを進めていく上では、職員の意識改革を図り、先ほども申し上げましたが、行財政体質そのものを変革して、強い姿勢で臨むという意思確認を行ったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

55の事業の徹底、意識改革というふうな言葉が出てまいりました。事業を行うに当たっては、既に周知されていて、職員の中で意識が統一され、この事業をやっていくんだという思いの中で事業計画が出されていると考えております。その事業を改めて徹底していくことが行財政改革本部の仕事であるのか。また、意識改革を行い、体質改善を行うということがありますけれども、そのようなことではなく、実際に今置かれている状況の中でこの55の事業を見直す、あるいはこの事業をしていくに当たって、職員に改めて徹底しなければいけない市の体質というものが改善されようとしているのかどうかについてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革を進める上では、先ほど議員が申し上げられたように、職員の意識改革を培い、全庁的に推進をやっていくと。例えば補助金の改革につきましても、補助金の指針というものが定められておりますので、それをいま一度職員で共有をして、そこに書かれておることを再度徹底してやっていく。一例を挙げましたけど、それを再度確認をやって、この55の事業を徹底してやっていくということを考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

ご答弁が余りに抽象的でちょっとわかりづらい部分もあるのですが、次の質問に移って、まただんだんと深めていければなと思いますけれども、今回上程されました議案の中にも、子ども・子育て会議、人権施策審議会等新しく立ち上がる審議会等がございます。現在、審議会等が幾つあるのかちょっとわからないのですが、その審議会は幾つあるのでしょうか。そして、新たに立ち上がっていくのと同時に、なくなっていく審議会もあるのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

審議会等の設置数でございますが、亀山市まちづくり基本条例推進委員会や亀山市情報公開審査会など、地方自治法第202条の3に規定をされています法律や条例に定める審議会といたしまして、現在29の審議会が設置をされております。

そのほかにも亀山市行政評価外部評価委員会や亀山市指定管理者選定委員会など、規則や要綱で定める委員会等が60委員会あるところがございます。また、委員会や審議会等については、審議会は法律で定められていますので、なくなるということは少ないというふうに考えていますが、委員会等は計画ができたときになくなるか、何か目的を達成されたときに廃止をしていく委員会もがございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

現在、審議会等が非常にたくさんあります。その中で活動内容や必要性について問われている部分もあろうかと考えています。今回、市長給与の減額というものが出来たときに、審議会等に答申をされているのかどうかというのもまた議論されると思うのですが、その審議会の活動内容、またその審議会が法律、条例で定められているから必要なんだというのではなく、その審議会を定めることによって動かれているところもあります。この審議会の中でも何回も議論の中で出てまいりましたけれども、兼職されている方もいらっしゃると思います。実際に私も言い方は悪いですが、何かの役職についたときに充て職としてどここの審議会あるいは委員会に参加してくださいというふうに言われて出てきたこともあります。実際にそこへ行きますと、同じような顔ぶれが何人もいらっしゃるということもありました。実際に同じような顔ぶれで審議をされる、あるいは委員会等をされるときに、これらを統合していく、あるいは今後精査していく、そのようなことは行財政改革の考え方の中であるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほど89の審議会等がございますと申し上げましたが、年間で約1,500万円ほどの費用を審議会等で要しております。審議会等については、今までも行財政改革や男女共同参画の視点から公募委員や女性委員の拡大など、審議会等の活性化を図ってきたところでもございます。

しかし、議員ご提案の審議会等の統合や整理につきまして、今後、効率的な運営を行っていくためにはどうあるべきなのか、私どもとしては検討を要する案件であると考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

検討を要するという言い方は、先ほど来も聞いておりますと、検討します、前向きに考えますということがあっても、先輩議員のお話ですと何年間もほったらかしの場合が多いということでございます。やはり行財政改革では喫緊の問題であると思いますので、非常に多くの審議会等を持っていて、1,500万円という予算も使われておりますので、パブリックコメントなどを活用していけば本当に審議会等の意見がどこまで活用されているのか、本当に必要なのか、あるいは何人もの委員が兼職をしている状況が好ましいのかということもありますので、本当に検討していただいて行財政改革を前に進めていっていただきたいということを申し上げたいと思います。

時間もございませんので、次の最後の問題ですけれども、新規立ち上げ事業ということで書いてありますけれども、新聞等で報道されました幸せリーグへ亀山市が参加を決定いたしました。この決定に至る経緯であったりとか、今後この幸せリーグにかかわる部署等が決まっているのか、またその予算、職員の仕事量など関係が変わってくると思いますが、これについてご説明をいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

幸せリーグにつきましては、今月5日の日に設立総会がございまして、正式に参加をするということになってまいりました。所管をします部署につきましては、私ども企画総務部の企画政策室のほうで担当をさせていただきます。現在、予算につきましては特に考えてございませんが、東京等々への旅費が必要になってくるかなというふうにも思っておりますし、参加自治体のそれぞれの団体との懇談会とか、そういったものに参加をさせていただくといったことで、具体的にはどういったものにいくかということは決まってはございません。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

参加されたという正式決定をされたのは新聞等の報道でも私も知っているんですけども、そこに至るまでにどのような庁内での話し合いが行われ、また市民に説明がなされたのかどうか、また市民から同意が得られたのかどうか、その点についていかがでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、幸せリーグへの参加を決定いたしました。この幸せリーグへの庁内での議論はどうだったかということでございまして、経営会議におきまして私のほうから経営幹部にこの話をさせていただいて、その趣旨を伝達させていただきました。これは全職員にも伝わっておるところでございます。

そもそも参加に至る経緯を少し申し上げなくてはならないというふうに思っておりますけれども、この幸せリーグにつきましては正式には住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合と称しまして、東京都荒川区が提唱されております。本市を含めまして、先般の今月の5日の設立総会では52の基礎自治体が賛同、参画をいたしましたものでございます。その設置目的は、住民の幸福度に基づく行政運営を目指す基礎自治体が連携し、意見交換、情報交換等を行うことにより、参加基礎自治体の住民が真に幸福を実感できるような地域社会を目指すことを目的といたしておるものでございます。

ここへ至る経緯でございますが、ちょうど昨年度、非常に先駆的な取り組みをされておられました荒川区の取り組みを私自身訪問させていただいて調査をさせていただきました。その折に西川区長さんとも政策論議をさせていただいておるところでございますけれども、このご縁、それから本市の自治体経営を行う上で重視をしております市民力や地域力の向上につながるきずなの視点、都市を将来世代へ継承する持続可能性の視点、誰もが愛着と誇りを持って暮らせるクオリティライフの視点、

これらと幸せリーグの目的の目指す方向性が極めて近いというふうに考えておりますことから、西川区長からの熱心なお誘いもございましたことも踏まえて参加を決断させていただいたところでございます。

今後につきましては、参加自治体の取り組みなどにつきまして、いろいろ意見交換や研究をともにさせていただく中で、本市の自治体経営に生かす、市民のクオリティライフの向上や幸福実感の向上に生かす、一つのスキルアップの機会にしていきたいという思いで今回参加をさせていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

市長からの提案で、市長主導で市民の幸せを実感できる、そのための情報交換、意見交換等ができる場を全国52自治体で共有しようという思いであるということがわかりました。

ただ、私が思いますのは、現在行財政改革で、先ほども言いましたように審議会等を減らしていったらどうかという意見の中で言えば、新たな事業を行っていくに当たって、行財政改革で仕事量を減らそうとか、財政的にも縮小させていこうという考えもある中で、これらを新たに立ち上げ、またやっていくというところで、どうなんだろうというのが一つ疑問に浮かんでまいります。また、現在縦割りで行っています行政の仕事の中で、他市との情報交換等を行うのに、先ほど企画総務部が担当するという中で、多分全市的に情報交換をしなければ意味がなさないのかなというふうに考えておりますので、そうなったときに現在の職員の仕事量の変化や、またその負担はどのようになっていくのだろうかというような疑問が浮かんでまいります。

今後、この幸せリーグへの参加が亀山市の市民にとっていい結果を生むことが当然願うところではありますけれども、現在行われている行政の考え方の中で、本日、服部議員のお話の中でもありましたけれども、立ちどまって考えるべきところもあるんじゃないかなというようなことも出てまいります。また、市長が言われる持続可能な自治体経営というのは、常に考えていかなければいけない部分であると思いますので、新たな事業を立ち上げていくことも必要ではありますけれども、現在ある事業をもう一度見直して、また必要なもの、不必要なものを行政の中で仕分けをさせていただいて、その中で他市との協調をとっていくことが望ましいのではないかなという意見を添えて、私のほうはそういう意見なんですけれども、今後もまた行財政改革については質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

1番 西川憲行議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いいたしたいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明20日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午後 4時30分 散会)

平成25年6月20日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成25年6月20日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川憲行君	2番	高島真君
3番	新秀隆君	4番	尾崎邦洋君
5番	中崎孝彦君	6番	豊田恵理君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	前田耕一君
13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画総務部長	広森繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター 事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合 センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部満君

監査委員事務局長 栗田恵吾君

選挙管理委員会
事務局長

井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書	記	渡邊靖文
書記	山川美香	書	記	高野利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

それでは、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問、通告に従いまして進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

1点目の質問です。地域まちづくり協議会についてお伺いします。

亀山市では、昨年度から地域まちづくり協議会の設立に向けた支援事業が始まり、昼生地区、川崎地区の2つのモデル地区で、1年の準備期間を経てまちづくり協議会が誕生しました。そして、本年度新たに2つのコミュニティが設立に向けた取り組みを始めたところです。2年目の事業の取り組みでありながら、この3月議会でも多くの議員が疑問をし、予算決算委員会として制度設計が不十分という意見がつけられました。

私たち市議団としても、住民自治という重要な問題と捉え、ニュースを作成し、市民に届けました。しかし、多くの市民はこの組織づくりについて、よくわからないという感想を持ったようでした。日本共産党議員団としては、本当に民主的な過程を経て地域組織づくりがなされるとしたら、それは素晴らしいことだと思っています。

そこで、今なぜ新たな地域自治組織づくりの動きが出ているのか。また、地域自治組織づくりにどう取り組めばよいのかなどを学ぶために、日本共産党議員団主催で講演会を企画しました。新たな地域自治組織づくりの動きをどう見るのかというテーマで、講師は地域社会学がご専門の名古屋大学名誉教授の中田 實氏をお願いいたしました。市民の皆さんや市の職員の皆さん、議員の皆さんの参加の中、ともに学び合えたのは有意義でした。

講義の中で、組織づくりを進める中、押さえておいたほうがよいと思われるポイントなどをお話しいただきましたので、今から質問の中でその確認もさせていただきながら、理解を深められたらと考えます。

まず1点目の質問です。

協議会という組織が行う事業を想定して、どんな単位がいいのかということを考える必要があるという先生のお話がありました。これは亀山市のコミュニティという単位でいいのか、小学校単位なのか、それとももっと違った範囲なのか、いろいろ考える必要があるということです。亀山市の場合は、どういう議論の結果、この人数、大きさもさまざまである地区コミュニティを基本とすることになったのかをお尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

7番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

おはようございます。

協議会の単位、区域というか、範囲というか、それを決めた中で議論はなされたのかというよう
なご質問でございます。

本市は、昭和53年から地区コミュニティ制度を導入いたしまして、各コミュニティにおきまして、文化祭、敬老会事業、運動会など、地域活性化に向けてさまざまな取り組みを行っていただ
てきたところでございます。

その地域組織の範囲として、既にそういった活動がなされておりますので、地域としては定着を
しているところでございます。これらを基礎として地域まちづくり協議会設立に向けて進めていた
だくため、原則として地区コミュニティの範囲としたところでございます。

また、地域コミュニティの仕組みづくりを進めるに当たり、各地区コミュニティがどのようなご
意見を持っているのかをお尋ねをした中では、現在の地区コミュニティの範囲が共通認識として形
成されているところでございます。

そんな中、地域コミュニティの仕組みづくりを進めるに当たり、庁内組織であります地区コミュ
ニティ研究会で、その範囲や進め方などについて議論をしてきたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

こういうことを、組織づくりを考えてくださいという話をするのに、おろすところというか、お
話をするところは、コミュニティしか今考えられないので、まずはコミュニティにおろすというこ
とはあると思うんですが、話し合っていく中で、例えば、あそこここが一緒になってやったほう
がいいんじゃないかみたいなことが可能性としてあるのかどうか。今は地区コミュニティそれぞれ
が組織づくりをしてくださいよという受けとめをしていますが、例えばそういう話し合いの中で、
範囲が変わってくるということも可能性としてあるのかどうかということだけ、シンプルにお答え
いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

範囲の変更というお尋ねでございます。

将来、関係する地域ごと、協議会ごとといいますか、組織の再編をするような考え方が出てきましたときには、地域の方々と協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

次にお聞きしますのは、コミュニティとまちづくり協議会の関係についてです。

この2つの違いは何なんだということが、常に一番多く議論になるところです。どう違うんやということは、皆さんよくおっしゃいます。

市の説明は、今までの地区コミュニティというのは、それぞれの内部組織同士の連絡が少なく、それぞれが個別な課題の解決しておるのが中心であると。それに比べて新しくつくるまちづくり協議会というのは、住民が主体的に地域課題やその解決を話し合うことができる話し合う場なんだと。そこにそれぞれの組織が一堂に会してまちのことを話し合っていくんだというようなご説明だったんです。

でも、これは、私が思いますのは、地区コミュニティというのはあり方が本当にさまざまで、25ある中で、既にコミュニティという名前の中で地域課題をみんなで話し合う場づくりがされているところもありますし、こういう説明は強引な後づけやなというふうに感じておるわけです。

1つ確認したいことがありまして、私も昼生でかかわった中で、資料を見せてもらったりする中で、説明の中に、地区コミュニティというのは、発展的解消をしてまちづくり協議会となるという話だったんですね。だから、コミュニティという看板はなくなるんだと。建物はコミュニティセンターだけど、共同体としてのコミュニティというのは、まちづくり協議会に変わるんだということだったんですね。

それと、でも、もう1つの説明がありまして、まちづくり協議会の組織の一部として、婦人会や自治会や福祉部や、そういう組織の一つとして、地区コミュニティというのもそこに含まれているという図もあったわけです。この相反する2つの考え方が同時にありましたので、一部混乱したこともあったんですけども、これらが1年たって、どのように市として整理されたのかお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

組織のあり方というようなことで、これまで説明をさせていただきましたイメージ、市が持っていった、当初に説明をさせてもらったイメージでは、地域まちづくり協議会という枠の中に地域コミュニティが含まれる関係を示しておりますが、あくまで地域まちづくり協議会を設立するケースの一つとしての可能性を示させていただいたものでございます。

まちづくり協議会は地域の多様な主体を包括した組織でございまして、地区コミュニティもその一翼を担うものと考えているところでございます。その上で、地域住民の方々の参加や合意形成の仕組みや、透明性の確保などの環境が整備された組織と考えておるところでございます。

先ほども議員が申されましたモデル地区の昼生地区におきましては、まちづくり委員を地区住民から募集をされて、その結果、若い世代の方が参画をされております。また、企画部で議案を立案

した上で、毎月定例会を開催され、その会議には傍聴も可能としているところでございます。これらにつきましては、規約において規定もされているところでございます。

先ほど来も議員が言われるモデル地区の指定した川崎地区及び昼生地区では、地区コミュニティを発展させた組織として、地域まちづくり協議会を設立されたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

よくわからなかったんですが、要するにこういう混乱が起きたのは、多分私が考えるのは、市が考えるところのコミュニティセンター、指定管理をするコミュニティセンター、コミュニティセンターの管理運営をしてもらうというコミュニティと、私たち住民側からのコミュニティセンターは、やはり住民の拠点であって、そこで運動会をしたり、文化祭をしたり、まちのことをやったりするコミュニティという考えでいるわけなんですけれども、そういう2つのコミュニティセンターの姿があるので、そこを何か指定管理の内容と実態が違うので、混乱をされるのかなという気もしたんですが、今度また、あと1年で指定管理も新たにやり直すと思うんですけれども、そこも含めてもう少しわかりやすく整理をしていただかないと、センターの管理運営はコミュニティとして残してするのか、それともそのまま協議会が引き継ぐのかというので、うちも大分議論になって、結局引き継いだ形で、内包するという形にはならなかったんですけれども、そのところはどっちがいかというのを実際を見ていただいたんですから、こちらのほうがわかりやすいとか、いいんだろうということ、ある程度市としても結論を出してほしいし、そこをもって、各コミュニティに入っていたきたいなと思いますので、もう一度聞いても、多分まだよくわからないと思うので、次に移らせていただきますけど、指定管理のあり方も含めて検討していただきたいと思っています。

大事なのは中身だと思うんですね、これは。市民がまちのことを自分主体的に考える、話し合う場があるということが大事であって、何々地区コミュニティという名前なのか、まちづくり協議会という名前なのか、その看板はそんなに重要じゃないんじゃないかなと私は思っていたんですけれども、今後全部をこういうふうに変えてもらうというのは、看板も変えてもらうという意味なのか、中身をそういうふうに変えてもらうという意味なのか、必ず変更しなければならないのかということをお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

地区コミュニティ、今の名称の変更のご質問でございますけれども、地域コミュニティの仕組みづくりにおきましては、地区コミュニティとまちづくり協議会、先ほどもご説明をさせていただいたとおり、おのずと組織の仕組みが異なるものとして、新たな名前に変更することが望ましいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

新たな仕組みとおっしゃいましたけれども、決して新たじゃないコミュニティもあるわけですよ

ね。既にやっているところもあるという中で、今のおっしゃり方ですと、望ましいということは絶対ではないんやなというふうに考える地区も出てくるかと思うんですが、本当にそれでいいのか、それともやはりいろんなことをこれから進めていく上で、名前は変えていただきたいのか、お願いベースでするんなら、それはきちっと言うたほうがいいと思うんです。混乱を生んで会議が大変になってきますので、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

地域の意思ということもあって、そういう表現をさせていただいたんですけど、市としては、協議会という名前をお願いをしたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

合併してまちの名前が変わって、寂しいとかそういうこともありますし、それを絶対そうなのかどうなのかということで、各地区がどういうふうに判断するかわかりませんが、お願いするならお願いするという一つのスタンスを持ってかかわっていただくことで、いろんな解決にもなっていくのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問ですけれども、地域予算制度についてお伺いします。

3月議会でお伺いしたときは、今年度から検討していくというようなことでしたね。3カ月たったところですので、検討もまだ進まないかと思うんですけれども、亀山市の考える地域予算制度の基本的な考えを、まず伺いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

地域予算の基本的な考え方はというお尋ねでございます。

地域予算制度につきましては、現在、地域に交付をいたしておりますさまざまな補助金をまとめて交付金化し、自由度のあるお金として交付する方向で今検討をいたしております。一括交付にしたほうが、まちづくり協議会で予算を振り分けたり、まとめて大きな事業を実施する場合、自己決定が行えるなど、地域の特性に応じた予算執行ができ、地域が活性できるものと基本的には考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今のお話ですと、名古屋のように何千万とか何百万とか、どかんとお金が地域におりてきて、それをどうするかというようなことではなくて、今までやってきた活動程度の予算を、今までそれぞれこれこれに使いなさい、あれに使いなさいと名目が決まっていたものを丸めて、一つにしておろしていただくようなイメージを持ったんですが、そういう程度の予算制度なんだなというふうに感じたんですが、それでよろしかったですか。

そして、これを検討していくということなんですけれども、どういう組織で議論して、大体いつまでに結論を出していくという見通しなのか、お伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

先ほども議員が申されたように、今、幾つかの補助金が各地域へおりております。その補助金の目的というのはさまざまにあると思うんですけれども、その大小、規模というお話をさせてもらったということで、それをなくして違うところへ持っていくということじゃなしに、規模の大小を考えていただくといった意味でございます。

それから、現在、地域へ交付している各種補助金等を調査しております。具体的な制度内容を検討している段階でございます。今後、庁内組織であります地区コミュニティ研究会で議論し、また専門家のご意見をいただきながら制度設計を進めてまいる予定といたしておるところでございます。

いつまでかということでございますけれども、地域予算制度の設計につきましては、補助金は複数の部署が関係をしておりますので、慎重に検討しなければならないものと。ですので、いつというのやなしに、整理を早くつけて、早い段階ではと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

いつということは言えないけれども、専門家の意見も聞いたり、全庁的に話をしたりして丁寧に進めていくということですね。

そして、そうやって丁寧にしていくとなると、例えばことは2地区が協議会ですね。それであると2地区、今取り組んでいますけど、来年度に立ち上がるかどうかわかりません。再来年度になるかもわからないということで、再来年度は4地区ということで、まだまだ25のうちの4ですと少ない数なんですけれども、例えば来年度であるとか、再来年度である中の予算の中で、地域予算制度が予算化されるということは、今の話ですと不可能かなと感じたんですけれども、それぐらいのスパンで考えておったらいいわけですね。

うんとうなずかれましたんで、この一、二年で予算化されるということがあるのかないのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

後期の計画が28年までに協議会、仕組みづくりを進めていくというような計画になっておりますので、それまでにはそういったことも整理をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

最後に1つお伺いしますが、25地域あるのを、ずうっと25ができて上がるのを待ってからするということなのか、そうじゃないこともあるのかということをお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

先ほど来、説明しておりますが、まず調整をした後、制度設計ができて、地域の協議会の立ち上がりぐあいも見た中で、庁内でも協議し、地域の協議会の方々とも調整をしながら、そのタイミングについてははかってまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

全部でき上がるのを待つとも待たんとも決まっていないうご答弁だったように、要するにいろんなことがまだ全然決めていないし、検討もまだ始まってないという状況なのかと思いますが、やはり住民は、私たちも2つ立ち上がってどんどん進めていっていますので、やはりいつまでもわからん、わからんのままですと混乱が生じますので、できるだけ早い段階でお知らせいただきたいと思います。

これ以上聞いても、なかなか聞いても聞いてもわからんことがふえていきますので、時間がなくなりますので、次の質問に移りたいと思います。

中田先生のお話の中で、まちづくり組織の決定が地域全体の総意であるということ。そして、その総意をどうやって反映させるかということ。その正当性をどう確保するのかということが大事であるというお話がありました。亀山市では、この点についてはどのように考えておられますか。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

正当性というようなご質問でございますけれども、市としての捉え方としては、地域まちづくり協議会の位置づけということで捉えさせていただきまして、協議会の法的な裏づけを持った地域組織として、今後専門家のご意見をお聞きもしながら、庁内で検討を行っていく予定といたしております。

一方、議員が言われるように、地域におきましては、地域住民の方が自由に参加できる環境や、合意形成過程等での透明性が確保しているということが、地域組織としてのまちづくり協議会が認知をされることであるというふうと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

市としてはそのようなお考えなのはわかりましたが、その透明性、地域の総意であるということ、やはりきちっと市も入ってまちづくりをしていけるように支えてほしいんですけれども。例えば、今回、昼生であった県の補助金の申請の問題なんかも、結構タイトなスケジュールだったんで、皆さんの総意という形がとれないままに、ばたばたと一生懸命役員さんが頑張ってやっていたいたというようなことが実際あったんですけれども、それはそれで役員さんの頑張りというものもすばらしいんですけれども、やっぱり総意というところは、違う立場でいうと、ちょっとこっ

て、みんなでまちのためにどういうふうなことをしたらいいかということをもまず聞いて、考えてからにしようというアドバイスもあったんではないかなあと思うんです。そうやって先ほどご答弁があったように、皆さんが総意だということを知るように透明性を確保するんだということを考えておられるのであれば、そういう事務の手續なんかにも丁寧に入っていて、別に強制してもらうことはないと思うんですけど、親身になってアドバイス、助言もしていただきたいなと思います。

それから、最後にこれらの組織づくりに対して、今のことも含めて、市はどのように支援をしていくのかということをお尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

地域に対する仕組みづくりについての支援ということでお尋ねがございました。

地域コミュニティの仕組みづくりにおける市の支援といたしましては、既にまちづくり協議会のモデル地区、2地区あるんですけれども、協議会を設立された地域、それから準備委員会を立ち上げた地域、これからまちづくりについて研究しようとする地域など、さまざまな地域がございますので、それぞれ地域の実情に合った支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

具体的に支援というのは、ご答弁をさせていただきますと、まちづくり協議会設立に向け、またまちづくり計画策定に向けての支援がございしますが、具体的には専門家の派遣や地域担当職員の派遣、市が持っている地域情報、それから他地区の情報も含めて提供などを考えているところでございます。

それと、本年4月に設置をいたしましたまちづくり推進チームでは、地域担当職員が地域に入りまして、会議の円滑化をするためのサポートや、地域まちづくり計画の策定に必要な情報の提供などを行ってまいります。

先ほどご紹介がございました昼生の補助金の関係でございますけれども、既に今も言っていたように、市や県の補助制度の紹介、これも紹介をさせていただいて申請をしていただいたんですけれども、それらの手續につきましても支援を行ったところでございます。今後、さまざまな場面におきまして、地域の実情に即した支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

それぞれいろんな段階の地区コミュニティがある中で、それぞれに即した支援を行っていくということなんですけれども、私はこういう支援事業をすると決めるときから、大体想定される皆さんがぶつかる問題とかというのは、わかるんじゃないかなあと思うんです。私どももこれはどうしてもいろいろ混乱が起こるし、わからんわからんということやもんでということで学習会を企画しましたけれども、そういうものを全市で立ち上げてくださいというのであれば、早い段階にいろんな先生を呼んでいただいてそういう学習会を打っていただくとか、それは初期のうちにしていただきたいなというのは思います。

これからも、私たちがそうなんですけど、立ち上げたはいいんやけど、じゃあまちの皆さんは、

まちについてどう思ってみえるんやろうかということ、みんなから声を吸い上げていくという作業が始まるわけなんですけれども、それもどうやってアンケートもつくったらいいんやろうかとか、どうやって皆さんからご意見を伺ったらいいんやろうかというのがわからなくて、一生懸命手探りでやっているという状態なんですけれども、やはりそこら辺は、それこそ中田先生もおっしゃっていたんですけど、当然それは社会調査士であるとか、ファシリテーターの派遣というのは市がされるんでしょうとおっしゃったんですけれども、ぶつかってからしていただくんじゃなくて、これは一緒にいつも入ってもらっているんですから、できるだけ早い段階で一緒に、言うてくるのを待つんではなくて、専門家の派遣というのはぜひしていただきたいし、学習会もいい先生がいらしゃったらぜひ市のほうでもやっていただきたい。準備金が30万円とありますけれども、なかなか大変です、それもその中で全部やっていくのはね。よそもみんな同じような共通の課題を持っているんですから市でやってください。

そして、もう1つですけれども、最後ですけれども、今回コミュニティのことで、各コミュニティを回らせてもらっていて、1つ、どうしても言っておきたいことがありました。それは指定管理の事務に使うパソコンが余りにも古くて大変であるということがわかったんです。

壊れるそのたびに担当職員が見に来てくれて直してくれたり、市の中古品を貸してくれたりするんですけれども、やっぱり限界の古さで、でも市の職員も本当に何ともしようがないというジレンマもあって、できたらまちづくり協議会に手を挙げてもらったら準備金が出るんでそれで買ってくださいみたいな、活動資金で買ってくださいみたいなことを、つい二言目には出るわけなんですけれども、私は、指定管理のパソコンというのは、どうしても必要な大事なものですし、これぐらいは確実に手だてをするというのが、新しい組織を支援するということを行うぐらいだったら、当然今まである指定管理を当たり前の支援をするということはしていただきたいなと思って、本当に皆さん困っていますので、そこについてのお考えを、これはちょっともう時間ありませんけど、市長に最後に、ぜひこれはしていただきたいと思いますので、調べてやっていただきたいと思うんですが、お考えをお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

先ほどの質問の前段の部分でございますけれども、この仕組みづくりを進める中で、自治会連合会なり、コミュニティ連絡協議会とお話をさせていただきました、大学の先生を講師に迎えて研究会、各連合会、それからコミュニティとも十分そういった情報も公開しながら、当初から進めておるところでございます。

それからモデル地区につきましても、常に地域づくり支援室の職員、それから地域担当職員がその会議の中に入って、そういった内容の助言等々も積極的に支援を今現在やっておるところでございますので、その辺もひとつご理解のほうをよろしく願いをいたしたいと思います。

それと、本題のパソコンの件でございますけれども、地区コミュニティセンターの運営管理につきましては、地区コミュニティなど地域組織を指定管理として委託を行っているところでございます。その中でパソコンにつきましては、管理運営に係る事務備品として各施設に配備をしており、故障等が発生した場合には代替品を配備するなど、管理業務に支障がないよう対応しているところ

でございます。今後、管理業務に支障がないよう対応してまいりたいと、引き続きそういうような考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今、部長が申しましたように、コミュニティの指定管理の管理事務、その備品としてパソコンを提供させていただいております。支障がないような対応を適切にさせていただきたいと、こう考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

市役所のパソコンも学校のパソコンも、やはり定期的にメンテナンスをされていると思います。予算をとってメンテナンスをされていると思いますので、同じようにコミュニティについても、ぜひやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

保育所行政についてお伺いしたいと思います。

1点目は特別保育についてです。

特別保育については、三重県自体が全国の実施率の半分ぐらいと、本当に低い実施率で問題だということで、24年度に特別保育の調査を三重県がされました。それを拝見しますと、亀山市は全国平均よりも低い三重県平均を、またさらに下回っておるという実施率でありました。いろんな事情がありましようけれども、亀山市の方が働く親が少ないわけでもありません。計画もあろうかと思いますが、計画に照らして特別保育がどのように進んでいるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

市内の保育所における主な特別保育の実施状況についてでございますが、延長保育につきましては、公立の保育所で2園、私立の保育所で4園、合計6園で実施をしております。

次に、一時預かりにつきましては、私立の保育園で2園、休日保育につきましては、私立の保育園1園で実施をしているところでございます。

なお、夜間保育、病児・病後児保育につきましては、現在のところは実施をしておらない状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

それらが子育て応援プランですか。計画に照らしてどうなのかということの後でちょっとお伺いしたいのと、病児・病後児保育について、今年度から新たに、市は直接やらないですけれども、亀

山市のファミリーサポートセンターが緊急病児・病後児の預かりや宿泊も含めてやろうということになったようですね。

私はこういう特別保育について、市が何も手をかけてないうちに、ファミリーサポートの皆さんは、本当にボランティアの精神で、最低賃金もやっと少しずつ上げてきて、時給もまだちょっと本当にいかないくらいの状況で一生懸命保育をしているんですね。そういうところに市がおんぶにだっこでずうっと病児・病後児保育をしていくおつもりなのか。市として、やっぱりきちっとそれを見ながら確立していこうというお気持ちがおありなのか、その1点を確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

これらの特別保育の実施につきましては、計画に沿い、行っている状況でございます。

先ほど議員もおっしゃられました病児・病後児保育については、今年度から亀山市ファミリーサポートセンターにおきまして、亀山医師会のご協力を得て、軽い病児・病後児の預かりを始めたところでございます。

現在のところ利用の実績はなく、このサービスを受けるための登録件数は2件ということになっております。特別保育として病児・病後児保育を行う場合は、医師会の協力を得ながら、利用児童おおむね10名につき1名以上の病児の看護を担当する看護師や准看護師、保健師または助産師の配置が必要となってまいります。また、利用児童おおむね3名につき1名以上の保育士の配置、さらには衛生面や食事面にも配慮した専用のスペースが必要となってまいります。

市といたしましては、ファミリーサポートセンターでの利用状況を注視しつつ、また今年度実施予定のニーズ調査も参考にしながら、特別保育としての病児・病後児保育のあり方、実施について検討をしてまいりたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ファミリーサポートがやったからそれでいいんだということではなく、市としてもそうやって検討していただくということのご答弁を伺いました。

それでは、次の待機児童についてお伺いしたいと思います。

ずうっと私も待機児童が多いのではないかとという質問もし、またその待機児童のカウントの仕方がいろいろ市によってまちまちで、その影響もあるんじゃないかという議論もあり、また市内で本当に入れられないお子さんがいないように認定会議もふやしてもらったり、いろいろ努力をしていただいて、最近待機児童も少なくなったと伺っていますけれども、実際、経年的にどういう状況なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

待機児童の数の推移についてでございますが、亀山市では、平成22年4月に待機児童30名を数え、その当時は県下市町で最も多い待機児童数となりました。そこで、保育所在り方検討委員会

を開催し、具体的な対策について検討をしていただきました。その中で保育所改修や待機児童館、民間保育所の整備等の必要性が話し合われ、それらの事業の実施を経て、現在に至っております。

本年4月1日現在の待機児童として、県への報告としましては2名の報告をしているわけですが、それらの児童も現在までに保育所に入所しておりますので、現在は待機児童ゼロということになっております。昨年度までの待機児童対策が確実に成果を上げているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今ゼロということなんですけどね。よく全国で待機児童が大変だからと保育園をつくと、また潜在的なニーズを掘り起こして、また新たな待機児童が出るということが、イタチごっこのようになされているわけですけれども、今のところ亀山市がゼロというのは、喜ばしいことだと思います。私も余り最近は入れないんだわという相談を受けたことはありませんので、そうなんだろうと思います。

ただ、1つ、こういう話がありました。

保育園というのは、市がその保育に欠けるかどうかということを見ていただくわけなんですけど、就労をしているかどうか、あるいはお父さん、お母さんが病気かどうか、あるいは子供さんが保育園へ入って集団保育をしなくちゃいけない状況かどうか。いろんなことから見てもらうと思うんですけれども、その1つに、お母さんが赤ちゃんを産んだばかりだと保育に欠けるだろうと、だから、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんを保育所で預かりましょうということがあると思います。お母さんが赤ちゃんを産んだばかりで、お兄ちゃん、お姉ちゃんを預けて家で育児をしております。しかし、それは1年と決まっていて、1歳の赤ちゃんのお誕生日が来ると、保育の必要性というのはなくなってしまいますので、その上のお兄ちゃん、お姉ちゃんが保育園に入れてもらっていても途中で、例えば7月とか8月とか、そういうときに、もうあなたのところは保育の必要性がなくなったから退園してくださいということが出てまいります。

やっぱり子供も最初はお父さん、お母さんから離れて保育園が寂しくても、だんだんそこで生活をしていくことが楽しいし、お給食があったり、お友達がいたりとなれたところに退園をしなくちゃいけないのがかわいそうで、お母さんも1歳の赤ちゃんを抱えて一生懸命仕事を探して、何とかつないで保育園も行かしてあげようとする努力はされているので、そんなにたくさんのケースにはなっていないと思うんですけれども、子供の立場に立ってみますと、それでどうしてもお仕事が見つからなかったりすると、やむなく退園しなくちゃいけないということがどうしても起こってきます。

待機児童を減らすという意味では、必要のない子がいっぱいいるんでは、保育が必要な人が入れないということが起こってくるわけですけれども、現在の状況を鑑みて、また待機児童館というのがあるのを見て、やっぱりそういうところの措置を柔軟にしていだけないかなということ、私はその相談を受けたときに子供さんの立場、またその子供さんを見ている親御さんやおじいちゃん、おばあちゃんの立場をお聞きすると思うわけです。非常に相反することを言っているような気がしますけれども、鈴鹿の例を1例紹介したいと思います。

鈴鹿もやっぱりそういう問題があつて、本当に子供が泣く泣く退園しなくちゃいけないということで、いろいろ何回も運動をした結果ですけれども、育児休業中の保育継続申し立て書という書類

を出して、それは継続して保育をしてくださいという書類を、親も、そして園長先生も一筆添えて出して、市にお願いして、この子は集団保育が今必要なんですということで見えていただくという制度なんです。これを鈴鹿市はとっています。

ただ、育休中ということでもありますし、その保育園にあきがあるかどうかということ。本当に入りたい人がいっぱい来るときは、私は退園しますという誓約書も書いてのことなんですけれども、それでもそういう措置をしていただいて、何とかお友達と一緒にいられるということがあります。

亀山市はそういうことやったら幼稚園へ行ったらいいやないかと思うかわかりませんが、周辺部には幼稚園がありません。昔は保育園を幼稚園がわりにして皆さん通ってみえたという歴史があります。ですから、こういう柔軟な対応というのは、ひとつ考えていただく検討の余地があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育所は保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどの理由によって、家庭において十分保育することができない児童を保護者にかわって保育をすることを目的とする児童福祉施設でございます。そのため、幼児教育を目的とする幼稚園とは児童をお預かりする目的が異なっているわけでございます。お母さんが第2子等を出産する場合、保育所入所要件としましては、近隣の市等では、出産予定日の前後、おおむね2カ月以内とされているところもございしますが、亀山市では、出産前については、出産予定日の5カ月前から、出産後については、産後1年を経過するまでとしており、この間、最大で約1年半、第1子等を保育所でお預かりできることということで、手厚い支援を行っているものというふうに考えております。

一方、待機児童数ですけれども、23年度以降、減少傾向ではございますが、保育所入所のニーズは年々高まっており、市内全体の保育所定員を年々増加させておりますが、それでも年齢によりましては入所できないという事例も発生してございます。先ほど議員のほうから鈴鹿市の事案につきましても、ご説明をいただいたわけですが、亀山市の保育の実施に関する条例の中で、第2条の7番の項に、いろいろな事情でその他市長が全各号に類すると認める状態にあること。この条文に当てはまる場合には、許可されるものというふうに現状でも考えております。ただ、私どもは法律や条例を遵守して仕事を行っておりますので、今の形で保育に欠けない児童を、ただ単に入所させるということとはできないものというふうに考えております。

ただ、今後、子ども・子育ての新制度の中で、都市部の待機児童対策ばかりではなく、地方の人口減少地域での対策も考慮に入れられておりますので、今後、子ども・子育て会議ができましたならば、その中で議論を行いまして、地域に合った就学前の教育・保育ができるよう考えてまいりたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

すぐにいいお答えがもらえるとは思っていませんけれども、鈴鹿もすごい運動をしてされたということですし、子供の視線に立って、ぜひとも市長の考える範囲の部分であるとか、これから子ども

も・子育て会議で検討していただくときに、ぜひ考えていただきたい。幼稚園を周辺部につくってこなかった責任もあると思うんです。ぜひ考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井清蔵君）

7番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

おはようございます。

公明党の森 美和子です。どうぞよろしく願いいたします。

今回すごく欲張りで、項目が多くなってしまいましたので、頑張ってやっていきたいと思います。

それでは質問に入る前に1つ、6月は食育月間であります。食べるということは命をつなぐこと。健康を守ること。その食育月間に関して、亀山市のホームページ、広報には何も触れられておりませんが、何かご見解があれば、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員が申されたとおり、毎年6月は食育の浸透を図るための月間として国で定めておりまして、市におきましても、6月1日号広報とともに、全戸へ配付いたしました健康づくりの手引で健康的な食生活についての情報提供を行ってまいったところでございます。

また、各種の健康教室や幼児健診でのライフステージに合った好ましい食事の啓発など、生涯を通じた健康的な食生活や食の大切さについて啓発に取り組んでいるところでございます。

なお、小・中学校におきましては、年間指導計画に沿いながら、栄養教諭による食育指導を全ての学校で計画的に進めており、さらに生産農家の方々を中心とした地域住民や、保護者のご協力を得ながら、給食の時間を含む多様な場で食育指導に取り組んでいます。また、保育園におきましては、食育材料を通じて保護者への情報提供に努めておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

亀山市は食育推進健康増進計画も策定をされておりますし、健康都市連合にも加盟をされております。当然年間を通じて食育の推進を進めていただいて、健康を維持していただくということは当たり前のことでありますので、でも、こうやって食育月間とかいう形で取り組みを国の中で進められているときには、やはり今月は食育月間ですという一言、それが広報とかホームページにあってもいいのではないかと思いますので、今後気をつけていただきたいと思います。

それでは、命をつなぐ食が命を奪ってしまう。そういった観点から今回質問をさせていただきます。保幼小中における食物アレルギー対策についてであります。

昨年暮れ、東京都調布市の小学校で、チーズなどにアレルギーのある5年生の児童が給食を食べた後に死亡した事故が起きました。当日の給食の献立は、生地にはチーズを練り込んだ韓国風お好み焼き、ジャガチヂミでした。児童用にはチーズを抜いたチヂミを1食分だけ用意はしましたが、おかわりを求められた際に、児童に食べさせてはいけないチーズ入りだったことに担任は気づかなかったということです。児童が食べられない料理にはバツ印がつけられていたようですが、おかわりという盲点でこのような痛ましい事故が起ってしまったということでもあります。

そこで、食物アレルギーの現状についてお伺いします。

1番、質問してありますが、保幼小中における給食のあり方ですが、亀山市の状況、小学校はどうか、中学校はどうかというのを、テレビをごらんになっている皆さんもいらっしゃいますので、一度確認をしておきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

教育委員会といたしまして、幼稚園、小・中学校の給食提供の方法について、ご答弁申し上げます。

亀山市においては、小学校9校は自校方式、中学校2校ではミルク給食とデリバリー給食との併用としております。また、関中学校と関小学校、加太小学校においては、センター方式となっております。給食センターで一括調理したものを各校へ配送をしています。

幼稚園につきましては、関幼稚園のみ併設された保育園と同様の給食の提供を受けております。

○議長（櫻井清蔵君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育所につきましては、自園方式を基本としており、市内公立8園、私立5園は自園での給食調理となっております。

なお、加太保育園は構造改革特区により、給食の外部搬入容認の適用を受け、関乳幼児センターアスレで調理したものを搬入しております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

幼稚園の4園はお弁当ですので、親の責任のもとに食べているということで、あとは何らかの形でかかわっているということで確認をさせていただきました。

じゃあ、2番目に移りますが、食物アレルギーを持つ子供たちの現状について、今どのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

現状でございますが、学校給食におきまして、アレルギー対応に必要な児童・生徒数は急増しております。まず今年度、学校給食において、アレルギー対応に必要な学校は14校中13校、小学校10校、中学校が3校、児童・生徒数は47人、小学校43人、中学校4人でございます。全児童・生徒数に対して1.1%の割合となります。

ちなみに昨年度におきましては、今年度と同じ13校で児童・生徒数は29人、小学校26人、中学校3人、割合にして0.72%でありました。

一昨年度におきましては11校、小学校9校、中学校2校で25人、小学校20人、中学校5人、0.62%の割合でございました。

一方、幼稚園につきましては、1園のみ給食提供をしていることから、アレルギー対応に必要な園は1園で、対象園児は2名でございます。また、推移でございますが、23年度は2人、24年度1人となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育所に在園する児童のうち、食物アレルギーの症状を持つ児童は、全14園のうちの13園で、児童は49名となっております。これは市内の保育所全幼児の1,102名のうちの4.4%に当たります。全国平均4.9%と比較をしても、大きな差は見られません。

また、近年の対象の児童は、公立、私立を合わせて平成21年度23名であったものが、23年度には35名、本年度は49名と増加をしております。今後も増加傾向にあると思われま

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今、本当にさまざまお答えをいただきましたが、ふえている状況が確認できました。幼稚園・保育園の、特に保育園なんかは本当に多くなっているなあというのを思うんですが、こういう子供たちが小学校・中学校に入ってくるわけですから、本当に今後の対応というのは、しっかりと行っていかなければならないんじゃないかと思えます。

2回目になるんですけど、22年の3月に教民の資料として、学校給食における食物アレルギー対応の手引というのを、これは学校の部分でいただきました。幼稚園はどのようになっているのか、こういう手引等があるのか。それから保育園はどうなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

手引はあるのかということでございますが、全ての園に整えられております。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成23年3月を初めとしました厚生労働省から保育所におけるアレルギー対応ガイドラインと

いうものが出されております。毎年改訂をされているわけですが、これに沿いまして、各園で対応に当たっているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ちょっと資料とかを見せていただいたらよかったかなあと思うんですけど、きちっと整えられているということで、それから保育所においては、厚生労働省の通達の中にDVDも一緒に送付をされているということですので、その点もまた多分、現場のほうでは見ていただいているのかなあと思います。

それから3点目に移ります。

給食における除去食等の現状についてお伺いしたいと思います。

食物アレルギーを抱えた子供たちに対しては、原因食品を除いた除去食や、原因食品をほかの食品にかえる代替食、それからお弁当持参という形になっておりますが、今の亀山市の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

除去食等の現状でございますが、除去食等についての取り組みにつきましては、保護者に対して使用食材のわかる献立表で事前に説明を行いまして、原因食品を除いた除去食、原因食品を他の食品にかえる代替食、弁当持参、副食持参等で対応を図っているところでございます。

除去食提供の具体的な流れにつきましては、食物アレルギーに関する意見書や除去食依頼書をもとに、対象児童の保護者と面談実施後、児童・生徒の状況、献立内容、給食施設内の諸条件等を勘案した上で、学校長が実施の可否を決定しているところであります。

実際の除去食対応につきましては7校で30人、代替食対応につきましては1校1人の実施となっております。また、弁当・副食持参につきましては8校31人、献立表等による事前確認等につきましては10校30人、飲料牛乳除去については3校4人の実施となっております。

一方、幼稚園につきましては、アレルギー対応に必要な園は1園、除去食対応している園児数は2人でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

では、保育所のほうをご報告申し上げます。

食物アレルギーの症状を持つ児童につきましては、半年ごとに医師の診断書を保育所に提出をいただいております。保育所ではそれに基づき、原因物質が少量の場合は除去のみを行います。それ以外の場合には、対象食品を全て除去した上で代替食品を使用し、別調理を行っております。49名が該当となっております。

なお、本市の管理栄養士を中心に園長やクラス担任、調理員がアレルギー対応の献立を検討し、担任が保護者に確認を行うなど、慎重に対応しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

本当に大変な状況の中で、現場はやっていただいているんだなあと思います。本当に除去食といっても、卵だけのければいいとか、牛乳だけ飲まなければいいとかではなくて、ありとあらゆる食品がそういう状況になっておりますので、アレルギー物質として子供たちもいろいろいますので、本当に現場は大変だと思います。

今、明らかにしていただきましたが、4番目の調布市で起きた事故のときに、これはおかわりが本当に問題だったんです。このチェック体制ですね。おかわりが盲点になっておりましたので、どのような状況でチェックをとられているのか。

それから、幼稚園の4園はお弁当ですけど、小さな子供ですので、自分はアレルギーがあるとわかっていても隣の子供たちはわからなくて、何々ちゃん、上げるわということで、アレルギーが出たり、反応が出たりとかということもあるんじゃないかと思います。そういう部分での対応というのはどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

チェック体制でございますが、まず除去食を児童に提供するに当たっては、複数の給食調理員が個々の情報や調理過程を確認の上、視覚的に区分できるよう専用食器に盛りつけたり、ラップで覆ったりします。

次に、当該児童の学級担任等が除去食確認表等で除去食を確認の上、当該児童に手渡しするなど、内容に間違いがないこと、他の児童と混同しないことなどに留意しチェックを行っております。さらにおかわりについては、児童から希望があったときは、担任が除去食確認表等を確認し、アレルゲンが含まれていないものだけを専用食器によそうなど、アレルゲンを含むメニューを誤って口にすることがないように、細心の注意を払って対応しているところでございます。

なお、当該児童・生徒が誤ってアレルゲンを含む食材を絶対に口にしないよう、学校教育活動のさまざまな場面を想定の上、個々の対策を定め、マニュアル化することを今月の市内校長会で通知したところでございます。

また、おやつでございますが、おやつの提供で交換とかが起こり得ないのかということでございますが、これにつきましては、教職員がいつも目が届くよう配慮しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育所でございますが、保護者から提出をされました除去食依頼書や、医師の診断書に基づきまして調理に当たっております。

保育所はゼロ歳の子供からお預かりをしているということで、大変アレルギー反応等も強く出ますので、対応しているところでございますが、調理に当たりましては、調理開始前に調理員全員が対応食の調理について確認をした上で調理を開始します。調理したものににつきましては、対象児童

の名前やアレルギーの種類を記載した個人トレーに料理を配置し、混入を防ぐためにラップかけなどを行っております。トレーを受け取る際には、担当の保育士が担当調理員とともに除去対象食品や代替方法の確認を行い、チェック終了後に保育室へ配膳をします。保育室では、対象児童の近くに保育士を配置し、食事中に他の児童から混入することがないように注意を払うとともに、食事後も降園時まで継続して健康観察を行うなど、体調の変化はないか、細心の注意を払って保育に当たっております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

教育次長、おやつとおっしゃいましたけど、弁当持参の幼稚園という形でちょっと質問させていただきましたが、それもきちっと対応していただいているということで理解をさせていただいてよろしいですか。

はい、多分そうだろうと思います。

本当に小さければ小さいほど、子供たちというのはどんな状況があるかわからないので、本当に細心の注意が必要だと思います。私が一番最初にこの質問をさせていただいた21年だったか、そのときには、本当に牛乳の一滴が体に触れてもアレルギー反応を起こすというぐらい強い子がいらっしやっただので、現場は本当に大変だとは思いますが、命にかかわる問題ですので、やっぱりきちっとした対応を今後もお願いをしたいと思います。

では、大きな2番目に行きます。

緊急時の対応のあり方についてお伺いします。アナフィラキシーショックについてでございます。

1点目の緊急事案の有無について。過去どのようなアレルギーの緊急事案があったのか、どのような対処をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

過去に緊急事案はあったかどうかということでございますが、食物アレルギーに伴う急性症状につきまして、これまでに市内の学校、幼稚園においては発生しておりません。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

近年、保育所においてショック症状を引き起こした事例はございません。これは平成17年度の合併以降ゼロ件ということです。それから、これまでもこのような事案は起こっていないというふうに聞いております。

なお、保育所におきまして、アレルギー等で皮膚に湿疹が出たりとか、体調にもよりますので、そのような事案が起こることもございますが、かかりつけ医のほうへ診断を受けるということで対応しておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

緊急事案がないということでお伺いしました。

それでは、アドレナリン自己注射薬エピペン、この使用実績について、過去にエピペンを使用したことがあったのか、そのときの状況についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

エピペンの使用実績でございますが、各校におけるアドレナリン自己注射薬エピペンの使用実績につきましては、これまでにおいてございません。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

市内の保育所での使用した例はこれまでございません。

なお、昨年度はエピペンを所持した児童が1人在園する園がございましたが、一度も使用することなく卒園しております。なお、この子供は小学校にエピペンを所持し、入学をしているということで聞いております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

23年の9月にエピペンの保険適用が開始をされて、エピペンというのは、1本1万2,000円から1万5,000円ぐらいして非常に高いもので、処方のためらう親がいたんですが、保険適用ということで、持たす親もふえてきているというふうに聞いております。今後、こうやってエピペンを所持させる親もふえてくるんじゃないかと、このアレルギーの状況を見ていると。このエピペンの保管場所、これはどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

保管場所でございますが、現在エピペンを所持しております人数でございますが、幼稚園においては3人、小学校においては6人と把握しております。このうち園・学校でエピペンを預かっております人数は、幼稚園で2人、小学校で4人であります。園・学校で預かる場合は、医師や保護者の意見を尊重して職員室の比較的冷涼なところで保管し、全ての教職員が対応できる体制をとっているところでございます。

また、医師や保護者の意向で教職員に預けない場合は、各自のチャックつきのかばんやランドセルに入れ、各自のロッカーで保管をしております。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

昨年度、所持をしておりました園での子供の所持についてでございますが、ファスナー付きの革製のポーチに入れたエピペンを、園児の通園かばんのファスナー付きの内ポケットに入れて登園をしてくるということで、そこに入れて保管をしていたようでございます。全職員に保管場所を周知していました。

その保管場所でございますが、保健室や職員室に保管するということも考えられるわけですが、すぐに必要ということで、かばんやランドセルなどに入れて持ち歩くことを基本としたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

きちっとした保管体制をとるということも大事ですけど、要は保護者がどのようにしたいのか、保護者との意見交換の中で、それは決めていけばいいと思いますし、ある学校ではエピペンを常備しておいて、いつでも打てるような状態にしてある学校もあるということも聞いておりますので、それはその学校の体制で人数とか、そういうこともあると思いますので、要はすぐ打てる状況を全職員が確認をしておくということが、私は大事なんじゃないかと思います。今回の質問、ずうっと状況とか聞かせていただきましたが、この最後のエピペン使用の周知と講習、ここが一番大事なんじゃないかと思います。

この調布市の事故、これは教職員が児童からそのときに、「先生、打たないで」と言われて、注射を打つことをためらったこともわかっております。さまざまなマニュアルとか手引を用意していただいて、緊急時に教職員が打てるということは皆さんご存じであると思いますが、こういった周知とか講習、研修、それがいつごろからされているのか。それから当たり前だと思っておりますが、全職員への共通認識になっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

講習会をどのような形で行われているか、またいつごろからかということでございますが、各校及び各園におけるエピペン使用に係る講習会の開催についてでございますが、平成22年2月に初めて井田川小学校におきまして、市内全小・中学校の管理職及び市内全養護教諭を対象に亀山消防署の救急救命士を講師として招き、講義と実技演習が行われました。その後、平成24年度までに学校医や養護教諭による実演指導、全職員によるDVD学習等の校内研修会を小学校では8回、幼稚園では11回開催しております。

平成25年度はこれまで3校、3園が実施し、全職員が対象児童・生徒の情報を共有し、日ごろから正しい知識を持つことで、緊急時に迅速、的確に対応できるよう努めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

昨年度はエピペンを所持する児童が在園をしておりました園におきまして、DVDによる研修と

看護師の協力のもと、デモ用のエピペンを使用した実習を2回行っております。

なお、今年度は文部科学省主催の学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会が7月2日に津市で開催をされますので、市内の公立、私立の保育所全園から職員が参加をする予定となっております。

なお、平成25年度、今年度につきましては、いつ、どのような子供が入所してくるかわからない現状でございますので、全保育所におきまして、DVD研修等、実施をしたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

いろいろと研修もされていって、要は全職員の意識をきちっと高めていただくということが大事だと思いますし、1つ、学校のほうで実習はされているのか。

私、1回、この質問をさせていただいたときに、エピペンの針がついていないやつを、前の教育長にもお渡しをさせていただいたんですけど、やっぱり一回打つという練習をするということはすごく大事だと思いますので、今保育のほうはそれをされているということですので、学校のほうでそういうことがされているかどうかというのは、教育長、どうでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほど次長のほうでご答弁をさせていただきましたけれども、平成23年4月に井田川小学校へ初めてエピペンを持って入学するという児童がいるという情報を得ましたので、その前年度の22年2月に校長会、その当時、私、現職の校長でございましたので、校長会のほうでも井田川小学校の職員の皆さんと一緒に管理職、そして養護教諭も集めて一度研修をやっておく必要があるんじゃないかということで、その当時、そのような対応をさせていただいたことを記憶にございます。

私は見せてもらっているだけでしたけれども、養護教諭につきましては、全部実施の訓練をしておりますし、その後もそのような対応させていただいております。まず管理職自身がそういった認識をしっかり持つことも大事かと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

本当に教育長のおっしゃるとおりだと思いますけど、やっぱりこの調布市の事例を見ましても、担任の先生が打つことをためらってしまった。そういうこともありますので、そういう児童が入る学校、特にそういう学校では、打つ練習も必要かと思っておりますので、今後はそういうことも考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

大事な質問ですので、もしかしたら最後まで行けなかったら申しわけありませんが、また次にさせていただきます。

男女共同参画の推進についてでございます。

6月23日から6月29日は男女共同参画の推進週間であります。ことしのキャッチフレーズは、「紅一点じゃ、足りない。」、そういうキャッチフレーズであります。

今回、この質問をさせていただくに当たって、亀山市の広報等、それからホームページ等、どのようになっているのか見させていただきましたが、ございませんでした。6月16日号、本当に一番新しい号ですけど、共生社会推進室が記事を書かせておりましたが、そこにもこの週間のことは触れられておりません。食育に関してもそうですが、やっぱりこういった週間というのは意識をしていただいて、情報発信していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

1999年6月23日に男女共同参画社会基本法が施行されて以来、女性の社会進出と男性の家庭進出が叫ばれてまいりました。しかし、現実には思うように進んでおりません。女性の管理職登用や国会議員の割合は上昇傾向にあるものの、国際的にはまだまだ低い状況であります。4月の異動におきまして、今回こうやって議場の中で女性がふえたということは、本当にうれしいことだと思います。

昨年暮れ、内閣府で男女共同参画社会に関する世論調査の結果を発表しました。夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだという考え方に関して、「賛成派」が51.6%、「反対」が45.1%だったことが明らかになりました。前回の調査の2009年まで、一貫して賛成が減り、反対派がふえる傾向が続いてまいりましたが、今回初めて反転しました。賛成が反対を上回るのは、97年の調査以来、15年ぶりとなったということでもあります。この背景には、若者の就職難や女性にとって仕事と育児の両立が難しい環境にあることなどが背景にあると見られております。

そういった中で、今回女性相談について、まずお伺いをしたいと思っております。

これは、女性の悩みの受け皿として、私は非常に大事な部門だと思っております。この中の相談内容の傾向性についてお伺いをしたいと思っております。

教民の資料でいただいたこの相談内容の傾向性を見ますと、DV相談、それから家庭に関する相談、医療の相談、この3つが特に多くなっていると思っております。この家庭に関する相談、医療関係というのはどんな相談なのか、言える範囲でお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

県女性相談所の調査によりますと、平成24年度の女性相談件数は、亀山市は167件、三重県全体は3,885件で、その占める割合を比較いたしますと、亀山市は0.67%、三重県平均が0.41%でありますことから、本市の女性に関する相談割合は、県平均と比較しますとやや高いということがわかります。

また、亀山市の相談件数の推移を見てみますと、平成19年度の44件から平成25年度の167件へとかなり増加をしております。近年2年間ほどは大きな増減がなく、安定をしているわけですが、この増加の原因はPRの浸透がなされてきたということが大変大きいかと思っておりますし、またカウントの方法が若干変更になったということも聞いております。

その内訳を見ますと、先ほど議員がおっしゃられました家族関係の調整や、家庭全体へ支援が必

要である家族に関する相談が47%、精神的な問題など、医療的ケアを合わせて必要とする医療に関する相談が全体の25%を占め、前年からの増加も目立っているというふうに結果としてなっております。

家族に関する相談ということで、家族の中の女性の夫との関係であるとか、それから子育て上でお母さん自身、女性が悩む子供との関係でありますとか、あるいは子供同士の兄弟の関係の中でお母さんである女性が悩むとか、そういった家族にかかわる問題がふえております。

それから精神的な問題といいますのは、相談される方自身の精神疾患的な病気、鬱であるとか、そういった精神疾患等も含めた相談がふえているということでございます。また、DVの相談件数については22件ということとなっております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

19年から比べると本当に多くの相談が寄せられているということで、センター長がおっしゃったように、本当に亀山ではこうやって相談に乗ってくれるところがあるんだということが浸透してきた結果だと私も思っておりますし、中身を見れば深刻な状況もかなりあるんだろうと思いますので、そこら辺はきちっとした対処は必要なのかなと思います。

一番、DVの相談の現状に対してどうなのかということをお聞きさせていただきたいんですけど、今22件とおっしゃいましたか、ことですかね。その22件、ふえているのか減っているのか、そこら辺の状況と対応について、まず第一にそこをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成24年度の女性相談167件のうち、DVの相談件数は22件でございます。前年、平成23年の34件から減少という結果でございます。また、これは女性相談のうちの13%と、他市と比較しても低く、県の女性相談所に一時保護、または施設入所となるような場合がほとんどないという結果から、つまり相談件数は他市と比較して高いが、重篤なケースは少ないというような結果でありますので、そのことから日常の相談支援業務が適切に行われていることの成果であるというふうに認識しております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今の状況を聞かせていただくと、そんなに重篤な相談もないということでしたが、潜在的なものもあるかと思っておりますので、これはやっぱり注視して見ていく必要があると思います。

それと男性のDVというのも今ふえている。女性が男性に対してDVを行うというのも、女性ばかりがDVで困っておるということではなくて、男性へのDVというのも何かかなりふえているということで、これもすごく問題だと思います。笑っていらっしゃるけど、本人さんは本当に深刻な状況だと思いますし、やっぱりその相談を女性相談に持っていくわけにもいきませんので、そこら辺の受け皿も今後考えていく必要が、私はあるんだろうと思いますので、それをお願いをしたいと

思います。

それから、3番目のデートDVの啓発状況。これは前回質問をさせていただいて、デートDVというのかなりふえているということもお聞きしておりますので、この啓発状況についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

デートDVといいますのは、恋人同士での体や言葉、態度、経済的支配などの暴力のことを指して言うというふうになっております。

近年、デートDVにより学生時代に交際相手を束縛、支配する加害者が、そのまま家族を持ったときにDV加害者に移行するケースが多いと言われており、若年層へのデートDVに関する啓発が重要であるというふうに言われております。

そのため、本市では平成24年3月に民生委員児童委員や教職員、市民を対象といたしましたデートDV防止講演会を開催し、予防のための重点ポイント等について学んでいただいております。このほか啓発チラシや啓発物品の配付も行っております。

また、共生社会推進室におきまして、男女共同参画関連で作成をいたしました男女共同参画学習資料、中学生版でございますが、中学校1年生を対象に配付をいたしまして、若年層への啓発も進めているところでございます。

今後、教育委員会や関係部局、また県の関係部局とも連携をしながら、啓発を進めてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

本当に、今センター長がおっしゃったように、もしデートDVなんかをする子供たちが大人になって結婚をして、そういったDVになっていくというふうにおっしゃいましたけど、本当にDVを受けた子供たちが、今度は成長していく過程の中で、相手に対してDVを起こしてしまうという負の連鎖がずうっと続いていくということも考えられますので、今おっしゃったように講演会とか、それから中学生向けの男女共同参画のパンフレットもつくられておりまして、デートDVという文言もその中に入れていただいておりますので、しっかりとこれの啓発は私は必要じゃないかと。これは年齢を限定しないで、本当に幅広く、私はこういうこともあるんだということを知らしめていくことは大事だと思いますので、今後ともお願いをしたいと思います。

それでは、4番目の相談員の現状についてお伺いします。

女性相談員は1名ということで対応していただいておりますが、本当に1名でいいのかということが、ずうっと私は疑問でありました。前年度から比べて、今年度は相談は減っているということではありますが、やっぱり相談員ということのノウハウを持った人たちが1名では足りないんじゃないかと思いますが、現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本市の女性相談員につきましては、月20日勤務の非常勤職員を1名配置しております。県下の状況と比較いたしましても、同程度の配置状況となっております。女性相談業務につきましては、本市では必ず子ども家庭児童相談員との連携で行うようにしておりますので、配置は確かに1名でございますが、他の専門職員を含めたチーム体制で、相談、保護、支援を行っているところでございます。

また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会ケース会議にて、情報の共有や支援要請、協力依頼を行い、女性相談所との連携を図り、サポート体制を整えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

チーム体制でやっていただくということで理解をさせていただきました。私もDVの被害を受けていらっしゃる方をどうしたらいいのかと相談をさせていただいて、その本人さんと警察に行ったこともありますけど、本当に相談員の方が飛んできてくださって対応してきてくださっておりましたので、こういう蓄積されたノウハウというのは、本当に亀山市の財産だと思いますので、しっかりと頑張ってくださいたいなあと思います。

本当に時間がなくなってしまって、大事なことなので、次の機会にまたしっかりと質問をさせていただきたいなあとと思いますが、今回質問をさせていただいた中で、やっぱり食育月間、それから男女共同参画週間、これが伝えられていなかったということはすごく残念であって、今後もそういった週間、月間に関しては情報発信をお願いしておきたいなあとと思いますが、私、今回、食育のタマネギのたまちゃんと、それからパープルリボンというのは、女性への暴力の防止ということで、何かいっぱいつけてきたんですけど、そういう自分の思いとしてこの場に立たせていただきました。男女共同参画を推進していくに当たって、女性の社会進出というのは、今後の日本の経済、それから日本の発展を考えてみると、非常に私は大事なことだと思います。

前回、5月20日ですけど、三重県女性議員フォーラムに私は参加をさせていただいて、その中で県としても、これは防災だったんですけど、女性の防災リーダーを今後しっかりと育成していくということもおっしゃってました。こういうことに関して、一貫して何が必要かというのは、トップの意識改革が一番大事だと思います。最後に市長の見解を聞いて終わらせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員のご質問にお答えをいたします。

ちょうど森議員から4年前、市長就任直後、市長の男女共同参画に対する思いはいかがかと、こういうご質問を頂戴したことを今思い出しておりますが、この男女共同参画の推進についての私自身の思いでありますけれども、私自身、今少し議員もご所見を述べられましたが同感の思いでございます。社会政策として男女共同参画の推進が大変重要であるという認識を持たせていただきました。ご案内のようにポジティブアクションとして、各審議会等の女性の登用率を40%まで亀山市は高めようと、非常にチャレンジングな目標を掲げて、これを平成28年度までに達成しよ

うという思いで今日まで進めてまいりました。

当時、就任のときに亀山市の女性の登用率は31.3%でしたが、この平成24年度で35.9%、わずか4.6%の増ではございますけれども、着実に前へ進めてきたという思いをいたしております。

今後も女性の社会進出が進んでまいります中で、例えば保育需要の増加に伴う待機児童のための施設整備や保育施設の充実を図って、これは働き方の問題とも関連をいたしますので、女性が働きやすい環境整備に努めてまいりたいと思っております。今後におきましても、仕事と家庭の両立を支援していくため、夫婦で子育てに取り組める育児環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、市民の皆さんの信頼が高まり、誰もが誇りと愛着を持って暮らせる亀山市をつくるためにも、女性にとっても、男性にとっても生きやすい社会を築いていくことが求められており、本市の場合はご案内の男女共同参画社会の実現、それから亀山市男女が生き生き輝く条例、これが制定もされておるところでございますので、これは市役所が率先していこうという思いも込めて、少し触れていただきました公務員の女性管理職の登用につきましても、現在県下14市の中では、亀山市は今ナンバーワンということになりました。26.4%ということでございます。こういうことにつきましても、さらに着実に前進ができますよう、しっかりと今後も展開をしていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

市長の決意を聞かせていただきました。

きょうの中日新聞に日本生命が、子供が生まれた男性職員全員に育休を与えるという形が出ておりましたので、本当にそういう社会になっていただきたいなあと思って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

8番 森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

こんにちは。

緑風会の高島でございます。

本日、一般質問ということで、今回、私は高速道路環境について、通学路の整備について、生活保護について、住宅リフォーム助成事業についての、以上4点を質問させていただきます。基本的

にはちゃっちゃと終わろうと思っていますので、明確な答えをいただければすぐに終わっていきますので、よろしくお願いします。

まず、通告に従いさせていただきます。

高速道路環境についてということで、1点目、させていただきます。

今現在、亀山市はフラワーロードがある程度整備され、高速道路もよくなりまして、基本的には道路環境はよくなったのかなあと、光の当たる部分が出てきたのかなあとという気がいたしますが、その反面、光が当たった分の反対に影の面が大分と多くなったのかなあとということで感じております。

その1点目として、今現在、普通乗用車にはカーナビゲーションというのがたくさんついておまして、よく国道1号線なんかで私がおりますと、看板に亀山ー四日市間、渋滞20キロ、時間として2時間以上というのが出ます。そこで車に乗っていますとVICS機能というのがついておまして、リアルタイムで今何分渋滞していますよ、どれだけ渋滞しますよというのが表示をされています。それで私が名古屋、東京などに行こうかなあとと思いついて、そこで渋滞情報などを入れてナビをセットすると。そうしたら女性の声で渋滞がこの先20キロあります。通り抜けルートが5ルート以上ありますと、女性の声で優しく言うてくれます。

それをずうっとくっていきますと、東名阪亀山インターから先20キロ渋滞している。その中で抜け道ルートを表示しますかということで、抜け道ルートを表示しますと、シャープの横を通過してフラワーを抜ける道を表示されます。そこも基本的にフラワーと国道306号線の交差点が大渋滞をしていますので、この前は私がずうっと数えていましたら、信号が6回、7回待ちというのがございまして、それもプロのドライバーの観光バスもようけ抜けてくるという状況になっておまして、それからまた抜け道を表示しますかと女性の声で問いかけてくる。

そこでまたぴこっと押しますと、上白木のまちの中を通過して、事故があった野村から1号線に抜けて名古屋に抜かすルート、それとニゴリ池からおりて、ずうっといって川合の交差点、それから先は農道なんですけれども、細い道を抜けさすルート。そしてもう1つは、私の住んでいる辺法寺にぐるっと迂回して、川崎から1号線に抜けるルート、いろいろ出てきます。

それと、先般もあったんですが、小川地内をちょっとおりますと、そこに静岡ナンバーの車が入ってくる。県道と表示されますので入ってくる。それで、その中の人に聞かれたのは、この亀山市において小川町地内において、静岡にはどうやって帰ったらいいんですかねという言葉が聞かされたときもある。それはいかげなものかなあと、ちょっと苦笑いはしておったんですけれども、もうあっち方向としか言えませんが、この渋滞対策について、1点目、お伺いしたい。

まずその渋滞が起こっている、観光バスが抜けてくる、普通のトラックが抜けてくる。土・日はもっと多いんですが、普通の日でもようけ来るといふ認識を持たれておるのかどうか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

2番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほど渋滞の件でご質問をいただきました。

認識を持たれておるかということですが、確かに東名阪自動車道が渋滞をしますと、フラワーロードへたくさん車両が迂回をして走っております。それは、私どもは十分認識はしております。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

認識をされておること、まあそれはまず結構なことやなあということを思います。

基本的に私ら地元の者であれば、その抜け道ルートも知っていますし、そして一番肝心なのが、抜け道したときにどこか危険なのか、安全なのかということが一番わかっています。確かにそれはナビの言うとおりに走っておるんでは、例えばそれまでなんですけれども、かといってナビを黙らすわけにはいきませんので、基本的に。そこで私が言いたいのは、2番目の通学路の整備についてと、ちょっとリンクをしてきて申しわけないんですけれども、いろんなところで、危険箇所は抜け道になっている限りついて回ると思います。

そこで、認識されておるんでしたら、ニゴリ池のところからずうっとくたてきて、住山に抜ける場所の橋ですね。あそこが道幅は同じやとは言われますけれども、両サイドに高速道路の橋がガードレールとついていますので、すごく圧迫感があって、すごく下り坂になっていますので、勢いよく走ってくる車がたくさんいます。そういう認識があるのでしたら、今後、辺法寺もそうですけれども、あそこがよく川崎の橋でも3回、4回も待たなあかんような状態になってきますけれども、そういう中で、対策としては何をどう考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

東名阪自動車道の通常の渋滞時に周辺へ迂回する車両の交通対策については、市としてはなかなか有効な対応策がないというのが現状でございます。

それと、議員ご指摘の橋梁住山橋でございます。これにつきましては、1969年に東名阪自動車道の工事でかけかえられた橋梁でございます。当時は交通量も今ほどなく、現在の交通量を考えますと、何らかの措置が必要であるというふうには考えております。しかし、歩道橋などとかを設置するというのは、橋の構造上とか、形状も諸問題がたくさんございますので、困難な状況でございます。そういう中から注意喚起などの対策をやりまして、運転者の方のスピードの抑制に努めていきたいというふうには考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

ご理解いただきたいと言われれば、ご理解せねばならんのかなあとは思いますが、基本的にはやはり危険なところ。迂回してきて、ここは他府県ナンバーがふえてきた。ならば、注意喚起も必要であろうし、よく僕がよそで見るのが地元車優先とか、農道ですので、農道車優先とかありますので、そういうのを確実につけていただきたいということを思います。あわよくば、橋のかけかえとかをしてもらえれば一番いいんですけれども、徐々に徐々にということでは理解しておきます。

それと、辺法寺周辺の環境についてと第3項になっておりますが、やはりそこから住山からずうっと抜けてきますと羽若の交差点があって、それを左折して、その先がまだ混んでいるということがナビの情報に入ってきますので、そこから左折して辺法寺敷地内に入ってくると。それは個人の自由ですので勝手ですけれども、安全にさせていただきたいというのと、そこは県道ですけれども、県道で舗装されてきれいにされておるといところで、その高速道路の高架橋まではちゃんと舗装はさせていただいておる。その高架橋から先が、まだちょっとしていただかないということで、基本的にはまた調子よく走っていきますとぷるぷると橋の真ん中で雨が降っていますと、きのうでもそうだったんですけれども、非常に水がたまって危険で、ハンドルがとられるという状況でございます。

そこで、県道でありながらも、やはり私たちが言うていくのは、県に言うのではなく、まず市を通して、市から県に上げてもらうという順序がありますので、大至急そういうところを発見してやってもらえるということは可能なのでしょうかね。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどご指摘の道路は、県道亀山停車場石水溪線というところでございます。その辺法寺橋の南側のほうですね。そちらにつきましては、昨年度、三重県のほうにおいて舗装修繕などを実施していただいたところでございます。

辺法寺橋から北側の部分につきましても、引き続き実施をしていただけるよう、三重県に対して要望してまいりたいというふう存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

じゃあそういうことで、引き続き継続的に、断続的にやっていくことをお願いいたしまして、次の議題に移らせていただきます。

先ほどの議題と一緒になりますが、通学路の整備についてでございます。市道亀田小川線についてお伺いさせていただきます。

その抜け道になっているであろう道が通学路に指定されていまして、その中で子供が行き交うという状況になっていまして、歩道の整備はされていない。側溝にはなにもない、待避するところもないという現状になられています。その中で、私がお聞きしたいのは、きのう伊藤教育長が教育行政について、私は自負しておるんだということをしていただきましたので、私は教育行政というのは、父ちゃん、母ちゃんに「行ってきます」と言って、父ちゃん、母ちゃんに「ただいま」と帰ってくるまでが教育行政と思っております。

それについて、まず伊藤教育長に、そういう箇所はたくさんあると思いますよ。そういう認識をされているのかどうなのかということと、そういうのはちゃんと聞いてやっていこうという気はあるのかどうなのかということとをまずお伺いして、それと、通学路において、まだ舗装していないところがあるということが認識されているのかどうか、教育長にお聞かせ願います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

私はかつて東日本大震災の関係の新聞記事を読みましたときに、東北の防災を担当する先生が、子供は「行ってきます」といって朝家を出てから、「ただいま」といって家に帰るまで、そこが通学というか、学校の安全ということであるという認識を持っているという記事を読みましたが、私も全くそのとおりだと思っております。

それから通学路の安全につきましては、日常から毎年PTA、学校、合同でいろいろ調査をしていただきまして、生涯学習室が担当しておりますけれども、危険箇所の点検、それから道路の改善要望等を承っておりますので、できるだけ現場も実際に調査をしながら、それぞれに取り組んでおるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

要望が上がってきてから調査をすると。そういうのでは、結局後手後手に回っていくのかなあと。やはり僕もそうですけど、皆さんも車に乗られる方は車を運転してやれる。そして、ここは子供がおれば危険やなあと、この道は危険やで注意せないかなあとというのは、皆さん頭の中で考えておることだと思います。

伊藤教育長は自負されておるのですから、その辺はちゃんと完璧にできるようになっていますけれども、ほか、そこにおいて、特化していいますと亀田小川線について、何か対策はないのかなあと。子供も自転車で思いっきりおりてくるときがあるだろうけれども、帰りになると自動車がおりにくる。その中で交差をしていかなければならないという状況になってくる。そこで、教育委員会として、教育委員会だろうが、いろいろあると思いますけれども、どのような策を講じていこうかなと思っているのか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

どのような取り組みをしていくのかということですが、先ほども教育長のほうからご答弁がございましたように、通学路に関する要望につきましては、毎年PTA会長及び地元自治会長の連名により、教育委員会へ要望書が提出をされることになっております。この時期に要望書が提出されまして、それをもとに警察、県及び市道路管理者、市教育委員会、学校、PTAで合同点検を夏ごろに実施をいたしまして、警察、県、市等へ必要な対策を要望しているところでございます。今回ご指摘の通学路についても、同様の要望書が提出されましたら、同様に対策を検討してまいりたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

要望書が上がってきたら動くって、えらい偉いさんですねと言いたいですけど、大体基本的に

危ないところはわかっておるんです。ここ、まずいなあというところは、運転される方だったらどこでも、いろんな箇所であると思うんです。何で教育委員会がここは危ないよとか、走っておってここは危ないと違うんやろうかという意見が出てきたら、それを改善して、ここは大丈夫なんやろうかと問いかけるとか、そういうみずから動こうという気はないんでしょうかね。お答えいただきたいんですけどね。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

さまざまな考え方がございますが、子供たちが自分たちが実際に通っていて、ここは危ないというふうに感じたら、子供たちから保護者、あるいは学校の先生へ、そういうふうに向かって意見も言ってくるでしょうし、それに対してこちらもきちっと対応はさせていただきます。

ですから、いろんな力を子供たちにつけていく。自分で自分の身を完全に守るとか、そういった教育も大事だと思っておりますし、さまざまな観点から通学路についても考えていく必要があるかと思っておりますけれども、私たちもいろいろ人事的な配置もございまして、そんなに全ての道路について、完璧なものが感知できるかという、それは不可能なことでございますので、その点をご理解いただきたいのと、さまざまな視点から見ていただきまして、必要があればそのような対応もさせていただくことはやぶさかではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

今、伊藤教育長は、自分の命は自分で守るみたいなのところがあって、さまざまな意見があつてというご答弁をいただきましたけど、小学校の子供とか、中学校の子供に自分の命は自分で守る、それは教えなあかんですよ。だけど、現実問題、それが事故を引き起こしたりとか、そういうことになったときに、伊藤教育長、あなたが一番電話を受けて、事故を起こしました。子供が事故に遭いました。それは自分で自分の命を守らんので悪いんやわという話になってきますやろう、そういくと。いろいろな観点からいろいろな考え方があるって、子供を守るというのが一番の考え方と違いますのかね。

自分の命は自分で守れて当然やけど、それは、小学校・中学校には酷な話と違いませんか。別に言われたことの揚げ足をとろうとか、そういう話じゃなくて、そういう考え方が教育長自身が持っておられるのかなあと、もう一回お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

あくまでも私は子供の命は大事、安全は当然のことでございますが、その中でいろいろな力もつけていく必要があるということを申し上げているので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

時間もあれですけど、もう一回だけ聞かせてください。

いろいろな力をつけていく必要がある。確かにそうなんです。それと車の事故とどう関係がある。車がぶつかってきても、ぶつかっても負けやんぞという力をつけよということですか。そんな話はない。子供の命を一番に考えて教えつつも、親、先生、地域が守ってやるというのが、一番の話やないのかな。そこでいろんな考え方があるとか、そういうのがいろんな考え方じゃなくて、1つは子供の命を一番に守るというのが、そうじゃないですかね。そこでいろんな考え方があるんで、これはこれでいいのという話じゃないと思いますけどね。何かえらい不穏当な話かなと思いますけど、もう一度お願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほど高島議員がおっしゃったとおりだと私も同様に思っておりますので、その辺はご理解ください。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

最初からそうやって言うてもらえば、ここまで言うことなかったんですけど。

基本的に同じ考え方で、子供を地域で、みんなで、亀山市民やその辺で守ろうというのは基本的な考えであり、子供の安全から守ろうというのが、一番で考えていかなきゃならない。

その中で、それは違う世界で自分は自分の命を守ろうというのはそれは確かにそうなんです。自分を守ろうという気がなければいけませんけれども、やはりその中で考えていかなければいけない部分、子供を一番に主体に考えてこうやぞと教え込んで、それは危ないところは、ここは危ないで、あんた気をつけなあかんという指導は必要ですけども、その前に守ってやるということも一番に考えていってもらいたいなあとと思います。それで、自負されておる方にこういうことを言うのも失礼でありましたが、また今後ひとつやっていくんだということをお願いいたします。

その亀田小川線について、やはりおりてきて、ここは通学路であるということを知らないドライバーにも認識させなければなりません。そして子供たちにも、ここは車の交通量が多いということも、まず一番に認識させていかなければなりません。それがために親が送り迎えせないかんとか、そういう状況に陥ってくるのかなあとと思います。

そこで、そういう対策について何か講ずることはたくさんあると思いますけれども、まず1個、2個、あるならば教えていただきたいんですけども。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

道路の対策ということでございます。

先ほどの当該道路につきましては、幅員も確保されております。そういう中で、これからは先ほども申し上げたとおり関係機関と協議をしまして、確かにスピードがたくさん出ますので、通行する車両への注意喚起とか、そういうような対策を関係機関と協議しながら、スピードの抑制が一番

だと思しますので、それに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

スピードの抑制、それは看板を立てるとか、ここは通学路ですよ、ここは道がありますよ。道幅は同じと言うていましたので、狭まりますよとは書けませんけれども、やはりがたがたと揺れる減速帯なり何なりを設けていくということも必要じゃないのかなあ。やはりその中で、悲惨な報告をまずなくなるようにしていかないといけないと思しますので、その通学路の整備、高速道路、道路関係ですので、そこで市長にお伺いしますけれども、総合的に市長は、やっぱりこれはやっていかなきゃいけないのかなあと。高速渋滞について、そこを何か触っていかないといけないのかなあと。それと通学路について整備をもっと、ここだけじゃありませんので、危険箇所は。順位をつけたり何なりになってきますけれども、この辺が一番怖いかなあと思うところもありますので、やっていこうかなというお気持ちは、指示をするお気持ちはあるのかということをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高島議員のお尋ねにお答えをいたします。

まず、そもそも今、東名阪の渋滞が迂回路で市内へかなりの交通が流入をしてきております。その中で、子供を含め、その対策というか、これは大変一つの課題であるというふうに認識をいたしております。

そもそも、この平成30年を予定と伺っております新名神高速道路の四日市ジャンクションから亀山西ジャンクションまでの本線の供用開始が、早期に実現するということがまず大事であろうと思っておりますし、これによって東名阪自動車道の抜本的な渋滞の解消につながるというふうに考えておりますので、引き続き関連する期成同盟会を通じて、一刻も早い工事の完成に向けて、市としては努力をいたしたいと思っておりますし、関係機関に働きかけをいたしてまいります。

その上で、今少し触れていただいた通学路に関する案件の解消について、今回の亀田小川線を含め、かなりのボリュームでPTA、各自治会から教育委員会、市のほうに要請をいただいております。これは今議員も触れていただいたような、県の立場もありますし、市の立場、国の立場もありますので、どのように限られた財源や体制の中で優先順位を決めていくのかということについては、なかなか100%お答えができないという現状があるかというふうに思っております。

しかしながら、そういうこともひっくるめて、関係機関と連携をしながら、通学路の安全対策をしっかりと画的に進めていくという考え方につきましては、議員のご提言のとおりというふうに受けとめておまして、今後も関係機関と連携をしながら、市としても、その解消に努力をいたしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

やっぱり市長が言われる県の立場、市の立場がある。それはわかります。やはり根底には子供の立場、学生の立場を考えてやってもらいたい。平成30年に供用をさせてそれで渋滞が減る。今中学校の子はもう成人を超えておると。だけど、その後の子がありますので、できるだけ早い完成をお願いしてこの項は終わっておきます。

次に、生活保護の環境について、ちょっとお聞かせ願いたいことと、いろいろな意見交換をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先般、私が生活保護の問題について取り上げるということで、先輩議員の鈴木議員から資料をいただきました。まず確認させていただきます。

生活保護の世帯数、平成21年度3月現在で116世帯、人数139人、平成22年3月時点で世帯数が136世帯、人数162人、平成23年3月時点で146世帯、189人、平成24年3月現在で155世帯、196人となっております。ここの中には25年度はまだ入っていないんですけども、その数字が正しいのかどうなのかということをお聞かせ願いたいのと、保護率として21年は2.8%、22年は3.2%、23年は3.8%、24年が3.9%、その構成としては高齢者が多い。次に障がい者の方が多い、次にけが・病気、そして母子家庭の順になっておりますが、数字的には、これから議論する中で間違えがないのかどうなのかということをお教え願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど高島議員が言われた数字に間違いございません。参考に24年度の数字はおっしゃってみえなかったもので、24年度については147世帯、185人でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

申しわけない。ちょっと聞き落とししか、本当に申しわけございません。24年度3月現在で155世帯、196人、保護率3.9%という数字は間違っていますでしょうか。お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員が言われているのが、年度のとり方の違いだと思うんですが、155世帯、196人というのは23年度。年度で私のほうは捉えておまして、申しわけございません。参考で24年度末ということで私が申し上げましたのが147世帯、185名ということと、もう1点、議員、パーセントでおっしゃってみえますが、3.数%というのがパーミル、千分率でございますので、パーセントで直しますと0.3何がしというふうになるかと思えます。全てパーセントでおっしゃられた部分につきましては、パーミル、千分率ですので、パーセントで直すとコンマ何がしというふうになると思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

申しわけございません。そういうつもりで私も言うたので誤解が生じれば申しわけない。千分率で出ておるといってございませぬ。

それと、このごろテレビを見ていると痛ましい事件とか事故というのがあります。生活保護を受給しようと思っても、相談に行っていない。そして、ましてやこの辺の市外、県外から移られて、住民票を亀山市に移してなくて、そういう状態になられておる方の掌握とか、把握とか、そういうのは健康福祉部のほうで掌握されているのかどうなのか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員のおっしゃられるように、DVであったり、さまざまな問題で住所を移さずに、もとの住所地に置いたまま亀山へ来られたり、住所を隠しておみえになる方もございませぬ。それについては、DV等の場合についてはきちっと把握しておりますが、本人がいずれにも届け出ずにこらえている場合には、つかみ切れていないのが現状でございませぬ。

なお、生活保護に至る以前にお困りになって相談に見える。その段階で把握する、あるいはそれ以前に地域の方からのいろんな情報がございませぬ。そういうのに敏感に反応して捉えていくというふうなことに心がけておるところでございませぬ。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

私が言いたいのは、相談に来られない方。確かに申請とか相談に来たらわかる。だから、それを黙っていて、最後の最後までこらえて悲しいことに餓死をされたという問題が確かにありますので、地域には民生委員さんとかいろいろありますけれども、そこからの情報も得るかわりにこちらから出向いて、何か地域に変わったことはないかなとか、そういう情報も得てほしいということで、1つ私がお願いしたいのは、売電業社中部電力さんとか、上下水道局さんとか、電気がとまったぞとか水道がとまったぞという方の情報を得て、住んでおるのに電気、水道がとまれば、確かに正常な状態じゃない。

確かにそこを言うと、また役所のほうはかたいですから、個人情報の問題でとか、いろいろあるんです。だけど、そこでプロフェッショナルで、これはおかしいという情報交換を得ておれば、悲惨な結果にならないと思うんですけれども、そういう情報交換なり電気会社にとまったら教えてくれと。その人が引っ越しして行ってとまったらいいんです。住んでおって電気がとまったり、水道がとまったりとかという状況をつかもうという、情報をとるという努力は、今後されないんでしょうかね。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員が言われるとおり、いろんな情報をつかむには、例えば郵便局の配達の際に郵便物がたまっ

ておる、あるいは新聞等をとられておる方がたまっておるとか、そういうところと協定を結ぶ。あるいは制度としては、例えばこれは申し出られた方ですが、緊急通報装置の設置とか、さまざまな制度がございます。先ほど言われたことについてもこれから研究して、可能ならば取り入れていきたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

基本的に、僕、そういうのに個人情報とか、プロの人が触るんですからそんな間違いはなく、意思の疎通とかいろいろあれば、未然に防げることはあるのかなあと、本当に思います。

それと、もう1点聞きたいのが、私は助けてくれ、これは最後のセーフティーネット、限界まで我慢してくる人が見えると思います。そして生活保護の申請をして、受給が始まるのに一体何日かかるのか。どれだけの時間を、調査もあると思いますけれども、そういうのを大体平均でどれぐらいかかるのかというのをお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

申請されてから受給に至るまで、原則2週間以内というふうな規定はございますが、ただ、現実的にはいろんな調査にそれを超える場合はというふうな規定もございまして、実際としましては、2週間以上一月未満ぐらいの範囲で対応させておるところでございます。

議員が言われましたように、なぜそんなにかかるのかという部分につきましては、金融機関等の調査とか、あるいは戸籍調査、そんな決められたことがございますので、それに時間を要するというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

そうですね。7日以上14日で1カ月以内というのが平均なのかなあと、期間とすればそうなのかなあとと思うんです。確かに調査もして、厳格な給付というのだと思います。だけど、1カ月かかるとして、1カ月後に私は職がなくなりますので、生活保護をお願いしますという段の人はまだよろしいわ。その間に職を探すとか、何なりできるかと思えますけれども、やはり限界まで粘ってきて、やっぱりあかんと。最後は助けてほしいとなれば、昼に来て、夜ご飯だって困る人がおりますよね。その中で、そういう救済制度なり何なり市では持ち得ないのか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

1つ、例として挙げられた昼にお見えになって動けなくなったと。例えば動けやんようになって医療が必要な場合については、当然入院していただくなり、病院へ行っていただいて、生活保護の支給を予測される方については、その段階から医療機関と調整に入りまして、適切な医療を受けられるようにさせていただいております。

それから、議員が言われる2週間ないし1カ月の間、じゃあどうするのやという部分でございますが、これにつきましては、亀山市社会福祉協議会が対応していただくようになっておりまして、まず1つは、小口融資制度というのがございまして、緊急小口資金というのがございます。これについては、生活保護を申し込んでおるということを前提としまして、県社会福祉協議会のほうが対応なんです、10万円以内で貸し付けることができます。これは、後に生活保護を支給した場合に相殺するというふうなことです。

さらに、もう少し緊急性を要するというので、小口融資ということで3万円の貸し付け、これはその場でお渡しするというわけにはいきませんが、翌日ぐらいには対応できる制度もございます。こういうものを緊急の場合はご利用いただくというふうな考えでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

確かに小口融資制度があつて、緊急3万円以内、10万円以内という制度があるのは、それはいいことですが、それに貸し付ける条件として、間違っても保証人をつけよとか、そういう話ではないでしょうね。保証人がおれば、その人に借りに行けばいいだけの話ですので、基本的に。その困った人が限界でひとりぼっちで、その人が借りに来て保証人をつけよということは、早い話が借りるなということになりますので、そういう制約というのは、まずございませんよね。まずそれを確認させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

全てに関して連帯保証人が要らないということではございませんが、制度によっては連帯保証人が要らないものもございしますが、先ほど申し上げた緊急小口資金10万円のほうについては、連帯保証人が必要となっております。ただ、ただし書きがございまして、ただし県社協の判断で連帯保証人を求める場合もあるというふうな書き方で、不要な場合もございしますので、その緊急性に応じて対応させていただいておるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

その連帯保証人が要る場合もあるという、その場合が何かということになりますと、もうぐるぐる巻きになってきますのであれなんですけれども、基本的に市民の生活を保障するのは市長でありますので、市長が保証人になればいい、基本的に。乱暴な言い方をすればそうなんです。市民の安全と幸福を守るためにこれが必要になればというのは、何百万とかという話とは違います。3万円やったら市長が生活の保障、亀山市民の保障をして融資をすればいい。それを返してもらわんでいいとは言いませんに、僕は月賦でもいいで、ちょびちょびともらったやつを相殺していけばいいとは思いますが、その人にもらうような生活ですので、そこをようけ引いてしまったらまずいのかなあという気持ちもありますので、市長が保証せいというのは乱暴な話ですけども、その保証制度をなくしたらいいというのは、市長、ご賛同いただけませんか。

10万円のほうでも3万円のほうでも、保証人がおる人だったら保証人に借りに行くんですよ、普通は。僕だったら借りに行く。保証人になったという人があれば借りに行くんです、その人が持っておれば。だけど、その人が持っていないのに保証人になれば、その人も保証人の体をなさないということなんです、理屈から言えば。財産を持ってあって、その人を保証して、何かあったときには私が保証しますということでしょう。それがないということは、保証にはならんということ、基本的に。

だから、私はすごく幸せな考えで言うならば、亀山市民の人が来て、市長、ここで生活するのは苦しいで助けておくれと来たら、市長が保証をしたらいい。櫻井市長とは言うてませんに。市長が保証をすればいいので、そういう制度は保証人は要らないという制度に持っていけばいかがですかと僕は聞いておるんですけども、ご理解いただけますか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁してください。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

生活保護の運用に係るさまざまな課題というのは、今ご指摘の部分も含め、幾つか指摘をされておるところであります。そういう中でセーフティーネットとしてどのように考えていくのか、国政の議論もございませけれども、市としては寄り添っていきたいという思いでは、きっちり制度を運用しながらも寄り添っていくと、丁寧に対応を今日までもさせていただいてまいりました。

今、議員が触れていただいております緊急小口資金の仕組み自体は、行政というよりも、むしろ県社会福祉協議会、そして市の社会福祉協議会のある意味人道的な立場から制度が設計をされて今日に至っておりますので、これも適切に今触れられることも含めて、スピーディーに判断される制度の柔軟な運用というのは必要ではないかというふうに思っております。直接市がということには、この制度自体には直接的なものではございませんけれども、制度としては、そのような考え方というのは必要ではないのかなというふうにも思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

わかりました。わかりましたとは言いませんけれども、ああそうですかという感じなんですけれども、やはりそういう制度があれば、血も涙も通った制度に育てていかなきゃいけないので、その保証人のところはもう一度福祉協議会、市だとか、そんなのは関係なくて、寄り添って陰で保証人を出せと言うておるような話ですので、寄り添って確実にやっていってください。

最後に、もう時間がありませんので、住宅リフォームの助成金についてのご質問をさせていただきます。

基本的にこの制度は、亀山市におけるすごくいい制度やなあと思ってやっておりましたけれども、最後に何かごちゃごちゃとあったようで、先着順なのか、抽せんなのかというので、いろいろあったんですけども、このてんまつを一遍聞かせていただこうかなあと思ひまして、ちょっと時間がないようですので、簡潔にお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今年度の住宅リフォームの助成事業についてのてんまつということでございますが、受け付け時点で8時半までにお越しになった方が四十数名お見えになりまして、その方を一まとめにして抽せんを当初予定したということで、ちょっとご通知を出させていただきました。いろいろそれからございましたもんで、その皆さんに関しましては、本当に混乱を招いたということで、申し込みをされた皆様におわびを申し上げたいと思います。

その中でいろいろご意見をいただいて、当初どおり整理券を出した順番の中で先着順ということで整理をさせていただいて、皆様のほうへご通知させていただき、今本申請のほうの受け付けをさせていただいておる、そういうことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

確かに、私、紙をもろうていますけれども、8時半受け付け時間としている関係上という文言がありますけれども、25年4月16日号の広報「かめやま」の中に、申し込み開始日5月13日と書かれておるだけですので、時間も何もわからんと。もうちょっと親切に、どれだけからしますよというのもよかったのかなあと、私は思います。

これはもう過ぎたことやと言えは過ぎたことなんですけれども、確実に先着順となれば、朝8時半前に並んでおったら先着になるんです。8時半に来ておって、会社やで窓口をあけてざっと流れ込んだわけではありませんので、基本的に広報で発した以上、それに準じていってもらわなければならないということでございます。

それで、500万円がマックスで80万円が予算オーバーするだろうという計算を立ててみえるかと思えますけれども、最後にこんないい制度にみそをつけたわけですから、80万円を補正なり何なりして救済制度を、そういう考えはないのか、これも市長に聞いたほうがよろしいですので、市長、教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の住宅リフォームの助成事業については、緊急経済対策を主目的として平成23年度から今年度までの3カ年の時限的措置として展開をいたしてまいりました。

これによりまして、事業目的である緊急経済対策として下支えの役割は果たせたものというふうに捉えておりまして、さっきの抽せんのお話もいただきました。ここは不手際で大変遺憾に思っておりますけれども、この事業自体は当初の予定どおりの金額と、この3カ年という時限的な期間の中で終了させていただくというふうを考えております。したがって、プラス80万円ですか、救済をとということにつきましては考えておりません。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

やっぱり血も涙もありませんな。

これ、緊急経済対策というのは、僕もわかる。基本的にはわかる。だけど、この広報には、市では良好な住環境を確保するためという文言が入っておるんですよ。経済もあるし住環境もあると僕は理解しておるんです。ここに経済対策や何も書いてありませんので、ここですよ、皆さんに配ったやつはそう書いてありますので、市内の施工業者に依頼して改修する場合、その費用の一部を助成しますと書いてある。基本的には、市では良好な住環境と書いてあるんです。それを確保するまでにむちゃくちゃいい制度とは思いますが。これから家をきれいにしていこうと。その中で、それでまた市内業者を使いましょうという制度ですごくいいと思う。

それにきのうも西川議員からありました。いろんな経済効果もあるだろう。そんな中で、そんないい制度は時限立法だからここで終わるのは常識やと。時限立法は終わったらそれで延長せえとか私は言いませんけれども、よく書いてあるのは、ご好評につき延長しますとよう書いてあるんですけども、よそやったら。だけど、そこでやめになったらやめるで、すぐにとというか、将来的にまた市長は、もう一回こういう助成制度を持ってこようかなと。今度は、ここに書いてある良好な住環境をつくり出すためにという目的でするつもりのお考えはないのかということをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当初、議会でも議論がございました。あくまで緊急経済対策として3カ年で時限的措置を打つと。恒久的な制度としてこれを位置づけるという考え方はございません。しかし、今回下支えの役目をしたと、リーマンショックの後の非常に長引く景気低迷の時期でございましたので、一定の下支えの効果があったという理解をしております。

今後、本市の経済対策の1つとして、その局面、状況にもよりますけれども、そのときの手法の中の選択肢として、こういう手法もあろうかというふうには思っておりますが、しかし、現時点として、これを住環境の構築のためにという形で、恒久的な制度として継続するという考え方は、現時点で持っていないということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

最後に一言だけよろしいですか。

市では、良好な住環境を確保するためここに書いてありますので、それにも考えながらいろいろまたやっっていこうという、またゆっくりにお聞かせいただきますけれども、そういう考えでおってください。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

2番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時54分 休憩）

(午後 2時05分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 中崎孝彦議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

きょうは、学校現場の現状についてということで3つほど質問をさせていただくという予定でしております。

まず最初に、就学援助についてということでございますけれども、生活保護というのは、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であるということは、私が言うまでもございません。他の生活支援制度の基準は、この生活保護の水準を参考に決められているということでもあります。その生活保護の基準が、この8月から引き下げられることで生活支援の所得基準というものが連動して下がるため、経済的に苦しい家庭の子供の多くに影響が及ぶ可能性が高いということでございます。

その生活支援制度の一つに、経済的に苦しい家庭の子供に給食費や学用品代を補助する就学援助という制度がございます。この就学援助というのは、生活保護受給世帯は国、被受給世帯は市町村の単独事業であるというふうに聞いております。そして、その市・町・村の単独事業においては、その基準というのは、各市・町・村ごとに異なっているということでもあります。

そこでお聞きをいたします。

本市の就学援助の基準はどのようになっているのか、お聞かせ願います。

○議長（櫻井清蔵君）

5番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

亀山市の就学援助の基準はどうなっているのかということでございます。

就学援助は、亀山市就学援助費交付要綱に基づいて交付をしております。経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的としているものでございます。

生活保護基準をもとにいたしました就学援助の認定基準については、同要綱において、申請年度に対する前々年、6月1日以降の申請については前年となりますが、世帯の所得が亀山市教育委員会の定める基準以下のものとして定めており、生活保護基準に対しまして、世帯の所得が1.5倍未満の方に対して認定を行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

今、答弁をいただきましたが、その亀山市の基準でございますけれども、他市と比較して、その

水準というのは、どのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

基準は他市と比べてどのような高さにあるのかということでございます。

先ほどの1.5倍未満という亀山市の基準でございますが、県内他市と比較いたしますと、平成25年2月時点での状況になりますが、2番目に高い水準となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

他市と比べて2番目に高い水準であるということで、水準としては非常に高いということがございますけれども、この小・中学校の児童・生徒のうちで、どのぐらいの人がこの制度を利用されているのか。そして、その利用されているのは、今申し上げました生活保護世帯の方が何人ぐらい見えて、非受給世帯の人は何世帯ぐらいの方が見えるのかということ、私が聞いているところによりますと、もちろん非受給世帯の人はたくさん見えるということは聞いておるんですが、大体その辺の利用している方の世帯数といえますか、それをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

就学援助の対象となる児童・生徒数という御質問でございます。

児童・生徒数とその割合についてお答えをいたしたいと思っております。

平成25年6月現在におきまして、生活保護受給児童・生徒数については、小学校は7人で全体の0.24%、中学校は5人で全体の0.38%、小・中学校合わせた対象児童・生徒は12人で全体の0.29%という割合となっております。また、昨年度は10人で全体の0.24%、一昨年度は7人で全体の0.17%でございました。若干ではございますが、増加傾向にございます。

一方、就学援助の対象となる児童・生徒数は、平成25年6月現在、小学校は122人で全体の4.34%、中学校は104人で全体の8.03%であり、小・中学校合わせた対象児童・生徒は226人で、5.5%の者が利用している状況でございます。昨年度は259人で全体の6.4%、一昨年度は254人で全体の6.28%でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

全体で約260の方が就学援助を受けておるということでございますけれども、ちょっと私も調べたんですけれども、この亀山市の就学援助の費用が、たしか21年度ぐらいから右肩上がり非常にふえておるという中で、小学生よりもむしろ中学生の方の就学援助の費用というものが、伸びが非常に大きいというような状況にもなっておるということでございます。

そして、生活保護が下がれば、援助を受けられる世帯の所得水準も連動して下がります。多くの子供が、この生活保護の切り下げによって対象から外れる事態が予想されると思うんです。そうい

うことで、対象から外れるということは、非常にゆゆしき問題だと私は捉えておりました、生活保護基準の8月からの引き下げに伴い、援助の対象から外れる児童・生徒を防ぐために、現行の援助基準を見直す必要があると思うんですよ、私は。260人からの就学援助を受けておる全体の児童・生徒数からいくと、私は、この生活保護が8月から下がる、引き下げられる、これによって何人かはわかりませんが、就学援助を受けられない事態に陥るんじゃないかということで、これは絶対に避けなければならない問題だというふうに私は思っております。

その辺で、その基準といいますか、そういうものを見直して、援助の対象から外れるのを防ぐという方策を考えているのか、基準を上げて、何とかこれは食いとめるんだというような考えを持っておるのか、今後、26年、27年とずうっとこの就学援助は続くわけですから、その辺の考え方というのをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

生活保護基準の引き下げに伴いまして、援助基準の見直しはどうかということでございますが、平成25年8月からの生活保護費引き下げに伴います就学援助基準の見直しについてでございますが、平成25年2月5日、政府として、これらの制度については、できる限り影響が及ばないように対応することを基本とする方針が確認されております。また、平成25年5月17日、文部科学省より各都道府県教育委員会宛てに、改めて国の取り組み指針について理解した上で、各地方自治体において判断するよう依頼があったところでございます。

本市といたしましては、現時点でございますが、生活保護基準の見直しによる影響を受けないようにするという国の取り組み趣旨に沿いまして、今年度は従前と同水準の支援を行いたいと考えているところでございます。

また、26年度以降についてはどうかということでございますが、26年度以降につきましては、国の取り扱い方針が明確でございませぬことから、本市といたしましては、国や他市町の今後の動向を見ながら対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

今、厚労省からもそういう、私もちょっと以前新聞を読んだんですが、厚労省から非受給世帯の就学援助というのは、あくまでも市・町・村の単独事業だということで、市・町・村が、例えば亀山市が単独で行うという事業でございますけれども、生活保護ということが根底にあるものですから、国の関係もあろうかというふうに思いますけれども、昨今言われております地域主権とか地方分権とかということで、こういう市町の単独事業ということで、それは市で早く、国の動向もあろうかと思っておりますけれども、亀山市としての判断を早く市民の皆様に提示をしていただいて、25年度はいいけど26年度からはどうなるんだろうという不安を、早くこの就学援助を受けておる家庭の人にお知らせをするということが非常に重要なことではないかというふうに思うわけでございます。

本当に市の単独事業ということで生活保護が関連をしてくるわけでございますけれども、その辺

を鑑みてしっかりとした対応、そしてまた、就学援助を受けておられる家庭の安心を与えるといえますか、安心していただくというふうなことで、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。

この就学援助、ちょっとある雑誌を読んでおりましたら、学用品が買えないとか、体操着や水着を買い替えることができない。この体操着や水着というのは、小学校とか本当に成長期ですから、1年前に、3年生のときに買ったものが4年生になったら小さくなって着られない、合わないというようなことも起こるわけでございますから、そういった理由が原因になって子供のひきこもりの原因にもなっているということで、本当にこの就学援助というものは、本当に大切といえますか、何でも大切なんですけど、特に私はこういった面でしっかりと亀山市としても対応をしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

そしてまた、6月19日に新聞に載っておったんですが、子どもの貧困対策法というのが参議院の厚生労働委員会で法案を可決して、成立の運びになるというふうなことを思うんですけども、ここにも書いてあったんですが、子供に貧困の責任はないんだと。この法案というのは、貧困の連鎖を断ち切るためのスタートになるというふうなことで、こういう法律もできました。貧困対策法、こういうような法律もできました。そういうことも鑑みて、就学援助については対応をしっかりとしていただきたいというふうをお願いを申し上げたいと思います。

そして、次に2番目の学校給食における食物アレルギー対策についてでございますけれども、これは、私もこの質問をさせていただくということで2番目に上げたわけでございますけれども、午前中の森 美和子議員、非常に詳細について質問をしていただきました。そしてまた、当局もきめの細かい対策を立てていただいておりますということが、はっきり私も理解をし、認識もしたわけでございます。

そして、東京都の調布市ですか、死亡事故があったということも、私も新聞報道で確認もしておりますけれども、そういう対策、またいろんな注射もあるというふうなことで森 美和子議員から本当に詳細に質問をしていただいて、当局のきめ細かい対策もわかりました。

そういうことで、学校給食におけるアレルギー対策について、私のほうから1つだけちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それは、保育所から幼稚園、小学生、中学生になるわけでございますけれども、最初の保育所、幼稚園、小学校、中学校と、学校がどんどん変わっていくわけですけど、そのときにアレルギーを持った子供さんの、そのアレルギーの有無ですね、そういうものをどういうふうにして伝えていくのか、継続して伝えていって、新入生に対して、新入生がどういうアレルギーを持って、どういうふうな対策を今まで施してきたのかということ順番に伝えていかないといけないわけで、これは十分そういうことはやっけていただいておりますと思うんですが、その辺をどういうふうに伝えていくといえますか、新入生の有無を確認しておるのかという1点だけ、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

新入生のアレルギーの有無の把握、伝える方法ということでございますが、新入生に対する食物

アレルギーの有無の把握の仕方についてでございますが、小・中学校におきましては、例年9月、10月に実施される就学時検診の案内とあわせて、事前にアレルギー調査票を保護者に送付いたしまして、就学時健康調査票とともに各校へ提出をすることとしており、早期に把握をすることができるようにしております。

一方、各園におきましても、新入園児に対しまして、小学校と同様に入園前に調査票を送付いたしまして、早期の把握を行っているというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

そういうことでして、きめの細かい、本当に子供さんの命にかかわるといふふうなことでございますから、亀山市はこういうマニュアルをつくっていただいております。そのマニュアルに沿っているような対策を講じていただいておりますけれども、それでよしというわけではございません。今までもそういう事故事案というのは、このところなかったという午前中の答弁でもございました。しかし、もちろん安心はされていないということは十分認識するわけでございますけれども、この対策というのは、本当にこれでよしということではない。命にかかわる問題ですので、その都度その都度検証をしていただいて、これでいいのかというようなことも毎年毎年検証していただいて、本当に事故のないようにしっかりとした対策を今後も立てていただきたいというふうに思います。

これで2番目の質問は終わらせていただきます。

次に、3番目でございますけれども、教員の皆さんの健康の問題についてお聞きをしたいというふうに思います。

特にメンタル面、例えば鬱病などの精神疾患というような健康の問題でございますけれども、以前、新聞にも掲載もされておる、報道もされておったわけでございますけれども、文部科学省が調査をしております。2011年度に鬱病などの精神疾患で休職しました公立小・中・高校などの教員は、前年度より133人減っているんです、実は。減っておって、その数というのは5,274人ということでございます。しかし、2年連続の減少なんです、調査を始めました1979年度の約8倍だといふふうなことでございます。依然としてこの問題は、深刻な状況が続いておるといふふうに認識をしておるわけでございます。

鬱病などの精神疾患での休業は、病気で休職する8,544人のうち62%を占めておるといふ非常に高いパーセントでございます。そして年代別で、私は驚いたんですが、年代別では、50歳代以上のベテラン教員が39%で最も多いということでございます。

これを見て、私も教育関係、全然、本当に何もわかりませんが、これを報道で知りまして、実は私、驚きました。指導的立場にあるこの50歳代以上の教員の方、ベテランの方ですね。新規採用の教員の方とか、若い教員の方が悩んで、いろんなPTA、保護者の対応とか、いろんなことで悩んで、こういう病気になるということなら、ああそうか、なれへんかというようなことを思うわけでございますけれども、指導的立場にある50歳代以上の教員の方がこういう病気になるのは、病気休職者のうちで62%にもなっておる。

そこで、私お聞きしたいんですが、この50歳代以上のベテランの教員の方が、こういうパーセンテージで非常に数が多いということですが、これはなぜなのかという疑問があるんですが、その

辺は教育委員会のほうでは、なぜなんだろうということは、いろいろ見解もお持ちだろうというふうに思いますが、学校現場の現状も含めてどうい見解をお持ちなのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

50歳代の年代の教員にそういうメンタル疾患が多いということでございますけれども、いろいろなそれぞれの市町によっても状況はございますけれども、一般的に言われますのは、やはりその年代ですと、校内におきましても非常に責任のあるポストにつくということ。それから、いろんな要因はございますけれども、保護者への対応とか、さまざまなそういった面で処理をしづらい事項が出てきて、それを物すごく真摯に受けとめて、組織的に解決をしようと現場としてはしているわけですが、ご本人の性格とか、誠実な日常の業務とかで、一人で抱え込んでしまう、そういった状態があるように思います。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

今の教育長の答弁をお聞きしまして、この50歳代以上の教員の方というのは、非常に責任という面で若い人の教員とはまた違う立場にあるということは理解するわけでございますけれども、50歳代以上の方が、こういうふうな疾患で非常にパーセンテージも高いというような状況になっておるわけでございますけれども、そうしたら、本市において、こういうメンタル面での休職職員の状況というものは、どのようになっておるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

教員の休んでいる状況ということでございますが、年代層でちょっと調べてございませんもので、人数でご答弁させていただきますが、病気休暇・休職状況でございますが、市内小・中学校におきまして、本年度3人、昨年度3人、一昨年度は2人という状況でございますが、3年間を通じて全体の約1%の正規教職員が病気休暇・休職者となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

今ちょっとそういう休職をされてみえる教員の方の数というものをお聞きしたわけでございますけれども、前の私の発言に戻りますけれども、50歳代以上の方がそういうメンタル面で疾患を負って休職をしたり、あるいは退職に及ぶというようなこともあるかと思うんですけれども、本当にこの50歳代の方の真摯な、今まで本当に一生懸命教育に携わってきた。そしてまた、教育に携わる人というのは、若いときから、私は、僕は教員になるんだという強い意志のもとで教員になっている方が非常に多いというふうなことも聞いております。

悩みを持つ教員に対する相談体制ですね。これが亀山市の教育委員会は整備されているのか。そ

してまた、整備されておるといことなら、どのような予防策を亀山市の教育委員会として講じていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

相談体制はどうかということでございますが、悩みを持つ教員に対します相談体制の整備についてでございますが、市内小・中学校におきましては、日ごろから困ったことや疑問に思うことなどを自由に述べ合ったり、気軽に相談し合ったりできる職場の雰囲気づくりを大切にしております。また、校内の個別の担当者や学級担任が抱える課題に対しましても、一人で対応することなくチームとしてかかわっていく体制づくりが浸透してきているところでございます。

しかしながら、教員がストレスを感じる要因は多種多様で、さまざまな悩みを持つ場面が生じてまいります。そのような場合は、市の産業医や県から派遣されておりますスクールカウンセラーの活用を進めているところでございます。

また、休職に至らないための予防策ということでございますが、大事なのは、早期発見・早期対応でございます。管理職には、日ごろから教員に対しまして心身両面からの状況把握に努め、わずかな変化に気づいたときには早急に面談を行ったり、学校内の協力体制を整えたりするなどの指導を行っているところであります。さらに、県教育委員会と連携をいたしまして、教員が自分自身のストレスや健康状態をチェックしたり、メンタルヘルス研修を受講したりすることを推奨しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

今いろいろな体制、予防策、教育次長のほうからお聞きしました。とにかく今も教育次長の答弁でもありました早期発見と、それが一番大事だというお話でございましたが、本当にこういうメンタルな面の、今私が質問しておる問題は、本当に学校現場の校長先生とか教頭先生が絶えず目配りをする。そういうふうな中で、本当にリーダーシップをとって、いつも各先生方との会話を通じて、その辺の悩みというものを校長先生なり教頭先生の管理職の方がつかみこんでいく。そして、あんたこのごろあれや、どうやというようなことで、絶えず気配りをする、目配りをする、これが大切なことだというふうに思うわけでございます。

このような状況は、単に精神的に弱いからではないかとか、そういう問題で済まされるような問題ではないと思うわけでございますが、聞くところによりますと、学校の先生方、非常に帰宅時間も遅い、一般職に比べると超過勤務も多い。それだけ業務が本当に多い、私もそれは聞いております。そして、その仕事をしないかん、処理をしないかんということで、若い女性の教員の方は、自宅へ仕事を持ち込んで自宅で仕事をしている、採点をしたりしておる。

そしてまた、今のような社会状況の中で、非常に保護者対応というものが複雑、多岐にわたっておるといこと、ストレスも今言った1979年ぐらいの年度と比べると、本当に厳しい状況にあるということは私も認識をしておるわけですが、そういうことだといこと、それを放置することはもちろんいけないわけでございますから、こういう相談体制、より一層の相談体制、

予防策を本当に確立していただいて、こういう教員の方が一人も出ないように対策を講じていただきたいというふうをお願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

5番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時39分 休憩）

（午後 2時49分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、バイ・カメヤマということで3点質問させていただきます。

聞きなれない言葉かもしれませんが、平成8年12月定例会に、バイ・カメヤマということで質問させていただきました。簡単に言えば、亀山製品の活用や購買について、当時の田中市長の最初の政策集というか、そこに書いてありましたので、それを受けて地場産製品の中に工業製品が含まれるのとか、それから亀山で生まれた産品をPRしたらどうかとか、そういうふうな質問をさせていただきました。

それから早いもので17年が経過をして、その間、亀山市の産業構造も大きく変化をしてまいりました。改めて新しい工業都市として生まれ変わった亀山市において、当時の質問のまま、少し内容がどう変化したのかを確認させていただきたいと思います。

まず最初に、地場産製品の認識についてお尋ねしたいと思います。

工業製品が地場産なのかということ、当時質問させていただきました。確かに答弁では、亀山で生産された工業製品、これはもう認識をしなければならない、また外部にも認識をしてほしいというふうなことはいただきましたけれども、担当課長からは、あくまでも地場産品というのは、地元の手法によって古くから土地に根づいた地方色の強い産品というふうな答弁でありました。

改めてこの時間が経過した中で、やはり地場産産品というのは、地元資本で地方色の強い産品ということの認識なのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

20番 竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

地場産品でございますけれども、地場産品は、平成8年当時と同様に明確な定義づけはございませんが、一般的に地元の資本によって古くから土地に根づいた地域についての地域性の強い生産物や商品と理解される場合が多いことから、市といたしましても、特産品や物産品と変わりなく取り扱いを行ったことが多いと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

平成8年と同じ認識、変わらないという答弁でした。

確かに古い資料ですけども、昭和55年の中小企業白書というのを見ても同様のことが書いてある。当時の質問は、それをわかった上で工業製品はそうならないのかということでしたので、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、工業製品を地場産と捉えられないのかということについてお尋ねをしたいと思います。今のご答弁では、そういうものは入らないというふうな、カテゴリーには入らないということだと思います。

ただ、地場産製品が今みたいな解釈になってしまうと、亀山市の多くの立地というのは40年度以降に受けてまいりました。既に四、五十年ぐらいたつわけですね。そうすると、その時代に誘致を受けて何十年もこの土地に根づいていても地元資本ではないという、地元の産品かもしれませんが、地元資本ではないということになると、いつまでもその企業は、亀山市においては他人になるわけですね。同じ人じゃないという、資本が違うという理由だけでですね。

そういうことがあったんで、少し地場産ということ調べてみましたら、たまたま福島県の地場産指針というのが見つかって、そこにいいことが書いてありました。これは13年度の策定ですのでもちょっと古いんですが、やはり一般的な地場産業になじみにくい加工業種とか組み立て業種であっても、やはり多くの企業がそこには関連をしながら多数の従業員も抱えていると。だから、地域の産業として深く根をおろしているような業種も地場産業の中には入っているんじゃないかというふうな指針が載っておりました。

まさしく、私はこの福島県の解釈のように、狭義で言えば確かに、狭い範囲で言えば今おっしゃるとおりですけども、少し視点を変えれば、やはり資本はないけれども雇用や、後で述べますけど納税力や、それから産品としての出荷もありますので、さまざまな経済活動に寄与しているという面から言えば、亀山で立地をされた企業、そこでまた生産された工業製品というものは、私はあくまでも、狭義に解釈をすれば地場産ではないかもしれませんが、広い意味では地場産ではないかという見解を持っておる。当時もそういう質問をさせていただきましたが、改めてそのような考え方はできないのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

市内事業所で生産された工業製品と、これまでから一般的に地場産品として認知されてきましたものとの関係でございますが、その関係の位置づけやすみ分けという整理よりも、それぞれのよさや強みを生かしつつ、双方とも本市の魅力ある産業資源ととらまえた上で、その振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

解釈としては、産業資源だというふうなことが、地場産に固執するわけじゃないんです。要するに、亀山で昭和40年代からやってきていただいて、そこに根づいて、私もその一人かもしれないですね。そこで働き、家もつくりというふうな、鈴鹿なんかも多分そうでしょう。5倍からの人口になったわけですので。そういう当時の高度成長期の中で地域に根差してきたのかどうかを私は確認をしたかった。そういう企業なんだという認識が行政にあるのかないのか。いやいやあれは誘致された企業ですからという見方では、せっかくここに根づこうとする、根づいている企業に対して、やはり行政の見方がどうなんだろうかということで、少しちょっとしつこいですけど、そういう質問をさせてもらっています。

亀山の工業の現況といいますか、状況というのをちょっと調べてみました。私のほうでデータがあるという範囲でいくと、15年度と22年度の数字で少しお話をさせていただくと、15年というのはシャープさんが来られる前ですね。液晶産業が来られる前の製造品出荷額は大体3,000億円程度と、それでも県内で有数のレベルであったと。それが22年度には、液晶産業の誘致によって1兆860億、1兆円を超えました。これは、県内では四日市、鈴鹿に次いで3番目、1兆円を超えているのは、22年度では3つしかない。いなべ市さんは、すぐその後におられます。ほぼ4市ぐらい。

そういうことで、工業都市としては県内でもトップ水準、1人当たりでも断トツに1位の水準を持っていると。3,000億円でも1人当たりでは1位か2位でしたので、1兆円を超えた段階でとてつもない工業都市になってきたということだと思えます。

この背景は、今も言いました電子部品、デバイス、電子回路製造業という、液晶産業のことだと思うんですが、これが15年から22年にいくと2,000%、6,900億円伸びているわけですね、20倍。それから、それまでの既存産業分でも輸送用機械器具製造業や、非鉄金属製造業、プラスチック製造業、この大きな主要な3つを合計しても2,860億円、143%の伸びを示している。

それから就業構造のデータ、これは亀山市のホームページにもありましたので、そこから引用させていただきますが、2次産業の従事者の割合も7年度は48%、これが22年度は38と減少はしておりますけれども、三重県平均は31、全国平均は23.7ということでありますので、これはホームページにも書いてありましたが、工業に強い都市なんだということが今でも認識をされていると。

そういう、これらの数字から見ても、やはり亀山市は歴然たる内陸工業都市であり、液晶産業を誘致したことによって、さらに強固になってきたと。ただ、完成品がそう多くありませんので、やはり地場産品なのかというと、どうしてもここがひっかかってくると。そうは思いますが、やはり私は当時も言いましたけれども、亀山で生産された部品がどのような製品に生まれ変わっていくんだと。当時も言いました、全世界へ行っているわけですね、物によっては、決して亀山でつくったものが亀山で消費されるのではなくて、特にもっと幅広く、当時でも海外へ行っておりましたけれども、さらに海外への製品出荷もあるわけです。そういう関心をどうやって高めていくのか。まさしく、これは行政の一つの政策ではないかということで、当時も質問しました。

例えば光ファイバー、これも1社つくっておられますけれども、これが今では当たり前になって、当然ネットなんかで光ファイバーを引き込んで、すごい早いスピードでインターネットも動くよう

になった。そういう産品も、実は亀山でも生産をされていると。そういう認識を、やはり行政も持つと。そのために、その企業の工業製品というものを、私は地場産品とあえて言いますが、地域の産品としてどう評価をしていくのか、どうそれを捉えていくのか。

今の部長の答弁ですと、産業の資源としてってさりとおっしゃいましたが、実はこれ、私たちが生きていく上で大事な税金も生み出しているわけですので、改めてその程度の認識なのか、17年たって。やはり工業産品というものは、亀山を左右するような大きな産品なのかどうか、改めて確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

議員ご所見のとおり、地域、亀山市に根づいた産業としてとらまえて、さきにも述べさせていただいたとおり、本市の魅力ある産業の産業資源としてこれからも幅広く特色あるものづくりの促進について支援をしてみたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

私は、支援の話はまた後でしますが、要は認識があるのかどうかということを知っておくわけです。17年前と同じ答弁になってくると、その間にどれだけ亀山がこういうもので飛躍してきたのか、それがやっぱり税収にはね返り、すばらしいまちになってきたと。それも40年代の産業ですよ、来られたのは。40年、50年たっているわけですよ、根づいている。そのことが17年後に聞いても余り変化のないことなんで、それはもうちょっと、この後も質問しますが、ちょっと認識不足じゃないかなということで、次の質問に入らせていただきます。

次に3点目に、ちょっと今回、工業製品だけ取り上げていますので、工業製品への認識についてお尋ねをしたいと思います。

積極的なPRは行ってきたのかということです。

これも当時も質問をさせていただきました。亀山で製造された製品の紹介や活用、それから積極的に取り入れのできる取り組み、また当時、サンシャインパークの計画がありましたので、そこに紹介するようなことがないのかというふうなことを質問いたしました。

答弁では、サンシャインパーク等のウインドーショップ的な商品展示を検討いたしますというふうな答弁がございました。

確かにサンシャインパークオープン時にはコーナーがございました。同僚の議員の方もちょくちょく行かれる。私は余り行ったことがなかったんで聞いたら、数年前にはもう閉鎖されておるといふことで、私も見に行ってきました。確かに昔あったところは、全く閉鎖をされている。そんな今状況です。

それを踏まえながら、この亀山の工業産品というものについて、市は積極的なPRを行ってきたのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

市内で生産された工業製品のPRに関しましては、議員ご指摘の亀山サンシャインパーク、ハイウェイオアシス館の情報コーナーの撤退の件でございますが、このコーナーは、県が亀山サンシャインパーク株式会社から賃借し、そのスペースを県と共同で利用していたものでございます。

こうした中で、県が賃借の継続が困難となり、引き続き市で賃借することも検討いたしましたが、結果的に施設利用料と見合う効果的な活用が見出せず、やむを得ず平成23年9月をもって終了させていただいたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

県との共同利用ということで、23年の9月に廃止したと。多分、ここの株主になっていると思うんですね、亀山市もね。私もオープンに行きましたので、株主さんですよ、ここ。今、利用料とのバランスとおっしゃいました。利用料がどれだけかわからないですけど、工業が亀山市に納付している税金って、後で言いますけど、利用料どころじゃないですよ。

なぜ、そういうことが苦もなくやめてしまうということになったのか、非常に私は疑問だと思うんです。後期の基本計画も前期の基本計画も、それぞれを見ても、奨励とか支援とは書いてある。でも、こういうアピールというんですかね、亀山産品をきっちりアピールしていくんだ、推奨していくんだ、どこにも書いていない。何かいかにも行政目線で、企業に対して物を言うみたいな姿勢だけしか書いていない、改めて読み返してみるとですね。

そうすると、ちょっと気になるのが隣の鈴鹿市ですね。たまに私たちも会議があったりして行くと、いつもあの大きなロビーのところには、鈴鹿産品、車であったりバイクであったり、ちょっと置いてある。それは鈴鹿だからとおっしゃるかもしれませんが、亀山だって完成品もあります。

そういう視点から見ても、こういう動きはほとんどされていないんですね、17年間を見ても。ようやくつくっていただいたものも23年で廃止していると。そうすると、やっぱりより積極的なPRという姿勢が全く感じられない。何か納税対象だけで捉えているのかと、そうも見えない。やっぱり雇用、納税、地域振興、さまざまな面で持つものへの認知が、やっぱりこれの一つ見ても全く17年変わらないというふうな印象を持つんですが、改めて工業製品、PR、積極的にやっていく意思があるのかどうか、改めて確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをいたします。

少しご指摘をいただきましたように、亀山としての内陸工業都市として非常に多様な製造業が立地をいただけてまいりました。少し税収のためだけとかということに触れられましたが、非常にこれら、昭和40年代から始まった事業所におかれては、地域の経済・雇用はもちろんでございますが、本当に本市のまちづくりのさまざまな場面においてご尽力をいただけてきたと。また、行政としても可能な限り、その連携・協働を大切にした取り組みを進めてまいりました。こうした中で、広義、広目で言う工業製品としてももう少し積極的に市としてPRや、あるいはサポートの仕方が

あるのではないかとというご趣旨であろうというふうに考えております。

こうした中で、例えばパイ・カメラという捉え方で申し上げれば、液晶関連の産業が立地をいただいて、平成21年度の本市の学校ICT環境整備事業によって、小・中学校に液晶テレビを導入したということがございました。こうした取り組みもご提言の趣旨につながるものというふうに考えておりますが、これも少し触れていただいた。完成品は非常にわかりやすいんですが、亀山の多様な半製品につきまして、なかなかそのところは見えていないのではないかというようなご趣旨でもあろうかというふうに思っております。

私自身も、例えば市内で生産されるさまざまな工業製品につきまして、機会を捉えて対外的にPRをいたしてまいりました。例えば、カメラマローソクはそうなんですが、防災の対策、あるいは防災の備えという意味で非常に関心が高まってきておりますので、ろうそくはもちろんなんですが、例えば市内で製造いただいております小型発電機、これも非常に他のメーカーの製品として、鈴鹿市の製品として出てまいりますが、実際は亀山市内で製造されて、大変大きなウエイトを占めていただいております。そういうことにつきましても、防災グッズとして、積極的に対外的にPRをいたしてまいったところでございます。

いずれにいたしましても、議員のご趣旨も踏まえ、今後、これまで以上に、これはやっぱり市内の事業所が取り扱っていただいております製品というのが、完成品以外はなかなか見えにくいということもございます。あるいは、亀山の立地いただく企業が、別の他府県の工場へ委託をしてつくったものが亀山産として出ていたり、その逆もまたありでございまして、企業の系列の問題とかそういう問題もございます。

しかしながら、今ホームページのPRの仕方につきましても、創意工夫をしてPR強化をしていきたいというふうに思っておりますし、今後も市民の方々にCSRを踏まえ、地元の企業の活動につきまして、製品の内容につきまして知っていただく環境づくりを市としてはしっかり進めてまいりたいというふうな考え方を、現在持たせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、市長のほうから少しPRもしているような話でございました。

次の質問ともちょっと関連しながらのご答弁でしたので、先にわかりやすいというところでは、これもう答弁は要りませんが、時間がちょっとなくなってきましたので、企業紹介を1つ見ても、亀山市雇用対策協議会からきっちり企業は出ております。ただ、これも気になったんで鈴鹿を見てもみましたら、業種別にわかるようになっている。

亀山でも調べると、対象業種が22年度の工業統計調査で23業種、100名以上ですと15業種あるんです。少なくともこの15業種ぐらいで、どういう部品とか、どういうものをつくっているか、ぼんやりわかってくると。これはやっぱり鈴鹿は進んでいるなという気がするんです。Suzukaものづくり企業情報検索、しゃれっぽいですよ、ものづくりと、今はやりですので、そういう意味からいけば、関心がやっぱりないんじゃないかなというふうについて言いたくなるということだと。これはちょっとこういうものを研究してほしいのと、最後に、市長からパイ・カメラ、要するに亀山製品を購入するという視点での最後の質問になりますが、やはり法人市民税をちょっ

と見てみますと、平成8年度は約6億、ただ償却資産は8億ですね。それが、25年度は法人市民税は6.7億円、償却資産は31億円。個人市民税はそう動きはありませんが、償却資産は企業の動向とともにふえてきていると。ピークで見ると、法人市民税は18年、一番いいときで19億、多分このときは既存産業で12億円ぐらい稼ぎ出しておりましたので、リーマンショックでずぼっと落ちましたが、相当既存産業分も法人市民税を稼ぎ出していたと。

そうなると、やはりしつこいようですが、亀山の内容を知ること、非常にわかる。さっき市長もおっしゃいましたように、よくわからないじゃないんですよ。皆さんが私たちに、市民にやはりこれは指し示すべきものであって、工業の地産地消というのが書いてあって、私は勘違いしていましたけど、工業の地産地消というのは、売れるところをつくる。要するに海外へ出るという意味ですね。だから、国内の生産が、購入が減れば、国内は減らすんです、これ。ということは、どこかを畳むということですよ、閉める、工場を。そのときに、私はずうっと言っていますが、最後に亀山の工場はやめてほしい。そのための努力をやらないと、国内生産はどんどん減っていく傾向にあるわけですよ。

そういうことも認識すれば、やはり市長には企業訪問でトップセールスをお願いしていますけれども、トップバイヤーとして亀山の産品をPRしながら市民の購入動機づけになるような支援を、やはりもう一度私はきちっとやってほしいと思いますが、ご見解を確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それはご指摘のとおりというふうを受けとめさせていただいております。農産物もそうですし、特産品もそうでございます。工業製品についても、非常に完成品から半製品までさまざまある中で、全てをなかなかPRはできませんので、しかし、非常に戦略的に有効な情報発信に今後も努めてまいりたいというふうに思っておりますし、ただ少し他市、鈴鹿の事例を申されましたけれども、こういう部分で、そういう情報の共有という意味では、やっぱり本市としては若干弱いところがあるのかな、発信も含めて。そこについては、さらに創意工夫をして情報発信に努めていきたいと。その先頭には立ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

櫻井市長になって商工業振興室ですか、今までは一緒くたになっていたものが、商工業というものが1つ室として生まれしてきた。そういう意味では、この地から会社が去っていかないように、そういう意味では相当側面的な支援がないと、国内購買力が落ちた瞬間、やはり多くの企業がどこかに去って行ってしまふ。名古屋も大きな企業がなくなると新聞にも大きく載っておりましたけれども、ぜひ注意深くお願いをしたいと思っております。

次に、大きな2点目として、子ども総合センターについて質問させていただきます。

最初に、子ども総合センターの管理体制について質問をさせていただきます。

1点目、センター長の配置と管理体制についてお尋ねをいたします。

今回、子ども総合センターには、これまで部長兼務であったセンター長が、センター長として専

属に配置をされました。まず、センター長を置いた考え方について確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

子ども総合センターにつきましては、子供支援施策の一元的推進を図るために、平成22年の4月に新たに設置をいたしたものでございます。

議員ご指摘のとおり、本年4月の組織・機構改革までは、健康福祉部長が兼務をいたしていただいていたところでございます。今回の専属のセンター長を配置いたしましたのは、後期基本計画の戦略プロジェクトのうち、子ども輝きプロジェクトの積極的な推進と子育て支援施策の一層の充実を図ることからでございます。

センター長は、子供にかかわります相談支援と、保育所等の児童福祉部門を一元的に管理し、機関の枠組みを超え、教育委員会との連携をも図っていくものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

センター長の配置については、一步前に出たなということで評価はしたいと思いますが、ただ、今回のセンター長の配置というのは、昨年12月に組織・機構改革の提案があって、部内の局長、要するにセンター長ということで二層管理体制という中の配置となりました。そうなりますと、当時は議案質疑でしたので細かい質問まではしませんでした。改めてこの管理権限についてはどうなっているんだろうかという感じがいたします。

センター長の権限は、どの程度までカバーされているのか。要するに、当時の質疑の中では、部長がいて局長、要はセンター長がいるわけですね。並列じゃなくて上下になってしまっていると。そういうことからいけば、組織運営の管理権限、100%全てセンター長の判断で動いていく独立したセンターなのか、部長がそこにも少し何らか関与しながら、丸々100%ではないというふうな組織運営なのか。

それから、総合センターの中には室長が2名いらっしゃいますけれども、この方は、センター長を飛び越えて部長のほうに、当時私が質疑したのは、部長直属の室長を局長がカバーできるのかと聞いたら、これはやる必要がないとおっしゃいました。ただ、これは聞かなかった。要するに、センター長、局長直属の室長はセンター長、局長を飛び越えて部長に相談に行けるのか、そんなことが可能なかどうかも含めて、管理権限についてはどういうふうになっているのか確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

まず、センター長の業務管理の権限でございますけれども、子ども総合センター内には、子ども支援室と子ども家庭室を配置いたしております。基本的には、この2室に関します分掌事務は、センター長の権限に属するものでございます。ただし、市長・副市長の判断を必要とします重要な案件につきましては、当然、部長と十分にコミュニケーションを図って決定していくものというふ

うに考えてございます。

また、センターに属します室につきましては、センター長を超えて、直接部長の判断や指揮を受けることはございません。センター長の指揮命令を受けることとなっております。それ以外の地域福祉室、高齢障がい支援室及び健康推進室の3室につきましては、直接部長の指揮命令を受けるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

そうすると、一応ほぼ独立だと思うんですね。ただ、問題は、さっき言われた重要なことはコミュニケーションをとりながらという、こうすると今度は疑問が出てくるんですね。二層というところの一番これが難しいところだと思います。この辺のところは、多分、今確認してもまだ動き出したばかりなので、例えば事例を言えといってもなかなかわかりづらいですけども、判断としては、室の運営としては、ほぼ100%に近いということで確認をさせていただきます。

それから次に、専門監の業務について確認をさせていただきます。

今、部長からも答弁がございましたが、22年度に子ども総合センターを設置して、そのときに臨床心理士を専門監として配置いたしました。21年の定例会で質問したときに、当時の答弁でも、臨床心理士についてはセンター所属の専門のコーディネーターとして配置をして、専門職としての役割を特化させていくというふうな答弁でございました。

それからいくと、今回、センター長が配置をされましたけれども、子ども総合センターのマネジメントはセンター長が担い、そして専門監は臨床心理士としてさまざまな相談体制に取り組むスペシャリストというふうな判断でいいのかどうか、改めて確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

子ども総合センターに配置をいたしました専門監の業務でございますけれども、私、当時、保健福祉部長でありました平成21年の9月議会におきまして、センター所属の専門コーディネーターとして配置をして、関係機関との連携強化を図るなど、専門職としての役割に特化していくこととご答弁をいたしております。現在におきましても、同様の考え方をいたしているものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、企画総務部長から専門職としての役割、当時、福祉部長でもありましたので、そういうことでございました。

ただ、今回は二層管理体制となっておりますので、センター長がいらっしゃって、その上に福祉部長がいらっしゃると。その下に専門職としての専門監がいると。改めて申しわけありませんが、最終管理者となる健康福祉部長に、今の見解で間違いはないのかどうか、改めて確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど企画総務部長が申し上げましたとおり、子ども総合センター長はセンター全体のマネジメントを行い、専門監につきましてはセンター内に配置され、スタッフ的に機能し、相談業務等に専門的に取り組む職と考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

次に、子どもセンターの事業について5点ほど通告がしてありますので、それぞれ確認をさせていただきます。

事業の現況ということで、17年度に設立がされました。このときは子ども総合支援事業ということで、相談事業を中心に事業を行ってきました。ただ、これが22年度には、子ども支援室と子ども家庭室が一緒になって総合センターとして新しく生まれ変わってきたと。そういうことからいきますと、相談事業から保育所まで幅広い仕事の内容になっておりますが、ある意味設置後8年を迎えるわけですが、現在の事業の現況について特徴的なもので結構ですので、どんな状況なのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在の子ども総合センターの業務についてでございますが、大きくは子供支援と子育て支援を業務といたしておりまして、子供に関するさまざまな相談、支援、また多様化する子育てニーズに対応するため事業を推進しているところでございます。

子供に関する支援施策を一体的かつ機動的に推進するとともに、室の枠組みを超え、また他室及び他部局、関係機関と連携した業務の遂行に努めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

17年度の設立時では、特に相談事業が中心であり、22年になって、櫻井市長になって新しく総合センター化になって、少し幅広い分野になってまいりました。

私は、特に当時から相談事業についていろいろ議論というか、質問をさせていただきました。8年を迎えて、当時は不登校やいじめや、そういうふうなイメージから、今の事務分掌を見て、相当幅広いところまで領域が広がっておりますが、この8年間の中で、特に相談事業についてはどのような変化が起きてきたのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

相談内容の変化についてでございますが、開設当時と比較をいたしますと、発達障がいと虐待との複合型のケースや、保護者が精神疾患を抱えたケースなどの困難事例が年々増加傾向にあります。

これらは、いずれも家庭環境の変化や貧困等の社会情勢なども大きく影響しているものと思われます。

また、相談件数の増加に伴う対策といたしまして、子供の育ち相談等の開催回数を変更するなど、工夫をしながら進めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

確かにできたときから比べると、午前中の議論もございましたけれども、女性に入り、DVに入り、子供の虐待みたいな相当幅広い相談領域まで入ってきたなという印象を持っております。

そんな中で、この8年間取り組みを進めてこられて、いろんな場面で亀山市の取り組みは見聞きをしてきたような気もしております、いろんな事例発表があつたりとか。そうなりますと、この8年間の中で随分力を入れていただいた結果、県内でも、国内でもトップ水準の位置づけになってきたというふうに思っております。

そうすると、他市から見てもさまざまな成果が生まれてくれば、参考にしたいみたいなことも私はあるんだろうと思うんです。できない市もいっぱいありますので、臨床心理士まで配置をして取り組める市はそうありませんので、そういう意味からいけば抱え込むことなく、いろんな事例を外へ発信をしながら他市の参考にもしていただく、そんなことも重要なことじゃないかと思いますが、そういう視点でなかなか報告もいただいておりませんが、取り組みの成果と亀山市から外へ向かった、そういう情報発信なんかは取り組んでこられたのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

議員ご指摘のとおり、これまで他県・他市から数多くの視察の依頼や講演依頼がございまして、それぞれに対応をしております。いずれも本市の取り組みについて情報発信をすることにより、外部からも高い評価をたくさんいただいております。今後は、相談事業に限らず、子供・子育て全般についても、市内外、市民にも広く発信してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

確かに年々こんな事例とおっしゃいましたけれども、さまざまな変化、相談内容も大きく変化をしている。そういう意味からいくと、折につけ、私たち自身も含めて、当然これは市民にもお知らせをしても何らかの動きがわかってくるし、いろんな意味でちょっと内向きの活動で、随分成果が上がっていてもなかなかわかりづらいと。どんなことが今起きているのかわかりづらいので、そういう意味では、市内外も含めて、もう少しいろんな事例も含めて状況の報告はしていただきたいと思います。

それを含めまして、次に2点目に、子供支援と子育て支援についてお尋ねをいたします。

この質問をちょっとしようかなと思ったときに、事務分掌を読ませていただきました。総合支援事業、22年に総合センターになりましたので、子ども支援室と子ども家庭室と2つになったわけ

です。

子ども支援室の分掌事務では、子供支援という言葉が使われていて、子ども家庭室では子育て支援というふうな言葉が使われている。私のもともとの印象としては、子育て支援というふうなイメージでずうっと議会でも質問とかさせていただきましたけれども、改めて読み返すと、子供支援と子育て支援、言葉が違うんだなというふうな印象を持ちましたが、基本的に何が違うのか、2室ありますので、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子供支援と申しますのは、主に子供の育ちや成長につまずきのある子や保護者に対して、相談や支援を行うものでございます。

一方、子育て支援といいますのは、子供の育てやすい環境整備や子育て支援策を整備し、全ての子供をサポートするものでございます。

言いかえますと、児童福祉法でいいます子供を対象にいたしまして、それを全ての人数を1と考えますと、子供支援は、支援を要する子供、つまり全体の1割から2割の子供が対象となりますし、子育て支援は全て、10割の子供が対象になると考えております。

いずれも子供たちのよりよい成長のためには、なくてはならないものというふうに認識をしております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

子育て支援というのは100%ということだったんで、これはよくわかる。子供支援という言葉が、育ちやつまずきがあるときに対応していくんだということだったら、もうちょっと、その言葉が相談事業とどうつながっていくのかということですね。子供支援と相談事業という、ここは非常に重要な、今までも子育て支援という言葉だけがずうっと走っていましたが、おとといの条例のやつも子ども・子育て会議なんですね。子供と子育てとか、ちょっと違うんだなという印象を持ち出したんですけど、その子供支援というのは、ちょっと子育てとは違うということ。その言葉が相談事業とどういうふうにかかわっているのか、もう一度、ちょっと私自身が理解できなかったんで確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子供支援も子育て支援も、どちらも子供の健全育成のために大変重要で必要なものでございます。例えば、広く子育てに関して法的に、あるいは施策的に整備をする子育て支援施策は、結果的には、それぞれの子供の生活の質を向上させることとなります。このことから、それぞれの子供たち、1割、2割と申し上げましたが、支援の必要な子供たちの、要支援の子供たちへの支援にもつながってくると考えております。

つまり、子供支援と子育て支援は、車の両輪のようなものであることから、今後も協力して一体

的に業務を行ってまいりたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっと理解がしづらいところがあるんですけど、子供支援というのは、要は子供を軸にサポートしていくことなのかどうか。子育て支援というのは全部ですよね、保育所をつくったり、体制をつくったり、子供の支援ですので、子供に特化したようなことになってくるのかどうか。子育てというと保護者も含めてやっていくんですけど、ちょっと子供支援という感覚が、相談事業に子供支援はなっているんですよね。子供支援が相談事業にリンクしている。これ、子供の発達障がい、それからDV、虐待、ちょっと療育は別にして、そういうところに広がって、それを子供支援というふうに言っているのもうちょっとわかりやすい、子供支援というのは、そういう発達障がいがあったり、保護者の関係の中でいろいろトラブルがあったり、そういうことを解決することを子供支援と言っているのかどうか、もう一度確認をさせてほしいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子供支援で関係してまいりますさまざまな支援を必要とする子供たち、それから保護者に対しまして、さまざまな相談業務や支援業務を行うわけですが、その中には、やはり家庭的な基盤の中で経済的な事情であるとか、それから保護者の家庭的な弱い部分を全体的な子供施策の中で、子育て施策の中で底上げをする。下で支えながら、そしてその上で、要支援の子供たちを個別に支援をしていく。そういった意味で土台の部分と、それから個々への部分というその対応によって、それぞれの支援の必要な子供たちが、さらに力をつけて次へ進んでいけるというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

余りここで時間をとって、ほかの質問がありますので、要は子供に特化して支援をしているというふうな印象を持たせていただこうと思います。子育て支援と子供支援はまた違う領域なんだということを確認させていただきました。

それで、この2つの室を持ちながら、3点目、どこに軸足を置いていくのかということを確認したいと思います。

先ほども申しましたが、17年度には子ども総合支援事業がスタートしました。これも相談事業としてスタートをして、22年度には2室が配置をされて、子ども総合センターとなりました。この25年には、兼務から独立してセンター長が配置をされてきた。

当初は、福祉と教育が連携をした相談事業からスタートしたわけですが、この前の教育民生委員会の所管説明では、新たに中学校卒業以降の就労支援、それから一昨日の子ども・子育て会議条例が提案をされて、さらに幅広い部分までこのセンターが持とうとしているということは、さらに取り組みの広がりが始まってきたと。

要するに、私が最初に思っていたものから相当大きく役割の変化が出てきたように私自身は感じるんですが、どこに軸足を置いて進めていかれるのか、改めて確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成17年度に設置されました子ども総合支援室は、ゼロ歳から18歳までの子供がよりよく育つために、相談支援における専門性を持ち、関係する機関の連携を強化する目的がありました。

現在も、子ども支援室は、専門監を軸にして相談業務の質の高さを維持、発展させていく方向に変わりはありません。また、今後は、さらに義務教育終了後の年齢層の相談支援体制の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

子供支援は質の高さを保ちながらこのまま進めていきたい。さらに、先ほど言いました義務教育以降についても、少し広がりが出てきたというふうなことを確認した上で、4点目の最終的な組織の形ということに入らせていただきます。

これも随分前から質問しておりまして、これまでは金沢市の例を掲げながら、特に相談事業を中心に福祉と教育、特に教育研究所なんかと一体となった組織をつくったらどうだと。それが、私が言うセンターということ随分言っていました。

ただ、22年度のセンターができた段階で2室が配置になって、少し状況が変わってきた。それから、今答弁もありましたが、義務教育以降も少し入ろうとする。さらにこの条例が制定されますと、子ども・子育て会議ということで、もうちょっと広い範囲になってくると。

そうすると、私は、この組織の位置づけというものが、冒頭で二層管理体制ということは質問いたしました。やっぱり二層のままがいいのかどうかという疑問が生じてくると。やはり、当時も福祉部から抜いて独立したものをつくったらどうだということは随分提言してきましたが、今までの話を聞いていると、やっぱり部内局の位置づけよりは、もっと違う形にしたほうがいいんじゃないか。ある意味、これは独立して子供全般の業務をやらせたほうが、どうもこの条例の内容を聞いていても、そっちのほうが見合ってきているというか、時代に合ってきたんじゃないかなという印象を持ちますが、最終的な組織の形、いつまでも部内局でこれは進められていくのか、改めて確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

最終的な組織の形ということで、私より答弁をさせていただきます。

子ども総合センターの役割といたしまして、子供にかかわります相談支援と保育所等の児童福祉部門を一元的に管理して、機関の枠組みを超えて教育委員会との連携を図っていくものである旨、ご答弁をいたしてきたところでございます。

現在、教育委員会と子ども総合センターが中心となりまして、教育部門と児童福祉部門の連携や、

今後策定が求められます市町村子ども・子育て支援事業計画に向けての協議を行っているところでもございます。今後、認定こども園を初めとしますさまざまな手法を模索しながら教育との連携を図って、子供施策の一体的な推進に向け、さらなる取り組みを進めていくことが必要というふうにも考えてございます。

こうした中で、議員ご指摘の福祉と教育が一体となった子供を軸としたということで、福祉部から独立した組織へと転換を図っていくことは大変重要なことというふうに認識をいたしております。すぐというわけにもまいりませんが、今後、前向きに検討を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

随分前から一緒にだったらどうだという提案はしてきましたが、実は、そのときの提案よりも今のほうがもっと幅が広がって、ますます教育と福祉、特に認定こども園、前に質問をすると、教育委員会が答弁していたんですかね。今度は新しい法律によって子ども総合センターのほうで答えられている。ですから、福祉と教育の枠組みがずれ始めてきたとなれば、一気に違う形を今後模索していてもいいんじゃないかということは、ぜひ今後検討していただきたいというふうに思います。

それから最後に、相談支援体制、これも随分さま変わりして、だんだん難しい例も出始めた。そうなりますと、やはり保・幼・小・中、それからもっと前もありますけど、入り口というんですかね、一番接する部分の人材が育っていかないと、全てこれが臨床心理士への持ち込みとなると、とてもさばき切れない。そういう意味では、相談体制となる職員、教職員も含めて、そこら辺の人材育成も非常に重要な視点ではないかなと感じております。

事務分掌でも保育園・幼稚園、教育との連携もうたっておりますし、事例研修会を開催し、助言・指導を行うというふうなことになっておりますけれども、この関連する幼・保・小含めて、全体で相談支援体制を行えるような人材育成について、今、どのような取り組みが行われているのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成17年に障害者自立支援法の実施、及び児童福祉法の改正によりまして、子供のあらゆる相談事業が都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、子供相談や家庭への支援における専門性の確保が必要となりました。また、その後の法改正や社会情勢の変化から、相談体制の強化が求められているところでございます。

そのような中で、本市は、これまでから専門監を軸に人材育成に力を入れ、職員の多くが専門性の高い職員として成長してまいりました。現在、子ども支援室はもちろん、各保育園・幼稚園・各学校において、得た知識や技術を用いて活躍をされておるところでございます。

また、県が実施する研修のほかに、今年度もこれまでと同様に週1回、子ども支援室内において学校の教職員、通級指導担当者なども参加をし、情報共有をするケース会議を行うとともに、個々

のケース対応について実践的研修の場を設けております。さらに、各園や学校教職員を対象とした研修会や事例検討会などを実施いたしまして、市内全体の底上げを行うなど、専門監を軸に人材育成に努めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

幅広く今取り組みをしながら、実践的な部分も含めて取り組んでおられるということでしたので、やはり入り口でのさまざまな人材育成、多分以前も専門監から教育民生委員会でそういう話もありましたけれども、本人一人でやるんじゃなくて、周りが、全体が囲いながらこの相談体制をつくり上げていく、そんなふうなことも聞いたことがある。

最後に、専門監はスペシャリストとして、特に臨床心理士という特殊というか、なかなか市では雇い切れないというか、そういうふうな立場で今頑張っていただいておりますけれども、人材育成に関して、専門監はどのような役割、今少し報告がありました、そういう意味での役割について確認をして、質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

先ほども申し上げたとおりでございますが、それぞれの研修会や事例検討会と園への巡回指導など、それぞれの場におきまして、指導、助言等、専門的な立場から行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

20番 竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時45分 休憩）

（午後 3時55分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ぼぶらの鈴木達夫でございます。一般質問をさせていただきます。

私のテーマは、亀山市の介護事業についてということでございます。

ご存じのように、この介護事業・制度は、平成12年からスタートしました。その介護事業、12年から始まりまして、最近の私の近く、あるいは地域、あるいはまちの風景が随分変わったなというような思いがします。私の周りにも、随分要介護をされる方、あるいは介護のお仕事をされる方、また町なかを見ますと、介護事業の車も数多く見られるようになったと思います。

その意味で、ごく本当に身近に、あるいは日常的な介護事業とのかかわりがふえてきたなあというような思いがしまして、今回は、この亀山市の介護事業の現状と課題を市民の方と共有したく質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、要支援、要介護者数の推移についてという項目を設けました。

亀山市における要支援、要介護者の推移、人数と傾向を、できればここ5年間程度の中で示していただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

9番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

当市におけます介護保険の1号被保険者のうち、要支援、要介護の認定者数は、毎年ふえ続けておりまして、平成24年10月現在、平成20年に比べ435人増加しておるところでございます。

65歳以上の人口に占める割合では、平成20年が15.5%に対し、平成24年では18.4%と2.9ポイント増加しております。介護度別では、要介護1から3の方が850人から1,058人と1.24倍にふえたのに対し、要介護4、5の方が382人から501人と1.31倍にふえ、重症化が進んでいると考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

ご答弁の中で、要介護1から3よりも、むしろ4、5と、いわゆる重症化が進んできたんだというお示しをいただきました。

65歳以上の第1号被保険者が24年に1万1,364人と、そのうち18.4%が要支援、要介護、いわゆる介護認定者であるという数字も示されたと思います。もう5人に1人が介護認定者になる時代を迎えたという認識を持たせていただきました。

それで、今の数、24年の数字を教えてくださいけれども、直近の数字がわかれば教えてください。亀山市において、介護を必要とされている方が、今現在何人見えて、そのうちご自宅で介護をされている方が何人、施設で介護をされている方が何人、合わせて特に重度とされる要介護4、5の方の数字と、4、5の方が自宅か施設か、この数字も教えてくださいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

平成25年5月現在でございますが、介護が必要とされている方は、要支援・要介護認定者数2,134人でございます。そのうち468名の方が施設へ入所され、1,666名の方が自宅で介護を受けられております。また、要介護4、5と判定された方は518名で、そのうち272名が施設に入所され、246名が自宅で介護を受けておられるということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

要介護者が昨年が1,559人、ことしの5月の調査ですと、これがもう2,134名ですか、非

常にこれも大幅な伸びだということが示されたと思います。

それともう1つ、とかく行政の近くにいると、介護事業といいますとどうしても施設介護が目に行ってしまうと、ご自宅で介護されている方の状況なんか、割とわからないんです。今の数字を見ますと、およそ全部の中では八十数%がご自宅で介護されている。とかく施設介護に目が行きやすい中で、80%以上の方がご自宅で介護されているという状況も示されたと思います。

当然、言ってみれば日々の生活の中で、ごく身近な家の中で介護されている人が非常にご苦労されているという現状も確認をしたいと思います。

在宅介護の問題は、後ほど触れるとして、次に、亀山市の介護施設について質問をさせていただきます。

介護施設、いろんな名前が、老健、特養、グループホーム、養護老人ホーム、いろいろあるんですね。ここで、確認の意味で、そのおのおのの施設がどんな特徴を持った、あるいは入所の対象者とか、もう1つは、入居に際してかかる費用、この高い低いもあわせてわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

老人介護施設の中で主なものといたしましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームがございます。特別養護老人ホームは、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人を対象としておりまして、日常生活の支援や介護を受けることができます。それに対しまして、老人保健施設は、状態が安定している人が在宅復帰できるようリハビリテーションや介護が受けられる施設でございます。また、グループホームにつきましては、認知症の方が共同生活をする住居であり、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられる施設でございます。

各施設の個人負担する利用料でございますが、特に特別養護老人ホームは、大部屋か個室かによって大きく異なりますので、個室として比較してみますと、世帯全員の住民税が非課税という前提で例を挙げさせていただきますと、特別養護老人ホームがおおむね月額6万円から7万円、ただし、これ以外に医療費等がかかる場合がございます。それから、老人保健施設につきましても、おおむね6万円から7万円、ここについてその他必要なものは、経費的なもの、あるいは洗濯料金なんか別途かかる場合がございます。それから、グループホームがおおむね月額12万円から15万円でございます。グループホームに関しましては、これ以外に医療費、ベッド代、洗濯料金、おむつ代等が発生するというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

やはり口頭で聞いても、ちょっとわかりづらいんです。例えば老健と特養の医療費の関係とか、実態はどうなのかとか、余り変わらない実態じゃないかなと思ったり、その辺も含めて、当然、実際にはプランニングを立てるケアワーカーがしっかり対象者には説明をされているとは思いますが、この機会にもう少しわかりやすい、誰もが、市民の方がわかりやすい資料みたいなものができればありがたいなと、それだけ申し添えておきたいと思います。

次に、2番目に地域主権改革に伴う法定権限移譲についてという項目を設けましたけれども、せっかくですので、3番の特養の入居状況についてを始めさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、亀山市に現在ある特別養護老人ホーム、特養の数とその定員を教えてくださいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

亀山市内にございます特別養護老人ホーム、本年5月1日に開設されました亀山愛の里を含めて5施設で229床の定員でございます。内訳は、50床が4施設、それから29床が1施設、合計229床でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

新しくできました栄町ですか、住所は川合町になると思ひますけれども、愛の里50名を含めて229床という報告を受けました。毎年3月に県の健康福祉部より、特別養護老人ホームの入居の申し込みの実態が、申し込みの重複の形ではなく、個別にわかる、いわゆる名寄せの資料として発表されると聞いております。

そこで、その県の資料の中で、亀山市の特養の利用を待機されている方の数を教えてくださいと思います。うち、80歳以上の方が何人見えるか。そして、待機されている中で、特に重度と判断される入居基準点数、これ80点以上の方の数を教えてくださいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

県内の特別養護老人ホームの入所申込者、先ほど議員が申されたとおり、県が取りまとめておまして、平成24年度の本市の申込者総数、226人でございます。

年齢の80歳以上は、ちょっと確認させてください。ただし、入所基準の点数、これにつきましては、80点以上の方につきましては、入所基準としておるところでございますが、80歳以上の人数は、ちょっと確認をさせてください。済みません。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

間違ったら申しわけございません。入居を待機されている方が226名のうち、80歳以上の方は、その76%の172名だと私は数字を拾っております。それから、226人のうち、入所基準80点以上、この方は78名というようなことを聞いております。多分合っていると思ひます。

それでよろしいですか、もう。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員申されるとおり、80点以上の方につきましては78人ということで確認をしておるんですが、先ほどの百七十数人の80歳以上の部分だけちょっと確認しておりませんので、申しわけございません。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

細かく数字を質問しまして申しわけありません。

では、80点以上の待機者78名のうち、自宅で待機されている方の数と自宅の中でお一人で住まれている方、それともう1つ、お一人ではなく、高齢者のみの世帯の数を教えていただきたいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

80点以上で自宅に見える方、この方は40人でございます。その内訳でございますが、ひとり暮らしの方が11人、高齢者のみの世帯の方が19人でございます。

質問のほうにはございませんんですが、あと10人につきましては、介護者の世帯が就業されている方ということで、総数40でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

いろいろ数字をいただきましたけれども、2年前の広域連合の議事録からとってある数字です。2年前と比較して、例えば特養の待機者が、2年前は256、今は226とか、そのうち80点以上が、2年前は122名見えて、今は78人とか、あるいは80点以上で自宅で待機されている方62名が40名に減ったり、そのうち、ひとり住まいの方が14人が11人になったり、あるいは高齢者のみの方が28人から19人という、非常に減ってきた現状も確かにあるということも広域連合の議事録から確認はさせていただきました。

しかし、いわゆる入所を希望して待機をされているひとり住まいの方が、数字だけを見れば11人見えると。これだけの方が施設入所待機、これが現状だということは、非常に怖いといえますか、恐ろしいなあという思いがします。

そこで、ちょっとあれなんですけど、私、3月24日の中でこんな日記を書かせていただきましたので、ちょっとその一端を披露させていただきます。

悲しくむごい記事を目にしてしまった。名古屋市天白区で昨年11月、ひとり暮らしの男性89歳が自宅で死亡しているのが見つかった。家賃を払い忘れたと言って大家を繰り返し訪ねたり、炊飯器をガスこんろにかけ、火事も起こした。明らかに認知症の老人である。民生委員初め、地域住民は何度も男性を訪ね、温かいお茶を届けたり、様子を見に行ったりしてくれた。市に対しても再三支援を要請し、医療機関もその必要性を認めていた。住民らは、放っておいたら死んでしまう、

一刻も早く保護をと求めたが、担当者は、入浴して着がえさせるだけでいいと言って応じなかったという。男性は、部屋の割れた窓から頭を外にもたれた状態で死亡していた。区の福祉担当者は、本人が支援を断ったというが、その後、民生委員が論じたところ、施設入居を承諾したし、男性は初め、施設の料金が心配で断ったのかもしれない。担当者は、温かい御飯を届けたこともあり、見ぬふりをしていても思いたくない。しかし、担当課長が整然と答えた次のコメントには憤りを覚える。やれることはやった。男性にお迎えが来た。私たちにもみんなお迎えが来ますよね。まだ日記は続くんです。

私は、この質問の中で、今の名古屋の不幸な出来事と亀山市の今の現状を決して変にリンクさせて不安を駆り立てるつもりはないんです。しかし、今のデータの中で、入居を希望して、しかも介護度が高く、他の施設も入れず、自宅にいる方が40名も見える。そのうち、おひとり住まいの方か、あるいは高齢者のみの方が30人もいる。この実態を本当に把握しているんですかということを知りたいんです。

当然これは介護事業ですので、広域連合がやっている。いわゆるケアマネジャーがケアプランを立ててやっているから大丈夫ですよ。あるいは、どうしても県の資料によるとという、こんな範疇にとどまっていなかったということで、質問をまとめますけれども、入居基準80点以上で自宅で待機されている40名の方々、特にお1人、お2人住まいの高齢者の生活実態や介護健康実態は把握できているのでしょうか。また、関係機関、いわゆる広域連合との連絡調整、弱者への対応はしっかりできているのでしょうかという質問をさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

待機者への対応につきましては、入所までの期間、議員も申されたとおり担当のケアマネジャーがついておりまして、中心となって相談支援を行う体制をとっております。ケアマネジャーは、個別のケアプランを作成し、必要に応じてホームヘルパーの派遣、デイサービス、ショートステイなどの在宅で受けることができるサービスを適切に組み合わせ、待機中の介護体制を構築し、そうしたサービスの中で生活の実態や健康状態の把握を行っておるところでございます。

なお、広域連合につきましては、サービス提供に際しては、広域連合とも綿密な連絡を行っておるところでございます。

済みません、先ほどの数字の確認でございますが、80歳以上、議員ご指摘のとおり172人でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ここで市長にちょっとお聞きしたいと思います。

ちなみに、80点以上にて自宅で待機されている亀山市の40名の数字というのが、県内他市町と比較の中では決して自慢できる数字ではない。いろんなご事情があると思うんですけれども、私の手持ちの資料については、取扱注意ということから県でいただいているものですから、細かなことはあれなんですけれども、この80点以上で自宅で待機されている数字が、ある北勢のまちへ行

きますと、これが1とか3という数字で上がっているんです。その事情も聞けば、ほとんどゼロに近いような状態の市町も見受けられます。

やはり、今ケアワーカーがプランを立ててしっかりやっているんだとは言いながら、先ほど私が読み上げた不幸な出来事が、亀山市は一人も出さないという生活の質の向上、あるいは「幸せリーグ」という参加もありますけれども、やはりどこかにいろんな制度のはざまでもがき苦しんでいる方を一人でも亀山市は出さないんだというような指示をしっかりと市長には出していただきたい。そんな思いで、この辺の考え方を一度市長に伺いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど来よりご指摘いただいております案件で、おひとり暮らしの高齢者、それから高齢者のみの世帯で介護認定を受けられて施設への入居をご希望されながら、ご自宅で待機されてみえる方への介護について、健康福祉部内にあります地域包括支援センターや民間の居宅介護事業者のケアマネジャーが中心になり、十分なケアを行う必要があるというふうに考えております。

しかしながら、これもお触れいただきましたが、現在、待機者の情報については、市で完全に把握できていないというのが現状でございます。介護保険法によって、施設への入所は個人と施設との契約であって、市には待機者の情報は入らないという仕組み上、構造上の問題がございます。

これらを踏まえまして、今少し触れていただいた非常に痛ましい無縁社会を象徴するような出来事にならないように、市として弱者への対応をどうするのかというご趣旨であろうというふうに思っております。その意味から、今回、特別養護老人ホームの待機者につきまして、市内の特別養護老人ホーム5施設ございますけれども、この5施設にご協力をお願いいたしまして、その現状の把握をするよう担当部署に指示を出したところでございます。

その結果を把握することによりまして、少しでも高齢者の最適なケアにつながるよう、これは市として強く展開をしていきたいというふうに思っております。

もう一方で、そういう無縁社会にならないような、やっぱり地域の支え合いでありますとか、先般、きのうでしたか、地域福祉計画のご指摘がございました。そういう無縁社会とは無縁の地域の人と人の支え合う仕組み、こういう部分とも、現在も民生委員さんでありますとか、コミュニティの皆さん、福祉委員さんでありますとか、大変お世話いただいておりますが、そういう連携ももう一方で大変重要なことであるというふうに認識もいたしておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

いろんな数字が、市では限界があるんだと。そんな中でも施設にお願いをして、情報の収集をスタートするんだという答弁と伺わせていただきました。ありがとうございます。

それでは、この項の最後に、先ほど申しました在宅介護の取り組みについて少し聞きたいと思えます。

先ほども述べたように、施設介護よりも在宅で介護をされている方の数のほうがはるかに多いん

だという指摘をさせていただきました。亀山市として、在宅で介護をされているさまざまな方々の環境整備に対して、どんな取り組みをしているのか、教えていただきたいと思います。あるいは、しようとしているのか、教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

在宅介護でございますが、在宅介護の中心となる、まず介護者の支援というところでございますが、「介護者の集い」や「元気丸の会」といった介護者向けの集いを開催し、当事者でしかわからない苦勞の分かち合いや、いわゆる愚痴の聞き合いなどを通じて同じ悩みを持つ方の連携を図り、知識・技術の取得の機会を設けることで介護者の負担軽減に努めておるところでございます。

さらに、現在検討中でございますが、在宅支援策ということで、保健、福祉、医療の関係者によります在宅医療連携チームを発足させ、体制整備に向け協議を進めておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

連携チームをつくって在宅介護の環境整備に努めるんだというご答弁ですが、その連携チームをこの水準まで高めようとか、その辺もわかりましたら時を見て示していただきたいと思います。

次に、2番に戻ります。

地域主権改革に伴う法定権限の移譲についてという項でございます。

地域主権改革に伴いまして、この介護事業にも新たな市の仕事といいますか業務がふえたと思いますが、どんな事業が移譲されたか、教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

権限移譲と申しますのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年8月30日に公布され、これに伴って、本年4月1日より県が行っていた社会福祉法人に関する定款の認可、報告書の徴集及び検査、業務停止命令及び解散などについての権限及び事務が移譲されました。

この対象となる法人でございますが、亀山市の区域内に主たる事務所を有し、事業の実施区域が亀山市の区域を超えない社会法人ということで、市内に9法人ということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

亀山市に所在をする9社会福祉法人に対する定款、あるいはその報告等の検査、業務が付加されたという報告なんですけれども、その仕事は、どのくらいのボリュームかということを知りたいんです。いわゆる何人くらいかかって、金額的に幾らぐらいかかるのかというくらい、おおよそ予想をつけているかどうか、教えていただきたい。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今回の権限移譲に伴いまして、県の包括的権限移譲パッケージの中で試算がされておりまして、亀山市の規模でこの権限移譲につきましては、0.5人程度の業務というふうに試算されておりまして、実際に亀山市におきましては、これらの事務につきまして正規職員1名、もちろん兼務でございまして、兼務で配置し、非常勤の行政専門員1名において対応させていただいておるところでございます。

費用につきましては、新たに行政専門員を置いた1名分の費用、アバウト200万ぐらいかなというふうに私は思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

仕事量といいますか、権限が移譲されて、社会福祉法人に対する定款の変更、あるいは報告等にアバウトで200万かかるという答弁をいただきましたが、少し財務部に聞きたいんですけども、権限はいただきましたけれども、費用はどのような形で入っているか、確認できるのでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

第2次一括法に基づき、本年度から、先ほど健康福祉部長が申し上げましたとおり事務の委任を受けることになりまして、その費用については、交付税措置が行われると聞き及んでいますが、現時点では、国・県から制度の詳細なことは示されていないというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

仕事はいただいたけれども、基準財政需要額に算定されるのか、その金額がどれくらいなのか明確でないということですね。私は、これは追加議案の関係もあるんですけど、仕事をいただいて、その財源たるものが明確でない中で、やはり市としてはしっかりと物申す姿勢が欲しいと思うんですよ。これだけじゃないんですよ。例えば母子保健法に基づいて未熟児の訪問事業とか、あるいは水道の中の多くの仕事量がふえて、今の財務部長のお答えですと、それに対する確固たる財源が明らかでないという状態は、これは地方自治体としては、県あるいは国に対して大きな声を上げるという姿勢を見せるのが当たり前だと思うんですけども、この辺、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地方分権の立場からも権限の移譲は歓迎をいたすところではありますが、財源の移譲が伴っていないこの状態について、人件費の問題もございまして、国と地方の関係というか、上下主従の関係の構造が変わる必要があるし、地方交付税制度自体のこの問題点について、私どもは市長会を通じて、この問題は今後も、今日までも長いテーマでございまして、国と地方の税財源の5

0%・50%を目指すべきということを申し上げてきておりますが、今後もその立場から物を申し出ていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

今のお考えを大きな声で国に対してほえていただきたい。県内のほかの市長さんのように、新聞に載るぐらい大きな声で叫んでいただきたいと思います。

それでは、介護事業の今後の課題ということについて、1番目に、介護従事者の処遇改善についてという項を設けました。実は、当然この問題は、鈴鹿亀山広域連合の中で議論されるべき課題と私は認識をしております。私も議員として取り上げた課題ではありますがけれども、せっかくの機会ですので、広域連合の副連合長である櫻井市長や、あるいは同僚の連合議員にも改めて注視していただきたいという視点で質問項目に加えさせていただきました。

平成12年に介護事業がスタートし、全国には多くの介護事業に携わる雇用を生みました。平成16年には、この雇用、携わる方が100万人を超えて、現在では推定で150万人がかかわりを持ち、10年後の平成36年には180万、190万必要とされるとまで言われていると聞いております。

そんな中であって、介護に従事されている方の離職率は、他の産業と比較して非常に高い。また同じ職場で3年以上就労されている率も極めて少ないと聞いています。この離職率の高さ、あるいは定着率の低さですね、これは介護従事者の就労環境、どんな不満に起因しているか、データがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

三重県の介護職員の離職率でございますが、非常に高いということで、平均16.1%でございます。平成22年度介護労働実態調査というのがございまして、その中で、現在の仕事の満足度という設問がございます。不満足の原因、賃金、教育訓練、能力開発のあり方、人事評価、処遇のあり方との調査結果が出ておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

賃金の問題、賃金が安い、有給休暇がとりにくいか、腰痛等体調が壊れたとか、こんな理由がいろんな資料の中に見えます。賃金から言えば、国の政策でありました介護従事者処遇改善臨時特例基金がございました。実態的には、この基金がなかなか賃金アップにつながらず、いわゆる逼迫する保険料の原資になってしまったという経緯があるように思います。

そんな中で、今までどうしても介護従事者に対する視点が、広域連合初めちょっと薄かったかなと。これも無理もないんです。これは目まぐるしく変わる制度に対するの対応で、非常についていくだけでいっぱいというのが現状だと思います。

しかし、これからはこの状態を変えていかなければいけないと思うんです。確実に介護従事者の

不足の時代が来ると思います。今、三重県では2万人弱の従事者の方がいますけれども、2025年には3万人が必要となるということも伝えられています。この問題を早く我が広域連合が手を講じないと、ひょっとしたら圏域間競争、近くの大きなまちにいろんな条件の中でとられてしまうおそれも私はないことはないと思います。

そういう意味で、副連合長を初め、議員の方にもお願いをしたいんですけども、やはり国・県の介護事業のさまざまな規則とか規程の中にあっても、この介護従事者の処遇改善の視点はソフト・ハードを含めて非常に大切な視点だと、対応すべきと私は考えますが、副連合長の考え方、それを訴えていくか、やっていくかということはこの機会に聞きたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

広域連合副連合長の立場ということですが、今後もこの介護ニーズが増していくということは予測をされるわけでございます。その意味では、よりよい人材がこれからもこのエリアで、亀山市でしっかりその役割を果たして、生き生きと頑張っていただけるという環境が大変重要であると思います。

職員の定着等々に向けて、研修体制のあり方や処遇改善につきましても、広域の競争が始まるというようなお話でございましたが、この鈴鹿亀山広域連合として、鈴鹿市ともしっかり連携をしながら協議を進めてその体制を整えていかななくてはならないというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

大きな課題として位置づけをしていただきたいと思います。

次の項に、栄養サポートチームという書き込みをしましたけれども、その次の医療センターとの連携についてという項の中でまとめて、関連して質問をさせていただきます。

亀山市地域医療再構築プランがことしで計画時期を終え、新たなステップに向けて現在計画を練っている時期であると推察をさせていただいております。

そんな中で、医療センターの空き病床の有効活用と、これも前期の、今の検討課題の一つであったようにも記憶しております。

1番目として、リハビリテーション病棟としての活用。

2番目が、老健、特養等の介護施設との併設の可能性の調査と研究が上げられています。

質問なんですけれども、医療センターの今後という視点よりも、むしろみんな健康プロジェクトの視点から、介護事業や要介護の人たちに市民の健康を守ると、サポートする立場から、この介護と医療センターの連携について、現在どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

まず、1点目に申されました空き病床の活用、こちら辺につきましても、地域医療再構築プランの検証ということで私のほうからお答えさせていただきますが、現在、医療センター、ご存じのと

おり1病棟で運用可能な60床で運用しておるところでございますが、なかなか空き病床の活用というところまで検討が進んでおらない状況です。ただ、実態としましては、急性期を過ぎた病床から亜急性の方であったり、慢性期の方、あるいは療養的な運用も60床の中で対応させていただいておるところでございます。

さらに、医療センターと在宅をつなぐという部分でございますが、1つは、もう既に医療センターを退院された患者さんが対象でございますが、訪問看護を医療センターのほうで行っておりますし、さらには、先ほど申し上げました在宅医療チームを編成しまして、具体的な検討、これは医師会も交えてやっておりますので、できる限り早期に実現させたいということで取り組んでおるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

確かに看護師さんの不足等、現実的には大きな課題を持っていると思います、十分理解できます。しかし、あいている40床というのは、明らかに亀山の大きな財産、資源である。逆に言いますと、ここまで言ったら大げさかもしれませんが、医療センターの経営自体は、むしろこの辺に何か大きな可能性を秘めているというぐらいに思います。ぜひ積極的に、介護だけに限らず、空き病床の活用についてはぜひ検討していただきたい。早期に検討していただきたい。

願わくば、実際、今医療センターに入院されている方の年齢が80歳を超えているんですね。その意味から、あるいはもう1つ、例えば先ほどの自宅で介護されている、日々、毎日毎日介護をされている方の心労も含めて、いわゆる社会的入院、3日、4日、介護の手間を少し離れて、奥さん、あるいはかかわりを持っている介護をしている方に少し時間を与えてやる社会的入院みたいな形も十分可能性としては、私はとれると思うんです。ぜひその辺もご検討をしていただきたいと思います。

栄養サポートチームについて、少し触れたいと思います。

ご存じのように、昔は、昭和20年、30年以前は、ほとんどの方が人生の最期をご自宅でみとられるというのが、現在では、残念ながら病院あるいは介護施設で亡くなる方が非常に多くなってきました。

それで、この栄養サポートチームというのは、いわゆる介護が必要な方、あるいは長期にわたって入院している方に、口から食べるものを研究し、あるいは薬剤をできるだけ少なくして、そういう形の中で、いつかまたご自宅に戻っていただきたいと、そういう思いも1つにあって結成され、NSTという栄養サポートチームというものが全国で今活躍をされていると思います。

そんな中で褥瘡ができにくくなったり、あるいは物を食べる、飲み込みが非常によくなって復帰されたという方の情報も数々いただきました。高齢者の多い現在の入院患者、医療センターの状況を見るに、ひょっとしたらこの栄養サポートによる療養は、介護事業との連携や自宅介護、あるいは地域介護へつなげる大きな橋渡しとなる事業としての可能性を私は持っているように思いますが、そういうことをご検討されたことがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

高齢者のケアにつきましては、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士による栄養サポートチーム、いわゆるNSTでございますが、総合的な対応は非常に効果があるというふうに考えておるところでございます。現時点におきましてNST、いわゆる施設基準を満たす診療加算のとれるNSTチームとしてはございませんが、実態として、今申し上げました医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、これらによって実際には対応させていただいております。

今後につきましては、施設基準を満たすために必要な研修等を受講する必要がございますので、それらを受講して、将来的にはNST機能を満たすように検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

将来的にはNSTを満たすように努力するというご答弁をいただきました。大変心強く思います。

もろもろ介護の事業に対する質問をさせていただきました。どうしても介護事業というのは、国とか県の制度に追随することがどちらかというと専らになってしまう傾向があると思います。しかしながら、一人一人の地域のさまざまな介護認定者の息遣いが感じ取れる、あるいはそれを吸い上げるような介護事業となるよう、市あるいは我々市民が、そういう方々への大きな応援団になるような仕組み、制度づくりもあわせて要望しまして、私も予備軍の一人ですので応援をさせていただくということで、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

9番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りいたします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明21日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午後 4時46分 散会）

平成25年6月21日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成25年6月21日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川憲行君	2番	高島真君
3番	新秀隆君	4番	尾崎邦洋君
5番	中崎孝彦君	6番	豊田恵理君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	前田耕一君
13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画総務部長	広森繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター 事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合 センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部満君

監査委員事務局長 栗田恵吾君

選挙管理委員会
事務局 長

井上友市君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄
書記 山川美香

書記 渡邊靖文

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

皆さん、おはようございます。

緑風会の尾崎です。いつも緑風会のトップバッターをやらせていただいておりますが、今回、緑風会の3番目の質問者ということになり、最終日のトップバッターをやらせていただきます。

まず、コンプライアンスについてということで、内容は、交通事故についてと、亀山市職員コンプライアンスハンドブックについてという2部に分けてやりたいと思っております。

まず、交通事故を選んだ理由としまして、交通事故を起こしますと、いろんなところで、軽いところでは前方不注意とか、注意義務違反とか、そういう名称での処罰がされるわけですけど、そういったことで、この庁内でも結構交通事故が起きているように感じましたので、まず最初に交通事故についてのところから質問させていただきたいと思えます。

それでは、過去3年間及び25年の4月、5月までに起きた庁内での業務上の事故、または業務外の事故件数及び業務上については、人身事故、物損事故等についての内訳についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

4番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、業務上及び業務外の交通事故件数につきましてお答えをさせていただきます。

まず、業務上の交通事故の件数及び内容につきまして、平成22年度は9件で、うち物損が8件、対物が1件でございます。23年度は14件で、うち物損が8件、対物が5件、対人が1件ござ

います。平成24年度は15件で、うち物損が10件、対物が5件でございます。この平成25年、現在までのところ6件で、うち物損が5件と対物が1件でございます。

また、業務外の交通事故件数につきましては、平成22年度が21件、23年度が29件、平成24年度が37件、平成25年度は現在までのところ4件となっておりますでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

22年度から、先ほどの数字を見ますと、毎年交通事故件数がふえてきているというふうな結果が出ております。ちなみに、22年度の業務上、業務外を含めると30件、それで23年度は43件、24年度は52件と、年々10件ぐらい事故がふえてきております。これにつきましては、正規職員及び非正規を含んだ数字だと思えますけれども、非常に多いと感じます。大体非正規、正規含めて約1,000人の職員数として、約5%の方が事故を起こしているというような結果になっていると思えます。

私が以前勤めていた会社でも、約300人ぐらいですけれども、公用車が1台ということで事故はほとんどどなかったですし、また個人の自動車の事故についても、こんなに多い件数はなかったというふう感じております。

そこで次の質問なんですけれども、この数字を見られてどのように感じるか。多いのか、少ないと感じられているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

この件数を見てどう思うかという話でございますが、私も4月に財務部長に着任をいたしまして、この数字を見まして、驚きを感じたところでございます。このまま放っておいて本当にいいんだろうかという思いを持ちまして、件数を減少させるために、職員の交通安全に対する意識の一層の向上や、交通事故防止の必要性を痛感いたしましたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

確かに多い数字だと、私も同感です。また、今年度に至っては約2カ月で10件、このペースでいくと年間60件行く、そんな単純な計算はできないんですけれども、それぐらいの要素を含んでいると思えます。

そこで、今回専決処分された3件の事故は、幸いにして人身事故には至っていないのですが、このような事故を起こした方たちへの教育や、庁用車を使用する他の職員への交通安全に関する注意喚起や周知徹底をどのように行ったのか、お聞かせください。

また、実際に事故を起こされた方への市独自の罰則規定などは現実にあるのか。また、あるようであれば、どのような内容になっているのか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

交通事故防止対策としましては、毎年度、事故を起こした者及び新規採用者を対象として、外部講師による安全運転講習会を開催いたしております。この講習は、座学形式の講習ではなく、実際に公用車を使用した滑りやすい路面でのブレーキ体験、正しい運転姿勢、ハンドル操作などを取り入れた体験参加型の講習を行っております。

さらに、業務上の事故につきましては、年々増加傾向にあることから、この平成25年度からは再発防止や自戒の念を込めて、事故を起こした者に対して管理者立ち会いのもと注意書を手渡し、注意喚起を行っているところでもございます。

また、経営会議におきましても、交通事故件数を報告し、職員に対して交通安全を徹底するよう、幹部職員に万全な管理を要請もしております。

一方、職員全体に対する交通安全意識の向上を図るために、市の各部署におきまして、3名1チームで123日間の無事故・無違反の達成を目指す無事故・無違反チャレンジ123の取り組みを行っているところでございます。

なお、本年度の参加は80チームを超え、昨年度の53チームと比較して1.5倍増の参加となっております。

今後におきましても、道路交通法や関係法令を守ることはもとより、交通安全に対する強い自覚や、安全運転に対する教育を通じて、職員の交通事故が減少するように努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

罰則規定はあるのかということでございます。私のほうでご答弁をさせていただきます。

市におきましては、交通事故の内容に応じた懲戒処分の判定基準、交通事故や交通違反を犯した場合の報告義務及び交通事故を起こした職員の管理監督者に対する処分等を、人事院の懲戒処分の指針をもとに市独自で基準を定めているところでございます。この基準に基づきまして、市職員分限懲戒委員会のほうへ諮問をいたしまして、最終的に処分を決定している状況でございます。

この基準の具体的な内容でございますが、例えば酒気帯び運転、無免許運転において他人を死亡させた場合は免職、そのほか飲酒運転以外で交通法令違反の結果、職員としての信用を失墜したと認められる場合につきましては、停職、減給、または戒告といったことが基準となっております。これにつきましては、それぞれ違反または過失の程度だとか、行政処分の程度、市に与えた損害の程度、これらによりまして加重をしたり減じたりして処分をしているものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

いろんな取り組みを行っているということをお聞きしましたが、やったことは意義があるとは思いますがけれども、この3年間見て、実際に数字が減っていないというのは、やり方がまずいのか、それともやった内容もまずいのか、やらなかったと同じような状況と言われても、これは仕方がな

いと思うんですね。やっぱりやるからには結果を出さないと意味がないということで、努力は認めますけれども、成果の上がる効果的な対策を打つべきやというふうに思います。

それでは、このように事故は多いんですけれども、無事故・無違反チャレンジ123ということが先ほどの話の中で出てきましたけれども、まずその内容をお聞かせ願うとともに、先ほど効果が上がらないと言いましたけれども、今後どのようなやり方というのをこの先検討して新しい取り組みをやられるかについてもお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、無事故・無違反チャレンジ123とは、三重県、三重県警察、三重県交通安全協会等で構成するチャレンジ実行委員会が主催する交通事故ゼロの実現を目指す取り組みであり、実行委員会の事務局は三重県環境生活部内に設置をされておるところでございます。

この取り組みは、運転免許を取得している3名で1チームを組み、お互いに交通安全を呼びかけながら、7月1日から10月31日までの123日間の無事故・無違反を目指すものであり、当市といたしましても、事故防止や安全運転の意識を高める機会として捉え、これに賛同し、参加をいたしております。

先ほども申し上げましたとおり、平成25年度につきましては現在のところ87チーム261人が参加予定であり、平成24年度の53チーム159人、23年度の55チーム165人と比較しまして、参加者は大きく増加をいたしておるところでございます。

もう1点、今後新たな取り組みをするつもりがあるのかということでございますが、25年度になってから事故を起こした者に対して、私のほうできちっと訓告を、自戒の念を与えるという意味で、呼び出してそういう対応をすることもいたしました。

また、マニュアルがつくってあったんですけれども、なかなか職員に周知がされていなかったのかなというふうに思っていて、マニュアルを少し改正をして、再度職員にそのマニュアルがよくわかるようにするとか、少しいろんな工夫を考えて、事故が減るように努力をいたしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど、無事故・無違反チャレンジ123ですか、三重県の警察と交通安全協会が中心になってやられているということなんですけれども、今こういうことをやらなきゃいけないのは亀山市じゃないかなと思うんですね。ですから、やり方はいろんな方法はあると思いますけれども、各室がそれぞれ1年間無事故でいこうというようなチャレンジというのもやって、事故を起こさなかったところについてはそれなりに評価してあげるとか、事故を起こしたところは連帯責任でその室は悪くするとか、評価においてそういうことも取り入れてやるべきところまで来ているんじゃないかなというふうに感じます。

25年度、マニュアルを職員の方に周知徹底させるというお話ですけれども、そもそもコンプライアンスとか交通事故に関するマニュアルとか、また懲罰規定があるのであれば、こういうものは

現在どのようにして職員が知る機会というか、それはどのような方法になっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

懲戒処分の基準でございますけれども、職員の非によりまして交通事故を起こした場合には、当然何らかの処分があるということは職員は認識しているところでございますけれども、先ほど私申し上げました、具体的な懲戒処分の基準までどれだけ認識しているかということは、私ども今把握はいたしておりませんが、毎年服務研修というのがございまして、その中で先ほどの処分基準を資料として説明もいたしておりますので、ほとんどの職員は認識をしているのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

服務研修とかいう場所で行っているということなんですけど、これは全員に対してやっているのか、どうなんでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

これにつきましては、広域連合での新規採用職員の研修の中で、鈴鹿市とともに研修をやっているものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

最後になりますけれども、インターネットを開ければ、市のそういうような規定が出ているとかいう話があって、常に見られる体制にはなっているというように感じているかも知れませんが、周知徹底させるということは、やっぱり読んでくださいだけでは徹底はできないと思いますので、ぜひその部署の責任者が見るように強制するとか、そういうことをやっていかないと、なかなかこういうことは徹底されないと思いますので、今後そういうことをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

今回、こちらに持ってきましたけど、亀山市職員コンプライアンスハンドブックというのでいただいたわけなんですけれども、この時期になぜこういうものを作成したのかという理由について、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

亀山市職員コンプライアンスハンドブックを作成いたしました理由でございますけれども、市では平成20年に亀山市コンプライアンスの推進に関する規程を初めとして、市の組織における法令

遵守に係る規程等を整備し、制度内容やコンプライアンスの認識について周知してきたところでございます。

このハンドブックは、職員の制度に関する理解を深めて、市の組織としてコンプライアンスをさらに推進することを目的に、全ての職員が市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民から信頼される職員となるよう作成をいたしましたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

理由については、ハンドブックの表紙の開いたところに書いてあるような内容であります。

ただ、コンプライアンスのこういうようなハンドブックをつくる際には、対市民と同時に、社内的なものを入れているのが普通ではないかなと思うんですけども、これは入れなきゃいけないということはないんですけども、やっぱりセクシャルハラスメントとかパワーハラスメント、これは当然やっている方もどういうことが違反になるのかということを知っていないと、知らずにやってしまうとか、また受けた側がどういうふうに感じるかによってこういうことは変わってくるかなんですけども、そういう意味では非常に難しい問題だと思いますけれども、このセクハラとかパワーハラについて、これには記載されていなかったんですけど、その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

このハンドブックにつきましては、市民の信頼と期待に応えるために、市職員が目指すコンプライアンスや、コンプライアンスを推進するために行うべきこと、さらに一定の公職にある者等からの要望等取扱制度だとか、公益通報の処理に関する制度の適切な運用方法など、市民に対する公平・公正な職務遂行を内容としておりますことから、特に職員間におけますセクシャルハラスメント、パワーハラスメントについては、このハンドブックの中では記述をしなかったといった理由でもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

理由についてはお聞きしたわけなんですけど、では実際にこの庁内でセクシャルハラスメントとパワーハラスメント、こういった訴えというか、そういうことが問題になったというのは、過去3年間ぐらいのスパンで何件あったか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントにつきましては、双方の考え方、また捉え方の違いによりまして、本当にその事例がハラスメントに該当するか否かというのは、非常に難解な問題であるというふうに認識いたしております。

こうした状況の中で、22年度から24年度の3年間におきまして、セクシャルハラスメントに關します事例が1件、今年度になりまして、パワーハラスメントに關します相談が1件ございました。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

3年間で1件ずつあったという事実があるんですけども、お聞きしたいのは、セクシャルハラスメントとパワーハラスメントに關する亀山市としての規定があるのかないのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントに關します市独自の規定につきましては、現在のところ定めてございません。セクシャルハラスメントにつきましては、人事院規則のハラスメント防止等の運用に基づきまして対応をしているといった状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

先ほども言いましたように、人事院規則等のセクシャルハラスメント防止等の運用ということなんですけど、これは亀山市のホームページとかその辺で職員が見ることができるのかどうか。そういう内容を周知させるというような努力を行ってきたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

特に職員への周知といったものは行ってございません。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

実際にセクハラとかパワハラについての規定が存在しないということだし、職員に対する周知も行ってきてないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

特に職員へは周知は行ってございませんけれども、こういったハラスメントにつきましては非常に重大なことだというふうには職員は認識しているものというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

この3年間に1件ずつこういう事件が起きておりますが、これは多いと捉えるのか、少ないと捉えるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、やはりこのハラスメント、双方の考え方とか捉え方によりまして非常に難解な問題であるというふうに申し上げましたけれども、3年間で1件ずつということでございます。パワーハラスメントの1件につきましては、現在も内容を確認中ということでございますので、これが本当にパワハラに該当するのかどうかといったこともこれから内容を確認させていただくといった状況でもございます。

したがって、セクハラが1件というようなことでございまして、特に多いというふうには感じてございません。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどの答弁を聞いておりますと、現在のところの件数は少ないと。だから、必要性を感じていないのかというようにも受け取れるんですけども、やっぱり事件が多くなってからこういうような規定をつくって周知徹底されるというよりも、事前に職員にこういうことはハラスメントになるということを周知徹底して、起きないようにしていくのも規定の一つだと思います。ぜひ亀山市のそういったハラスメントに関する規定をぜひ今後つくられるようお願いしまして、次の質問に入ります。

まず、公共の利益についてということで、亀山市職員コンプライアンスハンドブックの4ページ、公共の利益のために働きましょうというところに、公共の利益のために全力を挙げ、勤務時間の一分一秒でも無駄にすることなく、納められた税金などを最大限に生かすような仕事をしましょうと、このように記載されておりますが、私たち議員と違って、時間で拘束されている職員の喫煙について、この記載されている内容を踏まえてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

喫煙につきましては、社会的にも、企業やさまざまな公共施設におきまして、分煙や完全禁煙が進んでおりまして、当市におきましても庁舎内は分煙を実施しておりまして、医療センターにつきましては施設内を完全に禁煙としているところでございます。

喫煙する職員につきましては、このような庁舎等の公共施設の分煙、完全禁煙化により、喫煙の回数も減少してきておりまして、勤務時間中の喫煙に対する意識も相当変化してきているものというふうに感じているところでございます。

先ほど議員が申されました、公共の利益のために全力を挙げ、勤務時間の一分一秒でも無駄にすることなく、納められた税金などを最大限に生かすような仕事をしましょうといった記述をさせていただいておりますけれども、この記述につきましては、職員がこういった思いや心構えを持つ

て仕事をしようという意味合いで記述をさせていただいたものでございます。

こういったことで、職員の勤務時間内の喫煙がこの記述に直接反するものではないというふうには、私ども考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

私も、喫煙される職員の方を敵に回すつもりもありませんし、私は禁煙をしろという意味で言っているのではなくて、一分一秒を大切に、公共の利益のために仕事をしましょうという考えをここでうたわれているわけですが、これは聞き流しで結構なんですけど、私も10年ほど前まではたばこを吸っておりました。1日に多いときは60本、3箱のペースでやっていたんですけど、すっているときはすっている人の理由があって、確かに私は離席をほとんどしていましたが、大体1回行くと2本、3本吸ってから戻るといようなことをやっておりました。実際にここに記載された内容を見てみると、仮に勤務時間内で10本吸う方は、3分かかったとすると、1日に30分離席をしていると。お茶を飲んだりトイレへ行くという、そういった生理的な現象とは違って、これは嗜好の問題かなとも思うんですけど、その辺の考え方を聞いて、決して喫煙者を敵に回して禁煙しろというようなことは申し上げませんけれど、その辺の整合性というのをよく考えていただきたいと思います。

それと、このコンプライアンスに関する記述の内容なんですけど、これはコメント要らないんですけども、私が見る限り、もう少しここを改善したらという私の私案ですので、聞き流していただいても結構ですけども、この3ページを見ますと、コンプライアンスを推進するために行うべきこととして、1番として、公平・公正に職務を遂行しましょうと。次は、公共の利益のために働きましょうとか、「ましょう」で全部続いているんですけど、せめて大人に対して守るべきことは、遂行しましょうではなくて、遂行するとか、遂行しなければならないとか、そういう表現を使っていたきたい。何か守りましょうねというふうにしかならない。

それと、この記述で1つ気がついたのは、こんなことどうするということであるんですけども、これは左側には漫画の絵が描いてあって、1つ例として読みますと、一定の公職にある者から無理な要望を受けたのだけど、どうしようとか、そういうふうに全部ここには「どうしよう」と書いてあるんですけど、こういうことを書かずに、もっと断言するような方法で記載されてはどうかなど。そういうふうに書かれるほうが、決意をあらわすのには、よりいいのではないかということをおし上げます。

それと、もう1点なんですけど、指定管理者というのをよく使ってみえるんですけども、実際にセクハラとかパワハラというのは、庁内におる人についてはある程度管理できると思うんですけど、直接的には雇用関係はなくても、やっぱりそういうところでも現実には起きているかどうかの一応確認だけでもやっていただいて、亀山市のそういった施設で働く人の中では、セクハラとかパワハラが起きないように方策もとってほしいと思います。

なぜこういうことを言うかということ、あるところでちっと聞いたもんで、そういうことも、実際に亀山市の庁内だけでなく、そこで働く人たちについての全体を見ていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

まず、医療センターについてです。

医師不足とか看護師不足とって、こういったことで何か記載事項というか、過去に見た医療センターの中身を見ると、常にそういう文字が出てきたと思うんですけど、現在どのようになっているのか。不足しているのか充足しているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

おはようございます。

まず、医師の常勤配置の状況からご答弁させていただきます。

平成23年度に三重大と連携し、亀山地域医療学講座が開設されましたことに伴い、内科医、整形外科医の常勤配置を維持しております。現在、内科7名、外科2名、整形外科1名の計10名で、本年度より内科医1名が増員となりまして、診療体制は充実しつつあります。

しかしながら、常勤の専門医が不在の透析や眼科のほか、常勤医1名の整形外科などは、非常勤医師の任用等により診療対応をしており、診療科によりましては、診療体制は十分とは言えない状況でございます。

看護師につきましては、健康保険法に基づく看護配置として、10対1の看護体制となっております。この中で、現在育児部分休業取得者や、事情により夜勤ができない看護師もおりますことから、人員的には不足する状況となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど医師と看護師の状況についてお聞きしましたが、過去3年間の採用と退職状況もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

看護師の採用、退職状況でございますが、平成22年度が採用11名、退職が7名、平成23年度が採用13名、退職10名、平成24年度が採用12名、退職22名、このうち2名が定年退職でございました。

今年度につきましては、採用4名、退職1名で、現在50名の看護師の配置となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

昨年一度に10名ぐらいやめたという話もちらっと聞いたんですけども、昨年度については採用12名で退職22名ということで、バランス的には10名不足したということになると思うんですね。それで、23年度は採用が13名で退職が10名ということで、3名、その人が残ったというわけではないんですけど、人数的には常に22年、23年度を見る限りは採用のほうが多かった

ということで、それだけ勤務が長くつかれたというふうに感じていいのかと思いますけれども、先ほどちょっとお話にありましたように、看護配置10対1の看護体制となっているという話をお聞きしましたが、そのほかに、待機児童館の「ばんび」ですね。これは院内保育ということで活用するという事をお聞きしておりますけれども、現在、その利用状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

院内保育所の利用状況でございますが、現在、通常保育2名、一時保育3名の計5名の利用がございまして、医療職員の労働環境の向上に活用しております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

ばんびのほうも5名活用されているということで、そういったことで、若い看護師さんなどを採用して、長く就業していただくためには、そういうところをさらに活用してやっていっていただきたいと思いますが、昨年大量の退職者が出たというふうに私は耳に挟んだことがあるんですけども、どういった理由で一度に10名もやめられたのか、その辺について、簡単に結構ですけど、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

昨年の看護師の退職の理由ということでございますが、退職者からお話を伺った範囲でございますが、結婚や親の介護、それから自身の健康状態等、個人的な事情によるもの。あるいは職場になじめないなど、さまざまな理由がございました。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

やめる方も、余り正直に本音を言わないでやめていく方が多いと思うんですけども、やっぱりやめられた理由をしっかりと捉えて、そのことに対する対策をしないと、定着率というのは以前と変わらず、余りよくない状況だと思います。実際に、先ほど人数をお聞きしたんですけども、定年退職者は少ないんですけど、年間に採用も多いんですけど、退職されるから採用を多くしているんだと思いますけれども、年間に10名とか、昨年度の22名というのはやっぱり異常な数字だと思います。

今後、退職者を出さないための対策とか、そういったことは現在どのようなことを行っているのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

看護師の離職防止策でございますが、看護業務、特に夜勤業務の負担軽減のための療養専門医、ヘルパーの任用、それからスキルアップのための研修支援、院内保育所の活用等、看護師が生き生きと働ける職場環境づくりに努めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

スキルアップの研修とか、ヘルパーの任用とか、いろんな対策は打っていただいていると思いますが、ぜひ退職者をできるだけ出さないようにして、採用したり退職したりするというと手間暇がかかるし、いろんな意味で経費もかかってくる問題だと思いますので、ぜひ定着率のいい職場になるように努力していただきたいと思います。

それと、平成20年度に決定した医療センターの今後の方向性についてというところで、人工透析を維持・充実させるということで、透析の診療に注力し、その方向性に準じて透析機器を全て更新されておりますが、23年度と24年度の診療実績について、現状をお聞かせください。

なぜこういう質問をしたかという、専門の透析医がないというようなことを言われておりましたけど、こういう透析を中心というところでは、透析の専門医がいたと思うんですね。それがいなくなってこういうふうになってしまうということは、現在はどのような現状になっているのかということ、その意味で聞きたいと思ひまして、質問させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

透析の23年、24年の実績でございますが、人数で申し上げます。平成23年度の年間延べ患者数につきましては、在宅を含め1万764人、年度末時点の患者数は76人となっております。

平成24年度は延べ患者数が9,334人、年度末時点の実患者数は62人で、平成23年度と比較しますと、年間の延べ患者数が1,430人、実患者数は14人の減少となりました。

なお、本年5月末現在では、透析の実患者数は、在宅を含め62人となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

現在、専門の透析医がないということなんですけど、数字的にも23年度から24年度に対しては十数名減ってきております。実際にこれが透析としての収益でどれぐらい影響するのかというのがおわかりになるようでしたら、その金額についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

透析をされております患者様お1人に係る年間の費用という形で申し上げますと、約400万円の医業収益があるということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

ということは、簡単に10名近く減ったということは、4,000万近い金額が減収になるということではよろしいわけですね。

最後の質問に移りたいと思います。

現在、透析専門医が不在ということで聞いておりますが、透析の専門医の常勤配置について、どのような対策を打ってみえるかということについて、最後にお聞きかせください。お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

透析専門医の常勤配置ということでございますが、現在、人工透析の治療におきましては、当医療センターの内科医師を中心に、三重大学からの非常勤透析専門医と連携して診療を行っておりますが、透析を新たに始める患者さんの処置など、常勤の透析専門医の役割は非常に重要でありますので、引き続き三重大学に対して、透析専門医の常勤配置について働きかけを行ってまいりたいと存じております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

透析は、以前から言われているように、ある程度効率がよくてもうかると、そういうたぐいのものでありますので、ぜひとも専門医を常勤配置できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

4番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

市民クラブの前田耕一でございます。

通告に従い、早速質問に入らせていただきます。

まず1件目として、全国中学校体育大会のソフトボール競技がこの亀山市の西野運動公園、それから東野運動公園で開催されると伺っておりますけれども、最初にこの大会の概要について、具体的にお示しください。

○議長（櫻井清蔵君）

12番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

おはようございます。

全国中学校体育大会ソフトボール競技の大会の概要ということでございます。

平成25年度全国中学校体育大会、第35回全国中学校ソフトボール大会の概要でございますが、日程は平成25年8月17日土曜日から20日火曜日まで4日間、21日の水曜日の予備日も含まれますと5日間の予定となっております。

第1日目の8月17日は、津市のメッセウイングみえにおきまして、男女合同の開会式が行われます。

8月18日からは、亀山市の会場で男子ソフトボール、津市の会場で女子のソフトボールの試合が行われます。亀山会場は、男子16チームが8チームずつに分かれまして、西野公園野球場と東野公園ソフトボール場でそれぞれ準決勝まで行いまして、20日には東野公園ソフトボール場で決勝戦と閉会式を行う予定となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

じゃあ8月の17日から20日、予備日を含めて5日間の大会ということは理解できました。

全国から、地元開催地枠も含めて16チームが集まるの大会ということでございますが、亀山の地へ来亀される方の人数、選手、それからチーム関係者、父兄等も多分見えると思いますし、それから大会関係者も含めて、何名ぐらいが亀山へ来亀されて、そして当然3日間、4日間、宿泊も見込まれると思いますけれども、宿泊をされる予定なのか。そして、その方たちの対応はどのように進められているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

この期間中にお見えになる選手を含めまして、父兄、何名ぐらいお見えになるのかということでございますが、選手は1チーム18名までで、ベンチに入れる人数といたしましては、選手18名以内、監督1名、コーチ1名、引率者1名の21名となっております。また、関係者及び応援に見える保護者等、総数で約700人ほどを見込んでいますところでございます。

それと、宿泊の手配ということでございますが、当然、勝ち残ったら、その関係者の方々は宿泊をされると思います。宿泊施設につきましては、全国中学校体育大会の実行委員会というところの大会本部が組織されておりまして、その専門部というところがございます。その専門部がそういう宿泊施設の手配は基本的に行うということになってございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

約700名の関係者、選手等が亀山へお越しいただくと。1泊で帰られる方もあれば、3泊される方もいると思いますけれども、いずれにしても700名の方が全国、北海道から九州、沖縄も含

めての広範囲のところからお越しいただくと、非常に大きな大会だと思います。

亀山市はスポーツ推進計画の中で、トップレベルの大会の開催促進をうたっております。そして、この大会は中学世代のスポーツ競技としては国内で最高レベルであって、最大の競技会と私は思っておりますが、この大会を亀山市としてどのように位置づけて、どのように対応してきているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

亀山市としての位置づけということでございますが、全国大会ということで、亀山市でそれが行われるということでございます。この全国大会というのは、めったにこの場所を決めていただくということはございませんもので、亀山市といたしましても大変重要というか、体力向上におきましても重要なことだと思っております。そのようなことから、十分その辺を踏まえまして、取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

非常に大きな大会、そしてトップレベルの大会ということは理解していただいていると思うんですけども、果たしてこの大会が、亀山市で行われるというのをご存じの市民の方がどれほど見えるかなあと、非常に疑問に感じます。

この大会が亀山市で開催されるということが決定したのは、もう3年ほど前になると思うんですけども、それ以降、アクションを起こされたことが見えてこない。

例えばこの庁舎に、亀山市でこういう大会が開催されますという懸垂幕とか、横断幕とか、かけられたのを見たことはございません。あるいは具体的な内容が、ほかのメディアに対して広報されたということも聞いたこともないです。非常に残念に思います。あと2カ月しかないんですね、大会まで。のぼりが立っているのも見たことないです。どのようにあと2カ月で対応されていくのか、その辺のところについて、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

先ほどもちょっとご答弁させていただきましたが、この競技会の運営体制ということに関しましては、三重県の実行委員会のほうが事務局となっております。その実行委員会の大会本部というのが確立されておまして、専門部も組織体制も決定されると伺っております。ただ、その運営体制というのは、まだはっきり決まっていないという状況の中でございます。

そのような中で、市民への周知をどのようにするのかということでございますが、これは中学校体育連盟のほうで、亀山駅、関駅のほうにポスターの掲示などを行う予定と伺っております。さらに、主要駅、主要都市のタクシー、イオングループ、サークルKサンクスなど商業施設でポスターを掲示すると伺っております。市におきましては、市内の公共施設等においてもポスターの掲示などを行ってまいりたいと思っております。また、中体連よりタクシーに張るPR用のマグネットシ

ート10枚の提供を受けまして、これを公用車に張ってPRをするという予定でございます。さらに、広報やZTVなどを活用し、広報活動に取り組んでまいりたいと思っております。

先ほども申しましたが、まだ運営体制というのがはっきり決まっておりませんが、運営体制のほうにつきましては、6月下旬から7月の初旬にかけて行われる本部の運営協議の中で具体的な内容が明らかになると伺っております。そのような状況の中、市のほうでは駐車所の確保とか、案内の問題、会場のおもてなしなどについて関係部署が連携を図り、取り組みを進めております。

さらに、懸垂幕等につきましては、ちょっと確認をいたしました、会場のほうに懸垂幕等を掲げるということをお伺いしております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

いろいろと準備をしつつあるというのは理解できるんですけど、私が申し上げているのは、遅いんじゃないんですかということをお伺いしているんですね。

それで、実行委員会とか大会本部が設置されて、そこで準備に入るとのことでございますけれども、別に亀山独自の手法をもって、亀山としての対応を考えていてもいいんじゃないかと思うんです。ましてや、先ほど懸垂幕をおっしゃいました。大会会場へ掲げるということですが、大会が亀山市でありますよという事前周知、それはやっぱり亀山のメインの場所、半年前でも、1年前でも掲示できたと思うんです。ましてや亀山市の、聞いたところによりますと、全国から15チームが各ブロックの代表としてお越しいただいて、地元開催ということで、亀山市の中学校も1チームが出場されると。推薦枠で出るわけですから、胸張って予選勝ち抜いたんだということではできないかわかりませんが、一応代表チームとして出場するわけですから、そのチームが頑張ってお練習やって、大会へ臨みますよというようなことも周知していくのは、それも相当以前からわかっているわけですから、周知するのは当然のことじゃないかと思っておりますので、その辺のところ、早急に対応をお願いしたいと思います。

2点目として、競技会開催に係る運営体制の確立についてお伺いしたいと思います。

聞くところによりますと、この大会は、主催が日本中学校体育連盟、日本ソフトボール協会、あるいは三重県、津市、亀山市の教育委員会と。そして、主管がこの亀山の会場の場合になると思うんですけれども、亀山市中学校体育連盟、あるいは亀山市ソフトボール協会ということで実施されるということをお伺いしております。

競技の運営につきましては、ソフトボール協会が経験もあるわけですから、十分な対応はできると思います。あるいは、中体連のほうも競技関係者がたくさんいると思いますから、対応はできると思うので、この辺につきましては、私のほうからとやかく言う問題じゃないかと思うんですけれども、それ以外の準備というのは結構あると思うんですね。亀山市としての大会本部を設けて、対応していかなければならない部分が入ってくると思うんですけれども、例えば歓迎、移送、警備とか、観光とか、接待とか、そういうような細かなところの対応も当然必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、グラウンドだけ用意して、ゲームだけやってもらって、ご苦労さんでしたと言って帰ってもらうかといったら、決してそんなわけにいかないと思うんです。その辺のところについても、この6月下旬の準備のスタートのところから入っていくのかどうか。今具体的に進

んでいる計画、予定というのはあるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

受け入れる側の準備態勢はどうかということでございますが、その運営体制というのは、事務局のほうが行うというご答弁をさせていただきましたが、受け入れる側といたしましては、競技会の開催に係ります進捗状況ということでございますが、大会事務局である中学校体育連盟ソフトボール専門部長と関係部署による大会運営に係る打ち合わせを行っております。

専門部長より、大会概要等の説明を聞くとともに、市としての支援等について意見交換を行いまして、特に会場周辺の駐車場や亀山市の観光アピール等の方策について協議をいたしたところでございます。

先ほども申し上げましたが、大会本部では6月下旬から7月初旬にかけまして、具体的な運営体制に関する協議が行われると伺っております。本市といたしましても、市民への周知や当日の支援体制について、早急に検討を進めてまいります。今後も中学校体育連盟ソフトボール専門部、庁内関係部署と密接に連携を図りまして、亀山市に来てよかったと、一人でも多くの選手、応援の方々から声が上がるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

いずれにしても、準備はこれからということでございますけれども、先ほど次長のお言葉の中に、市としての支援という言葉が出てきましたけれども、要綱を見ておきますと、亀山市教育委員会主催になっていますね。支援というのは、協力とか、普通は後援とか、いろんな支援の対象になると思うんですけれども、あくまでも教育委員会は主催者としての立場があるわけですから、決して支援する立場じゃないと思うんですよ。中心になって動いてもらうのが教育委員会、あるいは中体連になってくると思いますので、その辺のところはよく認識して、準備に入っていただきたいとかように思いますので、よろしく願いいたします。

今ご答弁、競技会の準備体制の現況についてまで答弁いただきましたので、3番のところはちょっと省きたいとは思いますが、準備体制の現況の中で、多分亀山市で大会が開催されるわけですから、教育委員会、あるいは中体連、ソフトボール協会が中心になって運営に携わるというのは当然のことだと思いますけれども、それ以外の市内の団体、例えば私も所属しておりますけれども、体育協会はどうかかわったらいいかとか、あるいはスポーツ推進委員会かな、あるいは接待とかそんなことになれば、婦人会のお手伝いをいただかないかんかわからんし、そういうようなところ、全然話がないですし、今のところ予定がないようでございますけれども、それでうまく700名の方がお越しになるこの大会を、あるいはそれ以上の方がお見えになる可能もあると思います。どうなっているのかなあと、大丈夫なんかなあと。せっかく全国から亀山へお越しいただくわけですから、観光も当然絡んできますので、観光協会との連携はどうされるかとか、そういうところについて、具体的な案とか計画があるのであれば、まあ必要ないということであればそれで構わないですけどね、協力いただく。私は必要じゃないかと思いますが、ご意見ありましたらお

示しいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

教育委員会が主催ということでございますけれども、当然教育委員会が中心となって進めております。

約700名ほどの皆さんをおもてなしするのに、人員等の体制をどうするのかということですが、まだ計画とか、案とかいうところまでは行ってございませんが、教育委員会が中心となって進めてまいります。人的な面に関しましては、現在連携をしております文化スポーツ室や観光振興室はもとより、他の部・室に対しましても、これから協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、中学校の生徒のほうもお願いをして、亀山中学校、中部中学校の女子ソフトボール部が中心となって大会運営に協力すると伺っておりますのでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

全てにおいてこれからということでございますので、これ以上質問したところで、中身のある濃い答弁は返ってこないと思いますので、この件についての質問は終わりたいと思いますけれども、最後に、先ほども申し上げましたが、亀山市内の中学校が三重開催地枠としてですから、一応三重県代表というか、東海地区代表のチームとして出場が認められているとお聞きしておりますけれども、具体的に、そのチームが今どうやって活動していて、どんな状態なのかというのが全然私には見えてこないんで、どんな状況なのか、わかっているところがあれば、お示しいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

石井次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

亀山中学校が開催地枠で出場をいたすわけでございますが、現在大会出場に向けてピッチング練習等、個々の力を向上させるため、練習に取り組んでおると伺っております。

また、女子のソフトボール部員と一緒に練習し、技術面の向上を図っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

せっかくの全国大会に代表チームとして出るわけですから、ぜひ、結果はともかくとして、中身の濃い経験をしていただきたいと思っておりますので、また激励のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりますけれども、全国から700名の方が亀山市へ見えると。せっかくお越しいただくわけですから、亀山っていいところやったなあ、また行ってみたいなあ、別の機会を設けて行

ってみたいなあというような好印象を持って帰っていただけるような大会にしていきたいと思っていますので、その辺のところを強く申し上げて、この項の質問を終わりたいと思います。

次、2点目としまして、職員の交通安全対策についてお伺いいたします。

この件につきましては、先ほど尾崎議員が質問をされて、大体数字とか、その辺のところについては、お示しいただきましたので理解はできたんですけども、一部確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

事故件数につきましては、物損、対物、年々ふえてきていると。数字を見ますと、先ほどもお話ありましたように、ずっと振り返ってみますと、決して少ない数字ではないと思うんですよ。その対応を含めて確認したいんですけども、件数は先ほどお伺いしました。原因、あるいは人身事故なんかはあったのかどうか。それからもう1点、事故等の修理等の費用負担につきましては、全て保険で対応しているのか、あるいはある程度は個人負担も含めて出てきているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず事故の原因でございますが、いずれも運転者の不注意による操作ミスが大半でございます、もう少し慎重な運転をすれば、未然に防げるものが大部分であったというふうに認識をいたしておるところでございます。

そして、対人はあったのかという話でございますが、平成23年度に対人が1件ございました。

それと、事故を起こした職員に対して、修繕料など求めているのかという話でございますが、亀山市職員事故事務取扱規程というのを定めておりまして、その6条の規定に、事故審査会において、職員に対する求償額を審査することとなっておりますところでございます。ここ最近におきましては、職員に求償を求めた事例はないということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

人身事故は過去に1件あったけれども、それ以外は起こっていないと。言ってみれば、ささいと言ったら語弊がありますけれども、大きな事故はなかったというように理解はさせていただくんですけども、いつどんな事故が起こるかわかりません。ほとんどが不注意ということでございますけれども、やっぱりこの辺につきましては、規範意識の問題もあると思うんですけども、それで次の質問に入らせていただきます。

先ほど尾崎議員の質問の中で、事故を起こした方への対応、あるいは上司、管理者への対応についてご答弁ありましたけれども、改めて確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

少し庁内の管理体制も含めましてご答弁をさせていただきますと、庁内車両の総括管理及び監督を行う車両管理者として私になっておるところでございます。また、本庁舎、関支所、総合保健福

祉センター、総合環境センター、消防本部には道路交通法に規定されております安全運転管理者と、本庁舎及び関支所には副安全運転管理者として室長を置き、さらに各室には室長を運行管理者として定め、交通事故の発生の防止に努めておるところでございます。

また、先ほども尾崎議員のときにも少しお話をさせていただきましたが、庁用車両使用マニュアルというのを作成しております、その中で日常点検項目、運転者の遵守事項、運行管理者の責務、事故発生の対応等を定めておまして、交通安全の細心の注意を払うように職員に求めているところでもございます。

もう1点、どんな対応をしたのかという話でございますが、先ほども申し上げましたが、事故の件数が年々ふえていますので、今年度から事故を起こした職員、その上司を呼んで、事故防止に努めるように注意を行うよう行ったところでもございますし、無事故・無違反チャレンジ123の取り組みを少し強化したいという意味で、今年度は、先ほども申し上げましたが、各幹部の皆さんにもお願いをしまして、たくさんの参加を得たところでもございます。具体的に申しますと、消防本部さんですと、全員に近い方が消防長の号令のもとに参加をいただいたところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

多分取り組みは進んでいるというように考えておりますけれども、3点目に入りたいと思います。

職員行動規範の策定についてというのは、これは交通安全対策に特化してのつもりで私は通告させてもらったつもりでおるんですけれども、大体交通安全の徹底とか交通法規の遵守というのは、ほかの自治体のマニュアルとか規範等を読んでも、中身はほとんど変わらないんですね、はっきり申しまして。

これ、ある自治体の内容を見ておりますと、私たち職員は、全体の奉仕者としての責任を自覚し、市民の不信を招くような悪質な交通違反や事故を防止し、市民の信頼確保に努める必要がありますと、これが心構えらしいです。それから、求められることとして、職員は交通社会の一員として、常に交通安全に対する自覚を持ち、交通法規を遵守することはもちろんですが、飲酒運転や交通違反は絶対にしないという強い意思を持つことが必要ですと。また、職場では交通安全の意識の徹底・周知を図る環境づくりが必要だと。これ当たり前のことですね。

それよりも私が感じている部分では、自分の車であったら、そんなに安易に不注意での事故とかは起こさないと思うんですね。やっぱり自分の車でないという気持ちがあると思います、公用車の場合ですね。ですから、去年たまたま私、監査委員をさせていただいたときに、公用車を時々利用させていただいたときに、前の監査の落合さん等もおっしゃってございましたけれども、車の中が汚いとか、例えば空き缶がそのまま捨ててあるとか、あるいはお菓子等の空き袋等が車内に放置したまままで車庫へ帰ってきているとか、その辺の意識の問題のほうが大事だと思うんですよ。そこから直さないと、やっぱり基本的な交通安全対策の基本中の基本として、正していくべき中身じゃないかと思っておりますので、その辺のところを今後十分に職員を管理して対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。この項についてはこれで終わりたいと思ひます。

続いて3点目でございますけれども、亀山市文化大使の設置についてお伺いをいたします。

まず1点目として、亀山市文化大使設置要綱が本年4月1日より施行されておりますが、大使制度設置の目的をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

設置の目的でございますが、本市の魅力やよさを広く国内外に発信し、イメージアップを図り、もって文化の振興を資するためということで、文化大使のほうを設置させていただきます。本市の歴史であったり、風土や特色ある景観、伝統文化、芸術など、市の魅力やよさを幅広い分野で全国に発信していただきたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

この中で、文化大使ということで、文化に特化して、この新しい大使制度が設けられておりますけれども、文化に特化した理由、これをお示ししていただきたいと思います。別に政治経済や教育やらとか、研究とか、その他の分野でも別に構わないわけですね、大使として委嘱するのであれば、それを今回、文化に特化したその理由について、お示しをいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化大使につきましては、亀山市文化振興ビジョンにおきまして、重視すべき施策として、3つのプロジェクトのうちの1つとしてかめやま文化年プロジェクトを掲げております。

3年に1度をめどに開催する文化年では、これまで培われてきました貴重な文化資源を継承、進展させていくとともに、さらに磨きをかけ、人と人とのつながりの中で、自分や他人を大切に思う心を育む文化力を生かしたまちづくりを目指すこととしております。その中の一環として文化大使を設置し、本市の魅力及びよさを広く発信し、イメージアップを図ることで文化振興に資するということで考えたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

とりあえず聞いておきたいと思います。

それじゃあ、その要綱の中の第2条の対象者として明記してあるところについて、ちょっと確認したいと思います。

対象者として、文学、芸術、スポーツ、芸能などの文化的分野において活躍している方ということですね。それともう1点は、本市に愛着を持ち、大使としての活動に積極的に取り組む意欲がある者と、こううたってあります。

この文化大使は、公募するわけじゃございませんね。それから、相手さんから、私にぜひ文化大使をさせてくれという要望に応じて、亀山市が選定・選任するわけじゃないですね。あくまでも亀山市がこの文化の分野で活躍している方に対してお願いをして、大使に就任いただくということが

条件だと思えるんですけども、その方をお願いするときに、あんた、積極的にやる意思があるんかよと確認して、消極的やったらお断りするというような対応を考えてみえるのかどうか。この積極的に取り組む意欲という、その辺のところの内容を具体的に説明いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化大使につきましては、要綱に規定しておりますが、亀山市の出身者に限らず、ゆかりのある方、また文学、芸術、スポーツなど文化的分野で活躍などをしていただいている方で、亀山市に愛着を有し、進んで亀山の魅力や情報などを発信していただける方と考えているところでございます。

お願いする立場でということでございますが、大使として、さまざま場面で亀山市の情報発信などをお願いしていただくこととなりますので、大使としての活動に対し、ご理解をいただいた上で、前向きに取り組んでいただける方と希望するものでございます。ご依頼させていただく際には、そのことを十分説明させていただくとともに、ご承諾をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

お願いするときに、ちゃんと真面目にやってくれますかと確認して、はいと言ったら了解して委嘱をするというのは、ちょっとどうかなあという感じもしないこともないんですけども、次の質問に入りたいと思います。

第4条で大使の活動を上げてもらっておりますけれども、市の魅力を生かしたシティセールス、市の文化振興に関する提案、市が実施する各種行事への協力、その他市長が認める活動となっておりますが、具体的にどのような活動をイメージしているのか、お示ししていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず大使ご自身が現在活動されている場面であったりフィールド、また何かの機会といった中で、亀山市のさまざまな文化について発信いただければと考えております。

例えば大使として作成させていただく名刺や市の情報誌、またパンフレットなどをご活用いただき、そういった機会を通して、広く市の文化のアピールをしていただければと考えております。また、市が実施する各種行事や催しに際し、ご参加いただくことで、市民の皆様にも広く存在を知っていただく機会としたいと考えております。

私たちのふだんの生活の中で、余りにも身近であるために気づかない文化や魅力のある資産を、大使の目を通して改めて市民の皆様にも気づき、再発見していただき、市民が誇りと愛着を深めていただけるようなきっかけになっていければというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

今のご答弁の中身ですと、市内において活動するときには、それは非常に有効なことだと思いま

すけれども、もし、まだ具体的に大使に委嘱された方の名前は出てこないですけれども、一般的に県外で活動してもらおうことになってると思うんですけれども、その場で具体的に亀山市が市外、例えば東京で、あるいは大阪で、名古屋で何らかのアクションを起こす計画があるかどうか。それで、その中でこれらの方をお招きして、そこで協働して活動してもらおうとかいうようなことが一番効果ある中身じゃないかと思うんですけれども、そういう計画は全然ないんですか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

今、文化年プロジェクトの内容が、基本構想がただいまでき上がりましたばかりですので、具体的な事業のほうはまだできていないんですけれども、そういった中で、どのような形でこちらのほうが文化年をしていくかということがなかなか決まっていないう状況ですので、その大体のイメージができましたら、文化大使の方にもそういったイメージを持ってお話をさせていただこうというふうに思っておりますので、今事業の中身は決まっておりませんので、こういった場面があるかということについては具体的には決まっておりません。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

この制度が施行されてしまっているの、今さら言えることじゃないかと思うんですけれども、そもそも文化大使という言葉、中身そのものが、私は無理があったんじゃないかなあという感じがしているんですね。

ちょっとほかの自治体の大使の制度についてずうっと見てみますと、三重県の場合は、みえの国観光大使制度というのを設けております。中身は、ずばり県の観光PR、あるいは県の観光施策に対する意見とか提言、それから三重県観光連盟のホームページへの県内外の情報掲載とか、具体的な中身がもう出ておりますわ。

それで、例えば鈴鹿市を見てみますと、ここはまたぎょうさんの大使制度がありまして、鈴鹿ときめきスポーツ大使、スポーツ活動、池田久美子さんとか、サッカーの小倉とか、中西選手とかのスポーツ大使とか。それから、カルチャー大使とか、あるいはビジネス大使。ここにはコーヒーメーカーAGFの社長さんとか、それからサイエンス大使とか、エンターテイメント大使とか、具体的に細かく制度を分けて、そこで具体的な活動してもらおうと。非常にわかりやすいですね。こういう大使制度を設けたところもありますし、津やとふるさと元気大使という名前で小椋久美子とか、それから勅使河原郁恵ってアイススケートの、それからレスリングの吉田沙保里とか、具体的な名前を大体出しているんですね。それらの方に津市の観光等についてのPRの場を設けるというよりも、機会があるごとに設けていただいて活動してもらっているとなっております。これは、例えば名張とか熊野にしてもそうなんですけれども。

ところが亀山の場合には、文化大使と広範囲に網羅してもらってありますので、どうしても活動が中途半端になってしまうんじゃないかなあという感じがしております。これから大使は任命されていくわけですから、5人になるか10人になるか、あるいは1人かわかりませんが、具体的な方向性を早く出すといいかなあと思います。

この大使制度の所管は、文化スポーツ室が行うとなっております。大使に委嘱される方の人選は文化スポーツ室で構わないと思うんですけども、これらの方々が活動する場、いろいろ幅広いと思うんですよ。これも文化スポーツ室が担うわけですか。それともイベントの参加とか、協力依頼する場合には企画総務部のほうで行われるのか、その辺のすみ分けはどうなっているか、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化というのは幅広いということで、議員のほうもおっしゃられましたように、芸術、伝統芸能、歴史、景観、健康、スポーツ、生活、食、観光など、さまざまな分野があると思います。文化大使が幅広い分野で亀山市の魅力や情報などを県内外へ発信していただくことで、市の文化振興を進めてまいりたいというふうに考えております。

文化年プロジェクトの中で、庁内の関係部署と連携して、文化年が文化スポーツ室だけでできるというふうには考えておりませんので、庁内で連携をしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、その場面に応じて、庁内での連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

余計複雑になってきそうな感じがしますので、これ以上確認はしませんけれども、最後に、大使の委嘱に係る、現在どんな流れで動いているかということを確認したいと思うんですけども、3月議会の予算決算委員会の中で確認しましたら、5人ほどの方のお名前が挙がっているとお聞きしておりますけれども、4月1日からこの制度がスタートして約2カ月半たとうとしておりますけれども、具体的にどのようにその委嘱を予定されている候補の方の名前が上がって、どうやって進んでいるかというのを確認したいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

かめやま文化年事業のほうの取り組みが大変おくれておりまして、ご心配をいただいていると思います。

ただいまかめやま文化年プロジェクト推進委員会のほうを開催しまして、文化年プロジェクト基本構想を策定いたしましたところでございますので、本定例会、教育民生委員会に提出をさせていただいたところでございます。

さて、文化大使でございますが、亀山市の出身者やゆかりのある方など、何人かを候補としておりますが、文化年の具体的な事業内容がまだ決まっておきませんので、そちらのほうを進めながら、文化大使におきまして早急に進めてまいりたいというふうに考えております。相手もございませぬことから、一度に何人もということではなくても、感触をつかみながら当たってまいりたいと考えております。候補者はおりますが、現在のところ、まだどなたにもコンタクトはとらせていただけていないところがございますので、早急に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

まだまだ先の話かなあというような感が否めないんですけども、最後に1点だけ、苦言になるかわかりませんが、申し上げて終わりたいと思います。

亀山市文化大使設置要綱の中に、本市の魅力及びよさを広く国内外に発信しと、大きく出ておりますわ。この中身と全く同じなのが三重県のみえの国観光大使。これも本県の魅力、よさを広く国内外にPRするために設置すると。三重県が国外もイメージして、特に観光で今アジアのほうとも相当交流がありますから、イメージするのはよく理解できるんですけども、亀山市のその要綱にも国内外に発信となっております。これ多分、三重県のをそのまま写したんじゃないかなあという感じもしないでもないんですけども、こういう制度をつくる場合、せっかく亀山独自のものをつくるのであれば、きっちりとその辺のところもよく検証の上、要綱作成をお願いしたいと思いますので、苦言になるかどうかかわかりませんが、申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

12番 前田耕一議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

一般質問の機会を得ましたので、一般質問を。

本日は、道路行政全般とTPPについてお尋ねしたいと思います。

道路行政につきましては、亀山の道路については、主要道路としても高速道路もあり、国道1号線のバイパスがあり、新しく新名神もできて、非常に道路環境はよそから見ればいいなというふうに思われております。しかし、市道において、まだまだ整備がされていないなあというふうに私は思っております。

道路については、特に生活道路として機能を果たし、また災害のときには避難路としても使われる。また、子供たちにおいては通学路としても使われておる。この道路の環境の整備のために、今までの計画されて、整備をされてきたというのは私もよくわかっておる中で質問するわけでございます。

まず、和賀白川線の工事の進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

14番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

和賀白川線の工事の進捗状況ということでございます。

現在は発注済みの3件の工事を施行しているほか、残る街渠、舗装工事の発注を第2四半期中に行う準備を進めております。

平成17年度から行っている和賀白川線事業全体の進捗率としましては、6月時点で80%まで進んでおりますので、平成26年3月末の供用開始に向けて、今後も十分なスケジュールの管理を行ってまいりたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

和賀白川線につきましては、工事、一番最初に野村地域から始まったものと私は思っております。今年度やられておる鉄道を渡る橋、鈴鹿川を渡る橋等々については、合併特例債等を使って整備をさせていただいておると思いますが、私は全線について、いつ開通するのか、お聞かせ願いたいと思います。

野村から県道鈴鹿関線にタッチするのは来年の3月と聞いておりますが、全線についてどのような計画であるのか、まず、お尋ねします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

和賀白川線につきましては、当初昭和47年の都市計画決定のときに決定がされまして、ずうっと工を進めてまいりまして、今回の橋梁の部分が今年度の末に供用となりまして、残るところになりますと、住山住宅のほうを抜けて、それから上のほうでございますけど、亀田小川線のほうまでが接続するわけでございます。そちらにつきましては、今現在、具体的な実施時期というのはお示しできる状態ではございませんけれども、市が計画するほかの事業とのそういう調整とか、財源とかにつきましては、全庁的な協議を重ねた上に、後期基本計画の第2次の実施計画の中で検討させていただくものというふうに考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

この路線については、都市計画道路として亀田小川線までタッチするというところでございます。

どうも私が思うと、今言うた鈴鹿関線から国道1号のバイパスまで着いたら完成しておるみたいな感じかなあというふうに受けとめておるんですが、市民はあの路線を使って医療センターとか、福祉センターあいあいとか、そういうほうにも非常に使われるんじゃないかというふうに思っております。やはりその整備を、計画がいつになるかわからんような答弁では私は納得ができません。やはりそこらの計画もお示しをいただきたいと思うんですが、今のところ持ち合わせてなければ、後ほどで結構でございます。あれば、今お示し願いたいと思います。いかがですか。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどの先線のことでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、後期基本計画の第2次実施計画、これ平成27年から28年になりますけれども、この中で検討していくというふうを考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、中身に特に入っていきます。

和賀白川線の供用開始、来年の3月ということでございますが、その周辺の道路の整備計画はなされておるのか。これは、我々、今までにも何度か訴えてきております。提案もしております。その中で今現在どのように計画されていくのかどうか。特にこの路線については、亀山市の環状線とも言われるという路線でございますので、そこらの部分も踏まえて、お示しを願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

和賀白川線から、まず南につながる市道野村楠平尾線がございます。これにつきましては、見通しを改善するために、道路沿いの樹木を伐採する対策を実施いたしましたほか、また経年劣化した舗装を、開通後の交通量を考慮した舗装構成に補修する事業を平成17年から進めておりまして、今年度に安知本町地内の工事を施行して、完了する予定でございます。

また、県道の鈴鹿関線につきましては、天神町地内の県道亀山白山線との信号交差点に右折レーンを新設する事業を三重県に進めていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

野村楠平尾線については、舗装工事したり、樹木を切ってもらったりというふうに今答弁がございました。

これも、楠平尾、安知本地域の住民の念願でありました野村楠平尾線の交差点部分の改良はしていただきました。しかし、通学路として、これから先に子供たちが渡る場所として、今のままでいいのかどうか、あの改良だけでいいのか。やはりこの和賀白川線が開通することによって、通行量がすごくふえるものと思っております。

その点でお尋ねしたいのと、この和賀白川線については、特に農免道路という、やはり開通した当時の性格性もございます。そういう部分で、道路規格としては非常にアップダウンもあり、歩道はなし、まだ側溝も整備されておらない、そういうような部分もございます。やはりこの開通に伴って、和賀白川線の通行量がどれほどあるのか、お聞かせ願いたい。

また、地域住民、安知本、楠平尾とも、それぞれの地域の方々が農作業をするのに、あの道路を今までも使っております。また、芸濃鈴鹿線というかね、県道、あの部分についても非常に整備がおくれておるんじゃないかというふうに思っております。我々地域の者が、くわを担いで畑へ行

くの道路を渡ろうとした。今までやったら車の量は非常に少なかったんでいいと思うんですが、この開通に伴っての交通量の増加によって、地元住民に危害を及ぼすおそれがあるんじゃないかというふうに私は危惧している一人でございます。

そういう部分も含めまして、今後の計画、さらには鈴鹿関線、これも私、何度か訴えておるんですが、今、答弁の中に、天神の白山線との交差点部分については改良計画があると。これは私も県より拝聴しております。しかし、この鈴鹿関線が構造上、あのぐにやぐにや曲がった道路でいいのかどうか。それと、歩道がございません。道路の幅は狭い。私が前も言うたように、観光バスに乗って、トラックと対向するのに観光バスがとまって行きかわしたということも訴えております。そういうような部分も今後酌んでいただいて、どのように県にお願いしていくか、市として考えを聞かせていただきたい。

それから、先ほども触れましたが、北のほうへ行きますと、医療センターなり、あいあいなり行く場合、亀田小川線に早くタッチしないと非常に不便である。バイパスの側道へ行って、そちらへ行くのも一つの手かも知りません。非常に狭隘な道路でございます。あれがもっとすばらしい道路であれば、私はここであえて申しません。そういうような部分も含めて、周辺の道路としてどのように整備計画があるのか、再度お尋ねします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

まず通行量のほうでございますが、今3,000台というふうな想定をしております。

それから、先ほどの道路につきましては、野村楠平尾線、それから鈴鹿関線、いずれの道路も当初に農免道路として整備をされておるということに起因をしております道路のアップダウンが非常に厳しいということでございます。その構造面や安全面の改善も課題がたくさんございますので、供用開始後の実際の交通量などもまた確認した上で、さらに改善に向けた検討は進めていく必要があるというふうに考えております。県のほうにも十分その要望も伝えて、行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それと交通安全対策、道路の施設に入るのかどうか私もしかとわからない部分がございますが、例えば今開通する和賀白川線、それから鈴鹿関線の交差点、それから楠平尾の交差点については、信号はどのように考えられておるのか、改めてお聞きします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

信号でございますが、まず1つは、ご質問の野村楠平尾線と楠平尾安知本線の交差点につきましては、平成24年度の3月末に完成をいたしまして、楠平尾安知本線側の車線の増加と歩行者のたまり場スペースの整備を行いましたもので、そのところにカーブミラーの要望等はつけさせていただきます。それからあと、4月10日にその件で自治会長さんも立ち会いをしていただきまして、

設置する方向ということで進めております。

また、信号機の要望につきましては、この5月の31日に要望書を提出いただきましたもので、亀山警察のほうへ進達をさせていただいたところでございます。6月の11日付の回答がございまして、交通情勢を調査した上で、その必要性を検討していただけるというふうに伺っておりますので、平成26年度以降の申請となりますというような回答もいただいているところでございます。

この部分につきましては、亀山市としましても信号機の設置まで、暫定措置としましてカーブミラーを設置して、安全に努めていきたいというふうに考えておるものでございます。

また、鈴鹿関線との交差点ですね、これはもう信号は設置するという運びになってございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

鈴鹿関線の交差点については、開通と同時に多分つくだろうなというふうに私も予測はしております。

やはりこの道路の整備計画の中で、私がここで周辺道路の整備というのを訴えておるのは、楠平尾の先まででも、また鈴鹿関線の県道もですよ。やはり安全に、これが通ったときに日量3,000台と今答弁があったと思うんですが、例えば昼間にしたら、1分間に何台通る計算ですか。やはりそういうような部分も含めて、当初からなぜ計画に入っていなかったか、我々訴えておったはずですよ。それがそのときにないという、今から先やという話では、私は余り納得ができませんのやけれども、そこら、いかがですかなあ。やはり日量の通行量は予測しておったと私は思いますよ。そこら、市長さん、あなたも県会議員のときには通られたと思います、あの道路。よく関係もわかっておると思います。市長さんの考えがあったら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

道路整備に合わせて交通安全施設、とりわけ信号等安全対策について、これにつきましては、基本的にはさまざまな事前の協議の中で当然お伝えをし、あるいは実現を図っていかなくてはならないものというふうに思っております。

先般の楠平尾地内での、大変これは地元の皆さんにお世話になりましたけれども、若干の交差点改良、本年度で完了いたしますので、今、市長名で公安のほうへは要望をさせていただいたという段階でございます。回答も、先ほど答弁させていただいたような状況でございますけれども、地域の住民の安全対策がきちりと実現できますよう、引き続き県公安委員会のほうへ私どもとしてもフォローしていきたいと、実現につなげていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

るる申し上げましたが、我々地域住民の安全を守るという意味で、前向きにこれから対応をお願い

いしたいと思っております。

それじゃあ、次に移ります。

野村布気線、県道亀山関線の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねします。

ゆうべも故坊野議員が私の枕元に立ちまして、あの道はどうなっておるのやえ、という話を夢に見ました。そういう坊野議員の強い思いが私にも伝わってきたので、ちょうど私がここに質問要項として上げておりますので、それも含めて、よろしくご答弁お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

野村布気線整備事業の進捗状況と今後の見通しにつきましては、残る土地所有者の合意をいただくことが難しい状況であることとございます。

この3月に、野村布気線が都市計画法の第59条第1項に基づく都市計画道路事業として認可をされましたので、今後は土地収用法における手続も視野に入れた上で、土地所有者に対して用地取得への協力をお願いするとともに、用地が解決した箇所から順次工事を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、県道の亀山関線につきましては、三重県において事業を進めていただいておりますが、平成25年度中の供用開始を予定しているというふうに伺っております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

野村布気線も、合併特例債を使って早く整備しようやないかという、財源的にも補填ができたところとございますが、やはり都市計画道路に認定を受けて、収用に向かってという報告がございました。しかし、計画して、もう何年たっておるんですかね。やはりこれももっと早くやるべきではなかったのかなあというふうに思っております。ちょっとでも収用に向けて対応するというのであれば、少し前に進んでいくのかなあというふうに理解はさせていただきますので、今後とも、坊野さんが墓場の中で泣かないように、何とかお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから4番目とございます。既存の市道の整備計画はあるのかというお尋ねでございます。

既存の道路については、非常に都市計画道路から昔の里道まで、市道として認定はされておると思っています。開発地域についても、開発した地域で市道認定もしております。

この道路も、今、都市計画道路、それから我々が住んでおる過疎地の道路、過疎地といったらちよっと自分で情けないなあと思っておりますので、昔からの里道が市道に認定されておる部分があります。こういう市道の整備は、これは確かに生活の道路でございます。この整備については、我々地元から要望したら、材料支給で、地元で労務を出してやってくださいよというふうに、いつも我々地元ではやっております。

しかし、先般も都市計画道路の北山線のところを通りましたら、請負業者さんだと私は思うんですが、草取りをされてみえました。えらい格差があるんじゃないかなあ。地域と市街地の格差はいかなもんなあ、道路行政から見てですよ。私は格差があるものと思っております。そういう部分から見て、今後はどのような計画でいくのか、お示し願ひしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

まず市街地と、それからそれ以外のところに格差があるのではないかなというお話をいただきました。

その格差でございますけれども、市街地には、先ほど申された部分については、街路事業で整備をいたしました道路でございます。その道路につきましては、街路樹の低木、高木が植えられておりまして、その維持管理を市のほうで行っておるものでございますので、その部分だけは市のほうでやっておるということでございますので、ご指摘の市街地との格差というものはないものというふうに考えております。

しかし、今後の維持管理につきましても、平成24年の4月から施行しております亀山市道路環境美化ボランティア推進事業、それを取り入れながら市民と市が協働して、この制度を市街地の企業とか団体の方にも働きかけて、このような制度を活用していただくということで、市内の環境美化に取り組んでいけたらなあというふうには考えておるところでございます。

また、集落内の狭隘な生活道路につきましては、これにつきましては、従来から地元の要望に基づいて改良整備を進めてきたところでございますけれども、関係地権者の全員の合意形成を得ることが容易でないこととか、また財政的な制限があることなどの理由から整備の進捗が芳しくないということで、平成23年度に亀山市としての新たな道路整備の進め方を定めた亀山市生活道路整備指針を策定いたしまして、平成26年までの計画で試行を行っておるところでございます。これを活用しながら、市街地、狭隘な道路の部分の安全対策をそのように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

道路は生活道路、我々が平素生活しておる、利用しておる道路でございます。それは地域住民の利用者もその整備、清掃については、それは協力しなければならないと思っております。

しかし、先ほども格差の問題を言いましたが、街路事業であろうと、普通の道路事業であろうと、私は市民としては変わらないと思うんです。同じ道路でございます。それが、街路事業でやったのは公園やという感覚であれば、また受けとめは違います。やはり同じ道路としての性格やったら、同じだと私は思いますので、その点、ボランティアをお願いして推進事業も回り、整備をやられておるというのがありますが、このボランティア推進事業について、ちょっとお聞かせ願いたい、内容について。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

亀山市道路環境美化ボランティア推進事業でございますが、これは市が管理する道路を、里親のボランティアによる環境美化活動を支援することによりまして、道路環境に対する市民意識の高揚を図り、市民と市が協働して、美しい道路環境の創出を図ることを目的としたものでございます。

先ほども申し上げたとおり、この制度をまた十分活用して、企業の方とか、それから団体の方にも働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ボランティアさんにお世話になるんですが、これは報償金か何かでお金のほうは地元で払ってやられるんですかな、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

この道路環境美化ボランティアの事業につきましては、必要な資材、例えば軍手とか、ゴミ袋とか、そういうような資材を提供させていただくという形でございます。

金銭的に報償金等のものがございますと、例えば市道の草刈り活動支援事業とか、それから年に1回、この道路のふれあい月間のときに、清掃活動とか草刈りなどを行っていただく、その自治会の方に報償金を出すという、そういう制度はございますが、これはまたちょっと違う制度でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私は地元で、県事業で河川の草刈りをボランティアでやっております。これは請負事業で我々はやっております。それは地域住民の美化活動を含めて、県にお願いしても、請負金額を出すので地元でやってくださいよというふうに県から頂戴して、我々、堤防の草刈りをやっております。

それも同じように、市もそういう報償的なものを出して、軍手やそんな程度じゃなしに、頑張ってもらったら、地域の皆さんにお願いしたらいかなというふうに提案させていただきます。

道路については、一番最初に申しましたように、消防であれば緊急車が現場へ到着するためにも、道路整備さえできてれば早く到着する。また、危機対策のほうから見たら、避難路としても非常にうまく確保できるというような、また教育であれば、子供たちの安全を図るための通学路としての、それぞれ性格を持ってもおります。そういう中で、各部の皆さん方、コメントがあればお聞かせ願いたい。

○議長（櫻井清蔵君）

どなたが答えてくれますかな。

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ないようでございますので、もう結構でございます。

あなた方はそういうような部分に全然関心を持っておらないのかということをお私に思いました。

きのうも高島議員が、通学路の整備についても非常に力が入ってやっておったと思うんですが、やはり当然だなあというふうに、今の私からコメントを求めたときに、誰一人コメントがなかったというのは非常に残念でございます。こういう部分も含めて、市長、それぞれ市の行政の中でうま

く連携をとって、道路行政については行政の中にはいろいろございます。特に道路行政については、我々の生活道路の中でのことでございます。亀山は、自動車なしではそれこそ生活ができないような地域でございますので、最後にもう一度、市長のこれに関するコメントがあれば、お願いしたいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

多面的な角度からご指摘もいただきました。

お触れいただきましたように、この道路、市道だけでも市内に550キロの総延長を持った道路を抱えております、国道、県道を踏まえて。しかし、それに対して、さまざまな地域の要望、課題につきましても、限られた財源の中で優先順位を決めたり、先ほど申し上げてまいりました狭隘道路の解消の仕組みをつくったり、生活道路整備支援を運用したり、工夫を懲らして展開を現在しておるところでございます。子供の安全も、交通弱者、お年寄りもそうなんですが、こういう問題につきましても、しっかり考慮をした道路づくりを展開していきたいと思っております。

もう一方で、先ほど維持管理のご質問も頂戴をいたしました。地域の皆さんと本当に協働をいただく中で展開をしていきたいと。これ財源との関係もございますが、近年、これにつきましても高まりを見せてきていただいております、先ほどご提言いただいた、県がやっているような市道の草刈り活動の支援事業、実は亀山市も持っております、草刈り面積に応じて報償金の支給をさせていただきます。こういう仕組みもご活用いただく中で、ぜひ道路の維持管理につきましても、さらに前進ができたらなあと思っております。

ご指摘の部分を踏まえて、今後の道路整備もそうですし、道路の維持管理につきましても適切に善処していきたいと、このように考えています。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

前向きな答弁、コメントをありがとうございました。今後、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

続いて、TPPについてでございます。

先般、安倍総理がTPPの交渉参加ということを決断されまして、今入っておるわけでございます。

TPPについては、政府・自民党の中でも5つのグループに分けて、それぞれの部門で検討されて、総理に提言をして進んできているものでございます。

このTPPについては、非常に大変なものだと思っております。しかし、この総理の決断の中には、国益を守るという部分、我が国に不利益であれば、交渉から脱退するとも言われております。

そういうTPPの問題について、いわゆるTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）でございますが、これは政治家として、市長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

TPPについての市長の考え方を政治家として問うということでございましたが、先日、服部議員にもご答弁申し上げました。このTPPの日本の交渉参加につきまして、3月15日に安倍首相がご英断をされたところございまして、今後は農林水産分野の重要5品目や国民皆保険制度などの聖域確保を最優先とする交渉が、もうこの7月から開始されるというふうに認識をさせていただいております。

確かに貿易立国日本としての、ある意味、改革の一つの視点ということもあろうかと思ひますし、一方で、それに伴う副作用を持った劇薬の視点と、そういう両面を多分抱える問題であろうというふうに思っております。したがって、この協定の締結等、批准等々にかかわる交渉、これも国家間の交渉でございますので、なかなか情報開示、情報提供というのが限界があるかというふうに思っておりますけれども、こうした交渉の推移や結果につきまして、十分私どもの立場からは注視をしていく必要があると認識をするところでございます。

いずれの局面におきましても、地域産業、それから地域経済、市民生活に大きな影響が生じることのないように、政府におかれてはその国の責務として、国内におけます対策につきましても、的確に行われますことを強く期待をし、望んでおるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

このTPP交渉参加については、自民党も経済連絡本部TPP対策委員会というのを立ち上げまして、5つのグループで、それぞれの部分から検討して、先ほど申しましたように、提言しております。その中で決断されたものと私は思っております。

いろいろございます。今、医療保険の問題、医薬品、食の安全、農業、林業等々、経済からあらゆる分野で影響が来るものと思っております。

先般も新聞をあるところで見ましたら、「TPP参加で地域社会は崩壊」というタイトルで新聞報道もされておる部分がございます。これは、多分反対の部分だと思ひますが、しかし政府、総理は日本の国益に害があれば、何としても撤退するんやという意味のもとで交渉に入られたと思っておりますので、その点、認識をしていただいて、2番目の、亀山市としてはどの程度受けとめているのか。特に皆保険の部分、それから農業分野の、そこらほどのように受けとめられておるのか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

私のほうから、農業分野に関してお答えをさせていただきます。

国におかれましては、TPP交渉の参加の中で、農林水産分野の重要5品目である米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物など、聖域の確保を最優先に国益を守り抜くことに全力を尽くすという方針であると承っております。

仮に関税が撤廃された場合、農業分野に大きな影響が懸念されます。その中で、特に影響が大き

い米につきましては、有機栽培米など、付加価値のある米だけが生き残るとの報道もあり、大幅な農業産出額の減少が想定され、農業経営の悪化、農業離れ、農地の荒廃など、悪影響が懸念されております。また、TPP交渉に参加することで、国では農産物の輸出拡大、大規模農業の担い手への農地集約、6次産業化など進め、10年間で農業所得倍増計画を打ち出されております。

今後も、このようなTPP交渉とともに国の動向も注視して、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

市民文化部といたしまして、TPP参加による国民皆保険制度への影響といたしましては、医療保険の自由化が考えられます。混合診療が全面解禁となりますと、高所得者と低所得者で医療の格差が生まれる可能性もございます。また、安全性が保てない治療法がふえてくることも予想され、これらのことが国民皆保険制度への影響であると考えているところでございます。

現在、政府におきましては、国民皆保険制度を堅持していくとのことでありますので、今後国の動向に注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

このTPPについて、非常に今受けとめ方も苦慮される部分もあろうと思います。しかし、政府としては、それぞれ国民が苦慮するのに、放っておきはしないだろうというふうに私は思っておる次第でございます。

特に農業分野についてでございますが、先ほど部長の話でございますように、5品目、米、麦、肉、乳製品、サトウキビ、いわゆる甘味はサトウキビでございます。そういう部門でございますけれども、こういうような中でも、先般、私、自民党の小里衆議院議員の時局講演会に出まして、この分野の話は聞いてきました。そういう中で、私が懸念しておった部分もあったんですが、やはり政府としてはそれに対応していきたいというふうに思っておるようでございます。

その中でも、例えば新規農業の従事者の育成を3年かかってやろうじゃないとか、農業担い手従事総合支援法案を考えておるとか、地域リーダーの養成とか、それから農業の集団化、いわゆる個々でしておると経営が成り立たないので、今までも企業の進出もございますが、そういうような部分の推進、いろいろされております。

また、林業については、国産材の需要を25%から30%にふやしていくとか、木質のバイオマスの発電を考えていくとかいうようなことがございます。

そういう中で、この農業、非常に大変だと思えます。例えばその中での話、米づくりにしても、種をまいてつくって、精米して、流通機関を通じずにお客さんのほうに売るという一つの経営もあるということも話の中には出ております。今でもそういう部分、米の自由化になりましたんで、その部分はあるだろうと思います。しかし、我が亀山市の田畑を守っていくのには、やはりこれから先、集団化の必要性もあるだろうと。現在も営農組合で農業の推進は図ってもらっております。なかなかしかし、若手の育成ができない。担い手の育成ができない。やはりこういうような部分も、今ま

でから取り組んでおられる中で、今後もさらに進めていただきたいなあというふうに思っております。特にこのTPPについては、国の動向、非常に大事だと思っております。

関税については、オバマ大統領との会談の中で声明も出されております。関税撤廃という声明を出されておりますので、そういうような部分では大丈夫かなあというふうに私は受けとめる。

特に今後、亀山市の農業、医療の分野、方向性は、今までも受けとめは聞かせていただきましたが、国からこのように進めるよと言われたときに慌てずに、何か機会がありましたら、こういう、我々この間も時局講演会に聞きに行きましたんですが、農業団体の方々、たくさんその講演会を聞きに来てくれました。

やはり、この行政に案内ができていなかったんかどうか、ちょっと私はわかりませんが、こういう機会があれば聞いていただいて、今後この市の行政運営のためにも一助になればというふうに思っております。

今後、非常に難しい問題であろうと思います。これにも取り組んでいかなければならない状況になるだろうと私は思っております。国としても、皆さん方の支援はしていくものと私は受けとめておりますので、亀山市の今後の行政の方向づけをこれからも十分考えていただいて、よりよい行政を進めていただくようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

14番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時49分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、学校週6日制についてということと、関宿における大型観光バスへの対応についてということの2点について通告させていただいております。

まず学校週6日制についてです。

学校といえば、我々の時代は週6日制であったわけなんですけれども、ゆとり教育ということで、ゆとりの学習指導要領とともに、学校では2002年度より完全週5日制ということになり、現在に至っております。ただ、特別な必要がある場合において、土・日授業も可能となっており、特に2011年以降、脱ゆとり教育ということで、各地で土曜授業というのが広がりつつあると、そんなふうにも言われております。

昨年11月から年明けの1月までの朝日新聞社とベネッセ教育研究開発センターにより行われました小・中学校保護者意識調査では、学校週6日制に対し80.7%が賛成となっており、また政権与党の自民党も選挙公約で土曜授業の実現というのを明記しまして、また下村文部科学大臣も土

曜授業に意欲を示しておられるというふうに言われております。

こんな中、当市においても学校週6日制に向き合う場面というのが今後出てくるのではないのかと思われるんですけども、そこでお聞きしたいんですけども、このような動きの中、当市として学校週6日制に対し、今後どのように対応されるのか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

議員が今おっしゃっていただきましたように、国のほうではゆとり教育の見直しの具体策といたしまして、ことし1月、学校週6日制実施の検討を始める方針を表明いたしまして、3月には文部科学省内に検討チームを発足させたところでございます。私も、5月末に行われました全国の教育長会議にて、文部科学審議官のほうからこのような報告を受けております。

ただ、これはまだ始まったばかりの検討でございますので、国のほうで法制化されて、実施の判断を各教育委員会に任されるなどした場合には、県内外のいろいろなところの様子を見ながら、子供だけ、学校だけの問題ではございませんので、関係各位の皆さん方のお声もお聞きして、適切な判断を下したいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

教育長もそういうふうな場面に出ていかれて、いろいろと情報収集を始めたばかりのような、そんな感じではあるんですけども、土曜授業につきましては、以前から私もそれを望む声というのを聞いたことがありますし、必要だという話も聞いたことがありますし、やはりその流れというものを肌で感じ取っていただく部分もあります。

そんなときに朝日新聞の特集記事を見かけまして、結構ごらんになった方もいらっしゃるんじゃないのかなあと思うんですけども、ことしの4月2日の「耕論」という名前のコーナーで、「土曜授業再び」と題されまして、ほぼ1面が使われまして、3名の方の専門家の見解が掲載されました。1人は千葉県の里山で開く土曜学校の校長先生の宮崎栄樹さんという方、次、もう1人、土曜授業を今時点で月2回導入している東京品川区の教育長の若月秀夫さんという方、あともう1人、作家の佐川光晴さんという、このお三方だったんですけども、このお三方、どちらかといえ、比較的この土曜授業に対して慎重な立場でコメントされていたかなあというふうに思うんですけども、内容的には、ちょっとご紹介させていただきますと、まず土曜学校の宮崎さんが言われていたのが、そもそも土曜休みということは、土曜は地域に子供を戻して、地域で学校ではできないようなことを学んでほしいというものであったはずで、実際それが根づいた地域もあるので、これを丸々昔に戻してしまうというのでは、やはり意味がなかったんじゃないのかと。その辺を考えると、こういうコメントでして、あと品川の教育長の若月さんは、品川区では実際導入はされているんですけども、やはりこれは私学が先行して導入したということで、そことの差が開いてくるのが、これはもう何とかしないとという機運が高まったんだが一番大きかったということで、先ほどの地域の話もありましたけれども、実際はスポーツ少年団とか、塾とか、そういう受け

皿もあったんですけども、実際はほとんどの子供たちが家でぼおっと過ごすしかなかったような、そんな実態だったもので、やはりこれは保護者の多くも賛成して、実際教師の側も、授業を進める上で余裕ができるという、そういうふうな肯定的な見解もあるんですけども、やはり一方で、問題として、当然土曜日やるとなると振替休日が必要になってきて、それが実際は困難だということで、これをしていく上では、今、品川区では月2回ということなんですけれども、この月2回がもう限界やろうと。もし昔みたいに毎回するんやったら、教員の大幅な増員とか、そんなのが要るやろうと、こういうふうなことが言われていました。最後に作家の佐川さんのほうから、土曜授業の話以前に、やはり子供にも先生にも、もう少しのんびりさせてやる、そういうふうな雰囲気にするべきじゃないのかということで、教科を教え込むというよりは、むしろ先生という人間から何かを学び取ってもらいたいと。

そういうようなことやったんですけども、私、非常に印象的やったのが最後の佐川さんの見解でして、私自身、子供のころ、学校の先生からあることを言われたのを非常に強く覚えていまして、学校でやることはとにかく全てが勉強なんやと。授業はもちろんなんやけれども、給食もそうやし、掃除もそうやし、休み時間に友達と遊ぶこともそうやし、極端な話、トイレに行くのも勉強なんやと、こういうふうなことを言われていまして、先ほど先生から学び取るという話がありましたけれども、先生に限らず、いろんな人と接して、いろんな人と過ごすことによって肌で学ぶもの、そういうものなんじゃないのかなあとというふうに私も改めて感じさせられまして、私自身、この亀山市の小・中学校で過ごさせてもらったわけですけども、その中で、授業以外で学んだことというのは非常に大きかったなあとというふうに改めて実感しております。

学校週5日制ということが、どちらかというところ、そのカリキュラムを5日間に詰め込むということで、効率性みたいなことも言われるんですけども、やはり人間を育てていく上では、時には手間や時間がかかるということはあるし、中には遠回りをするほうが良いということもあるかもしれないもんで、一見無駄に見える時間を過ごしたとしても、それから学ぶものもあるのかなあと、こういうふうなことも思ったわけです。そういう意味では、効率性云々というものもあるんですけども、とにかく学校に行くと、そのことだけでも子供にとっては意味があるのかなあとというふうに今ちょっと感じております。

そこでお聞きしますけれども、今これから考えていくところやというか、実際は始まったばかりなんで、今後県内外の動きと、この辺はそうやと思うんですけども、この土曜の授業というのを月1回でも、二月に1回でもいいし、さらに極端な話、1年に1回でもいいので、部分的にでも、試行的にでも導入していくというようなそういうふうな手法もあるんじゃないのかなあとも思ったんですけども、そういうことは考えられないのかということについて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

各学校では、法的にこういうふうにしちつと制度化するという以前に、現実を見ますと、例えばかつて私が勤務いたしました加太小学校でも、地域の方々の作業に合わせて、田んぼをお借りしておりますので、排水路の作業というのを日曜日に子供たち、教職員が出てやりましたけれども、そ

ういったそれぞれの学校のさまざまな特色に合わせてこういったものが、常時ではございませんけれども行われているという実態がございます。それから中学校なんかですと、クラブ活動を土曜日に実施する、そういったこともございまして、現実には子供たちがいろいろな形で、いわゆる学校という組織、先生と触れ合っているケースが現実にあるわけですので、そういった実態もしっかりと把握しつつ、教育委員会として一括してこうやるんだということについては、慎重な論議がまた要るのかと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど加太小学校の事例を出されまして、私もたまたまその加太小学校のことは今回の話でも頭にありまして、関町時代なんですけれども、実は同じ関にしながら、非常に恥ずかしいことに知らなかったわけなんですけれども、加太小学校の運動会というのは、加太地区の運動会と合同というか、あれは加太小学校の運動会じゃなくて、加太地区の運動会なんやというふうに言われたことがあります。加太地区全体で小学校で運動会をしているというその姿を見まして、こういう姿があるんやというふう非常に驚いたというか、感動すら覚えたようなこともあるんですけれども、野登もそうなんですか、済みません。本当に勉強不足で申しわけありません。

先ほどちょっと里山の学校の例を言わせていただいたときに、地域で実際にそういうふうな活動をされている方も見えて、機能しているところもあってと。その加太小学校の実例も、実際やはり地域に戻してもちゃんとそういうふうなことが行われていたと、そういうこともいっぱいあるということなんです。ただ、その受け皿ですね。そういうふうな地域でもきちんと子供と一緒にというところもあるんやけれども、ただそれが根づけなかった部分もある、そういうふうな地域差が生じてしまっていた。それがやはり問題というか、現状やったんじゃないのかなあというふう感じさせられまして、今回、このいろんな人の記事の見解とか見まして一つ感じたのは、今、市長、市として家族の時間づくりということで、休みを設定してというようなことをされていますけれども、一応国交省が旗振ってやっておるということでもありますけれども、この土曜を休みにするというよりは、先ほど里山学校の校長先生の見解にもありましたけれども、地域に子供を戻す、土曜休みにするというよりは、地域でやってもらうというようなことで、ある意味、これは文部科学省が提唱した地域の時間づくりというものやったのかなあというふうにも私は感じました。

その受け皿として、じゃあ地域に任せます、お願いします、地域で考えてくださいというのではなくて、地域に任すというよりも、地域と教育現場とが一体になって進めていく、そういうものがあれば、もうちょっとこの土曜というのが違っていたのかなあというふう感じるんですね。その調整役として、やはり行政の位置づけというのが必要だったんじゃないのかなあというふうに分なりに感じたわけなんですけれども、そこで、今後、やはり政権与党がやるという話、現実味を帯びてくるのもあるのかなあとは思いますが、そのための準備の中で、先生に全てを任せるというよりも、地域の人と教育者、あと市も一緒になって、土曜を単に勉強するというよりも、毎週やなくてもいいと思うんです。部分的にでも、例えば先日の話でも、市民大学とかでもリーダーの方が育ったとかいう話もありますし、ふるさと先生の話もありましたし、地域コミュニティというのに委託するという話もあるかもしれませんし、いろんなことが考えられると思うんですけれども

も、市として土曜授業というか、その土曜日というものに対して子供のために向き合っていくというような、そういうふうな考え方ももしあれば、見解としてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

国の新たな動き、それからいろんな制度のあり方、こういうものの議論が、それぞれ今日までも議論がなされてきておるんだらうと思いますし、現実、国のほうで新たな検討チームが立ち上がったというのも承知をしておるところでございますけれども、今後の動きについては注視をしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今少し議員が触れていただいたような、学校があり、あるいは地域社会があり、その中に人が介在をして存在をしている。あるいはゆとりとか、あるいはさまざまな論点の議論が必要なテーマではないのかなあというふうに、改めて感じさせていただいております。

いずれにいたしましても、今後さまざまなレベルでさまざまな議論が重ねられていくんだらうというふうに理解をしておりますし、教育長が先ほど申しましたけれども、そういう中で亀山市としてどういう判断をし、どういうものをつくっていくのかというのは、今後の議論を重ねていかなくてはならないというふうに考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

見解を聞かせていただいたわけですが、確かに具体的にどうこうという状況は、今ではまだないと思いますし、このために何か検討グループをつくれと言うたら、それこそそんなものために余計忙しなって、子供のほうの教育がおざなりになってしまったら意味もないと思いますので、やはり意識の中に、どこかにとどめておいてもらっていて、何らかの場面でそういう議論もしていただくと、それぐらいしか多分今はできないんやろうなあと思うんですけれども、今後、政権与党が進めると、これぐらいのことを言われておる以上は、どこかでそういうふうな議論というのは必ず起こってくると思いますもので、そのときに備えてというか、やはり意識づけだけはきちっと持っていたきたいなあということを申し上げまして、次の項目に行かせていただきます。

次に、この週6日制が市役所における休日のあり方への影響についてということで通告させていただいておりますけれども、市役所への影響があるのであれば、その辺の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

学校の完全週6日制ということになった場合でございますけれども、市役所にも少なからず影響はあるものというふうに考えておりますけれども、もともと市におけます休日につきましては、地

方自治法、条例におきまして定められております。したがって、現状では自治法の改正といったことがない限りは、市の休日を定めるといったことはできませんので、現在の土曜日、日曜日、年末年始といった休日になるものというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

少なからず影響があるのではというのは、そういうことやとは思いますが、確かに先ほども言いましたように、まだ決まってもおらんことの影響の影響みたいな、そんなぐらいのレベルではあるんでしょうけれども、やはり学校というのは公というようなイメージがありますし、その学校がもし週6日になったら、同じ公である役所も当然、役所に限ったことじゃないですけども、公の立場というものが、そっちは週6日じゃなくていいのというような、率直にそういうふうに一般の人らは思うんやろうなという、そういうレベルでの話やとは思いますが。

ただ、なぜあえてこういうふうなことを言わせていただいたかと言いますと、世間一般で、要はカレンダーどおりという言葉がありまして、それで私もたまに、役所に、「役所の休みってゴールデンウィークってどうなっておんの」というふうに聞きましたら、「ああ、カレンダーどおりですよ」というふうに言われることがありまして、やはりカレンダーどおりというのは、平日はちゃんと出てくるし、国民の祝日とか日曜日は休みというような話ではあると思うんですけども、現在、日曜窓口というのも開かれていますけれども、市長が言われるワーク・ライフ・バランスというようなこともありまして、役所というものが、一体その社会においてどういうふうなワーク・ライフ・バランスに対するかわりというか、そういうのを持つべきなのかというような話なのかなあと思うんですね。

ちょっとワーク・ライフ・バランスの話なんですけれども、ワーク・ライフ・バランスというのは、ワーク、働くこと、ライフ、生活、バランス、調和という意味で使っておられるらしくて、ワーク・ライフ・バランスというのは、調和しておる状態のことをワーク・ライフ・バランスと言うておられるらしくて、これというのは、一人の人がライフという部分においてサービスを受けるという場合、サービスを提供する人にとってはワークなわけですよ。特に市民サービスとなった場合、無論先ほど言われたような日曜窓口みたいな形態もあるんですけども、市民のワーク・ライフ・バランスというのを重視するということで、そうすると役所の職員のサービスを提供する側としては、ワーク・ライフ・バランスが損なわれるという場面も出てくるかもしれない。その辺が一体どうなのかというのがありまして、今ちょっと家族の時間づくりというイメージとしては、休日の設定に柔軟性を持たせることで、そのワーク・ライフ・バランスを持てるんやというようなイメージではあるんですけども、やはり一方では、人間は原則日曜日は1日休んで、平日にきちっと働くと、それが人間の姿やというような、それはちゃんと原則ですね、あくまでも。夜勤している方も見えますし、それは尊重せなあかんのやけれども、でもその原則というのは保っておかなあかんのと違うのというような価値観もあると思うんですね。

役所というのは、公というのは、やはりその原則というのをある程度守っていくというような、そういう期待とか、使命みたいなものもあるのかなあというふうに思うんですね。

その辺のバランスとかいろいろ考えたときに、市長の言われるワーク・ライフ・バランスという

ものが、多種多様な休日のあり方とか、多様性を一応認めて、役所もその多様性の中に存在するような、そういうふうな多様性の一つなのか、役所の職員もある程度、昔フレックスタイムとかいうのもありましたけれども、そういうふうなことを認めていくべきなのか、あるいは役所というのは8時半に出てきて5時に帰ると、そういうのを保っていく。それは、例えば土曜授業とかいうのが学校で導入されてきたときに、役所も土曜は仕事をする。あくまでも勤務形態としては、中には水曜日休みの人もおるかもわからんし、土曜を休みにするのかわからんしというのがありますがけれども、やっぱり土曜日の窓口というのも設けるとか、日曜日は基本的には休みなんだよというような、そういうのを市民に示していくのか、その辺の感覚というのが今後どうなっていくのかなあというふうに思うんですけども、ワーク・ライフ・バランスというふうなことを市長が言われているもので、その辺、どういうふうに今後展開していくのか。ちょっとざっとした話であるんですけども、もし見解があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

なかなか難しいご質問だというふうに思っておりますけれども、まずはワーク・ライフ・バランスという概念自体は、やっぱり多様な仕事観とか、あるいは生活観、家庭観であるとか、その他もろもろ余暇の部分もあろうと思います。これは多様な形があろうというふうに思います。また、仕事としても、それぞれの人間が持つておる仕事の特性、こういうものもあろうかと思うんです。ですからその組み合わせとか、その形というのは多様なものがあるかというふうに思っておりますが、充実をした余暇であるとか家庭生活がまた充実した仕事につながる。あるいはその逆もありと、こういう調和を持ったようなものの中にこそ、ある意味、豊かな人生が存在をするのではないかということでございます。

日本人はどうしても、国際基準からいきますと非常に勤勉で、働き過ぎるというようなところがございまして、休暇の制度自体も固定的なものが存在をしておるところでありますけれども、そういうものが一つ存在をしておると。

その中で行政、亀山市におきましては、今の家族の時間づくりの絡みと役所のあり方について、少しお問いかけをいただいておりますが、そのような豊かな人生を、行政職員として市民サービスの向上に向けて努力をしていく。同時に豊かな人生を歩んでいってもらうような職員個人としての環境を整えていく必要があるというふうに強く思っております。施策的にも、家族の時間だとか、いろんな環境整備に努力をいたしてまいりました。

そこで、今の土曜日とか日曜日、いろんな市民の多様性に合わせた、役所も多様性を持ったようなサービスを提供することがどうだろうか、必要ではないのかというご趣旨のように聞かせていただいたところでございますが、ご案内のように、役所の体制も当然限りがあるわけでございますし、そういう中で、行政としては市民サービスの低下を招くことのないような勤務の体制とか、サービスの提供のあり方について、最善の選択をして今日に至ってまいりました。今後もその考え方を持たせていただいておりますが、その中でフレックスの制度とか、こういうのをうまく活用してはどうか。勤務のあり方についても、あるいは配置のあり方についても、いろいろ柔

軟に考えてはどうかと、こういうご趣旨も含まれておったんだろうというふうに思いますときに、今後もそういう環境を市役所につくり上げていくということは、当然考えていかななくてはならないというふうに思っております。

ただ、市民サービスの多様化、それに応えられる体制というのは、やっぱり現体制と提供できるサービスの質というか、ここにはおのずと本市の場合、限界があろうかと思っておりますので、その点につきましては、今後の大きな研究のテーマではないのかなというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

どっちも長いという話が後ろから聞こえてきましたけれども、先ほどちょっとフレックスの話を見せていただきました。私がちょうど就職したころ、そのフレックスというのが当然のように導入されておったころでして、フレックスタイムというと、私のおった企業では、11時から2時までではコアタイムといって、その間さえおればよかったと。あとはもう好きにやれというような話やったんですけれども、あるとき、上の偉いさんが、問い合わせがあったときに、担当者は11時ぐらいにならな来ませんという話があったときに、けしからんやないかというような話になったんですね。決まりやのにけしからんという話になったんですけれども、今思えば、11時に来て、結構夜中までおるといような、研究開発所やったもので、そういうのは当たり前やったんですけれども、確かによく考えてみたら、健全かといえ、どうなんやろうなというふうに感じるんですね、今思えば。

やはり今役所の方々が8時ぐらいから出社されて、夕方6時ぐらいに帰っていかれる姿というのを見ておると、これが日本人としては期待されておるんやろうかと。勤勉な日本人とか、何かそうやって言われましたけれども、先ほど土曜日の授業の話もしましたけれども、土曜日半日ぐらいというのは、実は日本人の性格にも合うておったのかなあという気がしましたもので、その辺、今後どういうふうにされていったらいいんかいなということで、その辺をちょっと見解を一度聞かせていただきました。長ったらしくなって申しわけなかったですけれども。

そうしましたら、次の2番目の項目に移らせていただきます。

最後、関宿における大型観光バスへの対応についてということで通告させていただいております。

現在、関の町並みを見に来られる大型観光バスが、大体関の観光駐車場にバスを入れるわけなんですけれども、その観光駐車場の途中の道が非常に狭隘で、特に地藏院の近辺がすれ違いが困難ですね。頻繁に渋滞が発生しておると。この間、道の駅の指定管理の選定についても、観光バスを今まで以上に誘致するような話でしたもので、その辺どうすんのやというふうなこともちらつとは言わせてはもらいましたけれども、やはりこの交通問題というものについては、はっきりした対策というのが示させていなかったんじゃないのかなあというふうに思います。

そこで、今回、この問題に、市としてどのような対策をとられるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関宿観光駐車場へのアクセスルートが非常に狭いということでございまして、その対応ということでございますが、議員の言われるように、関宿への観光駐車場への進入経路というのは、国道1号の道の駅付近から県道へ入って、地蔵院前を通り観光駐車場へお越しいただいています。

ご指摘のとおり、地蔵院前が非常に狭く、またクランクになっておりますので、観光バスの方とか、地域の方々にご迷惑をおかけしておるとというのが現状でございます。

対応をどうしていこうかということでございますが、観光駐車場への他の進入ルートというのもの、いずれも狭隘な部分が多いし、また当然、地蔵院前の狭い部分というのは町並み保存地区の中心部でございまして、拡幅工事も無理ということでございまして、そういったこともありまして、当面は現在のルートでお越しいただくしかいたし方がないのかなあと、今のところはそう考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

一言でいえば、まだ今の時点では打つ手がないというような感じかなあという気はするんですけども、今回、ちょっと特にこの辺の話を聞いて感じたのは、もともとこの辺の渋滞対策というのは、話はずうっと前から出ていまして、これに対する対策として言われていたのが、先ほど宮崎議員とかからも道路の話がありましたけれども、旧関町役場、関小学校、関中、このあたりの前を東西に横断する新所木崎線というものが想定されていまして、これを設けて、今関ロッジの南側というか、観音山の南側ぐらいに道路が途中までできておるのがあるんですけども、そこにつないで、関ロッジのほうから、西の追分よりもうちょっと向こうから観光バスを入れると、こういう話も出ておまして、その辺、先日も担当の方に、あの話って消えたんですかねえと聞いたら、いやいや、まだ生きていますに、というふうに言われていましたもんで、この辺、最初の話のように、こういうふうな当時の計画道路というのをもう一度考え直す必要も出てくるのかなあとか、考え直すというか、ちゃんとやってもらうという話も出てくるんかいなあと思ったんですけども、その辺、その担当の方の言葉どおりきちっと生きていますのかどうか、その辺のことをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほど議員のほうから、都市計画道路の木崎新所線のことになるかと思えます。

この木崎新所線は、関宿の北側に幅員12メートルで、延長が1,460メートルで計画された都市計画道路でございます。この木崎新所線の起点が、現在県において未着手の都市計画道路四日市関線バイパスからでありまして、また四日市関線バイパスの起点もまた未着手の国道1号線の関のバイパスというふうになってございます。

現在、期成同盟会などを通じまして、国道1号線関バイパスの早期着手に向けて、関係機関に強く要望活動を行っておるところでございますので、今すぐ木崎新所線の事業着手は難しいというふうを考えております。

また、この木崎新所線の終点側にあるんですけど、これは関宿の重要伝統的建造物群保存地区の

区域内を横断すると、そういうような課題もありますことから、現在進めております都市計画道路の見直し検討作業の中で、関宿の部分の廃止とか、変更も含めて調査・検討する予定ではございません。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

別に死んでもおらんだという、それで調査・検討もちょっと今後進めていただくという話で、現時点ではやはりまずそこからしていただくしかないんやろうなあと思いますんで、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1つ、私はその道路の話で終わろうと思っておったら、先輩議員さんから、地蔵院の端っこの石碑みたいなのがあるんですけど、その隅切りをしたらもっと通りやすなるぞというふうに言われましたもんで、確かにそれやったらできる可能性はあるわなというふうに感じましたもんで、その曲がる場所の隅切りですね。それぐらいのことをちょっと進めていただくと、一遍ちょっとその辺を考えていただくということはできますか。それだけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどの大型の観光バスの対応ということにつきましては、既存の市道とか、そういうのを活用したものもありますし、何らかの対応ができないかということは検討してまいりたいというふうに存じます。

その部分については、直ちにできるというようなものではちょっとございませんので、済みません。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

最後、ちょっと雑音のようなことを言ってしまったけれども、どちらにしても、今、町並みの中で、具体的に事故が起こっておるとかではないんですけども、実際渋滞が起こって、地元としては、それこそ別に大型バスなんか入ってきてもらわんでもええんやという方も見えることは見えますんで、その辺を考えたときに、やはり観光対策と同時に、交通対策というのも重要ですので、その辺、市全体を挙げて、具体的にどうやということは、まだまだいろいろ考えているところはありますけれども、今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で、予定をいたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより一般質問に関する関連質問ですが、通告はございませんので関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

明22日から25日までの4日間は、各常任委員会における付託議案審査のため、休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明22日から25日までの4日間は休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

休会明け26日は午前10時から会議を開き、追加上程議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

(午後 2時41分 散会)

平成25年6月26日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成25年6月26日（水）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川 憲行 君	2番	高島 真 君
3番	新 秀隆 君	4番	尾崎 邦洋 君
5番	中崎 孝彦 君	6番	豊田 恵理 君
7番	福沢 美由紀 君	8番	森 美和子 君
9番	鈴木 達夫 君	10番	岡本 公秀 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕一 君
13番	中村 嘉孝 君	14番	宮崎 勝郎 君
15番	片岡 武男 君	16番	宮村 和典 君
17番	前田 稔 君	18番	服部 孝規 君
19番	小坂 直親 君	20番	竹井 道男 君
21番	大井 捷夫 君	22番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井 義之 君	副 市 長	安田 正 君
企画総務部長	広森 繁 君	財 務 部 長	上田 寿男 君
財 務 部 参 事	神山 光弘 君	市民文化部長	梅本 公宏 君
健康福祉部長	伊藤 誠一 君	環境産業部長	稲垣 勝也 君
建 設 部 長	三谷 久夫 君	医療センター 事務局 長	松井 元郎 君
危機管理局長	西口 昌利 君	文化振興局長	広森 洋子 君
関 支 所 長	坂口 一郎 君	子ども総合 センター 長	若林 喜美代 君
上下水道局長	高士 和也 君	会計管理者 (兼)出納室長	西口 美由紀 君

消 防 長	渥 美 正 行 君	消 防 次 長	服 部 和 也 君
教育委員会委員長	肥 田 岩 男 君	教 育 長	伊 藤 ふじ子 君
教 育 次 長	石 井 敏 行 君	監 査 委 員	渡 部 満 君
監査委員事務局長	栗 田 恵 吾 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	井 上 友 市 君

●事務局職員

事 務 局 長	浦 野 光 雄	書 記	渡 邊 靖 文
書 記	高 野 利 人		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

執行部におかれましては、質疑の内容を十分理解した上で、答弁は簡潔にお願いしたいと思
います。

それでは、通告に従い、順次発言を許します。

8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

おはようございます。

では、通告に従い、質疑をさせていただきます。

議案第53号亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、お伺いをした
いと思います。

まず経緯についてお伺いします。

調べてみますと、平成23年の12月に月例給の引き下げが、職員の給与ですけど、人事院勧告
によって行われておりまして、25年3月には退職手当の引き下げが官民格差の解消ということで
行われています。なぜ、今、減額をしないといけないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

8番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

森議員からご質問をいただいたわけですが、平成23年の12月の給料減額に関しまして
は人事院勧告に基づきます改正でございます。また本年の3月の退職手当の減額に関しましては、

国家公務員の退職手当に係る制度改正を鑑み、その取り扱いに準じ、改正に至ったところでございます。

今回の給与削減に関しましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえるとともに、依然として厳しい市の財政状況、それと本市におけます給与の支給状況等を総合的に勘案させていただきまして、判断をさせていただいたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

法律に基づいたものであって、依然として厳しい国の財政状況と、それから資料には書いてありましたが、東日本大震災に対処する必要性によって行われるということで、もう一つは、提出資料もちょっと読ませていただいたら、公務員がやっぱり先頭に立って取り組みを進めていく姿勢が大事というふうに書いてありましたが、そういうことによって行われるということもつけ加えて理解をさせていただいていいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

当然東日本大震災の復興、全国民の願いでもございますので、それに公務員が先頭に立って取り組みを進めていく姿勢といったものが非常に重要やというふうに考えるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

では、2番目に、ラスパイレス指数という言葉が、今回の減額措置をめぐっても新聞紙上でも非常にその言葉が躍っておりましたが、このラスパイレス指数というのは一体何なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

ラスパイレス指数でございますけれども、地方公務員と国家公務員の平均給与額を比較いたしまして、国を100とした場合に、例えば亀山市は幾つかといったことで、100を超えておれば、国より給与水準が高いと。100以下であれば、国より給与水準が低いという給与水準を示した指数でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

そうしますと、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準ということで、現在の指数は一体幾らなのか。それから、県内における亀山市の順位と、給与削減後のラスパイレス

指数はどうなるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

亀山市の平成24年度のラスパイレス指数につきましては、国のほうで既に7.8%減額をいたしておりますので、108.0でございます。また、この指数につきましては、県内29市町のうち9番目の高さとなっております。

それと、減額後のラスパイレス指数でございますけれども、現在のところ、基準となります今年度の国家公務員の比較数値が未確定でございますので、正確なラスパイレス指数は判明しないものというふうに考えておりますけれども、今回の平均給与の削減率は2.61%ということでもございますので、削減後のラスパイレス指数につきましては、約3ポイント下がりまして、105.0程度になるものというふうに見込んでおるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

わかりました。

そうすると、2番目に移らせていただきます。

これが一番問題かなと思うんですけど、亀山市への影響について。これ、国に準じない場合、今回の給与削減をしない場合、亀山市への影響についてお伺いしたいと思います。

一番大きなことは、地方交付税が減額されているというふう聞いておりますが、国に準じない場合、どのようになるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

本市への影響ということで、特に普通交付税に影響があるものというふうに考えてございます。この影響につきましては、給与削減するしないにかかわらず影響はあるといったものでございます。

今回の国の減額支給措置に伴いまして、普通交付税が削減をされるということでございます。この削減額につきましては約1億1,400万円でございます。この中から、新たに地域の元気づくり事業費というのが普通交付税のほうで見込まれますので、それが2,700万円見込まれておるところでございます。差し引きをいたしました8,700万円というのが普通交付税の減収見込み額になるものというものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

削減見込み額が1億1,400万円で、元気づくり事業というのが2,700万円で、差額の8,700万円が減収見込み額ということで理解をさせていただきました。

一つは、元気づくり事業費というのが、大体国の事業というのが手を挙げないと入ってこないとか、それから、計画策定しないと入ってこないとか、結構ありますけど、これは丸々入ってくるの

か、それから、今回の給与削減の期間ですが、7月1日から来年の年度末までという形で期間についてはされておりますが、そうすると、減額をされる8,700万円相当になるということで理解をしていいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

先ほど私、ご答弁をさせていただきました元気づくり事業費につきましては、普通交付税の算定上、新たな費目として算定をされるということでございますので、特に計画とか、事業を立てなくても、普通交付税の中で算入をされて、交付をされるというようなものでございます。

それと、影響額8,700万円ということでご答弁をさせていただきました。今回、一般職員の給与削減、7月から来年の3月31日までということでございます。これにつきましては、給与削減額につきましてもほぼ同額の8,700万というふうに見込んでおられるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

同等額がこの給与削減によってなされるということで理解をさせていただきました。

次に、公共サービスの低下につながらないかについてお伺いをしたいと思います。これは、量と質についてお伺いをしたいと思います。

よく言われるのが、市民サービスに影響があるんじゃないかということでは言われておりますが、市として、今回のこのことについて影響があるのかお伺いをしたいと思います。もし減額をしなかったら、影響があるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

市民サービスへの影響ということでございますけれども、当初予算の編成時におきまして、今回の普通交付税の減額分を見込んで、財政調整基金により対応をいたしておりますので、たちまち今年度の事業執行におきまして影響が生じることはないというふうにご考えているところでございます。

しかしながら、財政調整基金を取り崩しておりますことから、今回、その分を補填しなければ、やはり将来におきまして少なからず影響があるものというふうにご考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今年度に関しては、影響としてはないということで理解をさせていただきましたが、部長がおっしゃるように、やっぱり28年度には財調も枯渇するという形で言われておりますので、やっぱりそういうところは市民生活にも少なからず影響はあるということですね。

もう1点は質の問題で、今回減額をすることによって、職員のモチベーションが下がらないのか。等級によって減額の金額は違いますけど、職員の働く意欲、そういうものが低下するんじゃないか。それはそのまま市民生活に影響するんじゃないかと危惧をされますが、その点についてはどうでし

ようか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回の一般職の職員の給与削減につきましては、職員のモチベーションの低下につながらないように、市職員組合とも十分に交渉期間を確保いたしまして、丁寧かつ誠実に協議を重ねて、妥結に至ったところでございます。このことから、職員一同、給与の削減につきましては十分に理解を行っているものと認識をいたしているところでございます。

また、職員全体が、全体の奉仕者といったことで、仕事にプライドを持って働いていることなどからも、決してモチベーションの低下にはならないというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

モチベーションは下がらないという形で今お聞きをしましたが、市長が今回の定例会が始まったときに、給与削減に関しては、今、組合と交渉されているということも言われてましたし、それで、途中でこうやって追加議案として出てきたわけですけど、しっかりと話し合いをされた中で職員も納得をされて、こういう形で議案が出てきたということで、最後、理解をしていいのか、お聞かせを願って、終わらせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

森議員のご質問にお答えをいたします。

とりわけ、今のモチベーションも含めて、市職員組合との民主的、かつ真摯な協議を重ねて妥結に至ったところでございます。その意味では、ご懸念の部分もある中で、市職員組合に対しまして、去る5月14日に私自身の考え方を提示させていただいて、そして、9カ月間にわたって減額措置を行いたい旨、申し入れを行わせていただきました。その後、企画総務部長の交渉、それから副市長の交渉、さらには私自身、市長交渉と、たび重なる協議を行いまして、ここは非常に真摯に、そして丁寧に協議を重ねさせていただいた中で、去る6月13日に地方交付税削減相当額を給与減額することで妥結に至ったという経過でございます。

市職員組合につきましても苦渋の判断をされたことというふうに思いますし、さまざまな諸情勢を考え、その上で、分度・推譲の精神をもって判断をいただいたというふうに認識をしておりますので、この点については深い敬意を表したいと思っておりますし、議員各位におかれましても深いご理解を賜りたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

8番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

次に、19番 小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

提案されている議案につきまして、いずれも関連がありますので、3議案一括して質問をさせていただきますと思います。

今回、議案第51号から53号までが追加議案として提出されたわけでありますが、なぜ追加議案となったのか、その経緯とその理由、意義について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

19番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を願います。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

追加議案の経緯ということでご質問をいただきました。少し時間を追ってご説明をさせていただきます。

平成25年の1月28日、総務大臣のほうから、都道府県知事、各都道府県議会議長などに対しまして、平成25年度における地方公務員の給与について、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額措置を踏まえ、各地方公共団体において、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する旨、通知がなされたところでございます。

この通知に基づきまして、平成25年の2月20日ですけれども、三重県におきましては各市町の給与担当者を集めまして、地方公務員の給与に関する取り扱いに係る説明会が開催をされ、地方公務員給与減額支給措置の要請に係る説明が行われたところでございます。

その後、平成25年の2月27日、3月議会定例会が開会をいたしまして、特別職等の給与を5%減額いたします条例の一部改正を提案させていただきました。

その後、各市の対応状況などを検討させていただきました。先ほど森議員にも市長の方からご答弁させていただきましたが、職員組合との交渉経過、これらを踏まえまして、本6月定例会にこの3本の特例条例をご提案申し上げたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

今言われたように、25年の1月28日に既に総務大臣から、これは要請なんですね。通達でもなければ、法律的拘束力もないと思うんですけど、この要請がどういう意義と権能を持つておるのか。法的な根拠、それから拘束力はあるのかないのか。その辺について、これはあくまでも要請であって、それに従って国・県がやると。国はやっておるんですけど、これが法的根拠があるのかないのかというのと、この要請は、地方公務員法の59条、それから地方自治法の245条の4項による技術的助言に基づく通知なんです。要請ではなく、通知なんです、総務大臣の。それが、この公務員法と地方自治法の技術的助言がいかなるもので、法的根拠とその拘束力についてお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回、総務大臣通知につきましては、地方公務員法第59条の技術的助言というふうになってございます。これにつきましては、地方公共団体の人事行政は、その組織管理、事務管理、財務管理

などと並びまして、内部管理行政でございまして、地方公共団体の自主性と自立性が最も発揮されなければならない分野でございます。したがって、地方公共団体の人事行政に対する国の関与は、他の行政分野以上に最小限のものでなければならないことから、こうした技術的助言につきましては、当然法的拘束力を有するものではないというふうを考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

法的根拠はないということは、あくまでも公共団体の長の政治判断で、責任は全ていかなる場合も長が責任を負うという判断だと思っておりますけど、ここで言う臨時特例によるという、この臨時特例とはいかなるものであって、どういう場合に臨時特例なのか。こういう場合があるのか。人事に関しては、こんな臨時特例というのは初めて出たと思っておりますけど、この臨時特例とはいかなるものであって、これに類似するものが過去にあったのかなのかということと、今日まで職員の給料に関しては、人事院において、国家公務員法の28条に準じて、長は地方公務員法の14条に定める情勢適応の原則に従って適正に措置せよと。これが法的根拠なんです、職員の給与をいろう場合は。これが法的根拠で、これによって今まで職員の給与は定められておいたものを、何の拘束力もない、法的根拠のないものを今回やるということについて、従前の人事院勧告に基づく職員給与の勧告は、やっぱり国家公務員法と、それから地方公務員法の14条に適合して、情勢適応によって判断されるものと思われるが、その辺についてのお考え。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

まず臨時特例でございます。本臨時特例に関します条例につきましては、特例期間を設けまして、この間におきましては、特例的に本則と違った取り扱いを行うものでございます。また、ほかに臨時特例条例があるのかというようなお尋ねでございますけれども、本市にはございません。国におきましては、このたびの国家公務員の給与を削減するため、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律、これを24年の4月1日から施行いたしているところでございます。

それと、国家公務員法の28条、地公法の14条につきましては、いずれも情勢適応の原則を規定しておりまして、国、並びに地方におきましては、公務員の給与は社会一般の情勢に適応されるように、人事院、並びに人事委員会において随時勧告することとなっております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

それじゃあ、臨時特例は国家公務員にあって、期間を決めてということであれば、3月議会で亀山市において、三役が4年間の期間を区切ってという条例を一方的に出されて通っておるけど、これは臨時特例ではないんですか。今言われたのはちょっと意に反して、3月議会で三役の報酬を決めたときには、報酬審議会にもかけずに、一方的に市長の判断で任期期間中下げる。これも臨時特例じゃないんですかね。その辺についての考え方については、どう整合されるのか。

もう一つは、やっぱり給与勧告はあくまでも法に基づく、国家公務員法と地方公務員法の14条

に基づくものが給与勧告であるという法的根拠を無視して、要請に応えたというところに矛盾が今回生じておるといふふうに思います。

それと、市長は、7月17日の記者会見で、支給総額の平均給与減額率は国から要請されていた7.8%には届かず、2.61%となったとあるが、市長は、7.8%に届けたいと思ってやったのか。届かなかったと言っておるのや。届かず、2.61ということは、届けるつもりがあったのかなかったのか。なぜ2.61にしたのか。

それから、国からの給与減額要請は、自治体の一般財源を保障する地方交付税を一括カットするという地方分権の流れに著しく反したと、そういうふうに記者会見で述べておるんですけど、市長の政治姿勢は、このように著しく反したものであっても、利害関係、特に組合と妥協と妥結すれば、実行するんやと。法を無視してもやるんやということなのか。この記者会見と市長の見解について、市長から見解をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

前段で、まず法的根拠について、そもそもこの臨時特例法が制定をされたあの段階でも、今ご指摘のように、法的根拠はどうかと。これは議員立法で制定されたものでございますが、さまざまな考え方が示され、議論が闘わされました。勧告に基づかない給与削減が全て法律に違反するか否かというのはなかなか複雑な問題でございまして、司法の判断によるべきものではないかというふうに感じております。

そこで、議員のご質問でございますけれども、記者会見での私の発言について触れていただきました。当初、私自身、市職員組合に提示をさせていただいた内容は、国の要請となります平均7.8%の減額の申し入れをさせていただいたところでございます。しかしながら、組合との協議を重ねる中で、最終的に現在の2.38から4.88%の減額率となったものでございます。

それから、地方分権に反する市長の政治的な考え方についてどうだということではございましたが、今回の給与削減につきましては、一方的に地方交付税を削減した上で、地方に給与減額措置を要請されたことは地方自治の本旨に反するものでありまして、極めて遺憾であるというふうに考えております。これは、各市長会、全国市長会、東海市長会等々、共通の思いであろうというふうに思っております。しかしながら、国権の最高意思決定機関である国会において、地方交付税を減額する法律予算が既に成立をしておりますことを踏まえて、現実的な対応を行うものでございまして、その意味からも、市職員組合の理解を得た上で、地方交付税削減相当額のみを給与削減で補填するというのを最終的に決断させていただいたということではございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

ようわからんのやけれども、あくまでもこれは国会で通ったことであるから、しかし、地方分権というのは、それぞれの地方において主権を持つということからいけば、市長の判断というのは大きく左右する。要請を受けたやつを、忠実に、満杯とはいかんでも、市長は7.8%、国に準じ

て減額する意思があったと。しかし、組合との交渉の中で最終的に2.61になったということは、市長はやはり7.8を国に準じてやるべきであったということだと思わなければならないんですけど、それであれば、後ほど申し上げますが、三役はもっと減額すべきであると。市との妥協は2.61でしたけど、三役はやはり7.8に合う減額をすべきだということで、また後ほどあれしますけど、法的根拠のない要請通知に応じた場合は、特に国家公務員ならば、利害関係者の中で異議の申し立てがあった場合は、憲法違反として訴訟され、敗訴するというのが通例であって、国においては、これは組合と訴訟になれば敗訴するというぐらいの案件だと思わなければならないんですけど、しかし、そういった性格のものであるということについては、やはり市長は政治責任を持つ上は、この問題についてはあくまでも法的根拠がないところに問題があるというふうに言わざるを得ないというふうに思いますので、その辺については、特に今までも、今回の要請とか、法律に基づかないものについても、要請によって実行すると。今までも、私、何遍も議論した入札制度についても、国から通達とか指示が来ておっても、それは無視して歩切りすると。市長は都合のいい話は国の言うことを聞くけど、都合の悪いことは自分で判断すると。そういうことが往々にしてある。だから、やっぱり要請は要請、受けるんやったら、やっぱり通達は無視して、だから、市長の性格がわからない。都合のいいやつは都合のいいように処理して、本来国から来ておる通達は無視して、いまだに歩切りをしておるといふ、そういうことでは、なかなか市長の政治姿勢に一貫性がないと言わざるを得ないと思わなければならないんですけど、その中で、やっぱり今回の特別職と一般職の減額措置が書かれておるんですけど、これはリンクしておるのか。一括で3議案上がっておるんですけど、特別職は一般職の減額支給措置を、よう言われる総合的に判断したと。どう総合的に判断したんですか。一般職は、本市における給与状況等を総合的に勘案したと。支給状況等とあるんですけど、三役の額を決めたのが3月です。今、総務部長は、通達によって3月議会で5%削減したと。であれば、今回は、特別職と一般職は、3月で審議した特別職の報酬とリンクしているのか、リンクしていないのか、その辺についてお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

3月議会で特別職を5%カットさせていただきましたのは、従前、23年から5%削減をいたしておりましたので、引き続きということで、5%の削減をさせていただいております。今回の通知に基づく削減とは意味合いが違うものでございます。

それと、リンクをしているのかというようなことでございますけれども、特別職等の給与減額につきましては、法律に基づきます国家公務員の給与減額支給措置を踏まえるとともに、今の市の財政状況、一般職の給与減額支給措置、今回の支給措置でございます。これらを勘案して決定をいたしましたものでございますので、当然2つの臨時特例に関します条例につきましては、リンクをしているというふうに考えているところでございます。

また、一般職の給与削減と同じくして、特別職も今回減額をいたしておりますが、これにつきましては、国からの要請の中でも、特別職におきましては、具体的な減額内容について、各地方公共団体において判断する旨、基本的な考え方の中で示されているところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

3月の5%は関係ないんやと。それは別物で、それは従前からの引き継ぎであると。リンクはしておると。その辺、非常に矛盾があると思うんですけど、当然三役については、報酬審議会という法的根拠。市長の諮問機関として、市長の考えに基づいて審議会で審議すると。それから、地方公務員については、人事院勧告に基づいて措置されるというのが法的根拠であって、処理されておるといふうに思うんですけど、3月議会で特別職の報酬を行ったときにも質問をさせていただいたんですけど、その辺が今回と条例制定が非常に矛盾しておる。なぜかという、今回の減額措置の基本的な根拠についてなんですけど、一般職が581名ですし、平均2.61%、月額は2.38から4.88、管理職は5%、勤勉は4.8やと。一律に掛けると。市長は、附則にかかわらず15%、副市長と教育長は、附則にかかわらず10%と。既に3月議会で5%、5%は附則でうたってあって、本俸にかかわらずということは、本俸に対してということなんでしょう、これ。だから、実質は10と5なんです。非常にまやかし。だから、あのときに議論したように、本俸を変えないから、附則7項、6項でいったから、本俸がわからない。だから、せつかく5%削減するという前向きな姿勢で三役を決めておきながら、今回は特別職は15といやあ、もっともらしい15なんですけど、今回、実質は10なんですな。それから、特別職の教育長は5なんですよ。だから、非常にこれはまやかしであって、期末勤勉手当についても、一般職は本来なら3.95のところを、年末2.05に対して、4.88%が12月の期末で削減されると。特別職はわずかで、10から15とおるんですけど、その積算基礎ですね。結局、市長は今言われたように7.8%、職員は2.61やったけれども、市長は7.8%削減したいと。国に準じてやりたいという思いであったと思うんですけど、だから、私は職員の給与の減額に対して、特別職を決めたのか、特別職の腹があって、職員を決めたのかということところがわからんと。都合のいいように決めたいと思うんですけど、特に期末手当について、要するに期末手当、今、本俸について15。それもおかしいなど。今度の期末手当についても15と10なんです。これは本則なんです。というのは、今、条例でうたっている九十何万という、それに対して15と。だけど、もう既に3月におたくら、3%を4年間削減しませんでしたと言ったが、その5%引いたところから15引くんやったら話はわかります。何でそこに附則にかかわらずという項目を特別職は今回入れたのか。職員全体については、本俸で引いておるんですけど、ただ、まやかしなのは、特別職は、附則7項と6項で5%引いたのがもうおたくらの本俸なんです。条例上は4年間ということをおたくらで決めておるだけであって、だから、そんな附則で決めんと、本俸で決めたらどうやというのを3月議会でしておったんやけど、今度の期末勤勉手当も15を引くというが、これは既に3月に5%引いたところの額に対して15なら話はわかる。だけど、おたくらは、本俸に対して、条例上の本俸から15ということは、もう5%は消えてしもうておるわけですね。3月議会でしたのは議論にならん。その辺がちょっと僕はおかしいんじゃないかと。だから、附則にかかわらずという条文は、市民に対して非常にまやかしというか、わかりにくい。

職員については、本俸に対して削減されたのについては、4.88なんですけど、市長は15%、それから副市長と教育長は10と。3月議会で5、5であったのが、今回、なぜ15と10になったのかということ、それから、三役は既に5%を削減しておる額に対して15にするべきやと思う

んですけど、なぜ本俸の変えてない条例の報酬に対する15なのかということ。何のために5%、4年間削減したというのは全然意味をなしておらんと思うんですけど、その辺の考え方について。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回の臨時特例に関します条例につきまして、9カ月という期間を限定して行うものでございまして、来年の4月1日には本則といたしますか、5%減額に戻るものでございます。こういったことで、臨時特例期間に減額いたします率につきましては明確に示したいという思いもありまして、本則の額から減額をいたしましたものでございます。したがって、今現在、5%の減額になっておりますけれども、これにプラス10をして15、市長においては15%の減額。副市長、教育長におきましては今5でございまして、それに5プラスをした10%の削減といったことにさせていただいております。

削減率につきましては、これは市長判断によるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

今の説明でわかる人はわかるけど、一般市民はわからん、そんな説明では。だから、もう少し原点に戻って、本則を変えるべきやということで議論をしたのであって、やはりそうしなければ、都合のええときだけ、4年間だけ減額を5%したということは、それが含めて15というふうには書いてない。あくまでも15は、もう5%削減されたから、15引かれるんやったら、本則やったら20%引くのが本来なんです。そういうところが非常にまやかしてあって、非常に誠意がない。都合のええ政治判断。市長の判断、都合のええ、職員とは乖離のある、市長、三役の都合のええ判断やというふうに思います。

その次に、ラスパイレス指数のことについて、今ご質問があったんですけど、本来、ラスパイレス指数は、国の支出に対してオーバーする場合は、特別交付税か起債でコントロールされると、総務省は。

だけど、今回、この支給額について、普通交付税でというのは非常に根拠がおかしいと思います。通常、ラスパイレス指数が国家公務員を上回る場合については、特別交付税と起債でコントロールされると、指導されるというのが本来なんですけど、普通交付税の積算はあくまでも人口、それから市域、産業というものが積算基礎になっておるんですけど、それは余りにも揺るぎがたいものであって、特交の場合にはかなり幅がある。だから、今まで特交と起債でコントロールされておったのが、今回は普通交付税でということについて、どのように受けとめてみえるのか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

普通交付税の減額につきましては、今回、25年度普通交付税の算定上必要となります行政経費、各費目におきます単位費用がございまして、この単位費用から、本年7月から来年3月までの人件費削減分が減額をされるということになってまいります。そういったことで、単位費用自体

が引き下げられるということで、今回、普通交付税が減額となるといったことによるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

本来の地方交付税上からいくと、単位費用はそれぞれによってちょっと違うと思うんですけど、しかし、それはこの制度を導入するところとせんところと大きく差が出てくると思うんです。

市長にお伺いしますけれども、たまたま前年度から交付団体になったんですけど、17年ぐらいから5年間不交付団体、おかげさんで財政があったんですけど、もしこの交付税が、不交付団体であった場合、市長はどのように行政措置をされるのか、お考えがあれば、お伺いしたい。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

もし不交付団体であったら、市長はどうだということですが、今回の給与削減は、先ほど来より申し上げております国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえながら、総合的に勘案をいたしましたものでございます。

仮定のお話でございますが、たとえ不交付団体でありましても、これも市職員組合との協議の上、一定の減額は行ったものというふうに考えるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

そうすると、国の言うことは何でも聞くんやと。本来、今言うておった地方自治のあれはまるきり無視するんやと。地方分権改革が言われておる中で、地方の自治は何もないんやと。市長には、あくまでも国から言われたら聞くんやと。自主財源で、今、財源のことが後で出ると思うんですけど、財源があろうがなかろうが、国から言われたことについては順応するんやというふうに受けとめざるを得んというふうに思います。それはちょっと余りにも、不交付団体で削減を出したところが議会で否決されたという、埼玉県ですか、そういう経過もある中で、やっぱり地方にはそれぞれの自主性がある中で、それは民意、市民、また組合等、職員のことを思えば、たとえ出しても否決される場合、賛成される場合もあるでしょう。やはり不交付団体であれば、もう少し一考を要する市長の判断があってしかるべきでなかろうかなというふうに思います。

それでは、もう1点だけ、今言われた地方交付税が本年度10億3,000万、一般が8億3,000万と特交が2億という予算措置がされておるんですけど、その特別交付税の減額見込み額1億1,447万8,000円の根拠、これは10億3,000万のうちの、8億3,000万のうちの1億1,400万なのか。それから、元気づくり事業が2,700万とあって、差し引き8,700万が減額やということになっておるんですけど、交付税の3月に積算見込みとなったときにはそんな話は何もなかったんですけど、今の交付税と特別交付税と、今の予算措置の中にどのように組み込まれておるのかをお聞かせ願います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

まず、普通交付税の削減相当額1億1,400万円につきましては、国から示されました影響額の試算方法により算定をいたしましたものでございまして、本市の平成24年度の基準財政需要額に1.2%を乗じて得た額でございます。

また、地域づくり元気事業費2,700万円につきましては、これも国から示された資料によりまして、今回、平成25年度の普通交付税の算定におきまして、新たな費目を設けて、地域の活性化の取り組みに必要な財政需要に対しまして、人口を基本として基礎額を算定し、給与水準や職員削減の要素で加算をされるものでございます。当初予算におきましては、交付税の削減相当額につきましては、当初予算で見込んでございましたけれども、地域の元気づくり事業費につきましては、国の情報等々が遅くなってございましたので、当初予算には見込んでございません。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

当初の10億3,000万、8億3,000万の中にこの1億1,000万はもう減額して見込んであると。なら、減額は実質しないということですね。減額は見込んであったのかということなんです。8億3,000万のうち1億1,000万はもう減額を見込んでの8億3,000万なのかということなんですよ。だから、今の元気づくり事業というのは、あくまでも一般財源、普通交付税で基準財政需要額の中に算定されるということで、あくまで一般財源で、それを活性化のために使うとかいうことはなかなか普通交付税として、一般財源として扱うので、そんなメニューは出てこないと思うんです。あくまでも基準財政需要額で見込まれる、積算単位費用の中に見込まれるということなんですよ。だから、その1億1,400万というのは、8億3,000万を積算したときに1億1,000万は見込んでおったのか、見込んでおらなかったということを確認したいのと、もう1点、行政職給料表2については、規則を整備してするとあるが、その考え方について、どのように考えてみえるのかということと、それから、国からの通達については、臨時・嘱託についてもそれぞれの自治体に応じて考えよというふうに要請が入っておると思うんですけど、その辺について、お考えがあるのかないのかをお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

まず、普通交付税の削減額につきましては、当初予算でその削減額を見込んで、8億3,000万という形で当初予算に計上させていただきました。

それから、行政職給料表2表の対応職員でございます。こちらにつきましても、亀山市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例に規定をされておりますけれども、給料につきましては規則で定められておりますことから、本条例にはうたわれていないものでございます。行政職給料表2表の対応職員につきましても、給料表1表の対応職員と同様に減額をいたすものでございます。

それから、非常勤職員の対応でございます。今回の国の要請によりまして、臨時・非常勤職員の対応につきましては、国の取り扱いを参考に、各団体の職員の勤務形態及び給与水準を鑑みて判断

をいたすことといたしております。本市におきましては、臨時・非常勤職員の待遇改善にも取り組んでいるといったところでもございまして、今回、減額の対象外といたしたところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

今回の条例については、非常に不透明で、法的根拠がないというふうなことも含めて、職員組合も苦渋の判断をした上であろうと思いますが、余りにも職員組合が苦渋の判断をしたについては、三役の特別職の給与の取り扱いが余りにも不十分、3月議会で議論したことに対しても不十分であると。組合は、市長の判断に苦渋の判断をしたんであって、減額に苦渋の判断をしたんじゃないと思うんだけど、その辺を申し上げて、質問を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

13番 中村でございます。

通告に従いまして、質疑させていただきます。

議案第53号亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、5点ほどお尋ねします。

平成25年度の国の地方財政対策について、ちょっと触れたいと思います。

地方自治体に配分する地方交付税の総額は、人件費の削減を見込み、前年度より2.2%、約3,900億円減の1兆7,000億円となっておりますが、地方税収を1.1%増と見込むなどして、使途を限定しない一般財源の総額は前年度より0.2%増の5兆7,500億円と、そのようになっております。

一方、焦点でございました地方公務員の給与削減については、平成25年度に限り、7月実施の臨時特例として給与費を8,504億円減額することになったわけでもございます。国家公務員が震災復興財源に充当するために2年間限定で削減していることに歩調を合わせたように地方交付税を削減することによりまして、人件費の削減を図ったわけでもございます。

一方では、この削減と引きかえに、これまでの自治体の人件費削減の努力を反映させた、先ほどもちょっとお触れになったんですが、地域元気づくり事業費というのがございまして、これが3,000億円。緊急防災減災事業費の4,550億円、国が実施する全国防災事業の地方の負担分が973億円を新しく新設して、合計8,523億円を地方財政計画の歳出に計上しております。

この給与削減に見合った今回の事業費の計上というのは、地方のこともある程度少しは考え、少しではありますが評価できるものじゃないかと、そのように思います。

こういった中で、今回の国の給与削減要請はいろいろな考え方があると思いますが、一つには、地方公務員給与は国公準拠という原則がありまして、国家公務員が震災の復興財源捻出のために給与カット7.8%と聞いておりますが、それを行っているところから、地方も国に従う必要があるといった考えもあります。

また一方では、国が、地方交付税の削減を通じて給与削減を要請するという事は、全く筋が通らないといった考え方もあります。

地方公務員の給与の決定権というのは国がなく、人事院勧告と国公準拠の原則を踏まえながら、市民の声を聞き、議会で十分論議した上で条例で定めるものであります。必要なことは、市民との対話及び市民に納得されるプロセス、それが一番重要だと考えます。

今回の私の質疑は、こういった両側面を勘案しながら行っていききたいと、そのように思います。

少し前段が長くなりましたが、まず1点目でございます。今回、国が地方公務員の給与削減目的のために地方交付税を削減することは分権自治の理念に逆行しているのではないかと、そのように考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

未曾有の東日本大震災からの復興は、被災地のみならず、全国民、国、並びに地方公共団体が心を一つに取り組みべき大事である。このことは論をまたないものであろうかと思えます。

こうした意味で、国家公務員が既に2年間にわたり給与削減を先行しておりまして、このように公務員が先頭に立って取り組む姿勢を示さなければ、国民の理解を得られないということは、地方においても同様であろうというふうに考えているところでございます。

しかしながら、本来、地方公務員の給与は地方が決定すべきものでございまして、ご所見にあつたとおりでございますが、地方交付税を一方的にカットした上で、国が給与削減を要請することは地方自治の根幹にかかわる問題であるという認識をいたしておるところであります。

今日まで、2000年に地方分権一括法が、それから2011年に地域主権一括法が制定をされ、施行されておりますが、地方分権改革の歩みはこの15年ぐらいのスパンで前進をしてきたものというふうにも考えております。

この間、私ども地方公共団体は、国に先んじて行財政改革を進め、定員削減など職員人件費の抑制に鋭意取り組んでまいりました。一定の成果を上げてきたものというふうに自負をいたしております。

また、分権社会の構築に向け、地方公共団体が長年にわたり求めてまいりました、自由度が高く、安定した地方財源の確保に関して、国は地域主権戦略交付金を廃止いたしました。ひもつき補助金が復活することとなったところでございます。

さらには、一方的に地方交付税を今回削減というのを前提に、地方に給与削減措置が要請されたということにつきましては、地方自治の本旨に反するものであろうかというふうに思っております。大変遺憾と言わざるを得ないというふうに感じておるものであります。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

元来、地方交付税は地方自治体の固有財源でありまして、国がその用途を限定するという事はできないということ。国のさじかげん一つで地方交付税を減額することによって、地方公務員の給与の決定をコントロールするという事は、憲法が保障する地方自治の本旨を侵害することにもなりかねないと、そういったことでございます。

先ほど市長が地域一括交付金、地域戦略大綱、民主党の時代にそういったあれがございました。それが今回、廃案になったような状況で、特に地方分権を語る上で特に危惧しておるのはそういったことでもございます。確かに従来のひもつき補助金に戻り、中央省庁の力がまた一段と強くなったと、非常に懸念するところでございます。市長も今そういうふうに言われましたけど、今後どうなるか見守っていくということでもございますけど、次に、2点目でございます。総務省の地方財政審議会の意見についてということでございます。

これは、総務省に属する審議会、市で言うたら報酬審議会のようなもの、幾つもあるんですけど、その一つでございますけど、その意見について、これは総務省に属する審議会ということで、法令によりまして、その権限に属した事項を審議し、総務大臣に勧告をするものでございます。地方交付税を決めるときにこの意見を聞くことになっているそうでございます。

その中の意見の一部でございますけど、地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人勧等を踏まえ、地方自治体の議会で十分論議された上で条例で求められるものであると。地方公務員の給与水準の見直しは、単に国の歳出抑制のために行われて、地方の一般財源が削減されるということは適切ではないと、そういった意見も出ております。このことに対して、市長はどういった見解をお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の給与削減につきましては、結果的に国の要請に基づく一面もあり、極めて遺憾である旨、ご答弁をさせていただいたところでございます。

こうしたことから、先般、東海市長会のおきまして、地方交付税を一方的にカットし、地方公務員給与の削減を強要するなど、地方分権の流れに著しく反する国の方針を押しつけないこと。義務づけ、枠づけの廃止、それから権限移譲及び地方財源の充実を図ること及び国と地方の協議の場を形骸化させることなく、地方の意見が十分反映されるように適切な運営を行うことなどを緊急的に決議いたしまして、国に対して要請を行ったところでございます。

また、少しお触れいただきました地方財政審議会のお話もございましたけれども、先般、地方財政審議会の神野会長とお会いする機会がございましたので、私、意見交換をさせていただきまして、同様の考え方を会長のほうにお伝えもさせていただいております。おおむね同感の思いを持って、国家の財政的、地方財政の仕組みの問題等について、大変問題意識も持っておりますので、私どもの地方自治体の立場、考え方については共感をいただいて、今後ご活躍いただけることというふう考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

国の歳出抑制の目的で、地方交付税を削減するといったことは適切ではないと、そのように考えます。国の財布と地方の財布というのは違う、別のものがございます。

そういったことで、次の3点目に入りたいと思います。

今回のこの給与減額の国の要請の趣旨といったようなものは聞いているところでございますけど、単に地方公務員の給与が高いからとか、国の財政が厳しいからとか、そういうことで行うものでなく、日本の再生に向けて、震災等、大変な時期でありますことから、国と地方が一丸となって、あらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策としてお願いするものであると。そういった理由を聞いておりますが、これまで私、述べましたんですが、今回の国の手法、これは分権自治に逆行すると考える中、国の要請を今回市長がなぜ受け入れるのか。そのお考えをちょっと、先ほどもお触れになりましたけど、ダブるようですけど、もう一回お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の給与減額措置を行うに至った理由でございますけれども、まずは国家公務員の給与を減額する臨時特例法の趣旨を踏まえたものでございます。この本法律の趣旨は、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑みたものということでございまして、これにつきましては、論をまたないというふうに思っております。

また、一方で、これまでの国と地方の関係、いわゆる国公準拠で私ども進めてまいりましたこと、さらには本市の財政状況や本市の職員の給与支給状況等を勘案し、決定をいたしましたということでございます。

これに加えまして、地方固有の財源であります地方交付税が減額されておまして、この影響、将来におきます市民生活も含めて、少なからず影響が生じることも懸念されるものでございます。

こうしたさまざまな要因、複眼的な要因によりまして判断をいたしましたものでございまして、このことが現状の本市にとりまして最善であると、このように認識をいたしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

財源不足の亀山市の状況下の中で、やはり一番大切なのは市民サービスの低下にならないようにと、そういうことを考えなければならぬと思います。しかしながら、給与削減というのは、職員各位やその家族の生活をいろいろ思えば、まさに職員組合の方も、先ほど小坂議員のあれにもありましたんですが、苦渋の決断をされたと、そのようにも考えているところでございます。

次に4点目の、給与削減が地域経済に与える影響ということでございますが、現下のデフレ基調の中、安倍政権は民間企業の給与を上げるように、俗に言う2%のインフレターゲットを掲げまして、企業に要請しているにもかかわらず、地方公務員の給与を削減することに少し矛盾を感じるということでございます。

安倍政権が言う民間企業の給与引き上げについて、市職員の給与実態を参考にしてている企業も多々ある中で、今回の市職員の給与削減措置が地方経済に与える影響がどれほどあるのか、市長はどのようにお考えになってみえるか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のとおり、現在、地方公共団体が給与減額措置を実施すれば、地域経済に少なからず影響を及ぼすということについては、当時の国家公務員の給与削減も含めて、これは国においてさまざまな議論がなされたところであります。また、少なからず影響があると私どもも考えるものでございます。

しかしながら、今回の給与削減総額が本市の場合、約8,700万円でございます。これに対しまして、本市におけます平成24年度の市民全体の総収入額は大体今約800億円となりますことから、約0.1%程度になるかと思えます。影響額につきましては小さなものではないのかなというふうにも、全くないというわけではありませんが、限定的なものだというふうにも認識をいたしております。

さらに、減額期間は9カ月という時限的でございます。先ほど申し上げましたとおり、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性、さらには本市の財政状況や本市の給与支給状況等勘案をいたし、今回、職員組合との交渉を経て、国の地方交付税削減に応じた現実的な対応をとらせていただいたということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

地域経済に与える影響というのは、今の市長のご答弁では金額も少額ということで、余り当亀山市にはほとんどないと、そういうふうに理解していいですか。その辺のところ、もう一回。日本全国ではいろいろ影響もあると思うんですが、期間も短いし、金額も少ないんで、ほぼ影響ないと理解していいのか、もう一度ご答弁お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

日本全国的に見れば、マクロ的に見れば、そういう要素が多分にあるというふうに思っております。本市の場合、例えば納税義務者であります収入総額が大体昨年度で約800億円程度でございますので、今回8,700万円というのは、全く影響がないということではないんですが、全体から見ますと、その影響額というのは小さなものというふうに認識いたすものでございます。9カ月間という限定的対応ということも踏まえて、そのように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

あと、5番、6番があるわけですが、ラスパイレス指数ということでございますけど、先ほど同僚議員の方がお尋ねになりまして、亀山市は108、除夜の金じゃないですけど、108が105に下がるだろうという見込みということでお答えがありましたんで、これはもう省略させていただきます。

次に、6番の職員組合との労使交渉ということでお尋ねしようと思ったんですが、これも先ほど同僚議員の方がお尋ねになられまして、双方納得の上、交渉成立したというふうなお答えがあったんです。納得というのか、苦渋の決断というのか、その辺のところは定かではないと思うんですけど、当然職員組合の方にとっては大変な決断だと。とにかくお金が減るということは生活に直結するということですので、苦渋の判断だと考えるところでございますが、ほとんど聞かれましたんで、一つだけ確認させていただきたいんですが、確約書というのか、覚書というのかわかりませんが、書面をもってきちっと交渉を成立されたと考えておるんですが、その辺のところの確認だけお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回の給与減額措置につきましては、職員組合とはたび重なる協議を行いまして、去る6月13日に普通交付税の削減相当額、約8,700万円でございますけれども、これを給与減額することで妥結に至ったところでございます。

妥結に当たりましては、市長、並びに市職員組合執行委員長、双方が署名を行った確認書を締結いたしましたところでございます。市職員組合にとりまして、まさに苦渋の選択だったというふうに認識をいたしているところでございまして、このことについては深いご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

いろいろ質問させていただきましたんですけど、市長の考えもある程度理解させていただきました。

本来、給与削減というのは、人事院勧告と国公準拠に基づいて適切な運用を行うべき、これが理想だと考えます。今回のことを十分検証することも必要だと思います。

今回の国のやり方が、地方公務員の給与削減の目的のために地方交付税を削減する手法といったものは、地方自治の本旨に抵触するおそれがある。これは市長も言ってみえました。そういったことを言っても過言ではないと私も考えます。

こういった国の手法、やり方には甚だ疑問があるわけございまして、今後はこういうことが絶対ないように、新聞報道にも市長の見解が載っていましたんですが、全国市長会等を通じまして、市長は国へ強く抗議をしていただきたいと、そのように考えるところでございまして、最後に、一言でございますけど、そういった国に抗議するという意思を、市長のあれを確認してから終わりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、地方交付税を削減して、国より給与削減を要請してくると、こういったやり方は決して容認できない旨、ご答弁を申し上げてまいりました。

また、今回、全国市長会、並びに東海市長会の場におきまして、地方交付税を一方的にカットし、地方公務員給与の削減を強要するなど、地方分権の流れに著しく反する国の方針を押しつけないことなど、緊急決議をいたしますとともに、国に対して要請を行ってまいったところでございます。

今後、二度とこのようなことが起こらないよう、あるいは地方分権、真の地方分権が前進をいたしますよう、国の動きを十分に注視しながら、市長会はもちろんでございますけれども、市議会議長会を初め、地方六団体がしっかりスクラムを組んで地方分権改革を進めていくということが大切であろうかと思っております、その観点からも今後も努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

とにかく国の言うままにならないように、しっかり国へ抗議していただきたいと、そのようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

13番 中村嘉孝議員の質疑は終わりました。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

今回、提案されております51号、52号、53号、それぞれ関連がございます3つの議案をまとめて質疑をさせていただきます。

最初に、条例制定の背景について、2点お尋ねをします。

まず最初に、国の要請を受けて条例を制定するのかについてお尋ねをします。

今回、条例制定・改廃の背景及び趣旨を読みますと、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく減額支給措置を踏まえるとともに、依然として厳しい市の財政状況と本市における給与の支給状況を総合的に勘案して、この条例を提案したということが書いてあります。

理由としては、国家公務員の法律で決まった給与減額支給措置、それから市の財政というものを並べておりますけれども、減額を行う背景としては、やはり国家公務員の臨時特例に関する法律のその他の項には、地方公務員及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体においても自主的かつ適切に対応されたい。また、これを踏まえて、総務大臣通知も同様の趣旨のものが通知がされておると。

そうなりますと、あと残るのは、本市の厳しい財政状況となるわけですが、今回は25年度のみ措置となるわけです。永久に続くものではないと。そうなりますと、25年度は財政力指数も0.98に、24年度よりも若干高い水準にあつて、決してこの水準が、厳しい水準なのかというと、私はそういう判断はないのではないかなと。そうなりますと、やはり一番大きいのは、国の法律や

総務大臣の要請に従って給与削減を行う。これが一番大きいのではないかと思います。考え方を確認させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

20番 竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回の給与削減でございますが、総務大臣通知におきまして、法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたしますとされておりました。今回の給与削減措置につきましてはこれに応じたものでございます。

また一方で、これ以外にも、これまでの国と地方の関係だとか、厳しい市の財政状況、本市における給与の支給状況のさまざまな要因を勘案いたしまして決定をしたものでございます。

また、本市の財政状況でございますけれども、財政力指数で判断をいたしますと、確かに高い水準と言っても過言ではございませんが、中期の見通しから判断をいたしますと、厳しい状況といったものが継続するものというふうに残っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

財政が厳しいというのは、給与削減しようがしまいが、中期財政計画でもはっきりしているし、特に後期基本計画の第2次実施計画が今提出されないまま、全くそこもわからない。となると、やはり要請があつてやるのが8割、9割のウエートであつて、厳しい状況や給与水準、給与水準とおっしゃると要請がなくなつてもやらなきゃいけませんよ、そうなる。財政はもっと厳しくなってくるんですから、その中で判断をした。私はちょっと言い方に、ウエートを考えれば、結果それにくっつけているだけで、じゃあ26年以降どうするんだという議論になってきますよね、そういうことになる。ここはちょっとその議論をする場じゃないんで、私はやっぱりこの国の要請に市が応じたというのが一番大きなウエートじゃないかなというふうに思います。この後、その辺も含めて質疑をさせていただきます。

先ほど小坂議員からも、給与削減というのは人事院勧告によるものではないのかと。一般的に、亀山市は人事委員会がありませんので、人事院勧告に準じて、これまでも議会の中での議論を進めてきました。

先ほどのご答弁ですと、技術的助言によると書いてあるわけですが、技術的助言による総務大臣の通知というのは法的拘束力はないというふうに先ほどもご答弁されました。法的拘束力のないものをもって、それが大きなウエートを占めて、今回の給与削減というもので労使交渉に臨まれたということになると、どうも先ほどの市長の答弁をずっと聞いていまして、何が根っこなのかわからないですよ。この後、市長の姿勢について質問させていただきますけれども、総合的に勘案ということよりも、まずは多分一義的には要請があり、その要請に対して、どう応えるのかという議論があつて、でも要請に応えるためには労使協議が必要なんですね。勝手にはできないし、さらには、当然地方公務員法の給与を見れば、条例において定める、特例になっていますけど。さ

らに市議会の判断、市議会の議決が要るわけですね。幾ら国が要請しようといえども、市議会の最終的な議決によって、これは決まってしまうと。

そうすると、人事院勧告に準じてきたものが、今回の給与削減要請も法的拘束力はないとなると、何が正しいんだという議論ですよ。何を以て今回の条例を制定するのか。先ほどの答弁がリポートされるのかもしれませんが、もう一度確認をしたいと思います。やっぱりここは曖昧にしておくべきじゃないと思うんですよ。特に人事院勧告、たまたまちょっと資料がありますが、この方の言い方が正しいのか、私、わからないですけど、たまたまこんなことが書いてありました。今回の特例法案は、人事院勧告の趣旨も内包しているという言い方に対して、人事院の総裁は、それは違うんだと。内包される関係にはないとおっしゃっているんですね。人事院勧告は違うものなんだというふうなことも言われているという、ちょっとこういう資料も見ましたけれども、今、3つの理由を掲げてあります。要請、市の財政、それから給与水準とおっしゃいましたけれども、改めて、法的拘束力のない要請に従う今回の条例制定について、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回の給与削減につきましては、先ほど私のほうからも国の要請に応じたといった形でご答弁をさせていただいております。確かに今回、国の要請がなければ、こういった提案というのはなかったというふうに私自身考えているところでもございます。

そういった意味で、今回の国の要請に応じたといったことと、やはり今の市の財政状況、それとラスパイレス、国が削減をいたしておりますので、108というふうな数字になっておりますけれども、こういったことも含めまして、今回、条例を提案させていただいたといった状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ラスパイレス指数は国が下げているので、自動的に上がっているわけですよ。国が上がれば、またもとへ戻るわけですので、これは余り根拠にならない。国家公務員の給与削減に連動するのかどうかというのが、やはり一番大きな議論じゃないかなと思います。

次に2点目に、じゃあやらなかった場合、どうなるんだろうかと。一番ここが私も関心があって、ペナルティーでもあるのかなというふうな気がします。改正地方交付税法はもう3月に成立し、5月には予算として成立をされておりますので、既にこれは地方がどうしようが減額は確定され、先ほど中村議員からも、8,500億円ぐらいですかね、カットされていると。要は給与でカットされているわけですね。

そうすると、これも小坂議員も聞かれたときに単位費用というふうにおっしゃっていましたが、多分人件費のところでもカットされてくると。逆に新たな単位費用として、元気づくり事業というのが来た。

こうすると、危惧するのは、今回は給与をターゲットとして、単位費用が下がってきたと。じゃあ、ほかのところを下げれば、同様のことがいつでも起こり得るわけですね。国が決める

わけですので、勝手に国が、この部分は高いね。落とそうよということになると、やはり単位費用を下げられれば、いつでもこういうことが起きてしまう。非常にここも地方交付税制度自体が、我々がよく聞かされた基準財政需要額、基準財政収入額、その差額が普通交付税になるんだみたいなね、大ざっぱに言えば。その論拠が崩れ始めてきているということは非常に問題があるんじゃないかなど。

とはいうものの、もう既にこれは国のほうでは予算が成立しておりますので、ただ、今回、給与を削減しようがしまいが、国のほうは削減して措置されていますので、それが1億1,000万でしたかね、そういう数字になってくると。そうなると、減額されて交付をされるわけですので、今回の給与削減というのは本当に市の判断になってくると。ひっくり返して物を言えば、市の財政状況を勘案して、削減したというのが正しい表現になるのかもしれませんが、非常にここが、先ほどの要請という部分と、既にもう予算を決めているという違いが少しわかりづらくなっていると。

ただ、このことの議論は先ほどしましたので、日経新聞の記事にも、国の要請に応じないときは国からのペナルティーがあるのではという警戒感。要請に応じなければ、例えば今回の8,700万は削れる経費だということで、来年の交付税から、基準財政需要額からカットされるんじゃないかと。そういう非常な警戒感があるので、全国多くの市町がこの要請に従っているのではないかというふうなことも書いてありました。もし今回この要請に従わなければ、今後、国からペナルティーがあるというふうに思われているのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回の要請につきましては、地方公務員及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとされておりまして、あくまでも地方公共団体の自主性に委ねられているものと認識をいたしております。

こうした考え方にに基づきましたら、ペナルティーといったものが科されるようなことは起こり得ないというふうに考えておるところでございますけれども、今後におきましては、やはり削減をしなければ、財政余裕団体といった形にみなされることもございまして、国の関与により、例えば特別交付税等に少なからず影響が出ることが懸念をされるところでございます。やはり警戒感といったものはございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

結果的には、削減をするしないは自治体の自主性というか、判断なんだと。だから、別にそれは何も心配ないんだと言いながらも、結果、余剰財源というのか、不必要な財源を浮かしたということになってしまうという、そこが確認をさせていただきました。やはり冒頭も申しましたが、単位費用をカットしたということは、どこでも削れるという実績をつくりましたので、やはり地方としても相当身構えないと、給与以外のところに組み込まれたときに対応しづらくなってしまいます。何でも国の言うとおりに下げざるを得ないということは少し指摘をしておきたいと思います。

ペナルティーについては確認をしましたので、次に大きな2点目、予算措置について確認をさせ

ていただきます。

今回の条例提案は、先ほども言いましたが、25年度のみ予算措置となってくると。ただ、今回、補正予算が出ておりませんので、どういうふうな予算措置になるのか、内容が全くわからないというところで質問させていただきます。

提出資料には、交付税の減額見込みが1億1,400万程度、それから今回新たに交付税で充当される元気づくり事業費が充当されるということで、差し引き、最終的には8,700万程度がカットされて交付されてくるというふうなご答弁でございました。

それから、これも森議員、小坂議員の質疑に対して、当初予算で減額は見越してあるんだと。ちょっとこれを聞こうと思いましたがけれども、見越してあるということで、予算編成をされていたということでした。そうすると、ちょっと確認したいのは、なぜ当初予算説明時にきっちりこの説明がなかったのか。副市長の説明では、地方交付税は前年度より2億2,900万減の10億3,000万を計上。内訳は、普通交付税8億云々と特別交付税云々と。これしかおっしゃっていない。ということは、この段階で既に予測されていた。なぜそれを言わずに、ここに来て、あえて減額されるんだ。大変なんだというふうにおっしゃるのか。なぜ当初予算時にこういう説明をしていただけなかったのか。そうすれば、またいろんな議論も起きたと思うんですけど、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

なぜ当初予算に見込んであることを言わなかったのかという話でございますが、昨年12月の国の政権交代の影響によりまして、国が策定いたします平成25年度の地方財政計画や地方交付税制度などの詳細な決定時期が平成25年度は大変おくれておりました。そのことから、本市の平成25年度の当初予算編成におきまして、普通交付税の算定を初めとして、さまざまな影響があったところでございます。

そのような中で、地方公務員の給与削減による交付税の減額につきましては、不確定ながら、本年1月に国と地方との協議の場におきまして、麻生副総理兼財務大臣から地方公務員の給与を国家公務員並みに削減する要請があり、それにより地方交付税が6,000億円減額できるとのコメントがございました。その時点において、給与削減は基準財政需要額の減額要素の一つとして判断をいたし、当初予算の普通交付税を8億3,000万と試算して計上いたしましたところでございます。

具体的には、このコメントにございました6,000億円が国における平成24年度の地方交付税総額から減額されるとして、その割合を3.4%として減額影響額と見込んだところでございます。

しかし、不確定な要素が多いことから、当初予算での説明はさせていただきますませんでした。なお、例年7月に普通交付税の算定が行われますので、他の増減要素も含め、額が決定された後に、12月議会において地方交付税の補正予算を計上したいと考えているところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

答弁の趣旨が違うと思うんですね。給与の削減要請が1月28日ですか、総務大臣からの通知があって、既に3月で議論が始まり、最終的には5月に決まりましたけれども、ですから、我々が3月に当初予算を議論するときには、少なからず何がしかの影響があるというのはわかっているわけですよ。やっぱりその段階で、それであれば、少し状況については説明すべきである。何も説明してないですよ。確かに最終的に確定するのは12月かもしれません。でも、大きな要素なんです、給与削減要素というものは。厳しいとおっしゃるなら、なぜそのときに言わなかったんですか。1億幾らもカットして、さっき、財調を入れたとおっしゃったけれども、なぜそのときに説明されなかったのか、非常に懸念が残るところです。最終補正はそこでしょう。でも、今回、補正も出ないんで、減額措置ということで出てない。増額でないと出さなくてもいいみたいなどころもあるんで、ただ、補正がない限り、私たちもわからない。だから、聞かせてもらう。やっぱりそこはもうちょっと親切心というか、丁寧な説明があってもよかったのではと。

次に入りますが、既に3.4%を見越して減らされたということですので、そうすると、今回削減される8,700万、これは余剰の原資になってくるのかどうか。どんな扱いになるのか。交付税はもう減税して算定されていますので、もう既にカットされてきているとなると、今回の8,700万は浮いてしまうのかどうか、財源的に。確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたとおり、当初予算における普通交付税の予算額8億3,000万円につきましては、基準財政需要額において、地方公務員給与削減による減額を見込んで試算しておりますので、歳出予算における給与費を減額いたしますと、財源に余裕ができたことになると考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

当然そうなると思うんです、見越してありますのでね。入ってなければ、やれやれ不足財源が職員の方のご理解によって埋められたなとなりますけど、だから、聞くんですよ。なぜ当初に説明してくれなかったんだと。

次に、3回目ですが、そうなりますと、余剰財源をどう使うんだという議論になってくる。法律を読むと、先ほど市長は大震災があったからとおっしゃいますが、その大震災を契機として、防災・減災事業や、それから長引く景気低迷を受け、一層の地域経済の活性化、そういうところにこういうものを使うんだと。決してこれ、東北に行くお金じゃありませんよね。あのことを契機に、亀山市として防災・減災であったり、地域経済の活性化に寄与するように使ってほしいと。準ずるように要請しながら、浮いてきているわけです。

でも、これ、ずっと考えたんですけど、もしこの事業をやるとすると、国に申請して、国からお金がおいてくるんじゃないですか、この分というのは。だから、市単でやれとはどこも書いてないんです。8,700万円を浮かしたんだから、そのお金の中からこの事業をやるときには申請をして来るわけです。ですから、何も理由にならない、ここのところは。要請すれば、オーケーしてい

ただければ来るわけですので、そうなると、やっぱりこの8,700万円という財源を今後どう使っていられるのか。補正はありませんので、さっぱりわからないので、どのような使途に使う予定なのか、全く使わないのか、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

本市におきましては、当初から消防救急無線デジタル化整備事業2億2,669万6,000円や、防災基盤整備事業、消防車両整備費4,000万円を当初から予算編成をいたしてございます。そういうことから、今回、緊急減災事業は、議員おっしゃられるように一般財源が不用でございますので、給与削減分につきましては、当初予算において財源不足分については財政調整基金から繰り入れを行ってございますので、今回の分は財政調整基金へ戻すようなことを考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

そうなると、当初予算の話だけですよね。このことによって、例えば浮いてきた財源がこういうものに活用するとおっしゃれば非常にわかりやすいけれども、これを見越して、もう既に予算が組んであると。たまたま1億1,000万が8,700万に圧縮されましたけれども、やっぱり当初予算の説明が不足していると思うんですよね。だから、そうなると、何か変な話ですけど、1億幾らか財調に入れたんで、その入れた分をこの金で戻して埋め直すんだという話になると、何かぴんときないですよね。そこはちょっと一般質問になるんで、少し財源としては、当初予算が組んであるんで余剰感があり、さらに当初には一旦財調から入れているんで、そこへ戻すということで確認をさせていただきます。

最後に、要請を受け入れ、協議をされた市長の姿勢について、2点お尋ねをしたいと思います。

まず1点目に、今回、条例を提案することの市長の見解についてお尋ねをしたいと思います。

私も関心を持ちながら、3月以降、どうなるんだろうかとずっと新聞とか見てきました。当然県内でも減額を行わないと宣言した市もあるし、北勢5市を見れば、いなべ、桑名は既に可決をされておる。ただ、四日市、鈴鹿は今のところ、やるもやらないも新聞には書いてない。それから、県内の市町でも少しまだら模様といいますか、やるやらないがまだはっきりしていない。そうなると、国のほうの全体の流れは、これも新聞に載っているんですが、ほぼ履行されるんだろうというふうなことが書いてある。確かにいろんなことがあったり、ペナルティーがあったりということかもしれません。

ただ、北勢だけ見ても、亀山市は6月に提案していくということに関して、ちょっと先行感があるというか、もうちょっと慎重な態度であつてもよかったのではないかなという気もしますけれども、改めて、国の要請が大きなウエートを占める給与削減を提案した市長の見解を確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをいたします。

議員は、他市に先行して、少し亀山市が給与削減について実施することについて、市長の考えはということでございますが、確かに県内市町の対応は、ご案内のようにさまざまでございますが、国の給与減額支給措置の基本的な考え方において、遅くとも平成25年7月からの施行に向け条例改正等を行うといったことを踏まえるとともに、給与削減については、職員組合への丁寧な説明、協議が重要だというふうに当初から考えておりまして、職員組合との協議が調いましたら、本議会へ提案をさせていただきたいということで、議会にもお願いを申し上げておったところでございます。

こういう中で、市職員組合とさまざまなレベルでたび重なる交渉を行ってまいりまして、地方交付税削減相当額を給与削減することで、先般、6月13日でございますが、妥結をいたしましたので、今回、追加という形になりましたけれども、提案をさせていただいたという次第でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

私は、1問目の質疑の中で、何が一番大きかったんだと。3つあるわけですね。要請と財政と給与水準、その3つのウエートがあって、市長が判断をされたと。特に私はそれよりも、まずは要請が一番大きいんじゃないかというふうな質問をさせていただきました。

今の市長のご答弁ですと、何も出てこないんですね。先ほどからもずっと答弁しておられますけれども、今回の要請の趣旨を踏まえたんだということと、本市の財政状況と給与の状況。当然これは制定の趣旨に書いてある文言しかない。でも、ほかの議員の方の質疑を聞いていると、これは地方分権に反しているんだとか、地方自治の本旨に合わないんだと。そうすると、気持ちの思いと、実際の行動に乖離が出ていると。結果、やはりそれによって、一番厳しい対応をさせられたのは、受け入れを提案された職員組合側になってしまうと。その前に、やっぱり市長として、これとこれとこういうことだから、職員組合に対して要請を受け入れてほしいというか、協議に臨んでほしい。何かないと、受けない市もあるし、不交付団体でもやるとおっしゃいましたけど、やはりそれであっても、何か亀山市としてのこういう考えを持って臨まない、国の要請があったからしょうがないんやわということではないと思うんですね。地方自治の本旨にかかわるとか、地方分権の流れに逆らっているとおっしゃっているわけだから、それを超えて提案せざるを得ない市長の思いがまだ伝わってきてないと思いますが、どんなお気持ちで臨もうとされたのか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどから申し上げておるんですが、今回の要請につきましては、地方の固有の財源である地方交付税を国が一方的にカットし、地方公務員の給与削減の要請に用いたことは地方分権改革の流れに著しく反した、地方の財政自主権を侵すものであると、大変遺憾に感じておるところでございます。

す。

亀山市としては、今回の減額支給措置に関しては、当然特例法に基づく国家公務員の減額措置を踏まえるということとともに、厳しい財政状況、本市の給与支給状況、これは地域手当等も含めて、こういう状況につきまして勘案をし、判断をいたしましたものでございます。

これらの諸情勢、並びに法の趣旨を踏まえて、私自身もかねてから申してまいりました現在の中期の財政フレーム等々、今、亀山市が置かれた状況等々、今後のことも踏まえて、状況をしっかり客観的に見て、この上で、最終的に民主的、紳士的な市職員組合との協議を重ねて、その上で決定をするということに至ったものでございます。

さまざまな要素が幾つか複眼的に重なっておりますけれども、そのような思いで臨んでまいりましたし、そのような思いで提案をさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

市長がやると言わなければ労使協議は始まらないわけですね。職員組合から削減してほしいなんて言うわけではない。だから、そういう意味では、市長の姿勢の中に労使協議をやろうという思いがあったというのは、私はどうも要請しかないんじゃないかなと思うんです。やっぱり国の要請があるから、乗り出そうとか、一歩動こうということだったと思うんですよね。

その理由の一つに、給与水準はちょっと関係ないから、財政状況というふうにおっしゃったんだろうと思うんです。

ただ、先ほども職員組合が苦渋の決断をしていただいたとおっしゃいますけど、ここは若干一般質問になるかもしれませんが、苦渋の決断をさせたんであって、もし市長が苦渋の決断ということであれば、要請を蹴ればいいんですね。蹴ることが苦渋の決断ですよ。要は国からペナルティーが来るかもしれない。でも、これから職員一丸となって乗り切ろう。たとえ1億、2億削られようが、ここはみんなで一丸になってやろうというのが苦渋の決断であって、今回は、職員組合が苦渋の決断をさせられたというふうな印象を持ちます。

それを受けて、次のモチベーションに影響ないのかということを確認させてほしいと思います。

先ほども言いましたが、25年度だけの措置になってくる。26年度以降はまだ議論できませんので、25年度のみの特例的な措置であると。そうすると、やはり1億幾らカットになったといえども、一挙に給与をカットしてやらなければ亀山市の財政がもたないのかというと、決してそうではないと。やっぱり200億円。不交付団体から交付団体になっても、ずっと200億円以上キープしている。これはでか過ぎないかと、ずっと議論してきました。もっとスリムにすべきだと。でも、それが絞り切れずに、結局27年以降大変なことになってくると。そうになると、やはり一番重要なのは、そういうときに、職員のモチベーション、やる気とか、動機づけですけど、市のために頑張ろうとか、市民のためですよね。まず市民生活が混乱を起こさないように、行政が全部やろうというモチベーションへの影響、先ほどないとおっしゃいましたけれども、本当になんですかね。今の市長のご説明ですと、どうしても要請が強くなって、そのことによって職員組合と協議を進めたというふうにはしか思えない。

ちょっと時間がないので、一遍にやらせてもらいますが、モチベーションの影響とともに、8、

700万ぐらいですので、行革本部、今度、市長が本部長として、今年から取り組まれると。やはりこれは相当の肝いりで取り組まれるわけですので、前の中期財政では年4億カットしようとしたんですよ。それを一気にやめて、今度成り行きに流し、結果、市長が本部長として取り組むんだとおっしゃったやさきの出来事なんです。やっぱり1億、2億、全員の力で稼ぎ出そうとか、生み出そうというのはまさしくモチベーションを高めることと思いますが、それを2つ含めて、影響はないというのか、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、職員のモチベーションへの影響でございますが、今回の一般職の職員の給与削減については、職員のモチベーションの低下につながらぬよう、私自身も5月14日にみずからの考え方をまとめ、これは市職員組合、それから幹部、職員に提示をさせていただきました。同時に、この意味合いは、ある程度十分な時間をとって、交渉期間を確保すると。その中で、丁寧かつ誠実に協議を重ねて、この問題を妥結に至らせたいという思いがございました。このことから、職員一同、この協議のプロセスも踏まえ、給与の削減につきましては十分に理解を持っておるものというふうに認識をいたしておるところでございます。

同時に、職員全体が公の奉仕者として、その使命感をもって働いていることなどからも、決してモチベーションの低下にはならないというふうに考えておるものでございます。

さらに、今の行財政改革との絡みでございますけれども、行財政改革の中から財源を8,700万円を生み出すことができなかつたのかというご趣旨であらうかと思えます。議員ご案内のことでございますけれども、中期財政見通しでお示しをするように、27年度以降においては現在の事業規模を維持することは極めて厳しいという状況の見通しを持っております。このことから、本年4月に行財政改革推進本部を立ち上げまして、大綱に掲げております15の施策、並びに後期実施計画に掲げた55の実施事業を着実に推進しようというものでございます。そのためには、職員の意識改革を図り、現在の行財政体質そのものを変革していこうという強い姿勢で臨んでおるところでございます。

本年度の当初予算におきましては、標準予算のうち経常的な経費について、予算編成の過程において削減目標を定めました。全庁挙げて、前年比で約2億4,000万円の圧縮を行ったところでございますが、それでも、なお11億8,000万が財源不足として、これにつきましては財政調整基金から繰り入れを行うという厳しい予算編成でもございました。

このような中で、今回の給与削減分につきましては、国が要請してきた金額より、職員に求める負担額を少なくし、行財政改革にも、今ご指摘のような一丸となって精いっぱい取り組む中で、給与削減分についても職員に負担を求めたという経過でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

20番 竹井道男議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時59分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

ぼぷらの西川でございます。よろしくお願いいたします。

質問通告書には、51号、52号、53号議案について、それぞれ分けて書かせていただきました。午前中の先輩議員らの質疑によりまして多くの問題がご提示されましたので、若干違う角度、もしくはまた違う答弁が聞き出せるように質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、51号、52号議案の中で、市長、並びに副市長、教育長の給与の減額のパーセンテージが出ておりますけれども、これについての算出方法と、それから、この減額をいつの時点で決められたのかという議案提出までの経過についてご質問いたします。

○議長（櫻井清蔵君）

1番 西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

まず、市長、副市長、教育長の削減率でございます。市長は15%で、副市長と教育長は10%ということでございます。これにつきましては、先ほどもご答弁させていただきましたように、市長の判断により、15%、10%といった数字を決定したといったところでございます。

それから、いつということでございますけれども、市長のほうから職員組合のほうへ7.8%の減額をといたした時点、市長、副市長、教育長の削減を決定したといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

その削減の15%、10%、市長の判断であると言われても、市長の判断の基準はどこにあるのかということをご説明いただきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをいたします。

この市長、副市長、教育長の減額率の市長の判断の物差しはということございまして、今回、熟慮の結果、市職員の給与削減を求めることを提示して、組合と協議をさせていただきました。それに先立ちまして、私どもとしては、職員に大変厳しい局面を強いるということもございましたので、当然私はもちろんでございますが、特別職、教育長につきましても、その削減をもって臨むという思いで対応してまいりました。

この私自身の15%、それから副市長、教育長の10%の根拠でございますが、今回、職員に対

しては2.38%から4.88%の幅の中で、これは先ほど来申し上げておりました地方交付税の減額相当額を最終的に決定したということでございますけれども、この幅、部長級で4.8%という数字もございますので、私どもは、この3月、議会でお認めをいただいて、この4年間につきまして、市長以下5%の削減を既に継続していく、そういう状況でございますが、職員の削減額を超える額につきまして、まず副市長、教育長につきましては10%、したがってプラス5%上乗せ、私自身につきましては、さらに10%上乗せの15%、みずから先頭に立って、この局面を乗り越えていこうという思いを込めて、15%、10%という形で設定をさせていただいたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

市長みずから先頭に立って、多くのパーセンテージ、割合を決められたと。そしてまた、組合との交渉7.8%を提示されたときに先立って、市長と副市長、教育長の減額を決められたというお話でありました。

午前中の討論の中で、不交付団体でもこの要請が来ていけば行っていただろうと。また、国法に基づいて行っていくという中では、法的根拠ではないということが午前中の議論の中で出てまいりました。不交付団体であっても行うということは、全然財政とは関係ないのかなというような感じを受けましたけれども、先ほどの答弁の中で、まず最初に7.8%の減額を市職員組合との交渉に申し出たと。現在、平均2.6%でしたか。それで行うことによって8,700万円、地方交付税の不足分が補える。そのときに7.8%を出して、それに先立って、市長、三役の給与削減も提示された。そうすると、減額される地方交付税以上に給与の削減を現実には行おうとしていたということになるのかなと思いますけれども、その根拠となるところが私には不明確かなと思われるのです。実際に1億1,400万円という数字が出てまいりましたけれども、現実問題として、市長が求めた7.8%の減額と、市長、副市長、教育長が今の減額されていたときに、当然その金額を上回ってくる、そんなふうに思いますけれども、もともと7.8%を提示していた。これは、市長は答弁で政治的判断であったというふうに答えてみえましたがけれども、もともと減額される予定だった金額を、給与削減によってオーバーした場合、その残金、差額についてはどのように使われる予定だったのか、ご答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

資料でお示しをさせていただいておりますけれども、国の要請による減額の影響額につきましては、約1億7,500万円の給与の減額といったことになってまいります。結果的には、交付税の削減相当額の8,700万円が妥結をしたといったことで、今回条例を提案させていただいております。

西川議員のご質問は、この1億7,500万と8,700万円の差額についてはどうする予定であったのかといったご質問かと思っておりますけれども、7.8%の削減で1億7,500万という新たな財源が出てまいりますので、午前中も財務部長よりご答弁させていただいておりますけれども、今後の財

政を考えて、財政調整基金のほうに戻していきたいといったような考え方でございました。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の答弁ですと、1億7,500万円、給与削減によって余剰金生まれる。交付税の不足分8,700万円、約9,000万円が財調に繰り込まれる予定だったと。この中で、組合と妥結したのは、結局8,700万円の不足分、約8,500万円相当が組合との妥結によって今条例として上がってきたというご説明でありました。

このやり方というのはどうなんですか。私としては、これは明らかに国からの要請に基づいてやっているとはいえ、先ほどの理由にありました財政が厳しい中、また給与水準云々という話が出てまいりました。でも、それと少し合わないのではないかなと、そんなふうに感じるところであります。

また、これによって、市職員のモチベーションが下がるのではないかという話も出てまいりましたが、モチベーション以前にサボタージュという危険性はないのかなというふうに考えます。今の予定でいきますと、残業手当、その他もろもろの手当も、休日出勤手当とか減りますけれども、そうしたときに、仕事量、今、目いっぱいやっている職員が給料も下がってやっていく中で、モチベーションは下がらないと言っていますけれども、その中で、今後、もし予定よりも、予算よりも残業手当、その他もろもろの手当がふえるような仕事の仕方をされたときに、そこで住民サービスが下がらないと言い切れるのか。あるいは、そういった結果が出たときの市長の責任はどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回の給与削減に伴いまして、例えば時間外勤務手当が増加をしないのかといったことですが、時間外勤務につきましては、部・室におきまして、それぞれ目標時間を定めております。今年度ですと、特定事業主行動計画によりまして4万6,000時間といった目標を定めておりまして、管理職のほうでしっかりとマネジメントを行っておりますので、ご懸念のようなことは生じないというようなことで認識をいたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

給与の削減措置が職員のモチベーションの低下につながったときの責任はどうだということでしたが、これも午前中に申し上げました。亀山市職員につきましては高い使命感と全体の奉仕者としての公の責務を感じた上で職務に精励をしてくれております。給与が下がったから仕事をサボタージュするのかなとか、サービスが低下するというような考え方で公の責務を遂行していないというふうに確信をいたしておりますし、当然のことながら、職員の待遇の問題、それから職場環境の改善の問題、ワーク・ライフ・バランスの問題等々、さまざまな要素の中で、職員自身のより働きやすい、生きがいを持って働きやすい、そういう環境をつくっていくということについては、

当然私自身、その責にあるというふうに思っております、これは今後もさまざまな面や課題はあろうかと思っておりますが、その点については改善をしていくという意思で臨んでいくということでもあります。

したがって、この給与削減措置によって職員の行政サービスの質が低下するということにはつながらないと考えております、また公の責務を感じながら、頑張って職務遂行を今後もしていただけるというふうに確信をいたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

私ももちろん、市の職員がこのようなことでモチベーションが下がって、サボタージュをするとは思いません。ただ、もしそういう事例があった場合、市長としてどのように明確に責任をとられるのか。また、その責任の所在はどこにあるのかということをはっきりとただしておきたかったというところでございます。

ただ、今言われるように、モチベーションは下がらない。給与の水準いかんによって、市の職員がどうのこうのなるということはないというふうなお話でございました。でも、例えば、今、医療センターでは看護師が不足しているという問題が発生しています。では、なぜ不足が起こるのかという原因を考えたときに、その一因に、給与の問題とか、待遇の問題とかというのはないと言い切れるのでしょうか。他の市町村の病院や一般の看護師の給与水準とかと合わせたときにどうかということも考えていかなければいけないのかなと、そういうふうに思います。となると、市の職員に応募する今の学生たちが、優秀な学生がバブル期は公務員よりも一般企業のほうが給料がいいからといって行く。これは世間的風潮であると思います。そういう意味で、こういった事例を、国からの要請のもと、市長がどんどん給与を下げるときに下げていく。人事院の勧告とは別物でやっていく。亀山市独自の政策であるとなったときに、亀山市が他市と比べたときに見劣りする市になる危険性はないのか。そんなところをご答弁いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

例えば、今、医療センターの医療職について、少し影響が出ないのかということをご指摘いただきました。当然この措置があろうがなかろうが、病院における医師、看護師の確保というのは大変悩ましい状況であるのはご案内のとおりでございます。これは全県的にそういう状況でございます。したがって、給与の削減措置が直接的にこの問題にという影響については確定的なことは申し上げられませんけれども、もう少し病院全体の医療の病院としての魅力、あるいは働き方の仕組み、こういうものもひっくるめた改善を現在まで努力をいたしておるところでございます。

なお、少し触れていただいた、例えば伊賀市だとか、こういうことをおっしゃっていただいております。一般職と医療職については差をつけるべきだというご見解だというふうに思っておりますが、こういうことにつきましても、当然私どもはオール市役所として、職員組合との協議の過程で、当然さまざまな配慮をしながら協議を経て、妥結に至ったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

影響があるかないかははっきり言ってわからないというところであろうと思います。ただ、私としては、午前中の議論をいろいろ聞いておりますと、財政、給与水準、要請に基づくといった理由づけをされている中で、要請があったらするという市長のその姿勢自体が市の職員の不信感、そして長として、自分の部下を守るという姿勢として、どうなのかと。その中で、国の方針に従うという市長の政治判断が、市の職員にとってモチベーション低下、あるいは亀山市としての魅力低下につながらないかということが本旨であろうかなと思っております。

また、先ほども何度も組合との交渉妥結というお話が午前中からも出てまいります。ただ、組合の交渉の中には管理職の皆さんは入っていない、消防の職員さんにも入っていないという中で、本当に市職員全体が一丸となってこの市長の政治判断に賛同してというところもまた疑問になってくるのかなというふうに考えてはいるんですけども、市長が自信を持って、市の職員も一生懸命これからやるというふうなお話を何度も午前中からされております。

今、市の職員の中には、私、月に1回、ごみ拾いをしている姿を見かけるんですけども、市のためという、先ほど市長が言われた使命感であったりとか、全体の奉仕者という意義から、公務員自身が先頭を切って、まちをきれいにしていくという方向でやられているんだと思いますけれども、そういったことについて、これからも多分続けられるとは思いますが、市長として、今行われているであろう、サービス残業に近い形だと私は思いますけれども、それについて、今の市の職員の一生懸命やっている部分が見えているわけですけども、今後もそういうことが続けられると思います。交渉された中で、そういう話も出てきているのかなとは思いましたが、先ほど言われた職員の使命感というものについて、どこまで認識されているのかということについてお伺いしたいと思いますので、お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

581名の亀山市職員は、地方公務員としての使命感に燃えて、それぞれの立場で、本当に市民サービス、市民の信頼を得るべく努力を重ねてきておるといふふうに思います。先ほども申し上げましたけれども、私どもは、やっぱり行政のサービスの質を落としてはならない。そして、現在及び将来にわたって、本市が置かれた今の財政状況とか、さまざまな問題について、やっぱりモチベーションの問題もございまして。そういう中で、5月の13日に私自身の考え方をみずからまとめ、そして、それを幹部、市職員に提示させていただいて、その意味合いは、十分な交渉の時間を持って、そして丁寧に紳士的に積み上げていくという思いの中でこの協議を重ねてまいりました。先般、13日に妥結に至ったわけでございます。そういう労使の民主的なプロセス、このことにつきましては、その協議を通じましても、当然さまざまな思いは当初あったというふうに思いますし、私どもも苦渋の選択をしながら、この協議を進めてきたわけでございますけれども、最終的に組合としても、私どもとしても、非常に真摯な協議を積み重ねて、均衡点を見つけたということではないのかなというふうに思っております。その間、非常に協議にかかる市職員組合の取り組みに対して、

本当に敬意を表したいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

本議案に対するところで何度も何度も出てくるところが、やはり市の職員との協議、交渉、対等に紳士的に時間をかけて交渉されたというところが出てまいります。この場合、今度また、これで減額された分、9カ月分が減額されました。これについて、また補填してくださいというような話が出てきた場合とか、先ほどのあれでは、国の要請に従わなかった場合、ペナルティーはないというふうな話もありました。でも、今度は逆に、国から要請に従ったので、亀山市さん、こんな特典つけますよとかいうような話はあるのでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今後の対応ということだと思いますけれども、本臨時特例に関します条例につきましては、この7月1日から来年の3月31日までの9カ月間に限定をいたしたものでございますので、来年の4月1日には自動的に本則で定めます給料の額に戻るものでございます。

議員のほうからは、生涯所得が減少するので補填できないのかといったお尋ねかというふうに思いますけれども、現在、市におきましては、厳しい財政状況といったこともございますので、現段階におきましては、今回の給与削減分を補填いたすといった考え方は持ち合わせていないといったところでございます。

また、特別に何かあるのかというようなご質問でございますけれども、今回、削減をしたからといって、特別に国から交付金が来たり、補助金がおりてきたりと、そういったことはございません。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

この3つの議案が提出された背景は、間違いなく東日本大震災の影響から来る国の減給措置、そして亀山市もその要請に従うといったものであると思います。

東日本大震災の再建について、国全体でその責任を負おうという考えのもと、まず国家公務員が身を切ろうというところから始まっていると思います。そして、その次に、国民全体でそれを何とかバックアップしようということで、復興税というものも導入されております。また、地方自治体に対しても、その一部の負担を行ってくれという意味で、このような要請が来て、その分について地方交付税が減額されたのかなと考えております。つまり地方自治体として、この東日本大震災における国から要請されている負担分は、地方交付税の減額という形で責任を負っているのかなと考えています。その責任を負うのが国全体、国民全体であるならば、亀山市が地方交付税が減額された分についても、地方公務員、いわゆる市の職員だけがその責任分を負担するのではなく、亀山市全員が、市民全体として、東日本大震災の復興分を亀山市として負担しようという思いがあってもいいのではないかなと私は考えています。そういう意味では、市職員だけの給与削減ではなく、地方交付税が減額されたことによって、住民サービスが低下するのではなくて、今言われている財政

調整基金に戻すという意味で、将来の亀山市民の負担になると思いますけれども、そういう負担分をみんなで請け負うという意味で、市職員だけに負わすという考え方に対して、私はいかなものかと思うんですけれども、市長の考えとして、東日本大震災の負担分を市民全体で応分するということについてはいかが思われますでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

東日本大震災の復興のために、国家公務員は給与減額措置を先行、2年間にわたってされました。当然地方自治体も、あるいは全国民が被災地に思いをはせて、その取り組みを、息の長い取り組みであろうかと思いますが、行っていくということは大変意義深く、これは論をまたないというふうと考えておるところであります。

その分を、今、職員だけに負わせるのではなく、市民全体で負ってはいかがかと。具体的にどのようなことをおっしゃっていただいておりますのかわかりませんが、いずれにいたしましても、交付税の削減を前提とした法律、予算が既に制定をされております。今後も将来的には、多分この地方交付税の算定見直し、これは国は明言されておられますけれども、ある意味、今後の地方行政、あるいは市民生活、市民サービス、いろんなところに影響が出る可能性もあるという懸念があります。どのように変化していくのかという、そういう中で、私どもは今後も大変厳しい情勢の中を、行政職員はもとより、市民の皆さんと協働して乗り越えていかななくてはならないという考え方を持たせていただいておりますけれども、今回の減額措置については、市職員、私どもを含め、みずからが交付税の削減分については、そこのところを背負いながら、この局面を乗り切っていきたいと、そのような考え方を持たせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

先ほどの私の質問の中で、市民全体が負うという意味がわからないという市長のご答弁でございましたけれども、要は地方交付税が減額されたことによって、今現在、予算が組まれていて、その予算でもって今年度十分回っていくわけですよ。それを市職員の給与を減額することによって穴埋めして、財調を埋めようと。財調が今後も減らないように努力していこうという行財政改革の視点はわかるんですけれども、そうした中、財調の資産そのものが全て市民の税金、市民の財産であると思います。そういう意味で言えば、財調が減っていくということは市民全体の財産が減ることですので、市の職員だけがその穴埋めをしなくても、市民の税金が全体的に減ることが、市民全員で東日本大震災への復興支援のための財政を捻出するようなことにならないのかと、そういう意味合いでございます。ですから、市職員だけがその穴埋めをすることで、亀山市という地方自治体が国に対して東日本大震災の復興分の応分負担を果たすというわけではなくて、交付税が減らされた時点で応分負担をしていると考えれば、市職員だけでその穴埋めをするのはいかなものかという論点でございますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、亀山市が置かれた厳しい状況の中で、ご案内のように行財政体質そのものを変革させていくことが、将来の亀山市の、あるいは5万市民の生活に寄与するという思いで、今、行財政改革を進めております。先ほども竹井議員にお答えしたんですが、例えば本年度の当初予算においては、経常的な経費に削減目標を掲げて、約2億4,000万を圧縮いたしました。でも、なお約11億8,000万円が財源不足として、財政調整基金から繰り入れを行うというのを想定した予算編成となったところでございます。おっしゃるように財政調整基金は三十数億、今ありますが、年間、本年度でいえば約11億8,000万を想定しています。取り崩していくと。これは本当に市民からお預かりをしておる税金でございまして、将来に対する亀山市の行政サービスや市民生活に影響を与えないがための本当に大きな原資、財産であろうというふうに考えております。しかし、現在、本当に10億を超える財政調整基金を繰り入れて予算編成、ここ数年そうなんです、今後も市税の減収が見込まれる中で、財政調整基金は本当に市民からお預かりした税金として、これを有効に活用していくということは当然のこととございまして、その意味で、私どもはやっぱりこの局面をまずは自治体職員として乗り越えていこうという思いの中で、職員の給与減額措置に対して、今回決定をさせていただいたという考え方でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

財政調整基金の使い道であるとか、今後の亀山市のことについては本件とは関係がないというか、本件の質問から外れてしまいますので、深く追及するわけではありませんけれども、ただ考え方の一つとして、そういう考え方も含めて、また行財政改革を推し進められている理由も、やはり市民の税金を大切に使うという考えのもとだと思います。そういう意味で、私は市民全体で今回の件も受けとめて、亀山市全域の問題とするべきだと思いますし、またそれを市の職員だけが、市長も含めてですけれども、給与削減という案でリストラに近い形で乗り切っていくというのは、今後もまたそれはそれで、同じような問題が起こったときに今のやり方で乗り切れるのかどうかというところも勘考していただいて、今後につなげていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

1番 西川憲行議員の質疑は終わりました。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

6番目になりましたので、予定が随分狂ってまいりましたので、午前中の質疑、答弁を中心に話をさせていただきたいと思っております。

まず私、午前中、今の西川議員まで含めて、市長の答弁を聞いておって、職員は多分落胆と怒りを覚えているのではなかろうかというふうに私は思います。

それは、給与が削減をされるということではなしに、それ以上に、市長の答弁が余りにも問題がある。そのことに対して、やはり職員のほうは落胆を覚えているんじゃないかということをもっと申し上げておきたいと思っております。

その点については、後でやりたいと思っておりますけど、私が通告した中で、3番目にラスパイレス指

数の問題を取り上げておりますので、ここから入りたいと思います。

このラスパイレス指数というのは、政府は常に地方公務員の給与水準が国家公務員より高いということで持ち出す数字であります。先ほどから108だの、105だのというふうな、この数字があたかも妥当な数字かのように使われておるわけであります。しかし、私はこれほど当てにならない物差しはないということを申し上げたいと思います。

この質疑をするに当たって、人事情報室からラスパイレス指数についていろいろ聞いたり、資料もいただきました。ラスパイレス指数というのは、地方自治体の職員構成、つまり学歴別、大卒、短大卒、それから高校卒というような学歴別に、それから経験年数別10年から15年とか、15年から20年とかというふうな、そういう区分けをして、それが全く国と同じであるという構成だという仮定で比べるんですね。例えばそれを比べて、国の平均給与額を100とした場合に、地方自治体がそのときに幾らになるかと。これが簡単に言うとラスパイレス指数なんです。

具体的に見てみますと、例えば亀山市の大卒で、経験年数が1年未満の職員というのが1人いるんですよ。逆に言うと1人しかいない。これは平成24年4月1日現在ですよ。この1人の給与と、国家公務員の大卒で経験年数が1年未満の職員988人、約1,000人。この約1,000人の平均の給与とを比較するわけですよ。亀山市のたった1人のその人の給与に988人を掛けて、国と同じ構成だと。職員構成は同じだと仮定して計算するのがラスパイレス指数。こんなこと、あり得ませんわ。

一番国家公務員で多いのが、大卒で経験年数が10年から15年未満というところが一番多いんです。何人いるかというのと、約1万3,000人いるんです。亀山市には何人いるかというのと、このランクにはまるのが41人なんです。つまり亀山市にも1万3,000人の大卒で経験年数が10年から15年未満の職員がいると仮定して比較をするんです。いかにこのラスパイレス指数というのが実態を反映しない指数かおわかりだと思います。まず比べること自体が明らかにおかしい。

それから、もっと問題があるんですけど、市は今、給料表、10級制の中で1から7級まで、7級が一番上ですね、部長でね。使っています。ところが、国は、その上の8、9、10という3つの級を使っています。この8級以上にはどういう人がおるかというのと、いわゆる事務次官、それから局長クラス、審議官、よくテレビに出てきますよね。いわゆる官僚と言われる人たち、こういう人たち、800人を超える人たちがいると言われていています。こういう幹部職員がいるんです。ところが、このラスパイレス指数では、市には8級以上の職員がおりませんので対象にならないんですよ。つまり国のこういう事務次官であるとか、審議官であるとかと言われるような高給取りはこのラスパイレス指数を計算するときには除かれるんですよ。7級の、本省の課長ぐらいまでのところと亀山市と比較するんです。これも、地方公務員の給与が高くなるような形の比較の仕方だということですね。当然国家公務員より地方公務員のほうが高くなりますよ。国家公務員の高い人たちが入らないんですから。

きょうはこういう資料を皆さんに配付させていただきました。これを見ていただきたいんですけども、もう一つの問題として、このラスパイレス指数をどんなふうにして計算するのかということで資料をいただいたんですけども、全部で市の正規職員は584人いるんですけども、ラスパイレス指数の対象になるのは、太く囲んだ一般行政職と言われる284人、つまり半分以下の人しかラスパイレス指数を計算するときの対象にならないということなんです。どういう人たちが除

かれているかといったら、これ見てもらうとわかりますけれども、税務職から下全部なんですよ。そうすると、同じ市職員であっても、保育士、看護師、保健師、消防職員、さらに幼稚園教諭、それから現場の第一線で働いていただいております現業職員、全部対象から外れているんです。こういう形で、わずか半数にも満たない職員の給与水準で比較をするんです。ラスパイレス指数というのが本当に亀山市の職員の賃金の水準を示しているのかと言われてたら、やっぱり示していないとしか言いようがない。こういう現実があるわけです。

こういう現実があるのに、亀山市は108だと。下げても105だと。数字だけがひとり歩きしている。こういう問題がある。

そこで、お聞きしたいのは、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数について、これは実態を正しく反映した物差しと言えるのかどうか、その点の見解をまずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

ラスパイレス指数につきましては、これまでから指数算定の中に諸手当が含まれないといったことや、国におきましては、先ほども言われましたように局長などの指定職を除いて算定をされていること。さらには、国の職員構成を一律に用いて計算をされていることなど、しばしば問題点が指摘をされているところでございます。

このようなことから、ラスパイレス指数はあくまでも地方公務員の給与水準と国家公務員の給与水準を比較する場合の比較指数でございまして、実態を正しく反映することについては、やはり限界があるというふうに残っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

限界があるというより、これももう物差しにはならないと思います。先ほども言いましたように、国と全く構成が違うんですよ。例えば国に保育所があるかといったら、ないんですよ。国に消防があるかといったら、ないんですよ。だから、外しているわけです。ないものは全部外して、国にあるものだけを入れているわけです。さっきも言ったように、8級から10級は、今度は市にないので取り外すという、本当に手前勝手な、勝手のいい比較の仕方なんで、このラスパイレス指数を参考にする事自体、私は問題だろうというふうに思います。

私、1975年に津の市役所に入りまして、それからずっとこの問題にかかわって来ましたけれども、要はいかに地方公務員の給与が高いか。そのことをあらかず数字はないのかということひねり出したのがこれなんですよ。地方公務員の給与が高く出るような数値はないのかということひねり出されたのがラスパイレス指数。だから、高いのは当然なんですよ。高く出るように仕組んでいるわけですから、こういう問題があるということですね。それで、この点、やっぱりラスパイレス指数は私は参考にすべきじゃないかということをおっしゃりたいと思います。

それからもう1点、通告しておいたのが、来年3月までの臨時特例だというふうに、市長、先ほど言われましたけれども、あるところから聞こえてくるのは、ひょっとして政府は延長するんでは

ないかというふうな、そういう声も聞かれるんですね。こういう場合に、はっきりと、もう延長を要請してきても断ると市長は断言されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

本臨時特例に関する条例は、9カ月間に限定をいたすものでございます。今のご質問、仮定のご質問でございますが、仮に国から期間延長のさらなる要請がなされた場合、本市としては受託をするつもりはございません。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

きょう初めていい答弁が返ってきたなと思っております。ぜひこれはやっていただきたいというふうに思います。

それで、先ほどまで何人かの議員が質疑をされた中で、この問題というのは、一番の問題は、国と地方との関係をどう見るのか。それに対して、地方がどういう態度をとるのかということが問われている問題だろうというふうに私は思います。その点で、市長の答弁で問題があるのは、一つは、小坂議員が不交付団体ならどうするんだと。当然交付税がカットされないという状況の中で、それでも国の要請に応えるのかということに対して、市長は、こういう場合は要請に応えますと言うたわけですよ。これは、私は物すごい問題やと思うんですよ。

これ矛盾していますけど、一方で、容認できないんだと。地方交付税を手段にとって、地方に迫るというやり方は絶対容認できないんだと口では言われる。ところが、あなたはそれを容認したわけですよ。容認しなければ、こんな議案として出てこないわけですから、こういう不交付団体になって、財政的に問題が生じない、交付税が削減されるとかということがない、こういう状態になっても要請に応じる。これ、一体何なんですか。一体地方自治体って何なんですか。国の中央集権の一機構ですか。あしたから、こういうことをやるのであれば、総務省亀山出張所に変えなさいよ。亀山市役所と名乗ること自体がおこがましいですよ。不交付団体で財政的に問題がなかったも、政府から要請があったら受けるというんですよ。こんなばかな話、ないですよ。再度聞きます。市長、どうですか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中もお答えをさせていただきましたけれども、今日まで国に先んじて、私どもは地方分権、そして地域の自主性、こういうものに対して、先行してさまざまな努力をいたしてまいりました。しかし、大変遺憾でございますが、先ほど議員が例示をされたラスパイレス指数も、30年前、40年前からの議論でございますが、非常に問題を持った制度が実は生き残っておると。こういう中に国と地方の関係が存在をしておるという意味では、まだまだ地方分権への道のりというのは途上にあるのではないかというふうに痛感をいたしておるところであります。

したがいまして、今回、現実的な対応をとるといふふうに決断をさせていただきました。そして、同時に、真の地方分権に向けた、これはこの亀山市に限らず、各地方自治体は本当に感じておるところであろうかと思えますけれども、さらに真の分権のための自主的、内発的な努力を重ねていくと同時に、非常にひずみを持っております国と地方のさまざまな仕組みについては、これを変えていく必要があると。再構築をしていく必要があると。この努力は今後もさまざまな場面で続けていかななくてはならない。まだその途上にあるといふふうに考えておるものでございます。

ただ、午前中の小坂議員のご質問、これも仮定のご質問でございましたけれども、今回の、先ほど申し上げましたのは、この特例法がさらに延長要請があってもそれは受けないという立場を申し上げたところでございます。いずれにいたしましても、地方自治体が国との関係において、交付団体であろうと、不交付団体であろうと、さまざまな制約やいろんな影響の中に日常の現実の行政が展開をされておりますので、全くこれを切り離して動いていくものではないという中で、今回、現実的な対応をさせていただいたということでございます。

ただ、分権については、議員ご指摘のような取り組みを今後も続けていかななくては、なかなか真の意味での地方自治というか、この進化につながらないという思いを強くさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

これまで一生懸命取り組んできたということをして市長言われましたけど、きょう、そういう話を聞いても、むなしく感じるんですね。

やっぱり国がこういう、もう言いませんけど、人事院勧告には基づかないし、それから、法的にも拘束力のない、全くこれは要請でしかない、単に。そういうものを容認してしまったということが、やっぱり後々地方自治にとって大きな問題を残すのではないかなと。前例をつくってしまうのではないかなと。そのことを各議員も心配しています。だから、こういう要請が来たけれども、例えば櫻井市長が、私はこれは受けないでおこうと思う。そのために、職員にも市民にも理解を求める。そして、議会の皆さんにも理解を求めるというのが、私は地方自治体の長がとるべき態度ではないかというふうに思いますよ。でないと、一回こういうことを認めていくと、ずるずるずるずる地方自治体の、地方分権と言われながら、中央集権が進んでしまうんですよ。だから、一つ一つのところでやっぱり歯どめをかける。踏ん張るといふことが、私は要るんじゃないかなと思います。

特に今回のように、全く根拠のないものに対して、我々が何も従う理由はないんですから。それを従うというのは、やっぱりこれは余にも情けない話だといふふうに思います。

先ほど言いましたけど、私、38年前になりますかね、津市役所へ入って、当時、地方自治というのは3割自治と言われましたね。今もあんまり変わっていませんけれども、当時と変わったのは、機関委任事務という、ほとんど地方自治体としては判断のできないような、国の仕事を引き受けるような、そういうものがたくさんありました。各分野でいろんなところにそういうものがあって、ようやく機関委任事務が廃止をされて、分権化が進む時代になってきたんですね。それは市長、よくわかってみえると思うんです。今、必要なのは、それに分権といいながら、例えば財源というのか、そういう保障がされてないとか、もっともっと本来の分権というふうなものにしていかな

やならんと。そこまで来ているのに、今やられているこのことは、それ以前の昔に戻ることもやないかなと私は思うんですよ。政府が自分の権限を使って、根拠も何もしない、法律も無視して、地方自治体に従えと言うておるんですよ。それを確実にやらせるために、あらかじめ交付税まで削って、従えとやるわけでしょう。これは、ずっとせっかくいろんな形で進めてきた地方分権の流れをもとへ戻すことになる。だから、何としてもここで踏ん張ってほしいということですよ。それが、僕は質疑をされた議員の思いやないかなというふうに思っています。

それからもう一つ、当初予算で削減分を見込んでいたというふうに答弁がありました。このことは組合に説明をされて交渉されたのか、この点どうですか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

組合の交渉の過程の中では、削減分を当初予算で見込んで、当初予算を編成したといったことを組合に伝えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

組合には伝えたけれども、議会には伝えなかったと、こういうことですね。議会には説明がなかったと。そうですね、先ほどの答弁やと。いいですね、それで。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

午前中、財務部長よりご説明をさせていただきましたように、当初予算では説明をさせていただかなかったというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

いわゆる地方公務員の給与というのは、地方公務員法で、住民の理解と、それから議会で審議をして、条例で定めると、こうなっているわけですよ。その前提として、当然労使間の話し合いというのも必要なことだと思います。そうやけど、こういうことが議会にも全然報告がなかったということね、当初予算の段階で。これは問題ではないかなというふうに思います。

それから、もう1点、私が問題だと思うのは、職員の給料でもって財政調整基金の積み立てをするのかということですよ。結果的にそうなりますよね。給与削減した分を財調に積むということは、職員が給料の一部を出して財政調整基金の積み立てをすると。結果的にはこうなるんですが、こんなことはまかり通るんですか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

給与の減額によりまして財源が出てまいります。その財源につきましては、当初予算において、

財源不足額といった形で財政調整基金を繰り入れいたしておりますので、その繰入額を減額するといったことを考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

やっぱりこれはもっと違った考えを持つべきですよ。削減したお金を財政調整基金に積む。財調というのは、最終的に財源で余裕が出たということで、将来に備えて積むんですよ。これは違うんですよ。あなた方が当初、削減を見込んで当初予算を組んでおきながら、つまり交付税が足りないということは起こらないのに、今度また削減をするから、こういう問題が生じるわけですよ。だから、結局のところ、もとをたどっていけば、削減をしなければ、こういうことは起こらない。つまり職員の給与の一部を財政調整基金に積むということは起こらないわけですよ。私はそれが一番やと思いますよ。

もうあと時間が少ないんですけども、最後に、そういうことも含めて、今からでもいいです。市長、これだけ問題が大きい、問題点の多いこの議案については、私はもう取り下げしかないのではないかということをお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時58分 休憩）

（午後 2時08分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案第53号亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、質疑をさせていただきます。

まず、今回、削減というか、これの説明につきまして、厳しい市の財政状況とか、市職員の給与の支給状況とか、こういった言葉が出ておったわけなんですけれども、そういうふうな市の財政が厳しい、市職員の給与の支給状況というのは、まだ削減に余裕があるということなんじゃないかな。そういうふうなことだとすると、なぜ9カ月ではなく、もっと長くできないのか、それこそ。なぜ時限措置であるのか、その点について確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回の給与の削減支給措置に関しましては、既に申し上げましたように、国の要請に応じるとともに、市の財政状況、また現在の給与の支給状況、これらを勘案いたしまして判断をいたしましたものでございまして、財政難だけを理由に実施をいたしましたものではございません。したがって、国

からの要請を踏まえるとともに、市職員組合との協議により、9カ月の期間に限って減額をするといったものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

財政状況だけではなく、いろんなこと、市長の言葉をかりるなら、総合的に判断したということであるのかしれませんが、なぜ時限措置であるのかというのを聞いておるんですね。今回、9カ月にした理由、もっと長くてもいいんではないのか。それこそ、もっと短くてもいいんではないか。なぜ9カ月なのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

国の要請自体が7月から来年3月末までといった形の9カ月の要請があったといったことが一つでございますし、もちろん市職員組合とも協議をさせていただいて、9カ月で妥結をしたといったことで、9カ月に限って減額をするというものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

これまで6人の議員が質疑をされまして、その中でもその辺の話が出ていたと思いますし、いろんな理由があって、いろんなことの判断が積み重なった結果やとは思いますが、それはそれとしまして、2番目の項目で、ほかの手段で財源の確保はできないのかということで通告させていただいておりますけれども、要は市の予算でほかに削れる箇所はなかったのかということ、この点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回、8,700万円といった形で減額をさせていただいています。そのほかのところでは削減をするところがなかったのかといったご質問ですが、当初予算におきましても、それぞれ削減見込みといったものを各部局に与えまして、当初予算編成をいたしておりますので、ぎりぎりの中で予算を編成しておるといったこともございまして、ほかに財源を見出すといったことにはならなかったということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろんなことを考えられたようなことはわかるんですが、これまでの話とか、先ほど来の話を聞いておりますと、今回、時限措置であるとか、いろんな状況を鑑みてということではあるんですが、やはりもともと市の職員の給与が高いからというわけではどうもなさそうだと。その辺を思うと、先ほどからも何人かの議員が指摘されていますように、今回下げることによって、

職員の勤務に影響が出ないのか。それが、ひいては市民サービスに影響が出てくるのではないのかというふうに懸念もされるところでありますけれども、この点、改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

これまでからお答えをさせていただいておりますように、今回の給与削減に関しましては、職員組合と本当にたび重なる協議を重ねてまいりまして、妥結に至ったといったこともございまして、職員、既に削減については認識をいたしておるといったこともございまして、特にモチベーションが下がるとか、市民サービスに影響が出るといったことは考えていないところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市民サービスに影響はないということではあるんですけれども、午前中でしたか、市長もおっしゃっていました、森議員の質疑の中で。今回、職員に対しても深い敬意を表すというぐらいに言われております。モチベーションも低下はしないだろう。西川議員も言われていましたけれども、私もそんなことでモチベーションが下がるような、職員は決してそんなことはないとは思っております。

ただ、今回、士気が下がることはないとか、モチベーションが下がることはないとかいうふうに言われてはおるんですけれども、きっとそんな職員はいないでしょうけれども、ただ給与が下がってくると、例えば低下を補おうとその家族が働きに出るかもしれない。もし幼い子供を抱えていたら、働きに出た家族のかわりにその子供の面倒を見ざるを得ないという、職員にそんな状況が発生してくる。例えば子供を抱えながら、送り迎えをせなあかんというような、そんなときに、市で火急の用事ができたとき、そうすると、すぐには駆けつけられないとか、いろんな話が出てくる。結局そういうふうなことで焦ってしまうとか、急いでしまうことによって、そんな心理状態が出てきてしまう。こんなことによって、それこそ、前の一般質問じゃないですけども、事故が起こるとか、そんなこともあり得る。そんなことを思うと、やはりモチベーションだけではなくて、結果的に市の職員が考えてなくても、そういうことが起こり得るのではないのか、そんなことを思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

この給与削減によって、このことがモチベーションを下げるということは、職員、私はないと思いますが、今ご指摘のように、さまざまな生活、家族の生活も含めたところでの影響というか、こういう部分についてのご指摘でございます。先ほども申し上げましたが、職員の待遇はもちろんでありますけれども、職場の環境の改善とか、現在もやってきましたし、今後もやらなくてはならない問題を抱えております。同時に、ご理解いただきたいんですが、市職員のそのような労働環境と

か、生活環境につきましては、地方公務員法や労働基準法の定めによるところによりまして、働きやすく、生きがいのある職場環境の充実や条件の改善など、今回もそうでありますが、組合と十分な協議を行っていくということが大切であろうかというふうに思っておりますし、その意味で、私も、今、安全衛生委員会という組織体で労使の協議やさまざまな課題について、多分それは生活の問題も包含されるものでありますが、それを活用しながら、民主的な労使関係の構築に努めてまいったところでございます。

いずれにいたしましても、今後職員のモチベーション、あるいは生活の状況等々に影響が生じないように、あるいは生じないというふうに考えておりますけれども、今後も労使のさまざまな協議につきましては、真摯に市としては対応していかなくてはならないテーマであるというふうに考えております。当然事故でありますとか、そういうものにつきましては、また別の次元でしっかりと指導、あるいは呼びかけ、徹底をしていくということは当然のことであろうというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今回、給与を削減することによって、市民サービスに影響は出ないというふうに、市長としてはそういうふうに考えておられるということでした。

ただ、それならそれで、それだと、なぜ道の駅の指定管理の選定の際に4,000万円払うという業者さんを蹴って、2,000万円を払うという業者さんを選定したのかなとも言いたいわけですよ。これだけでも2,000万円余分に市に税金が入るはずなんですけれども、このとき、やはり価格だけではないんだということをたしか言われていたと思います。

今回、上程されました債務負担行為にかかわる指定管理者選定でも、なぜ入札を行わないんやということを再度言いたいですね。入札を行わないのは、価格競争により質の低下、市民サービスの低下を招いてはならんと、こういうことを言われていたわけですよ。今回、指定管理のトータルも、全部で12億3,170万円。例えば5%削減しても6,000万浮いてくるわけですよ、競争性によって。例えば消防のポンプ車の入札で3,300万ぐらいの予定価格が600万入札によって浮いてきておるわけですよ。20%安くなっておるわけですよ。この指定管理者の選定でも、入札を行えば、競争性を持たせれば、5%でも6,000万浮いてくる。それこそ、足らんと言われた8,500万に迫るぐらいの額が出てくるわけですよ。これをなぜしないかといったら、市民サービスの低下につながるかもしれないんやと、そういうことを言われておる。でも、片一方、今回、市の職員、市の職員というたら、現場の最先端で、市民サービスを支えておる方ですよ。この給与を下げるということは、先ほど言われていた競争性を持たせたら、市民サービスが低下するかもわからんという理屈に照らし合わせたら、この職員の給与を下げるからこそが市民サービスの低下を招くことになるのではないんですかね。その点、どちらなんですか。これ整合性がとれてないと思うんですけども、その点について、見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

指定管理者選定におけます価格及び提供できる市民サービスの質・量と、今回の職員給与削減による市民サービスへの影響とを比較することはできないというふうに考えております。指定管理者の場合、価格と提供できるサービスにはリンクする部分がございますので、価格が下がれば、提供できるサービスの質・量が低下することもあるからというふうに考えられるところでございます。

しかしながら、今回の一般職の職員給与削減につきましては、職員のモチベーションの低下につながるないように、私ども、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、職員組合とは十分に交渉期間を確保して、丁寧に、かつ誠実に協議を重ねまして、職員一同十分に理解を行っているものと認識をいたしているところでございますので、今回の給与削減により、職員のモチベーションの低下による市民サービスへの影響といったことが出るということは考えていないところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

指定管理者のことは議案のほうでも言わせていただきましたけど、きちんと仕様が決まっておって、その仕様を実現するために幾らでできますかということですよ。それに対して、市民サービス、これだけの上乗せをしてください、してくださいというよりも、やはり最低限のことを実現するために幾らでできますかというふうな視点に立てばええと思うんですよ。先ほどの西川議員の質疑じゃないですけども、市民みんな痛みを分かち合おうやないかという考えも一理あると思います。そのとおりのやなと思いますけれども、市民サービスを低下させるんじゃないんですよ。さらに市民サービスを上乗せするためにお金を払うというんですよ、この話。それやったら、まず現場の市の職員の給与を確保しておいて、今までよりもっと市民サービスに邁進してくれと言うほうが筋じゃないのかなとも感じるんですけども、先ほどの理由では、価格競争によって市民サービスが低下する。市民サービスという話と、今回の市職員の給与を下げることによる市民サービスの低下というのが、どうも整合性が、先ほどの答弁でもわからないんですけども、幾ら質が違うといっても、指定管理者というのは、その額で合わなければ、自分らが出せるという額を出してくるわけですよ、その仕様に合わせて。でも、職員は違いますよね。基本的にこれだけの仕事をせなあかんというのがあって、それに対して幾ら出すよじゃなくて、強制的に、幾ら労使交渉があったとしても下げられるわけですよ。その辺の違いというのが、それを思うたら、むしろ私は職員給与のほうよりこの辺、市民サービスの低下につながるというのでは慎重にいかねばならん。慎重にいただいたとは思うんですけども、逆やと思うんですけども、もう一度この点、見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただいておりますけれども、本当に職員には苦渋の決断をしていただいたというふうには思っております。慎重に、本当に真摯に交渉を重ねまして、職員組合のほうで妥結をいただいておりますので、職員自体もそれは認識をしているというふうに思っておりますので、市民サービスの低下といったことにはならないというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市の職員も納得したということではあるんですけども、先ほどの指定管理者だって、納得してその額を入れるはずなんですよ。結局その辺の整合性と言いましたけれども、やはり説明にはなっていないと思いますんで、まだこの点については私は整合性としては理解できませんので、あす、総務委員会の審議もあると思いますし、やはり現時点ではこの話をしても堂々めぐりになるだけやと思いますので、以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第51号から議案第53号までの3件については、総務委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（櫻井清蔵君）

次に、お諮りいたします。

明27日は総務委員会における付託議案審査のため休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明27日は休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの28日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

（午後 2時27分 散会）

平成25年6月28日

亀山市議会定例会会議録（第7号）

●議事日程（第7号）

平成25年6月28日（金）午後2時 開議

- 第 1 議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について
- 第 2 議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 3 議案第47号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 4 議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 5 議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第50号 財産の取得について
- 第 7 議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 第 8 議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 第 9 議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 第 10 報告第11号 専決処分した事件の承認について
- 第 11 報告第12号 専決処分した事件の承認について
- 第 12 請願の審査報告
- 第 13 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 第 14 委員会提出議案第1号 風疹の予防接種費用に公費助成を求める意見書の提出について
- 第 15 議員提出議案第1号 橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」の撤回・謝罪を求める
決議
- 第 16 閉会中の継続調査について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川 憲行 君	2番	高島 真 君
3番	新 秀隆 君	4番	尾崎 邦洋 君
5番	中崎 孝彦 君	6番	豊田 恵理 君
7番	福沢 美由紀 君	8番	森 美和子 君
9番	鈴木 達夫 君	10番	岡本 公秀 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕一 君
13番	中村 嘉孝 君	14番	宮崎 勝郎 君
15番	片岡 武男 君	16番	宮村 和典 君
17番	前田 稔 君	18番	服部 孝規 君
19番	小坂 直親 君	20番	竹井 道男 君
21番	大井 捷夫 君	22番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画総務部長	広森繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター 事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会 事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邊靖文
書記	山川美香		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第7号により取り進めます。

それでは、去る18日と26日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第1、議案第45号から日程第11、報告第12号までの11件についてを一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第47号	亀山市税条例の一部改正について	原案可決
議案第48号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	原案可決
議案第50号	財産の取得について	原案可決
議案第51号	亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について	否 決
議案第52号	亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について	否 決
議案第53号	亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	否 決
報告第11号	専決処分した事件の承認について	承 認

平成25年6月27日

総務委員会委員長 中 崎 孝 彦

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第45号	一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について	原案可決
議案第46号	亀山市子ども・子育て会議条例の制定について	原案可決
報告第12号	専決処分した事件の承認について	承 認

平成25年6月25日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

原案可決

平成25年6月28日

予算決算委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

○議長（櫻井清蔵君）

初めに、中崎孝彦総務委員会委員長。

○5番（中崎孝彦君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る18日及び26日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、27日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、当初、上程された議案等の4件と、追加上程された給与削減関係条例の3件を分割して質疑に入り、審査を行いました。

まず、議案第47号亀山市税条例の一部改正について、延滞金の見直しを行う背景と、9.3%に引き下げるとあるが、自治体独自として、それ以上に引き下げる考えはないのか質疑があり、これについては、国において延滞金が高いことで議論がされてきた中、国税において見直しが行われたことに伴い、地方税法の一部改正により、当分の間引き下げるものであり、また国税との関係から、それ以上の引き下げは難しいものとの答弁でありました。

次に、議案第50号財産の取得について、入札において車両のメーカー指定はできなかったのか、また入札ごとに車両メーカーが変わるのか質疑があり、これについては、艀装を主とした仕様内容で入札したものであり、車両主要諸元として要件も付していることで、これらの要件を満たしていれば、車両メーカーを限定することはないとの答弁でありました。

また、入札参加者を選定した要件について質疑があり、これについては、県内に代理店を有する7社と、艀装業者8社の計15社の中から、指名審査会において、代理店7社を指名して入札を行ったものであるとの答弁でありました。

次に、議案第51号亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び議案第52号亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について並びに議案第53号亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての3議案に対して、まず、国の要請に基づいて減額を行うものなのか、また、この3つの議案の関連についての質疑があり、こ

れについては、国の臨時特例法に基づく要請であることで、3つの議案はリンクしているものであり、国家公務員の給与減額に応じた要請と、市の財政状況、市長、副市長においては、一般職の減額措置等を勘案して提案したものであるとの答弁でありました。

また、東日本大震災における復興財源として地方交付税が減額されることに伴い、地方に要請があったものと理解するが、市長の考えについて質疑があり、これについては、震災の被災地だけでなく、全国的に取り組まなければならない中、平成24年度に議員立法で成立し、国家公務員が給与削減を先行していることで、地方でも公務員が同様にすることで国民の理解が得られるものであるとの答弁でありました。

また、国からの要請としても、財政が豊かなら減額する必要はないのではとの質疑に対し、たとえ不交付団体であっても、職員組合との協議の中で、何らかの措置は講ずるものとの答弁でありました。

また、職員給与の改正は、人事院勧告により行うべきもので、要請によって行うことは初めてであり、近隣市町も上程がほとんどされていない中、医療職を含めた減額をすることにおいて、職員組合との交渉経過について質疑があり、これについては、国においても全ての職種において減額していること、また職員組合と3回の交渉を行い、交付税の減額が見込まれる8,700万円分について、職員の給与を減額することで妥結に至ったものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、討論では、この国からの要請は、人事院勧告によるものではなく、地方交付税をあらかじめ減額することで、地方自治体に要請したものであり、これは地方自治に反するものであるとの反対討論があり、一方、これは東日本大震災の復興、経済政策に取り組むため、国からの要請に基づき、市長の判断で上程されたものであることから、賛成の討論がありました。

採決の結果、議案第51号亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について、議案第52号亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について、議案第53号亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、いずれも賛成者少数で否決すべきものと決しました。

次に、議案第48号亀山市都市計画税条例の一部改正について、報告第11号専決処分した事件の承認については、いずれも質疑等はなく、討論のあった議案以外の議案第47号亀山市税条例の一部改正について、議案第48号亀山市都市計画税条例の一部改正について、議案第50号財産の取得についての3議案については、いずれも原案のとおり全会一致で可決し、報告第11号専決処分した事件の承認については、承認することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、森 美和子教育民生委員会委員長。

○8番（森 美和子君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、18日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第45号一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定については、市が把

握している人権問題について質疑があり、これについては、アンケート調査や関係団体からの聞き取りから、高齢者の虐待、介護放棄、子供のいじめ、児童虐待などの事案を初め、最近ではインターネット上の誹謗中傷や差別書き込みといった新たな課題が発生しているとのことであります。

また、今後この条例をどう生かしていくのかという質疑があり、これについては、問題解決のためには、理解をすること、啓発することが大事であり、学びの場を提供することも市の責務と考え、人権とは義務ではなく権利として捉え、一人一人が学ぶ姿勢を持っていただきたいと考えているという答弁でありました。

また、審議会委員の組織について、男女同数としているが、他の条例にもそのような規定があるのか、統一されていないのではという質疑があり、これについては、市では審議会等への女性の登用率40%達成を目標に掲げ、市の基本的な方針としている。この一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例については、男女が生き生き輝く条例に倣って幅広い人権施策の推進をという観点から、通常目標値より高い設定とし、男女同数としているという答弁でありました。

以上のような議論を経て、討論では、人権という重要な条例を制定するに当たり、市民全体から議論が沸き起こる形で丁寧につくるべきであり、あらゆる人権侵害をなくすことを目標とする条例とすべきであるという反対討論がありました。一方、市と市民がともに人権尊重のまちづくりに取り組んでいくことによって、市民一人一人の人権が尊重される亀山市をつくるためにも、条例の制定は必要であるという賛成討論がありました。

採決の結果、議案第45号一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号亀山市子ども・子育て会議条例の制定について、審議会委員の公募について、条例に規定はないが、今後柔軟な対応はできるのかという質疑があり、これについては、この会議は、幼児教育、母子保健、児童福祉等の専門的な内容に関する議論の場であり、限られた時間内で効率的に審議を進めるため、公募は行わないこととしたが、子育て当事者として、団体等からも推薦により委員として参画できること、また会議は全面公開するというものであり、委員の公募については今後検討していきたいという答弁でありました。

採決の結果、議案第46号亀山市子ども・子育て会議条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決し、報告第12号専決処分した事件の承認については、承認すべきものと決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、小坂直親予算決算委員会委員長。

○19番（小坂直親君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る18日の本会議で付託のありました議案第49号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については、18日に当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することと決定し、24日に産業建設分科会、25日に教育民生分科会、27日に総務分科会を開催して審査を行いました。

本日、市長、副市長初め、関係部長等の出席を得て、当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対し、総務分科会と教育民生分科会の両分科会に関係する関ロジ精算金の残額の取り扱いについて、確認の質疑がなされました。

そして、議案については、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第45号から議案第53号まで並びに報告第11号及び報告第12号までの11件について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表し、議案第45号一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について、議案第51号亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について、議案第52号亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について、議案第53号亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

まず、議案第45号です。

市では、この条例制定のため人権施策推進委員会がつくられ、昨年7月2日より6回の審議を重ねてこられました。私たちは、この間の審議とその過程について、軽視や否定するものではありません。基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本原理でもあり、関連条文を拾い上げるだけでも実に31条もあります。生存権や社会権など、さまざまな権利があるからです。

本条例は、その中でも特に平等権のみに着目して構成されており、市民の人権を守るには不十分と言わざるを得ません。さまざまな権利が私たち一人一人に憲法で保障されていることを学び、みんなの人権が尊重されるにはどうしたらよいのでしょうか。拙速に条例をつくることではないと思います。しかし、もし条例をつくるなら、やはりたくさんの市民を巻き込んだ形で学習や議論を重ね、丁寧に時間をかけてつくり上げていく、その過程がとても大事なのではないかと思います。今回の8カ月という期間、6回という審議回数、内容としては意義のある内容であったんでしょう。しかし、これだけでは不十分と言わざるを得ません。

また、人権の主体は市民にあります。人権を守る義務のある国や地方自治体の公権力と人権を守らせる権利のある市民との関係について、はっきりと規定されていないのも問題と考えます。責務についての規定を見ましても、市民に義務が課される一方で、市の責務は曖昧なものとなっており、主客が逆転しています。質疑で明らかにしましたように、人権侵害はえてして公権力からなされることも多いのです。以上のような理由で、本議案の制定には反対するものです。

次に、議案第51号、52号、53号についてです。

この3つの議案は、いずれも政府の要請に応じることとしたため、新たに制定しようとするものです。中でも職員の給与の削減は、国家公務員の給与が人事院勧告によることなく、政府が一方的に7.8%の削減を行ったことに端を発しています。

そして、こうした無法なやり方で実施した国家公務員の給与削減を、今度は要請という形で地方自治体に押しつけてきたのです。本来、地方公務員の給与は、人事院勧告に基づき、議会の議論を通じて自治体が条例で定めるよう法律で決まっています。

今回の要請は、こうした人事院勧告によることなく、一方的に地方に押しつけてきたものです。その上、給与の削減を確実に実行させるため、地方自治体固有の財源である地方交付税を給与削減分だけ勝手に削減し、地方自治体が財源不足を補うためには、給与の削減をするしかないというところに追い込むという、無法で卑劣なやり方をしてきたのです。こんなやり方を一度でも許せば、これが前例となり、次々に地方自治を踏みこむ乱暴なやり方が打ち出されてくるのが考えられます。

こうした政府のやり方に対して、市は、この無法な要請をきっぱり断るどころか、市長、副市長、教育長まで含めて要請に応じてしまったのです。櫻井市長は、こうしたやり方は容認しがたいと口では言いながら、地方交付税が不交付団体の場合でも要請に応じると答弁し、政府のやることには何でも従うという態度を明らかにしました。

また、3月議会で平成25年度予算を審議した際に、地方交付税に今回の給与の削減分を見込んで予算を計上していたのに、議会には何の説明もありませんでした。その上、今回給与の削減が行われれば、その削減分が余剰財源となり、それを財政調整基金に戻すことも明らかになりました。職員の給与を政府の法的根拠のない要請により削減をしておいて、余剰となった削減分を財政調整基金に積み立てるのは、どう考えても筋が通りません。地方自治体の長に求められるのは、政府の無法な要請に対してはきっぱりと断り、市民や職員、議会にそのことへの理解を求め、一緒になって政府の無法なやり方をはね返すことではないでしょうか。それが地方分権の姿であり、地方自治のあるべき姿ではないでしょうか。

以上のとおり、地方自治を踏みこむ要請に応じるこの3議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

7番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、21番 大井捷夫議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

議案第45号一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例に対しまして、賛成討論をさせていただきます。

平成18年3月に、亀山市人権尊重都市宣言を市議会で採択しております。それ以来、亀山市は、さまざまな人権施策に取り組まれてきました。また、平成20年6月には、男女が生き生き輝く条例の制定、22年3月には、亀山市まちづくり基本条例が制定され、さらに同年4月には、共生社会推進室を設置し、人権施策や啓発の強化など、人権意識の高揚を図るための取り組みを進められてきました。これらの経過を踏まえて、平成23年度には、人権に関する市民意識調査を実施され、その調査結果は、市民の人権への関心が高まっているとの報告がなされたところでございます。

また、この条例は、まちづくり基本条例との整合が図られております。市民と協働して、市民一人一人の人権が尊重される亀山市をつくろうとするものであります。

人権は、21世紀のキーワードとして言われております。国際的、国内的に重要な課題となっております。今回の一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例は、世界人権宣言、日本国憲法及び人権尊重都市宣言の理念を根底に捉えているところで、市として、より積極的に人権が尊重される社会の実現に努めていくことを明らかにするとともに、人権施策審議会を設置して、人権が尊重される社会の実現に関する基本となる具体的な方針を定めていくことなど、市の積極的な姿勢を将来にわたって市民に示すものとして制定するものであると考えます。

市と市民がともに人権尊重のまちづくりに取り組んでいくことによって、市民一人一人の人権が尊重される亀山市をつくるためにも、一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定が必要であると考えます。

以上、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、討論を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

21番 大井捷夫議員の討論は終わりました。

次に、10番 岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

それでは、議案第51号亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について、議案第52号亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について、議案第53号亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、以上3本の条例について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の国の給与減額要請は、自治体の一般財源を保障すべき地方交付税を一方的に削減し、地方公務員給与の削減を要請するなど、地方分権改革の流れに反した中央集権強化への動きや、地域経済への影響といったことを考慮いたしますと、遺憾なことではあります。

しかし、一方で国と地方の関係や、また国においては、東日本大震災の復興財源捻出のため、2年間の国家公務員の給与削減を行っております。大震災からの復興は、国のみならず、地方公共団体においても一丸となって取り組むことが必要なことから、国家公務員給与削減特例法附則第12条を尊重し、地方公務員においても、国に準じた給与の削減はやむを得ないものと考えるところであります。

また、現今の亀山市の財政状況、また他市における対応、職員給与のラスパイレス指数に対する市民の捉え方、職員組合との交渉結果など、こういったことを含めて考慮いたしますと、今回の特別職を含めた職員の給与削減に関しては、賛成をいたすものであります。

議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

10番 岡本公秀議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案について、起立採決をいたします。

採決に先立って、この際、お諮りいたします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案等に対して反対とみなすことにいたしたいと思ひ

ますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、起立採決により着席している場合は、反対とみなすことといたします。

それでは、討論のありました議案第45号一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について、起立により採決いたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第45号一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第51号亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第51号亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のありました議案第52号亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について、起立により採決いたします。

本案についての委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第52号亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第53号亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、起立により採決いたします。

本案についての委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第53号亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のありました議案以外の議案46号から議案第50号まで、並びに報告第11号及び報告第12号までの7件について、一括して起立により採決いたします。

本各案についての委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、

議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について

議案第47号 亀山市税条例の一部改正について

議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第50号 財産の取得について

報告第11号 専決処分した事件の承認について

報告第12号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決しました。

次に、日程第12、請願の審査報告を議題といたします。

請願第1号及び請願第2号についての各常任委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

平成25年6月25日

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成25年5月30日
件 名	風疹の予防接種費用に公費助成を求める請願
請願者の住所・氏名	三重県津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和
紹 介 議 員 氏 名	竹井道男、中村嘉孝、服部孝規、新 秀隆、豊田恵理
委 員 会 の 意 見	主旨を了とする
審 査 の 結 果	採 択
措 置	請願の写しを市長へ送付する、関係機関に対し意見書を送付する

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

平成25年6月27日

総務委員会委員長 中崎孝彦

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

別表

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	平成25年6月5日
件 名	T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願
請願者の住所・氏名	三重県津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和 他8名
紹 介 議 員 氏 名	服部孝規、福沢美由紀
委 員 会 の 意 見	願意に添いがたい
審 査 の 結 果	不 採 択
措 置	

○議長（櫻井清蔵君）

これより請願の審査報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（櫻井清蔵君）

ないようですので、質疑を終結し、請願第1号及び請願第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、請願第2号T P Pへの参加に反対する請願に賛成の立場で討論します。

この請願は、T P Pに参加しないこととT P P参加までの日米2国間協議を中止するよう、政府関係機関に意見書を提出するように求めるものであります。

このT P P参加の危険性は、事前協議の段階で既に明らかですが、それは第一歩にすぎません。交渉への本格的な参加、そして交渉の妥結までに至るさまざまな段階で、次々に新たな譲歩が迫られ、国民の利益と相入れない事態がさらに広がる懸念があります。

本交渉に参加する際には、先行する交渉国が既に合意した内容は無条件で受け入れ、議論を蒸し

返さない、現交渉国による交渉打ち切りも拒否できないといった、極めて不利な条件を丸のみすることが求められます。しかも、交渉内容は、それまで一切知ることができないというのであります。これでは交渉で我が国の主張を反映させるどころか、でき上がった文書にサインさせられるだけではありませんか。

先日、新聞報道でT P P政府交渉筋の話として、聖域半分守られればいいという大きな見出しで報道がされました。交渉に入る前の時点で、既に聖域の半分、こういう発言がされているのが実態であります。

私たち議員団は、亀山市の田園風景など豊かな自然や地域社会を守り、多くの市民の暮らしや営業、さらに安心・安全を守るためにも、T P P交渉参加はすべきではないと考えています。

こうした立場から、この請願の採択に賛成するとともに、議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の討論は終わりました。

通告による討論を終結し、請願第1号について、起立により採決をいたします。

本請願については、委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第1号風疹の予防接種費用に公費助成を求める請願については、採択することに決しました。

次に、ただいま討論のありました請願第2号について、起立により採決いたします。

本請願については、委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立少数であります。

したがって、請願第2号T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願については、不採択とすることに決しました。

次に、日程第13、議案第54号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第54号工事請負契約の締結についてでございますが、白川小学校耐震化事業に伴う白川小

学校耐震工事について、平成25年6月24日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は1億8,900万円、契約の相手方は亀山市田村町1995番地の31、白川建設株式会社、代表取締役 服部 清でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はございませんので質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案第54号工事請負契約の締結については、教育民生委員会にその審査を付託いたします。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 2時58分 休憩）

（午後 4時15分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど教育民生委員会にその審査を付託いたしました議案第54号を議題といたします。

教育民生委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第54号 工事請負契約の締結について

原案可決

平成25年6月28日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

○議長（櫻井清蔵君）

森 美和子教育民生委員会委員長。

○8番（森 美和子君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、先ほどの本会議で付託のありました議案第54号工事請負契約の締結についての審査に当たるため、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

白川小学校耐震化事業に伴う工事の進め方について、工事中の教室や便所の使用について質疑があり、これについては、4つの工区に分けて工事を行い、工事にあわせて各教室等を順次移動するとともに、便所については、職員用便所、屋外便所を使用するという答弁でありました。

また、工事期間中の運動場及び駐車場の使用について質疑があり、これについては、運動場の使用は制限されるが、安全管理に努め、地元へは事前に十分な説明を行い、周知に努めるとの答弁でありました。

また、耐震工事という特化した工事であるが、落札業者には実績があるのかという質疑があり、実績はあるという答弁でありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第54号について討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、議案第54号について起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第54号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第14、委員会提出議案第1号風疹の予防接種費用に公費助成を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

森 美和子教育民生委員会委員長。

○8番（森 美和子君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第1号風疹の予防接種費用に公費助成を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

風疹の予防接種費用に公費助成を求める意見書。

国立感染症研究所感染症情報センターは、ことしの風疹の患者報告数が2013年6月12日時点で1万102人、うち三重県は57人と発表しました。この数は、昨年1年間の患者数に比べ、既に約4.2倍に上り、今後もふえ続けると懸念されています。今後の流行・拡大を防ぐためにも、予防接種を受けることがこれまで以上に重要となってきます。

現在、定期接種の対象は、1歳児（第1期）と小学校入学前1年間（第2期）です。しかし、現在流行の中心となっているのは、患者数の約8割近くを占めている男性、特に20代から40代の人たちです。この世代は、未接種者が多い世代と言われています。また、妊娠初期の女性が風疹にかかると、胎児に先天性風疹症候群の障害が出るおそれがありますが、2012年以降、先天性風疹症候群は、全国で10人が発生しています。こういった現状の中、妊娠前に予防接種を受けることが重要視されています。

以上の現状を踏まえ、下記の事項について早急に行われるよう要望します。

記、1. 予防接種未接種者が予防接種を受けるために必要な措置を講じること。

2. 県や各自治体が行う公費助成等に対し財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

これをもって、提案理由の説明といたしますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

提案理由の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。通告はございませんので、質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は常任委員会への付託を省略することに決しました。

これより本案について討論に入りますが、通告はございませんので、討論を終結し、委員会提出議案第1号風疹の予防接種費用に公費助成を求める意見書の提出について、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第1号風疹の予防接種費用に公費助成を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第15、議員提出議案第5号橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」の撤回・謝罪を求める決議についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第5号橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」の撤回・謝罪を求める決議について、決議の朗読をもって提案理由の説明といたします。

橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」の撤回・謝罪を求める決議。

日本維新の会共同代表、橋下 徹大阪市長の従軍慰安婦に関する一連の発言は、多くの人々の人権、そして尊厳を著しく侵害するものである。

これらの発言が市民の人権を守り抜くべき公人によるものであることは、基本的人権を尊重する日本人として、また市民の人権を擁護する立場である亀山市議会議員として看過できない。

よって亀山市議会は、橋下 徹大阪市長に強く抗議し、発言の撤回と謝罪を求め、ここに決議します。

これをもって、提案理由の説明といたしますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

提案理由の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議員提出議案に対する質疑をさせていただきます。

今回、問題としているのは、その橋下市長の発言のどの部分であるのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

伊藤議員の質問に答弁をいたします。

テレビ等でも盛んにやられましたので、皆さんご承知だと思いますが、慰安婦制度は必要だったという、こういう発言がありまして、それ以降いろんな場で同じような発言がされております。こういう一連の慰安婦制度についての橋下 徹氏の発言ということをお聞きしているということでもあります。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

必要だったという部分であるということではあるんですけども、いろいろと今までテレビ等でも聞いた情報によれば、それこそ、そのテレビであれマスコミが発言の全てを正確に伝えていないという橋下氏自身の発言もあるわけです。やはりそういう意味では、全てを確認した上で判断する必要があるのではないのかという意味で、いろいろと質疑をさせていただいておるわけなんですけれども、その必要だったという部分であるんですけども、橋下市長の発言がいろいろとあるんですけども、その必要だったという、それに関する部分だけであるのか、この橋下市長が発言された一連のそれに対する弁明まで含めた全ての部分を問題視して撤回とまで言われているのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それでは、お答えいたします。

確かにいろんな弁明をされておりますけれども、一貫してこの慰安婦制度が必要であったということについては、彼は撤回もしていないし、謝罪もしていないという意味で、このことに対しての発言に謝罪ないし、撤回を求めるということであります。

○議長（櫻井清蔵君）

ご静粛に願います。

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

一連の必要だったという部分、それを認識されたということではあるんですけども、私も橋下氏の発言を全部とは言いませんけれども、一定の量をいろいろ見させていただきました。その中で、必要であったということは、橋下氏が必要であったというふうな認識であるのか、あるいはその時代に必要であったという認識が存在していたというのであるのか、その辺の話が非常に人の受けとめ方によっても違うのかなという部分も感じられました。

それにおきまして、今回、橋下氏もマスコミ等の取材で従軍慰安婦という制度そのものに関しては、これは容認できないというふうな発言をされていまして、その上で必要な部分というのをたしか主張されていたと思うんですけども、この橋下氏の発言一連が、橋下氏が必要だというふうにしていた。言ってみれば、従軍慰安婦という制度そのものを肯定しているぐらいのものであると、それぐらいの認識を持っておられるのか、あるいは、この従軍慰安婦という制度を容認はしていないとするものの、それらにまつわる方々の人権などをというその表現の問題であるのか、その辺の認識を聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それでは、お答えいたします。

随分この発言内容について突っ込んだ質疑になってきていますので、少し発言そのものを読みたいと思うんですけれども、いわゆる「必要なのは誰だってわかる」という言葉がありました。「銃弾が飛び交う中、つわもの集団を休息させようとしたら必要なのは誰だってわかる」という発言があったと思います。この「誰だってわかる」という言い方の中には、私を含めということに日本語では理解できるというふうに思っています。だから、後から私はそういうふうには思っていないんだというふうな釈明はされましたけれども、少なくともこれが問題になる前の段階で、発言をした段階では「誰だってわかる」と、こう言ったわけですから、それは一般的に日本語として理解すれば、私を含めみんながわかるんやと、誰でもわかるんだということになるんで、これはやっぱり自分もそう思っているというふうにしか私はとれないんじゃないかなというふうに理解しています。以上です。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

私も議員提出議案の第5号について、質疑をさせていただきます。

通告によりますと、今伊藤議員と同じような、どこが問題であるのかということで、今非常に難しい議論を聞かせていただきましたので、私の視点は、この決議を亀山市議会として決議することが本当になじむのかという視点で、たびたび歩くのもあれですので、3つまとめて質問させていただきます。

まず、確かに発言の内容についての撤回・謝罪を求める決議というご提案です。しかしながら、やはり橋下市長、あるいは日本維新の会の共同代表である方が、どうしても我々としては政治的要素を兼ねた、そんな中で判断を迫られているようにどうしても思えてくるんです。

そこで質問ですけれども、議員が提案されるのは、あくまでもこの慰安婦に関する発言に特化して賛否を問う提案なのかということが1番目。

2番目は、そうなりますと我々今から議会、あるいは議員として国政に何らかの大きな影響力を持つ方々の、例えば政治家、あるいは政治家でなくてもいろいろ評論家等、そういう方々に我々議員あるいは議会が常にその方々の発言をチェック、いわゆる言動に対して大きな高い関心とアンテナを張って、その都度亀山市議会として何らかの決議という手段を用いていくべきだという提案者はお考えなのかというのが2番目です。

それから3番目は、やはり亀山市議会という大きな、あるいは重い看板を立ててこれを決議するということであるとしたら、やはり全会一致に近い形で決議をされるのが私としては好ましいと思いますが、提案者はどう思うか、その3点についてお聞きします。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず一番初めに、こういう決議が市議会の決議としてなじむのかということで、この発言に特化したものなのかということをお聞きしました。決議の中にも書いてありますように、いろんな橋下氏

については、いわゆる政治的な行動もありますし、市長としての言動もあります。そのことを取り上げてどうこう言っているわけではなくして、あくまでのこの従軍慰安婦、この問題についての発言、これに対してやっぱり人権という立場から問題ということで特化したということでご理解いただければいいかと思います。

それから2つ目、他の人が発言をしたときやるのかやらないのかという問題ですけれども、これはもう、それぞれそのときの議会で判断いただくものだろうというふうには私は思いますけれども、ただ今回、それではなぜ、たくさん議員の皆さんからも言われましたけれども、なぜ今回、亀山市議会でこういう決議を提案したんやということです。これは、私の思いとしては、人権条例が提案をされて、随分私自身も憲法から何かいろいろ勉強しましたし、人権って一体何なんだろうということもやりました。そんな中で、人権についてはきちっと考えていく必要があるし、人権の侵害、特に公権力による人権の侵害というものに対しては、やっぱり厳しくいかなきゃならんという、これは議論のときにも言いましたけれども、市民間の言動とはまた違う、重いものを持っている。事実、その橋下氏の発言が中国、韓国、アメリカまで影響を与えて外交問題にまで発展しているということがあります。そういう意味でいくと、人権ということを考えて場合に、非常に大きな問題を抱えているのではないかなというふうに思います。だから、こういう人権条例を議論した議会であるからこそ、この問題は、やっぱりやるべきだというふうにして提案をさせていただきました。

それから、最後に市議会である以上、全会一致ということであるべきだと、私もそうありたいと思いました。そのために、各党派の方に、無党派の方も含めて皆さん方にご相談もさせていただきました。しかし、残念ながら皆さんいろんな考え方をお持ちですので、全会一致ということには至りませんでした。そういう意味では努力不足かも知れませんが、しかし、先ほど言いましたように、この6月議会、人権条例を議論したこの議会でこの人権問題はきちっとやらなきゃならんという思いから、あえて、2人の提案者になりましたけれども、提出をさせていただいた、こういう経緯であります。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

真摯なご答弁ありがとうございます。

やはり、私個人としても数々の発言の中には問題が多いと認識をしている一人でございます。ましてや、特に人権に関しての問題、人権にかかわる条例がこのたび採択されて、提案者、賛成していただかなくて残念なんですけれども、そんな中で、やはり私個人としてもこの慰安婦の発言に関しては、思うところがございます。しかし、提案者に最後に一つだけ聞きたいんです。私が、あるいは皆さん議員がこの提案に賛成しない場合、この橋下発言を容認したと見るのか、この辺の認識を聞きたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

お答えいたします。

まず、私、提案者として発言を容認したと見るのかということについては、私がそういうふう

見るとか見ないとかという問題ではないのではなかろうかというふうに思います。というのは、議員の皆さんと色々な話をさせてもらいましたけれども、この発言についてはけしからんのやという思いを持ってみえる議員さんも見えました。その方が必ずしもその議案、こういう決議を提案することについて賛成されない場合もあります。だから、それぞれいろんな考え方があって、いろんな思いがあって、この賛否を決められるんだろうと思うんで、私のほうでそれについて単純に、いわゆる決議に反対したからどうか、賛成したからどうかというようなことを、提案者として判断をすとか、物を申すとかということではない。言うならば、これを聞いている、見ている市民の方が最終的に判断されるんだろうというふうに、私は思います。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

最後に感想だけ。

前段の質問の中で、この提案は、いわゆる人権に特化した、いわゆる発言に対しての提案だというご発言のご答弁をいただきました。今のご答弁ですと、いろんな思いの中で判断してもらうというようなことには、ちょっとそごがあるかなというふうに思います、私はね。やはり、我々当然、国政等注視しながら議員活動をしなければいけないことは十分承知しております。議会基本条例の本旨であります我々は亀山市に対してのしっかりしたチェック機能、そして評価機能、そして提案機能を私たちは義務づけられています。そんな意味で、ごくごくもっと近いところで、そういう政治的なものは当然私の一つの資質を育てる要素として、素因としては心の中に持ちあわせていきたいと思っておりますけれども、このとかく政治的要素、あるいはにおいという表現は俗っぽいんですけども、これに関して議会で採択をする場合は、よほどの皆さん議員全体の意志が固まった中で、亀山市議会という大きな重い看板を立てて、私は決議すべきだという意見を申し上げて、私の質疑を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

最後に誤解があったように思いますので、再度、発言をさせていただきます。

それぞれの議員の方が、いろんな思いがあるというのは、あくまでもこの特化した発言に対してそれぞれの方がいろんなことを広げて考えてみえるという意味であって、私がこの問題を広げて考えるということではなくして、あくまでも私たちが提案しているのは、この発言についての問題を出させてもらった。それを受ける側の議員さんの中に、その問題を、この発言だけということを取り上げるのではなくして、いろんな形で取り上げられる方も見える、考える方も見えるという意味で言わせていただいたんで、決して私のほうで範囲を広げるとか、そういうことはありませんので、この点だけは誤解なきようお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

以上で予定しておりました通告による質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

本案については会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会の付託を省略いたしたいと思

います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は常任委員会への付託を省略することに決しました。

これより本案についての討論に入ります。

通告に従い、発言を許します。

7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

議員提出議案第5号橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」の撤回・謝罪を求める決議に対し、日本共産党を代表し、賛成の立場で討論します。

日本維新の会共同代表であり、大阪市長でもある橋下 徹氏による従軍慰安婦に関する一連の発言は、被害者の方々初め、多くの人々の人権や尊厳を著しく侵害するものであることは、皆さんご承知の事実であります。

この5月30日には、国連の拷問禁止委員会が日本政府に勧告を言い渡しましたが、軍性奴隷制いわゆる従軍慰安婦の項については、今回の橋下氏の発言を踏まえたもので、2007年に行われた勧告よりもさらに厳しいものになりました。しかし、橋下氏はいまだに発言を繰り返し、勧告にあるように、被害者初め多くの人々に心的外傷をさらに与え続けています。

また、先ほど質疑でも申し上げましたが、今議会には人権条例が提案され、さまざまな議論がされました。この時期にこそ、私たちは市民の人権を擁護する立場にある市議会議員として、この公人である橋下氏の発言について、抗議の意志を示すことに意義があるのではないのでしょうか。

この決議が採択されますよう、議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

7番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

討論を終結し、ただいま討論のありました議題について起立採決をいたします。

議員提出議案第5号橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」の撤回・謝罪を求める決議について、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立少数であります。

したがって、議員提出議案第5号橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」の撤回・謝罪を求める決議については、否決することに決しました。

次に、日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づき、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「補助金制度のあり方」について
2. 理 由 亀山市の各種団体等に対する支援として、公平・公正な観点から市の補助金制度について調査・研究を行う

平成25年6月27日

総務委員会委員長 中 崎 孝 彦

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「学校等における防災教育」について
2. 理 由 亀山市の子どもの防災意識の向上を図るため、学校等における防災に関する教育について調査・研究を行う

平成25年6月25日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「地域における産業振興」について
2. 理 由 亀山市の産業の活性化を図るため、企業誘致や雇用対策及び企業に対する支援施策等について調査・研究を行う

平成25年6月24日

産業建設委員会委員長 前 田 耕 一

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

○議長（櫻井清蔵君）

お諮りいたします。

各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。

以上で今期定例会の議事を全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成25年6月亀山市議会定例会はこれをもって閉会といたします。

（午後 4時49分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。
平成25年6月28日

議 長 櫻 井 清 蔵

3 番 新 秀 隆

14 番 宮 崎 勝 郎